

承久亂評

熟、惟ふに、保元以來武門頻りに勢を得、源頼朝に至りて海内を平定し、遂に幕府を鎌倉に開き、王權の下移を致せるを、上皇深く憤らせ給ひ、兵力に訴へても之を恢復せんとし給へるは理なり。況や雄雄しき天資を稟けさせ給ふ上皇に於せらるるをや。後世の史家、或は其の輕學を云云する者あるは、徒に成敗の跡を見る眼を具ふるも、未だ皇室と鎌倉との關係を明にし、併せては成敗利鈍をも顧みること能はざる、切迫せる事情に刺戟せられては、そもそも忍び難きことのある、人情の機微を察する明なき論といふべし。蓋し王權の恢復は、後三條天皇以來の皇謨なれば、苟も皇權を犯す勢の見はるるものある時は、直ちに之を倒さんとして、また源平藤橘を問ひ給ふ追あらざりしは、世世の御門の思召なりき。後三條帝の藤原氏の權を殺き給へる、白河・鳥羽二帝の僧兵を制し給へる、後白河帝の平氏を謀り給へる、又義經に宣旨して頼朝を討ぜしめ給へる、皆な此の御宿謀に基かざるものはあらざるべし。然れども事常に御志と違ひ、却て武人の乗ずる所となり、漸く其勢を増長せしめ、頼朝の時に至ては、遂に豪健僭上の勢を抑ふる能はず、理非を分たず、皆な其請を聽さざるを得ざる勢となりしのみならず、其の守護・地頭を置くに及びて、朝權のいよいよ輕く、武權のますます重きを見給ひては、如何に憤懣に堪へ給はざりけん。況や寡妻陪隸の其政に當て、於以上の倨傲暴慢に流るるを見給ふをや。而して歷代繼承し給へる皇謨は、上皇亦須臾も忘れ給ふべきにあらねば、争でか夢寐にも之を忘れたまふことのあるべき。されば夙に皇位を退きて人の耳目を避け、院に居て政を聽き、親から武を講じ刀を鍊り、刀を賜うては武人を懷け、遊を催しては人才に親み、水泳武術極めさせられざるなく、大臣には通親・良經など、有爲の材を拔擢ありて、前後相續きて補佐せしめ奉りしも、思へば皆

な是れ密に時の至るを待ち給ふ御心組にあらせられざるはなかりしなり。然り而して鎌倉は頼朝の薨後、主輕く臣重く、陰盛に陽微に、金石爲に飛び、諸將和を缺くに、上皇機を察して運らし給ふ離間の策も漸く熟して、遂に梶原景時の亂となり、城長茂・資盛の亂となり、和田義盛の亂となり、尋で比企氏は名越に枉死し、頼家は修禪寺に幽死し、實朝は鶴岡に横死し、二才の幼主上に知るなく、老獐の執權下に驕れば、關東武士の疑懼、此時より甚だしきはあらざるべし。幕府將士の服せざること此の如く、諸國武士の反すること彼の如く、而して近くは和田の餘黨の六波羅を窺ふあり、阿野時元の駿河に叛するあり、之をいかでか機已に熟せりと思はれざらん。時しも偶、龜菊の事に依りて、義時の命を奉ぜざるを御覽せられ、嚇として逆鱗ましまし、忽ち此の征討の宣を下し給へるは、恰も引詰めたる箭の、自ら弦を離れたる如くなれば、龜菊の事は畢竟是れ導火線に過ぎずして、其實は歷代皇謨の此に激發したるなり。然るに天運は深遠にして測り難く、上皇の已に熟したりと見給ひし機は、未だ熟せざりしか、再び前代の覆轍に陥り給ひ、却て北條氏の勢威を盛ならしめしは、寔に百世の恨事と謂ふべきなり。如何ぞ直ちに之を輕學と評し奉るを得ん。當時京師に在て鎌倉の變亂を見、天下の將士の反服常なきを察し、而して幕府の日に朝威を犯すを思はば、此の御師は實に忍ぶべからざるに出でて、且つ討伐の好機に投じ給へるを知るに足らん。然り而して其の敗亡に歸せし所以は、思ふに久しく武人の壓抑を被りし皇家の式微衰弊の極、力能く新進の武力に敵し難かりしに因るのみ、戰の罪にはあらざるなり。○十四日、入道中納言藤原宗行、駿河國藍津原に殺さる。年四十七、刑に臨みて念誦讀經怠らざりきといふ。(吾妻鑑・承久兵亂記・大日本史) 宗行は左大辨行隆の子にして、建保六年權

藤原宗行  
殺さる



宗行墓

舞澤にて  
藤原忠信  
赦され歸

實朝將軍  
後室の書

中納言に任せられし人なり。宗行の墳墓は、駿東郡藍澤に在りて、路傍に廢替せる一小祠と、剝落せる一片石と存せるのみ、卿人呼びて御公家様といふ。藍澤は、御殿場を東に距ること數町、東田中村新橋に在り。(掛川志稿) ○八月一日、坊門大納言藤原忠信、千葉介胤綱に押送せられて、遠江國舞澤に至り、特に赦されて京師に歸る。(吾妻鑑) 忠信は内大臣信清の子にして、建保五年正二位に叙し、明年權大納言に任ぜらる、忠信の妹は將軍實朝の室なれば、嘗て實朝右大臣に任ぜられ、大臣大饗を設くるや、忠信尊者として、諸卿と俱に鎌倉に至れることもありしが、此役起るに及び、兵に將として淀を守りければ、王師敗るる時、北條氏執へて鎌倉に送り、今日此地に至りて將に殺さんとせしなり。然るに忠信の執へられて、關東に下らんとせし時、實朝將軍の後室西八條禪尼、舊好を以て二品禪尼政子に哀訴せしことあり。曰く、

われ右大臣におくれてかのぼだいをとふよりほかたじなし。みつすゑがうたれしあさより、うちのおつるゆふべまで、おうなのころのうたてさは、むかしのよしみころにかかるきやうだいをしらす。きみのかたむかせ給ふをもわすれて、三代しやうぐんのあとのほろびんことをかなしみてなむ、八まん大ぼさつまもらせ給へと、ころのうちにいのりて候ひし、此のことただのぶのきやうたすけんといつはり申候はし、大ぼさつの御ころもはづかしかるべし。かすならぬみのいのりにこたへて、かかるべくとはおもはねども、心ざしを申すばかりなり。しかるにじひごころには、うちたえしらぬ人もたすけあはれむはならひなり。いかにいはんやまさしきあにをたすけざるべき。つみのふかさはさこそ候らめども、これしかしながらわれにゆるすとおぼしめすべからず。う大じん殿にゆるしたてまつるとおもひなして、たゞの

ぶのきやうのいのちをたすけさせ給へ。云云(承久軍物語)

伊豆守山  
田重繼敗  
死

前遠江守  
大江親廣

駿河守平  
賀惟信配  
流

大場十郎

と、二位禪尼、右京大夫等之を見て其心を憫み、書を胤綱に與へて赦さしむ。使者急ぎ京師に上る途、舞坂に至て胤綱に遭遇し、其書を胤綱に與ふ。胤綱乃ち忠信を赦して京師に還らしむ。忠信幾もなくして僧となり、義時之を越後に流す。(大日本史) ○伊豆守山田重繼の父を重忠といふ。此役王師に屬し勢多を守れるが、泰時來り宇治を犯すに及びて、諸將敗績し、重忠獨り支ふる能はず、諸將と同じく兵を引きて還る。上皇門者を戒めて納れしめず、曰く、汝の之く所に任ずと。重忠門を叩き大に詬て曰く、噫懦主の爲に誤らると。馳せて嵯峨の山に入る。既にして賊兵來り逼るを、重繼僧伊豫坊と防ぎ戦ひければ、重忠間を得て自殺す。重繼も亦矢に中て擒にせらる。(大日本史・承久記) ○前遠江守大江親廣は、大膳大夫大江廣元の子なり。將軍實朝薨ぜし時、追悼して已まず、薙髮して蓮阿と稱し、檢非違使藤原光季と京畿の守護となる。上皇義時を討するに先だち、城南寺の流鏑馬に託して親廣を召す。親廣悟らず、五十餘騎を從へて行く。上皇親ら問はせ給ひて曰く、汝義時の爲にするか、將た朝廷の爲にするか、速に去就を決せよと。親廣窮蹙爲す所を知らず、終に對へて曰く、願くは力を朝廷に盡さんと。仍て直ちに誓書を徴さる、泰時等宇治・勢多に逼るに及び、藤原秀康・下總守中條盛綱等と、之を倉渡に拒ぎ、兵敗れて遁去る。(大江系圖・大日本史・吾妻鑑) ○駿河守平賀惟信は、新羅三郎義光に出づ、義光の四子左兵衛尉盛義は平賀冠者と稱す。子孫因て氏とす。盛義の子義信、頼朝の薦を以て武藏守となる。義信の子は惟義、惟義の子は惟信、惟信は此役王師に屬せしに、軍敗れて流竄せらる。○大場十郎近郷は、伊豆國大場村の領主にして大場に住せしが、此戦に功ありて下總國

事蹟



青砥藤綱  
は伊豆の  
工業衰ふ

御厨の事

青砥を賞賜せられ、移住して終に氏とす。四世の孫藤満の裔に左衛門藤綱といふ者あり。北條時頼に任用せられて、著名の人なり。(豆州志稿) ○茲年夏京師に亂あつて後は、京師の織部司漸く衰へ、絹を製すること甚だ尠く、地方諸國に於ては、全く之を廢するに至れるものも少なからず。我が駿・遠・豆の如きは、未だ全く廢するには至らずと雖も、亦大に衰へて已に産物と稱するには足らざるなり。聞く當時絹繩を製して産物とするは、僅に加賀・丹後・尾張等數國に過ぎずと。管織部司の衰微したるのみならず、修理職・木工寮等も並に衰へければ、諸國の木工業も、從て衰へしは止むを得ざるなり。但し一般の木工業は此の如く衰へたりと雖も、其の技術の進歩は却て見るべきものもあるなり。即ち其の獨特の妙技を振て、木工の妙手と稱すべき者は、諸國各所無きにもあらず。而して其の最も多きは奈良・京師にして、是に次ぐは我が伊豆及び相摸・武藏・安房等の木工なりといふ。○此頃、二所大神宮御領の諸國に在るもの、即ち神戸・御厨・神田・名田等を悉く注文せられ、其の足らざるものは之を補足せり。蓋し京師の亂の平定を賽するなり。想ふに古昔は、二所大神宮の御領を、神戸・神田等數種に區別して稱せしが、是よりは總べて御厨と呼びしが如し。但し御厨の稱は、此時始めて起りしにあらずして、其の起原は最も古きものの如し。抑も御厨の稱たる、太神宮の供御料の謂にして、又之を御蘭といふは、其の御田蘭といふが如きなり。往古は諸國に御厨を置きて、租税産物等を貢せしめ、之を御戸代とも・神戸とも、又神田とも云ひて、其地に太神宮を祀りしなり。後世猶ほ御厨・神田等の地名所に残り、其處には必ず太神宮の社あるは、往昔の遺蹟の存するものと知るべし。但し御厨の名は神領のみに限らず、公の御供料地をも爾か稱することもなきにあらず。而して太神宮御厨

大神宮の  
七ヶ國封  
戸七ヶ國  
の封戸

口入神主  
上分  
御厨荒廢  
嶽南御厨

遠江國

- 新神戸内三度 御祭御神酒三缶 瓶苦祭料懸刀
- 造酒 米八石 荷前御調二疋 織御衣一疋 雜
- 用荷前御調絹一疋 生絹一疋 荷前御綿五十二
- 屯 木綿二斤 種薑一斗八升 疊四十枚 蒲立
- 薦七枚 外宮畧之

二宮

事蹟

- 本神戸 中田神田 八石 六十町
- 新神戸 濱名神戸 四十四石八斗 九十一町六
- 段

- 新封戸 篠原神戸 九町三段小
- 小高御厨 二宮 三百丁也
- 内宮領 上郷 上分六石 口入三十石
- 外宮領 下郷 上分六石 雜用六十石



尾奈御厨 内宮 五十五丁 十七石五斗

内宮領 上分十九石 凡絹三十疋

都田御厨 内宮 八十九町

内宮領 上分田見作 段別一斗

蒲御厨 内宮 五百六十丁

内宮領 上分卅石

鎌田御厨 二宮 百丁 上分廿一疋

同御厨 良角神領 二宮 内上分三石

刑部御厨 二宮 百餘丁

内宮領 上分卅石 魚卅斤

外宮領 上分三石

祝田御厨 内宮領 五十四町

美蘭御厨 二宮 五百町

内宮領 上分卅石 口入廿石 長日御幣紙

外宮領 三百六十帖

外宮領 上分二十石 雜用二十石

豐木御厨 二宮 百四十三町

内宮領 上分十石

外宮領 上分三石 雜用七石

大墓御厨

外宮領 上分八丈絹二疋 雜紙十帖

池田御厨

大崎御厨 外宮領 雜紙九十帖

小牧御厨 宮治乃御厨 小松御厨 佐久目御厨

山口御厨 外宮領 小高御厨 外宮領山口に同じ

方田御厨 祝田におなじ 土田御厨 都田の名

駿河國

大津御厨 二宮領 百八十町

内宮領 上分 白布卅段 紙三百帖

外宮領 上分 中布卅段 雜用三十段

大津新御厨 二宮領 二百町五反八十步

大沼鮎澤御厨 二宮領 二十五反百八十步

内宮領 布十反 又布六反 錢雜用料

外宮領 見作三分一地利

方上御厨 内宮領 上分三十石 百七十八町

六反

高部御厨 上分百石 口入三十石

塚本御厨 内宮領

(神風抄)

尾奈御厨

小高御厨

大津御厨

鮎澤庄

高部

小楊津

塚本御厨

淺機山の

淺間社火

濱名湖邊に神戸庄あり。三ヶ日・尾奈等二十ヶ村を包有せり。三ヶ日・尾奈には、各、神明社ありて、太神宮を

祀れり。○小高も山口も同地なりといふ者あれども、佐野郡に小高庄大池郷あり。同郡別に山口庄・山口郷

あり。而して大池郷は、佐野郡の西邊に、山口郷は其の東邊に在れば、二所或は異なるか。山口は後の日坂

なり。○大津御厨は止駄郡に在り。(駿河風土記) ○駿東郡に鮎澤庄あり。此の庄内に御厨領と稱する所あり。

又東田中村に太神宮の古社あり。是れ其の遺跡なりといふ。(駿河風土記) ○方上御厨は益津郡に在り。○高

部御厨は、庵原郡草ヶ谷村高部山大乗寺の前なる田間に、宇高部と稱する所あるが、其の遺跡なり。郷・庄共

に高部の名ありといふ。○小楊津は、止駄郡に村名・郷名共に存す。○止駄郡に岡部村あり、岡部御厨の跡

か。(駿河風土記) ○田方郡に塚本・御園二村東西に相並べるは、もと一村たりし故なるかも知るべからず。而

して御園村に神明社ありて、天照太神を祀れるは、塚本御厨の跡なるべし。(豆州志稿) ◆四年二月廿日、此

日夜丑刻、駿河國安辨郡淺機山淺間社、及び惣社等に神火あり。社殿悉く焼失せり。依て之を鎌倉に報ず。

是れ此社炎上の始めか。○四月十三日、貞應と改元す。



淺間山の猿

◇貞應元年、茲年夏、武田太郎信義、駿河國淺間山の麓に狩し、群猿を追うて市内に出し、東西に奔走して之を射、終に三頭を射殺し、三頭を生擒せり。因て之を携へ歸て、生けるをば繋ぎ、死せるをば其傍に置きしに、一頭は其の死猿を熟視すること少時、忽ち之を抱持せしが、之も亦尋で死したりけり。之を見る者評して曰く、是れ必ず其妻子の類なりしならん、憐むべき事かなと。此ことは、當時武田家に仕へ、俱に狩に従ひたる者の、親しく見て語りしことなれば、附會の偶談にはあらず。(古今著聞集) ◇二年正月、源通氏遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○四月十日、一人の風流隠士あり。西より來りて、高師山を越えて遠江國に入る。齡五十を超えたるが如く見ゆるが、五旬の齡の流は既に車坂に下り、鶴鬢のほとりに早落をいとふ花の、露におどろき霜を厭ふ志を催し、僧を學び佛に歸する念漸くに起りて、名利は身に棄てつ。桐林に花散りなば學樹の葉は熟するを期すべく、薜蘿肩にすがりて法衣の色染みなば、衣の裏の珠は悟ることを得べしと、言に出でては謂はざれども、自から色に顯はれて見えたりける。山中の堺川を涉るとて先づ和歌あり。

源光行東行

くだるさへたかしといはばいかげんのぼらん旅のあづまぢのせき

堺川は遠參の堺をなす川なり。抑も此の隠士を誰とかする。六孫王經基九代の孫、右兵衛尉季遠の三男にして、正五位下河内守兼大監源光行といふ者なり。光行和歌を善くし、後鳥羽上皇に仕へて寵せられ、承久亂の時、院宣を書きたれば、咎を蒙りて鎌倉に斬られんとしたるが、其子式部丞親行當時鎌倉に仕へたれば、其の歎訴に依て、其罪を赦されしといふ。光行鎌倉に赴かんと欲し、去る四日の曉京師を發し、至る所の風景を眺め地理を案じ、悉く之を筆にして漏すことなし。故に東海道の山川風物にして、苟も特長あるも

海道記

のは、能く其の筆鋒を蒙るを免れざるべし。然らば我が嶽南當時の狀を知らんと欲する者は、又其の云ふ所を聞かざるべからず。光行高師山を詠じて且つ曰く、

濱名湖

此山の腰を南に下りて遙に見おろせば、青海波浪として白雲沈沈たり。海上の眺望は此所に勝れたり。漸く山脚に下れば、匿空の如くに掘入りたる谷に道あり。身をそばめ聲を呑みて下る。下りはつれば、北は韓康獨往の栖、花の色夏の望み貧くして、南は范蠡扁舟の泊り、波の聲夕の關に樂ふ。鹽屋には薄き煙靡然となびきて中天の雲片片たり。濱膠には決れる湖涓焉とたまりて數條の畝碱鹹たり。浪によるみるめは、心なけれども黑白をわきまへ、白洲にたてる鷺は、毛砂にまとへり。優興にとどめられて暫く立てれば、此浦の景趣はひそかに行人の心をまとふ。

橋本驛

行過る袖もしほやの夕けぶりたつとてあまのさびしとや見ん  
夕陽の景の中に、橋本の宿にとまる。此泊は鼈海南に湛へて、遊興をこぎゆく舟にのせ、驛路東に通ひて譽號を濱名の橋にきく。時に日車西に馳せて牛漢漸くあらはれ、月輪峯に廻りて兎景はじめて幽なり。浦吹く松風は、臥しもならはぬ旅の身にしみ、巖を洗ふ浪の音は、聞きもなれぬ老の耳にたつ。初更の間、日頃の苦みに別れて、七編の菰席に夢見ると雖も、深漏は、こよひの泊りの珍らしきに目さめて、數雙の松の下にたてり。磯も灘に寄る浪は、水口喧すしく罵れども、晴曇りゆく月は、雲の薄衣を被ぶりて忍びやかにすぐ。彼の釣魚のかけは波の底に入て魚の膽を焦し、夜舟の棹の歌は枕の上に音づれて客の寐覺に伴ふ。夜も既に明ゆけば、星の光は隠れて、宿立人の袖は見え、餘所なる聲に呼ばれて、知らぬ友に打連



濱名の舊

れて出づ。暫く舊橋に立ち止まりて、珍らしき渡り興すれば、橋の下にさしのぼる潮は、かへらぬ水をかへし、上さまに流れ、松を拂ふ風のあしは、頭を超えて咎むれどもきかず。大方羈中の贈答は此所に儲けたり。誰か水驛の跡をいはん。

橋本やあらぬ渡りと聞きしにもなほ過ぎかねつ松のむらだち

浪まくらよるしくやどのなごりには残してたちぬまつのうら風

十一日に橋本をたつ。橋のわたりより行行立ちかへり見れば、あとに白波の聲は、過ぐる波残をよびかへし、路に青松の枝は、あゆむ裳を引き止む。北にかへり見れば、湖上遙かに浮んで、波の皺水の顔に老いたり。西に望めば、湖海闊く漫りて、雲の浮橋風の工に渡す。水郷の景色は、彼も是も同じけれども、湖海の淡鹹は氣味是れ異なり。浪の上には浪に翫みさご涼しき水を扇ぎ、舟の内には唐櫓おす聲秋の雁を眺めて夏の空にゆく。本より興望は旅中になれば、感腸頻りに廻りて、思ひ止み難し。此所をうち過ぎて濱松の浦に來りぬ。長汀砂深くして、行けば歸るが如し。萬株繁くして、風波聲を争ふを見る。又湖を吞めば即ち曲浦の曲より吐出し、濱漪珠を沙汰ば、則ち疊巖の疊に碎き敷く。優なるかな艶なるかな。忘れ難く忍び難し。命あらば□年か再び來て此浦にすまん。

なみははま松には風のうらうへにたちとまれとやふきしきるらん

廻澤宿 林の風におくられて、廻澤の宿をすぎ、遙かに見渡して行けば、岳の邊には麓あり。野原には澤あり。峰に立つ木は枝を上にして生たれども、水に映る影は梢を逆にして互に相違せり。水と木とは相生中よし

濱松浦

廻澤宿

池田

天中川

ときけども、映る影は向背して見ゆ。時既に黄昏になれば、夜の宿をむかへて池田の宿にとまる。

十二日、池田を立てくれぐれ行けば、林野同じさまなれども、所所道となれば、見るに従ひて珍しく、天中川をわたれば、大河にて水面三町許りあれば、舟にて渡る。流はやく波さがしくて、棹をもさしえねば、大なる帆もちて、横さまに水をかきて渡る。かの玉覇が忠にあらざれば、濤沱河漸むすぶべきにあらず。張博望か牛漢浪に溯りけん、浮木の舟のかくやと覺えて、

よしさらば身をうききにてわたりなんあまつみそらの中川の水

上の原野を一里ばかりを過ぐれば、千草万草露の色なほあさく、野煙徑風の音またよはし。あはれ同じくば此道の秋の旅にてあれな。

夏草はまた色わかき色ながら秋にさきだつ野邊の露かな

山口といふ今宿を過ぐれば、路は舊に依て通ぜり。野原を跡にし、里村を前にして、うちかへうちかへ過行けば、事の任と申す社に參詣す。本地をば知らず。佛陀にもいますらん。薩睡にもいますらん。中丹をば神かならず哀み給ふべし。今身もおだやかに、後身もおだやかに、杉のむら立は三輪にあらずとも、願ふはただ畢竟空寂の法味を納受して、眞實不慮の感應を垂れ給へ。

おもふことのままにかなへば杉たてる神のちかひのしるしとぞ見ん

佐夜中山 社の後の小川を渡れば、佐夜中山にかかる。此の山口をしばらく登れば、左に深谷右も深谷、一峯長き道は堤の上に似たり。兩谷の梢を眼下に見て、群鳥の囀づるを足の下に聞く。谷の兩岸は高く、又山の間



過ぐれば、中山とは見えたり。山は昔の山、九折の道古きが如し。梢は新なる梢、千條の緑みな淺し。此所は其の名殊に聞きつる所なれば、一時の程に百般立止りて打眺め行けば、秦蓋の雨の音は、濡れずして耳を洗ひ、商徑の風の響は、色あらずして身にしむ。

わけのぼるさよの中山なかなかこえてなごりぞくるしかりける

菊川宿

時に胡馬蹄疲れて、日鳥翹さがりぬれば、草命を養はんがため、菊川の宿に泊りぬ。或家の柱に、故中御門中納言宗行卿、かく書付けられたり。彼南陽縣の菊水、下流を汲んで齡をのべ、此東海道の菊河、西涯に宿りて命を全くせんことを、殊に哀れとこそ見ゆれ。身は累葉の賢枝に生れ、其官は黃門の高き階に登る。雲の上の月の前には冠の光を交へ、仙洞の花の下には錦の袖の色を争ふ身たり。榮分にあまりて時花と匂ひしかば、人そをかざして近きも従ひ遠きも靡きしも、かかるうきめ見むとは思ひやはよるべき。さてもあさましや、去る承久三年中旬、天下風あれて海内の波さかへりき。鬪亂の亂將は花城より亂れ、合戦の戰士は夷國より戦ふ。暴雷雲を響かして日月光を蔽はれ、軍慮地を動かして弓劍威を振ふ。其の間萬歳の山の聲、風暴れて枝をならし、一清の河の色、波あやまつて濁りをたて、茨山汾水の源流高く流れ、はるかに西海の西にくだり、卿相羽林の花族遠く落ちて、關東の東に散りぬ。是のみにあらず、別離宮の月の光り所所にうつりぬ。雲井を隔てて旅の空に住み、鷄籠山の竹の聲方に憂へたり。風の便りを絶て外土にさまよふ。夢かうつつか、昔も未だ聞かず。錦帳玉瑞の床は主失せて武客の宿となり、麗水を絶て蜀川の貢數を盡して邊民の實となりき。夜晝戯れて衿を重ねし鴛鴦は、千歳比翼の契り生ながら絶え、

承久三年  
の回顧

朝夕に敬ひて袖をおさめし僮僕も、多年知恩の志思ひながら別れぬ。實に會者定離のならひ目の前に見ゆるに、刹利も首陀もかはらぬ奈落の底の有様、哀にこそ覺ゆれ。今は歎くとも助くべき人もなければ、涙を先に立てて心弱くうち出でぬ。その身に從ふ者は甲冑の兵、心を一騎の客にかく。其の目に立つものは劍戟のつるぎ、魂を方寸の胸にけす。せめて命のをしさにかく書付けられけんこそ、する墨ならぬ袖の色もあらはれぬべく覺ゆれ。

心あらばさぞなあはれと水ぐきのあとかきわくるやどのたび人

妙井渡

妙井渡と云ふ所の野原を過ぐ。中呂の節にあたりて、小暑の氣やうやう催せども、未だ納涼の心ならねば手にむすばず。

夏ふかき清水なりせば駒とめてしばしすまば日はくれぬべし

播豆藏  
大井川

播豆藏の宿をすぎて大堰川をわたる。此川は川中に渡りおほく、又水さがし。流をこえ嶋をへだてて、瀬瀨瀉瀉にわかれたり。此道を二三里行けば、四望かすかにして、遠情おさへ難し。時に水風例よりも烈しくて、白砂霧の如くにたつ。笠をかたぶけて駿河國にうつりぬ。前嶋を過ぐるに浪はたたねども、藤枝の市を通れば、花は咲きかかりたり。

前嶋の市には波の跡もなしみな藤枝のはなにかへつつ

前嶋  
藤枝

岡部  
宇都の山

岡部の里を過ぎて遙にゆけば、宇都の山にかかる。此山は山中に山を愛する工の削りなせる山なり。碧岸の下に砂長うして巖をたて、翠嶺の上に葉落ちて壤をつく。肱を背におひ、面を胸にいだきて漸く登れ

事蹟



ば、汗肩袒の肌にながれて、單衣重ぬと雖も、懷中の扇を手を動かして、微風の扶持可なり。斯くて森森たる林を分けて、峨峨たる峯を越ゆれば、貴名の譽は此山に高し。大かた遠近の木立に心をわけられて、一方ならぬ感望に思ひ亂れて過れば、朝雲峯暗し。虎李將軍か栖をさり、暮風谷寒し。鶴鄭大尉が跡にすむ。既にして赤羽西にとび、眼に遮ざる物とは檜原楨の葉、老の力ここに疲れたり。足に任ずるものは苔の岩ね、蔦の下道、嶮難にたえず。暫く打休めば、修行者一兩客、繩床をばにたてて又休む。

立かへるうつ山ぶしことづてよ都こひつひとりこえきと

行行思へば、すぎ來ぬる此間の山河は、夢に見つるか現にみつるか。昨日とやいはん今日とやいはん。昔を今と思へば我身老たり、今を昔とおもへば我心わかし。古今を隔つるものは、我心の中懷なり。生死涅槃猶如昨夢といへるも、哀にこそ覺ゆれ。昨日過にし述はけふの夢となり、今日此所をすぐる、明日何れの所にして、今は昨日といはん。誠にこれ過ぎぬる方の歲月は、夢より夢に移りぬ。昨日今日の山路は、雲より雲に入る。

あすや又きのふの雲におどろかんけふはうつつのうつの山ごえ

手越

手越の宿にとまりて足を休む。

十三日、手越を立て、野邊をはるばると過ぐ。梢を見れば、淺緑の夏の始めなりといへども、草むらを望めば、白露まだきに秋の夕に似たり。北に遠ざかりて雪白き山あり。問へば甲斐の白峰といふ。年來聞きし所。命あれば見つ。およそ此のあひだ、數日の心ざしを養ひて、百年の齡を延べつ。かの上仙の藥は、

下界たによしなき物をや。

をしからぬ命なれどもけふはあればいきたるかひのしらねをも見つ

宇度の濱

宇度の濱を過ぐれば、浪の音風の聲、殊に心すむ所なり。濱の東北に、靈地の山寺あり。四方高く晴れて四明天台の末寺なり。堂閣繁昌して本山中堂の儀式をかり、一乘讀誦の聲は十二廻中に聞絶る事なく、宿居アソキヨ一夏の行は、採花汲水のつとめ験をあらそふ。修する所は中道の教法論談を空假の順に決して、利する所は下立の衆生歸依を遠近の境にいたす。伽藍の名をきけば、行基菩薩の建立。土木の風情。本尊の實を尋ねれば、觀世音と申す。補陀落山の聖容、出現の月明かなり。大かた佛法興隆のみぎり、數百箇歳の星漢霜ふりたり。僧俗止住のみね、三百餘宇の禪房霞豊かなり。雲船の岩神山腰に護りて惡障をふせぎ、大形の木容は寺内に納めて善業をなす。千手觀音かの山より石舟に乗て此地に降りたまひけり。其舟善神となりて、山路の大阪に石舟護法と號す。彼海岸山の千眼は、南方より北を飛んで、有縁を此山に導く。宇渡濱の品天面を地に得て、舞樂を此濱に學べり。昔稻河太夫といふ人、天人の濱松の下に樂をしらべて舞ひけるを見て、まなび舞ひけり。又人の見るをみて、鳥の如くに飛んで、雲に隠れにけり。其の跡を見れば、一の面形を落せり。太夫これを取りて寺の寶物とす。依て其寺に舞樂を調べて、法會を始行す。其太夫が子孫舞人氏とす。二月十二日常樂會とて、寺中の大營なり。その後天人歸り、廻雪は春の花の色、峯に止り、曲風は歲月の聲、依て此濱を過ぐれば、松に雅琴有て浪につづみあり。天人の樂今聞くに似たり。袖ふりし天津をとめがはごろものおもかげにたつあとのしらなみ

稻河太夫  
天人樂



江尻浦

江尻の浦をすぐれば、青苔石におひ、黒布磯に生る。南は澳の海、森森として波をおかして孤帆天にとび、北は茂松鬱鬱と枝たれて、一道つかをなす。漁夫の網をひく身を助けんとして、身をくるしみ、游魚の鉤をのむ命を惜みて、命を亡ぼす。人幾何の利をか得たる。魚幾何の餌をか求むる。世をはしる思ひ、命をたばふころざし、彼も此もともに同じ。これのみかは、山に汗かく樵夫は、北風をになひて夕にかへり、野にあしなへる商客は、白露を拂うて曉に出で、面の樂みまぢまぢなりといへども、各の苦みは、皆是渡世の一事なり。

人ことにはしる心はかはれども世をすぐるみちはひとつなりけり

此浦を遙に見渡して行けば、海松は浪の岩根に根をはなれたる草、海月は潮のうへに水にうつる影、ともにこれ浮世を論じて人をいましめたり。

浪のうへにただよふ月の月もまたうかれゆくとして我を見るらん

清見關

清見が關を見れば、西南は天と海と高低ひとつに眼をまどはし、東北は山と磯と嶮難おなじく足をつまみつ。磐の下には波の花風に開きて春のさだめなく、峯の上には松の色みどりを含みて秋を恐れず。浮天の波は雲を汀にて、月のみふねは夜出てこぎ。沈陸の磯は磐を道にて、風の使脚あしたにふきてすぐ。名を得たる所かならずしも興を得ず。耳に耽る所必ずしも目にふけらず、耳目の感二つながら得る所は此浦にあり。浪に洗ひてぬれぬれ口やに道をとへば、松風空しくこたふ。岸柳に苦みを尋ねれば、槿花變じて石あり。關屋の邊に布をたたみといふ所あり。昔關守の布をとりたるが、つもりて石になりたるといへり。

布疊石

吹よせよ清見うら風わすれ貝ひらふなごりのなにしおはばや

かはらばやけふみるばかり清見がたおほはし袖にかゝるなみぢは

海老は波に泳ぎ、愚老は汀に漂ふ。共に老て腰かがまる。汝は知るや生涯浮べる命、今いくほどと我は知らず。幻中の一瞬の身、かくて興津の浦をすぐれば、鹽竈の煙かすかに、浦人の袖うちしほれ、邊宅には小魚をさらして、尾上に鱗をふけり。松のむら立なみのゆるいろ、心なき心にも心あらん人に見せまくほしくて、

たたぬらせゆくての袖にかかる波ひるまのほどはうら風もふく

岫崎

岫崎といふ所は、風飄飄と翻りて砂をまはし、波浪浪とみだれて人をしきる。行客ここにたづさはりて、暫く寄引く浪間を窺ひて急ぎ通る。左は嶮岳の下と岩の峽を凌ぎ行く。右はかすかなる浪の上を望めば眼うけぬべく、遙遙と行くほどに、大和田の浦に來りて、小船の沖中に漂へるを見る。飄帆飛んで萬里風便を頼みて白煙にいり、鼈波動きて千雲夕陽を洗ひて紅藍にそむ。海館のうちに此所をのみとめて、身をばとどめず。

わすれじな波のおも影立そひてすぐるなごりのおほわだのうち

湯居の宿を立て遙に行けば、千本の松原といふ所あり。老の眼は極浦の浪にしほれ、朧なる耳は長秋の風にはらふ。晴の天の雨には、翠蓋の笠あれば袖をたぐらす。砂の濱の水には、百花ちれども風を恨みず。行行あとをかへりみれば、前途いよいよゆかし。

湯居  
千本松原



ききわびぬちの松原ふく風の一かたならずわれしほること  
蒲原の宿にとまりぬ。菅菰の上にふせり。

蒲原

十四日、蒲原を立てはるかに行けば、前路に進みさきだつ賓は、馬に水かひて後河にさがりぬ。後程にさがりくるおのれは、野に草しきてまだ來ぬ人をさきにやる。先後のあはれは、行旅のならひにも思ひしられてうちすぐる程に、富士川を渡りぬ。此河中にこそ石を流す。巫峽の水のみ何ぞ舟を覆さんや。人の心は此水よりさかしければ、老馬をたのみてうち渡る。老馬老馬、汝は智ありければ、山路の雪のみにあらず。川のその心もよくしりにけり。

富士川

音にききし名高き山のわたりとてそこさへふかし富士川の水

浮嶋原

浮嶋が原をすぐれば、名はうきしまと聞ゆれど、まことは海中とは見えす。野徑とは見つべし。草むらあり。木の林あり。遙に過ぐれば、人煙片片と絶て又たつ。新樹程を隔てて隣互にうとし。東行西行の客はみな知音にあらず。村南村北の道にただ山海を見る。(山の頂に二泉あり、湯の如くわくといふ。昔は仙女が此峰に遊びて常にあり。東麓に新山といふ山あり。延暦年中に大神降りてこれをつくるといへり。)すべて此の峰は、天漢の中に沖りて人衆の外に見ゆ。眼をいただきて立つ。魂恍恍とほれたり。

新山

いくとしの雪つもりてかふじの山いただきしろきたかねなるらむ

聞きつるふじのけぶりは空にきて雲になごりのおもかげぞたつ

採竹翁  
赫奕姫

昔採竹翁といふ者あり。女を赫奕姫といふ。翁が家の竹林に、鶯の卵子の形にかへりて巢の中にあり。

翁養うて子とせり。人となりて貌よき事類ひなし。光ありて傍を照らす。嬋娟たる兩鬢は秋の蟬の羽、婉轉たる雙娥は遠山の色、一たび咲めば百の媚あり。見聞く人皆腸を斷つ。此姫の先生に人として翁に養はれたりけるが、天上にうまれて後は、宿世の恩を報ぜんとして、暫く此翁が竹に化生せるなり。あはれむべし。父子の契りの他生にも變ぜざることを。是よりして青竹の節の中に黄金出來て、貧翁たちまちに富人となりにけり。其間榮花の家、好色のみち、月卿光を争ひ、雲容色を重んじ、艶言を盡し、懇懐を抽んで、常に赫奕姫が宿所に來會して、絃を調べ歌を詠じて遊びたりける。されども翁姫難詞を結びて打解くる心もなし。時の帝此よしを聞しめて、めしけれども參らざりければ、帝御狩あそびのよしにて、鶯姫が竹亭に御幸し給ひて、鶯の契りを結び、松の齡をひき給ふ。翁姫思ふ所有て後日を契り申しければ、帝空しく歸り給ひぬ。かたへの天これを知りて、玉の枕金の釵、たまき未だ手なれざるさきに、飛車くだりて天に上りぬ。開城の固めも雲路に益なく、猛子が力も飛行にはよしなし。時に秋の半、月の光り隈なきころ、夜半の景色風のおとづれ、物を思はぬ人も物を思ふ折節、君の思ひ臣の懷舊、同じく袖を濡す。彼の雲をつなぐにつなぎ得ず。雲の色慘慘としてくれの思ひふかし。風を追ふともおはれず。風の聲颯颯として夜の恨み深し。華民は奈木の孫枝なり。藥の君臣として萬民病をいやす。鶯姫は竹林の子葉なり。毒の化女として一人の心をなやます。方士が大眞院をたづねし貴妃がささめごと、二たび唐帝の思ひにかへり、使臣の富士の峯に登り、仙女が別れの書、長く和君の情を焦せり。翁姫天に上りけるととき、帝の御契り流石に覺えて、不死の藥に歌をかきぐして止めおきたり。其歌に云



今はとてあまの羽衣きる時はきみをあはれとおもひ出ぬる

帝是を御覽じて、忘れがたみは見るも恨めしとて、怨戀たええず。青鳥をとばし雁札を書きそへて、薬をかへし給ひけり。其返事

あふことのなみだにうかぶ我身にはしなぬくすりはなににかはせん

使節智計をめぐらして、天に近き所は此にしかじとて、富士山に上りてやきあげければ、薬も文も煙りとむすぼれて空にがりけり。これより此峯に戀の煙をたてたり。依て此山をば不死の峯といへり。然るを郡の名に付けて富士とかくにや。彼も仙女なり。是も仙女なり。共に戀しき袖にたまれる。彼は死してさり、これは生きて去る。同じく別れて夜の衣をかへす。すべて昔も今も、好女は國を傾け人を惱ます。慎んで色にふけるべからず。

富士郡

車返

あまつひめ戀しおもひのけぶりとてたつやはかなきおほぞらの雲

車返といふ所を過ぐ。此所はもし蟻螂が道にあたりて行人をとめけるか。又もし遊兒が土城を造りて孔子にこたへけるか。(昔小童部の路中に小家を作りて遊びけるに、孔子の通るとて、車にあやうし。そのけといさめられけるに、小童部の云、車は家のあり所をよきて過ぐべし。未だ聞かず家の車にさることをと。孔子これを見て、車をめぐらしてかへりにけり。)もし又勝母の間ならば、曾子にあらずとも、誰もいかが通らん。(曾子は孝深き人にて、不孝のもののみたる所は、車をかへしてとほらず。)嶮岨の地なれば、大行路といひつべし。(よの道はさかしくて、よく車を推く。されども騎馬の客なれば、うちつれて通りぬ。)

むかしたれここにくるまのわづらひてなかえを北にかけはじめけん

木瀬川

木瀬川の宿にとまりて、萱屋の下に休む。又かの中納言和歌一首よみて、一筆の跡をとどめられたり。

けふすぐる身をうきしまが原にきてつゆの道をぞ聞きさだめつる

これを見る人、心あれば皆袖をうるほす。それ北州の千年は限りを知て壽を歎ぐ。南州の不定は期を知らずして命を頼む。寔に今日ばかりと思へども、心の中を推すべし。大方は昔語にだも、哀れるには涙をのごふ。何ぞ況や我も人も見し世の夢なれば、驚かすにつきて哀にこそ覺ゆれ。さても峯の梢を拂ひし嵐の響きに、及ばぬ谷の下草までも吹きしほられて、數ならぬ露の身もおき所なくなりしより、斯くいひて命を惜みて、うせにし人の言葉を存す。厭ふ身は今まで有て、よそに見るこそ哀れなれ。此歌の心を尋ねれば、納言浮嶋が原を過ぐとて、物を肩にかけのぼる者に逢たりけり。問へば按察使光親卿の僮僕、主君の遺骨を拾ひて都に歸ると、泣く泣くいひけり。其を見るに身の上の事なれば、魂はいきてよりさこそはきえにけめ。本より遁れまじきとは知りながら、自から虎口より出で龜毛の命もや得ると、なほ待たれけん心に、今は終にと聞定めて、げに浮嶋が原より、我にもあらず馬の行くにまかせて、此宿に落つきぬ。今宵ばかりの命、枕の下のきりぎりすと共に契りあかして、かく書留めて出られけんこそ、哀を残すのみにあらず、無期まで情も深く見ゆれ。

さぞなげに命をしのつるぎ羽にかかるあはれはうき嶋がはら

木瀬川  
遇澤

十五日、木瀬川を立て遇澤といふ野原をすぐ、此野何の原とも知らず。遙遙とゆけば、納言はここにて

事蹟



はやく暇候ふべしと聞えけるに、心中に所作あり、今暫くと乞ひうけられければ、なほ遙かに過行きけん。まことに旅の空はいかが物あはれなるべき。況や馬鬼の道に出で、牛頭の境にかへらんとする涙の底にも、都に思ひおく人人や心にかかりて、ありやなしやのことの葉だにも、今一度きかまほしかりけん。されども隅田川にもあらねば、言問ふ身のたよりだにもなく、此原にてながく日の光にわかれ、冥道にたちかくれにけり。

都をばいかに花人はるたえてあづまの秋の木の葉とはちる

やがて按察使左兵衛督(有雅卿)、おなじく此原にて、すゑの露もとの雫と後れ先たちけり。それ人つねの生なし。家つねの居なし。是は世にならひ事の理なり。されども期來て生て謝せば、理をのべて忍びつべし。縁つきて家をわかれれば、ならびを存して慰みぬべし。別れし所はうき世なり。城ミヤコの外の荒荒たる野原のたびの道、没せん時は未だしき時なり。恨みをふくみし悄悄たる秋の夕の空、誠に時の災孽の遇にあへりといへ共、ここにこれ先世の宿業のむくゆる酬なり。抑、かの人人は官班身に名譽のききを安く、君恩あくまでうるほして降雨の如し。人望かたかたに開けて、盛りなる花に似たりき。中に黄門都護は家の貫首として、一門の間に鍵をおし開き、朝の重臣として萬機の庭に線をととのへき。誰か思ひし、天俄に災をくだして天命をほろぼし、地忽ちに天をあげて地望を失はんとは。あはれなるかな。入木とのりの跡は千歳の記念にのこり、歸泉の靈魂は九夜の夢に逢ひにき。されども善悪心に強くして、生死はただ恨なりと思へりき。つひに十念相續して他界にうつりぬ。夏の終り秋のはじめ、人酔ひ世濁りし其間の

遇澤原の  
按察使有  
雅

妄念はさもあらばあれ、南無西方彌陀觀音、その時の發心等閑ならずば、來迎たのみあり。これやこの人の別れし野邊とうちながめて過ぐれば、淺茅が原に風たちて、なびく草葉に露こぼれ、無常の郷とはいひながら、無慚なりける別れかな。有爲のさかひと思へども、憂かりける世の中かな。官位は春の夢、草の枕にながく絶えぬ。樂榮は朝の露、苔のむしろに消えはため。死出の山路には隨はぬならひなれば、後世の恨みもいかがせん。東の道に獨り出で、あやしき武士に誘はれ行きけん、心のうちこそあはれなれ。かの冥吏呵責の場には、獨り自業自得の斷罪に舌をまき、此妻息別離の跡には、各、不意不慮の横死に涙をやる。生きての別れ死しての恨み、二つながらをいかにせん。眞をうつしてもよしなし。一生いくばくならぬ魂を誘ひて足りぬべし。二世のちぎり空しからじ。

おもへばなうかりし世にもあひ澤の水のあはとや人のきゆらん (海道記)

光行の感  
概  
廻澤宿

と、一業所感の身を以て、今其蹟に巡り遇うては、感慨無量なるも理に聞えて哀れなり。

○廻澤の宿は、今の舞坂なり。クワイタクと讀ましむるはあたらす、マヒサハなるべし。當時のものに前澤と書したるものさへあるをや。

濱松浦

○濱松浦とは、坪井・篠原・高塚・増樂・若林等六村の驛路にして、後世より見れば、濱松宿の西南に當る。此地何れも皆な砂地なれば、當時は瀬海なりしことも知らる。又一説、小澤渡・藏松・堤(除波堤あり。高及び幅は不定なれども、長凡そ六千四百八十歩ありて、舞坂宿に至る間、南海の波濤を除く)。米津・新橋・法枝・田尻等七村は今も海に接せるが、是又悉く砂土にして、濱松の西南に位し、風雨波濤の蒼田を害するこ

事蹟



と年年絶えず。此所より荒之崎に至る浦、これを濱松浦といふと。思ふに坪井以下六村の濱松浦は古く、小澤渡以下七村の濱松浦は新し。即ち、陸地の南出することは、已に言ふ所なり。(遠江風土記傳) ○天中川は、今の天龍川なり。聚樂俗韻にも、古今の名稱を對照して

相摸川は 今の馬入なり。 天中川は 遠江今の天龍川也。

今浦は 遠江今の見付也。 前嶋は 駿河近于今嶋田。

と見えたり。又此川を天つみそらの中川の水と詠みたるは、天中川の意義を誤りたるなり。橘經亮の語にも、遠江の天龍河をあめなかのわたしと、西行發心記に見ゆ。龍の梵語那可と云ふ故なり。さるを海道記(鴨長明といふは非なり)に、あまつみ空の中河とあるは誤れり。(皇都午睡)

大堰川

といはれたり。然らばあまなかの川といふは、國語と梵語と熟して、天龍の漢熟語を言ひかへたるに過ぎずと見るこそ、正しき見かたなれ。○大堰川、此河の古昔を聞くに、四時洪水霖雨の時は、往返馬を扣へ、笠簀日を経、朽破月に涉り、其の水派未だ治まらず。尤も邊要となす。其の急馳の官使、國奏の人は、藤繩を編み、修竹を横へ、其波に任せ其瀬に浴する二三町、大碇を下し海舟を待ち、而して金峽の岸に着し、多くは其命を損じ其駄を沈む云云と。此河はもと駿遠の堺なりしが、後には下流漸く西に向ひ、終に河東にも遠江の村落あるに至れり。○前嶋、止駄郡に在りて、嶋田と大井との中間に挟まり、古の驛にして國府より七里を隔てたり。○宇度濱、久能濱より御穂吳服之神社前に至る行程七里を、都て有渡濱といふ。即ち有渡郡の東南海濱の一帶にして、昔此濱に神女天降りて歌舞せしをうつして、駿河舞といひて東遊にせしは已に記

前嶋

宇渡濱

せり。此地古今の歌人に稱せらるれば、其詠も少なからず。

うと濱にあまの羽衣昔着てふりけん袖やけふのはふりこ

能因法師

田子浦にきつなれけん乙女子のあまの羽衣さほすらんやは

曾根好忠

いつとなく戀するがなるうど濱のうとくも人になりまさるかな

相摸

古の天の羽衣きてとへばいふこともなきうど濱の松

參議雅經

布疊石

○布疊石、庵原郡興津驛の海底にあり、郷人いふ。今も潮の引きたる時は、それと覺ぼしき岩の海底にありて、往往見る者ありと。往昔清見關の關守某、苛酷にして民を虐げ、住民の布を奪ひ取りて課役に充てしが、年を経るに及び、積みて山をなせるに、一夜化して岩となりきといふ。○清見瀉、昔より月・雪・千鳥・釣舟など歌材となる。

清見瀉

釋宗久

清見がた空にも關のあるならば月をとどめて三保の松原

同

藤原家長

清見川いつる港に汐みてばせかれてただよふ浦の入舟 (夫木集)

自清見瀉一出興津里望海

澤井鶴汀

芙蓉削玉千尋秀 蒼浪蹴天萬頃青

九月巨鼈山下路 蘆花吹夢過寒汀 (扶桑偉觀)

事蹟



鹽竈

家長は夫木集中の人、鶴汀は晚香と字し、遠州の人なり。○鹽竈、昔は三保浦に在りしが、今は無し。○大和田浦、昔は庵崎の邊より、持舟村・小坂村邊に至りて、大灣曲を成し、内に一港あり、大和田浦といふ。後埋みて陸地となりしが、今大和田新田といふは其所なり。有渡郡に屬せりといふ。參議正經歌あり。

大和田浦にて海人を見て

哀なりいかにするが和田の浦海士のしはざと見るもはかなき

走湯山上棟

○七月十一日、伊豆國走湯山の常行堂上棟式を行ふ。六月十二日己に柱を立て訖りたれば、十九日上棟すべき由、寺家行事所より鎌倉に上言せしに、將軍命じて、武藏目代二郎兵衛尉雅忠を奉行とせらる。然るに其の時日の善惡を慮られ、命を下して陰陽道に問はれけるに、陰陽道の答ふる所、人によつて各、その言を異にせり。曰く、上棟の事、土用中は其憚ありと。是れ親職の説なり。七月十一日壬子、十二月二日庚子を以て宜しとすと。是れ晴賢の説なり。十一日子は八專なり。堂舎建立の先例ありやと。是れ行西の説なり。此に於て幕府再び命を下して晴賢に問ふ。晴賢曰く、以前己に柱を立て畢りぬ。且つ八專の日、或は佛閣を立て、或は供養を行ふこと、其例繁多なりと。仍て其説に従ひ、日時風記等を治定せしめ、悉く鎌倉に申達せしめられしが、此に至つて事なく擧げ了りぬ。(吾妻鑑) ○八月、僧深道といふものあり。駿河國瀬古村に至り、堂舎一字を營み水月堂と名け、千手觀音の像を安置し、自から之に奉仕せり。深道は洛西大將軍村の人にして、俗稱を山川熊之亟知信といひ、武勇を以て稱せらる。承久の亂の時、官軍にも屬せず、武家にも附かず、深く感ずる所ありて、忽ち遁世の志を發し、薙髮して東山の建仁寺に入り、禪慶禪師の弟子となり、

水月堂創建

富士淺間の改造

名を深道と改め、行脚して諸國を修行し、遂に美濃國に至りしが、一夜大垣の原に露宿せることあり。夢告に依りて千手觀音の像を得しに、行基菩薩の作なりければ、大に悦びて携へ去る。其後巡錫して東向し、此頃止駄郡瀬古村に至れるに、會、暴風雨ありて瀬戸川を渉る能はず、暫く逗留せしが、日ならずして郷人の信仰を受くること篤く、終に此の小堂を建立するに至りしなり。深道此に住すること三年、去て鎌倉に至り、壽福寺の朗譽和尚に參學すること年あり。後寛喜三年己丑三月十八日死す。年五十一、法名を大岩深道首座といふ。其後又深道の友、觀龍藏主といふ者あり。縁起一篇を著し、水月堂觀音臺の下に納むといふ。(掛川志稿) ○征夷大將軍賴經、命じて駿河國富士淺間宮を改造せしむ。陸奥守北條泰時命を蒙りて奉行す。是れ關東靜謐、家運長久の祈の爲なりといふ。而して武家淺間宮を造營するは、これを始とす。但し造營の命は六月廿日下れりといふ。(北條九代記)

富士の宮にてよみ侍る

平 泰 時

千早振神代の月のさえぬればみたらし川もにござりけり (新勅撰)

太田文

○此歳、北條泰時天下に令して太田文を作り、國領並に庄園等の田畠を注進せしめらる。(豆州志稿) 然れども今日此文の存するもの甚だ稀なれば、我が嶽南の如きも其の斷片だに無きは遺憾なり。但し淡路の太田文なるものあり。其の末文を見るに曰く、

右大畧注進如件、但於庄園者、任建立最前立下祭文上之旨、注進仕之間、有不審歟、於國領者、付當時文書之旨、令注進者、仍言上如件。貞應二年四月、散位藤原朝臣花押、散位凡宿禰朝臣花押、

事 蹟



掃守宿禰朝臣花押、右馬允藤原朝臣花押  
と、以て我が嶽南三州の、當時製する所のものをも類推すべし、太田文のことは已に前にも記すことありしが、今國初より國勢の推移を畧述せん。

迂 國勢の變

抑も我が國は、神武天皇始めて國の基を開き、崇神天皇人民を校し調役を課し、池溝を開き農事を勧め、成務天皇諸州の郡境を分ち、山川・村田を定め給ふ。神功皇后は驛路を作り給ひ、仁徳天皇は屯倉を置き給ひ、履仲天皇は史官を諸國に置き、以て其の言事を記せしめ、雄略天皇は郡縣に桑を植ゑしめ、以て蠶を養はしめ給ひぬ。孝徳帝の諸國に學校を立て、軍國義倉を設け給へる、文武帝の律令を選定し、政治を大成し給へるが如き、皆な是れ國勢の進歩發展に資せざるはなきなり。下て奈良朝に及びては、元明天皇の始めて錢貨を用ひ給ふあり、元正天皇の雜穀を穀として上納せしめ、粟を種ゑしめて民食を饒はしめ、諸國に御厨・稻置・日置・加納を置き、防人部・御使をして民の害を除き、上下助の丁張の丁を定めて、公私の田圃を保たしめ給ふありしが如き、皆是れ人民の開明進歩を催し給ふにあらざるはなきなり。而して又文學は太宰府を本とし、武藝は伊豆府に習はしめなどして、各、及第の典を行ひ給ひしも、又是れ人智を進め國威を張るの御政にあらざるはなきなり。更に又朝廷諸官人の外、諸國に國衙・司府を置き、郡・縣の領吏、軍團の兵士、國學の博士を命じ、國社國寺を建て以て主維する所あらしめしのみならず、風土記を作らしめ、民部省の圖帳を記さしめらるるに至ては、畏けれど朝威の盛も推量り奉らるるなり。然るに寛弘・永延以後に及びては、古法漸く衰へ尤も昔に似ざるものあるを覺ゆるが中に、其の祿法の如きは特に甚だしく前代に異なる所ある

を見るなり。即ち圓融天皇の朝、國司の殘暴を訟へたる解書に據て見れば、國內當時の狀況も、粗ぼ察知するを得べきが、此の解書は、今尾張國海東郡一色村なる西方寺の寶庫に祕藏せらるる、文和二年四月書寫したる、國解文を以て一卷となせるものなり。今此書に依て之を見るに、貢進の官物、調給・手作の布・麻・油・茜草及び漆・鹽等の雜具は、畧ぼ式文に同じけれども、其他はすべて大に異なるものあるなり。即ち凡そ調給匹別、所當料田二町四段代にめし、其米四石八斗、但し絹を貢に所進之日、所定約直匹別一町餘云云といふ。又人民兵仗の禁、庶人は錢貨を用ゐざらしむ。物の交易は絹米を以て其直を定む。亦諸驛傳食料の如き、尾張は一驛の田十二町、傳馬の料田十六町、驛家雜用の准、額六千七百九十五束、所在の馬三千匹直の糶五十石、糶廿四石、傳馬凡そ十五匹の内、弊損買替の直糶五十二石五斗等といへり。又公麻俸料稻束、貢物の白糶・黒米・春米、所輸の賃等種種の品を擧げたり。因て若し此に依り推さば、我が嶽南の當時も、粗ぼ推知するを得べきか。而して彼の祿法に封戸幾何といふ一戸は、稻十束に相當し、玄米にして五升有餘なり。即ち之を一戸の貢米とす。故に十戸は五斗、百戸は五石、千戸の封を有する者は、米五十石を得るの制なりしを、朝威の漸く衰ふるに従ひ、此制も漸次に破れ、鎌倉時代に至て終に大に變更したるなり。頼朝天下の惣追捕使となり、諸國に守護地頭を置き、郷司・保司をも武家より選擇したれば、國司・郡司・莊司は、また昔の國司・郡司・莊司にあらず尋で郡・莊司は絶え、國司はあれども揚名のみとなれり。而して建久に一たび太田文を作り、正治に諸國の田文を算勘し、今又この太田文を作らしむれば、尺地も關東の主維ならざるはなきに至る。時代の變遷も亦甚だしいふべし。思ふに後世その國の領主にあらざるも、何國守と稱する者あり。遠江守・



後の武人  
國名を稱  
する起因

駿河守・伊豆守と稱すれども、強ち其の領主といふにあらず、唯その資格を貴からしむる武官に過ぎざるが、是も此の國司の揚名より起因せるものにして、時勢變遷の極遂に有名無實の武官をも生ずるに至りしなり。  
(大正八年七月廿七日附稿)

伊豆山

◇貞應三年正月十八日、駿河前司三浦義村、奉幣使として鎌倉を發し、伊豆山權現に參詣す。○二月廿二

富士惣社  
焼く

日、去る廿日夜丑尅、駿河國の惣社並に富士新宮等焼失せり。因て今日その由を幕府に上言す。國人は傳へ

北條義時  
枉死

て此火を神火となす。(吾妻鑑) ○六月十三日、鎌倉執權北條義時、近侍深見三郎の爲に殺さるといふ。義時

時に年六十六、(東鑑・承久記・保曆間記) 然れども北條氏の族は之を祕して曰く、義時日頃脚氣の上、霍亂計

會して病急に革まりしより、彌陀の寶號を唱へ、終焉の期に至るまで更に緩むことなく、外縛の印を結び、

念佛十反の後に寂滅せしが、誠に是れ順次の往生と謂ふべしと。帝王を流し、將軍を弑して憚らざる北條氏

も、其父の横死の名を得るを憚ること此に至るか。或は惡疾に罹り、或は不具者となり、死せんと欲するも死

する能はず、長く苦辛を嘗むることをせず、時の間に深見三郎の刀に斃れしは、寧ろ幸福とは思はずや。自

から知らざるも甚だしと謂ふべし。義時に長子あり、安千代といふ。年十一の時、江間村千葉寺に往きて書を

學びしが、一日歸途を池邊に取りしに、忽ち大蛇あり、出で、安千代を含み去て水底に沈む。從者大に驚き、

馳還りて之を義時に告ぐ。義時憤怒措く能はず。乃ち善く射る者數人を率ひ、池邊に至りて蛇を待つこと晝

夜を分たず、遂に射て其の左眼を貫きければ、蛇去て再び現はれずといふ。此の池邊に子安地藏といふあり。

此事その縁起にも見ゆ。(豆州志稿) ○八月廿九日、故北條義時の室、禪尼佐伯氏、二位家の命に依り、伊豆

安千代蛇  
に殺さる

江間村の  
寺子屋

子安地藏

北條義時  
の室佐伯  
氏伊豆に  
幽せらる

賀守朝光の女にして、義時の繼妻となり、政村以下子男數多を産せしが、去る六月十三日、義時卒去の後、

密に謀る所ありければ、自から人の耳目に觸れけん、世上の巷説紛紛擾擾として、四郎政村の邸邊、最も物

騒がしかりしが、終に此の配竄を見たるなり。北條氏の智も、妻妾をば制し難きか、今又此亂を醸せり。佐

伯禪尼の弟に伊賀式部丞光宗といふ者あり、政村の外家たるを以て、私に執權の事を憤ることありしが、禪

尼も亦女婿宰相中將實雅を擧げて、關東將軍に立て、政村を以て執權とし、武家成敗を以て光宗兄弟に委せん

と欲し、其議已に畧ぼ成れり。是を以て先に政村の冠するや、三浦義村を招きて賓となし、因て約して父子

となり、以て其心を結びしのみならず、爾來光宗及び弟光重等、驟、三浦氏に往來することとなりしが、世

人は見て以て漸く怪訝の念を生じ、或は隱謀あるかを疑ふに至れり。此に於て一犬虚を吠えて萬犬實を傳ふ

るの諺に漏れず、府下の人心忽ちにして洶洶、人人口耳相屬して安き心もなきに、光宗兄弟等、故義時の舊

居に群集し、禪尼の前に列し、此事變ずべからずとて、各誓言に及べりとの説傳はりければ、騒擾はますます

募るばかりにて、士民共に日夜業に安ぜず。政子之を見て大に憂ひ、女房駿河局の計を用ひ、夜子尅義村の

邸に至り、義村を責めて誓言を獻ぜしめて還る。居ること十餘日、府下また大に擾る。政子終に頼經を擁し、

北條泰時の第に入り、義村及び諸の宿將を召し、前大膳大夫入道覺阿に論法せしめ、實雅を京師に送還し、

光宗を信濃に配流し、而して佐伯氏は伊豆に幽せられしなり。○此頃京師の歌人藤原爲家、事ありて鎌倉に

下る。途遠江國紅葉寺に到り、其の景色を愛して措かず。和歌一首をとめて去る。

橋本の紅  
葉寺



紅葉寺は橋本驛に在り。景色絶佳の地にして、前なる濱海に鹽焼く煙のあがるは、また風致を添ふるの一たり。(橋本記)

紅葉寺、橋本の西に在り。足利義教富士見の時、此寺に入り、風景を愛し、紅葉を賞せしより、此名あり。其後頼廢せしを、本覺といふ僧再建せし故に、今は本覺寺といふ。後阿彌が持佛として尊崇せし阿彌陀佛は、此寺に在り。又後阿彌谷といふ民家もあり。(古道中記)

然らば茲に紅葉山といふは、後の名によりて稱せしものなり。當時は何といひしか、尙ほ考ふべし。○十一月廿日、元仁と改元あり。

佐伯禪尼

病  
○元仁元年十二月廿四日、北條義時の室、伊豆國北條に幽せられて後、尋で病を發し、苦悶甚だしかりしが、昨日より急に危篤に陥りぬ、因て之を鎌倉に報ず。(吾妻鑑)或は曰ふ、佐伯氏は此月二十一日病に罹ると。

北條義時

夫妻の墓  
而して佐伯氏は此後病愈えずして死す。義時夫妻の墳墓は、南江間村北條寺に在りて、義時の墓表には、

北條寺殿觀海大禪定門、側面、北條相摸守從四位下江間小四郎平義時と刻し、佐伯氏の墓表には

松月院殿清大禪定尼、側面、佐伯伊賀守藤原朝光娘

佐伯禪尼

と刻せり。一説に、義時の卒するや、法華堂の東の山上に葬り、其の墳墓供養の所に、新法華堂と號する堂を營むといふに據れば、此の墳墓は偽なるべきかと。然れども此地元來義時の郷里なれば、後人其の追福の爲に夫妻の墓を並建てしにもあらんか。然らば唯假偽なりとのみいふべからざる理もあるなり。二個の墓表ともに、各、其の座石を同うするをも見るべし。(豆州志稿) ○二年二月、北條義時の繼室佐伯氏、伊豆國北

遠江の家人鎌倉暫

條に死す。(保曆間記・豆州志稿) ○四月廿日、嘉祿と改元あり。

○嘉祿元年十二月廿一日、鎌倉幕府に於て、遠江國以下十五國の家人等をして、門門警護のため、連日夙夜西侍に就き、其勤を致さしむべしと議定せらる。(吾妻鑑)

一説、遠江國已下十五箇國の御家人等十二箇日を以て、分限の多少に應じ、自身出仕の日たりと雖も、名代を西侍に進むべきの由(號大番)議定し畢る。

遠江權守

○二年正月、平範輔遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○七月、尼將軍平政子薨す。年六十九、政子は北條時

尼將軍政子薨

政の女にして、嚴毅果斷頗る丈夫の風あり。建曆承久の間、軍務の繁多なるに當り、常に群議を斟酌して禍難を裁定せり。頼朝の胤絶えし後も、功臣宿將の敢て異心を挾まざりしは、其の諸將に畏敬せられしに由る。

吉田寺

又北條氏の政權を得るに至りしも、亦其力與かりて多きに居る。故に天下稱して尼將軍といふ。(豆州志稿) 頼朝の薨後、其の冥福を祈らんがため、伽藍を伊豆國吉田村に創建し、運慶に命じて佛像を刻せしめ、之を安置して吉田寺といふ。政子また放光般若波羅密經を修善寺に寄附し、以て頼家の冥福を祈る。其の第三十三芥の卷奥に文字あり、曰く、

修善寺の經文

爲征夷大將軍左金吾源頼家菩提云云尼置之

と。而して其の字形美しく、適に女の書と見ゆれば、紛なく政子の筆なるべしと謂ふ。(豆州志稿) 後世小田原城主に、北條新九郎早雲といふ者あり。此書を見て深く其の貴ぶべきを思ひ、極めて粗製にはあれども、松板を鐵釘にて接合し、一個の箱の大き、竪六寸五分許、横四寸許、高五寸許なるを造り、固く其中に藏し、



且つ蓋に書して曰く、

奉納血書法華經八軸不可開伊勢新九郎早雲

一説、修善寺の什物に、尼將軍寄附の法華經あり。表題は、耕地金泥なり。古代の板行にして、今の印判を押すが如く、一字づつ押したるものなれば、其行ゆがみずじりて、いとも古跡に見えて貴し。卷軸に、征夷大將軍左金吾督源頼家爲菩提、尼置之と、自筆疑ひなきものなりといふ。(煙霞綺談) 斯く其子を悲みながらも、其父其弟の奸邪讒佞の心行をただし懲らし、禍を未萌に防ぎ、源氏の正統をして、後あらしむる舉に出でざりしは抑も何故か。

走湯山火

と、○十二月廿九日、此夜伊豆國走湯權現の寶殿、並に廻廊堂舎數十宇焼亡す。此火翌日午時に至るも尙ほ滅せず、拜殿・竈殿・常行堂・總門・及び金剛力士の像等、悉く焼燼せりといふ。(北條九代記・吾妻鑑) ○當時沽買の法を改め、准布を禁じ、専ら銅錢を用ひしめらる。(風俗史) ○伊豆國櫻田村の小堂を改めて寺となし、

金剛山郡定寺

郡界劃定の址

金剛山郡定寺と稱す。此堂は、往昔行基菩薩帝命を奉じ、東方郡國の境界を定めし時、此地に至りて小庵を草創し、自刻の大日像を安置せし所にして、其郡定寺と名けし所以は、人皇十三代成務天皇の朝、此地に官舎を構へ、州中の郡邑を劃定せし遺址なるに由るといふ。而して行基の特に此地を擇び、自刻の佛像を安置せしも、亦其の古蹟なるに依るとぞ。(豆州志稿) ○三年二月、藤原實重伊豆權守に任ぜらる。(大日本史) ○十一月廿四日、伊豆山・三嶋社等の奉幣使として、大和右衛門尉久良、遠藤右近將監爲俊等鎌倉を發す。今月八日より、主上御惱あらせられ、此頃に至て御不例殊に御辛苦に涉らせ給ひければ、鎌倉にても重く御祈等ありしが、遂に二所及び三嶋社に奉幣使を發するに至りしなり。奉幣使の命下るや、將軍召見て、奉納の劔を託し、且命じて曰く、今晚を以て進發し、明日參著の心を以て鞭を揚ぐべしと。蓋し今次の奉幣は、特に

伊豆山三嶋の奉幣使主上御惱

嚴かに祕法を盡して行はれしが、先づ五壇法を修せられしといふ。(吾妻鑑) 五壇法とは、

- 中壇不動明王 辨僧正 降三世明王 大進僧都 軍荼利夜叉明王 信濃法師
- 大威德明王 加賀律師 金剛夜叉明王 宰相律師 炎魔天供 丹後僧都
- 北斗供 珍譽 當年星供 同人

久能寺全

此の如く有驗の高僧集りて、貴重祈禱を修むるをいふなり。而して夜に入ては、屬星祭を修行し、親職之を奉仕せりといふ。以て海内の貴賤如何に憂慮し奉りしかを推知すべきなり。○此頃、駿州の補陀落山久能寺火を失し、佛閣僧坊悉く灰燼に歸せしが、是より此寺漸く衰廢に屬し、往古の佛を失ひ、住僧だに知るべからずなりぬ。當時此山は、平澤山につづき、寮舎三百六十坊、衆徒一千五百人、承仕五百口ありて、長明が道の記にも、三百餘宇の禪坊軒を並ぶと見えたり。今なほ平澤山の叢中に、堂塔伽藍の礎石散在するを見れば、坐ろに昔の偲ばるる心地するなり。(名乎離會の記) ○十二月十日、安貞と改元す。

走湯山火

○安貞二年二月二日、伊豆國走湯山火を失し、中堂・講堂・花法堂・常行堂等、悉く焼失せり。(北條九代記) ○三日、走湯山の專當鎌倉に到り訴へて曰く、去夜子尅・當山の講堂・中堂・常行堂等、失火の爲に悉く烏有に歸し、佛體も取出し奉る追なく、同じく以て灰燼となれりと。此の常行堂といふは、去年冬の頃、相州の命に依りて造營する所にて、其孫の死の爲に特に延引し、未だ其功を終ふるに至らざりしに、今又この回祿の災に遇ふ。時人或は以て直ならざる事となす。(吾妻鑑) 此災一に正月二日とす。○三年二月十一日、走湯山の管領淨蓮房鎌倉に至る。是れ走湯山造營のこと其命あるに因るなり。此日武州亭に於て、陰陽師を召し

事蹟

走湯山火再建



走湯山古歌

日次を撰ばしめしに、親職已下四人の説に従ひ、三月五日を以て斧鑿の始とし、盛綱を以て奉行とせらる。

走湯山口に詣でてよみ侍りけり

走り湯の神とはうべも云ひけらし速き験のあればなりけり

和田つみの中に向ひて出づる湯の伊豆の小山とむべも云ひけり

伊豆の國山の南に出づる湯の速きは神のしるしなりけり (玉葉集)

○三月五日、寛喜と改元あり。

走湯山上棟

◇寛喜元年四月廿七日、伊豆國走湯山の講堂・常行堂の上棟式を擧ぐ、先に治定したるより日時延引せり。

三嶋社の神事

○十月廿四日、三嶋神社神事あり。幕府執權北條泰時參拜し、即日鎌倉に歸る。(吾妻鑑) 泰時は去

源實朝の追善塔

る十八日朝、鎌倉を出發したるなり。○廿六日、駿河國富士郡に命じ、右大臣家追善塔の材木柚入を爲す。是れ去る三日たるべきの由、已に定められし所なりと雖も、三嶋神事に因て、延て今日に及びしなり。(吾妻鑑)

伊豆守駿河守上

○此月、源信光伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ◇二年三月十一日、駿河守北條重時京師に上る。六波羅に候

洛風俗大小名種類

せんが爲なり。(吾妻鑑) ○凡そ當時國內の狀勢は、幕府の下に大名と稱する者ありて、各地方を割據領有せるが、此の大名と稱する者には、各異なりたる種類ありて、同じく大名と稱すれども、決して一樣の者に

人商人

あらず。或は守護大名あり。或は一族大名あり。又或は家人と稱する、幕府直屬の武人にも、大名小名の稱ありしなり。而して此等武人の家には、郎黨・若黨・仲間・下部・奴婢等を多く養ひしが、此等の下部・奴婢等は、尙ほ古昔の弊風存して、多くは賣買したる者なれば、從て公然にはあらざれども、私に人商人と稱し、

遠江介

三嶋曆

人賣買を專業とする者あるに至れり。幕府は初め之を以て人道に戻るものとし、堅く之を制禁したりしが、近時漸く其制を緩うしたるのみならず、飢饉の時には之を公許し、又飢餓に陥りたる者を助けて給養すれば、其功によりて、長く之を奴婢とすることを許されしなり。(風俗史) ◇三年四月、藤原實躬遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○世に傳ふ、此頃靈龜あり、算木を負うて伊豆國三嶋に上る。里人見て唯奇異の感に打たれしのみにて、誰あつて其謂を知る者なし。因て之を官寺に藏む。後一老翁あり、新羅より來りて三嶋に至り、此の算木を以て曆法を説けり云云と。然れども又一説には、後世小田原城主後北條氏の頃より後、關東に用ゐし曆は、伊豆國三嶋と武藏國大宮と、二所より作出せるものなるが、其の三嶋曆は、已に寶龜中よりあるものにて、決して今頃に此翁の説に基きて作出ししものにあらず。然れども此等の奇瑞ありしに依り、後北條氏の時、安藤豊前守の勧めに依り、北條氏政の用ゐ始めしものならん。而して其後は、突世將軍に獻する例となりしが、終には公儀より寫本の下附あり、此に據りて板本を製せりともいふ。(豆州志稿) ◇四年正月、藤原良教遠江權介に任ぜらる。(大日本史) ○四月二日、貞永と改元あり。

遠江權介  
貞永式目

◇貞永元年九月十一日、鎌倉執權北條泰時、五十ヶ條の式條を制定し、和字の書を副へ、以て六波羅に送る。駿河の人原左衛門尉これが使者たり。(吾妻鑑) 初め北條泰時、三善康連と謀り、鎌倉幕府の政所・問注所・侍所、その他吏員の訴訟裁判のために、式目條項を制定せんと欲し、五月十四日編纂に着手し、八月十日篇を終へ、五十一個條と成る。而して此間法橋全圓常に執筆たりしといふ。固と此の式目を制する主旨は、唯鎌倉幕府直屬の武人、即ち家人間のみ行はんが爲なりしかば、之を施行せし範圍は甚だ狭く、僅に幕府の



伊豆守護  
武田信光

支配地、及び其の裁判権の及ぶ所に止まれるものなりしが、其後朝廷の權威漸く衰へ、幕府の武威益々張り、其の權力全國に及ぶに至ては、此の法律の力の及ぶ所も漸く廣く、遂に海内に普及するに至るなり。而して此の法律の行はれしは、獨り鎌倉時代のみに止まらず、室町幕府時代も之を遂行し、戰國時代も之に準據し、江戸幕府の初世も、尙ほ之を用ゐるに務めたりき。○此歳、武田信光伊豆國守護職を賜はる。武田信光は即ち源信光にして、已に伊豆守に任ぜられし人なり。信光は前後凡そ十年間此國に住すといふ。(豆州志稿)

【四條天皇】 貞永元年十月受禪、十二月即位。

貞永二年四月十五日、天福と改元す。

天福二年十一月五日、文曆と改元す。

伊豆守護  
武田信光  
卒す  
信光寺

頼家悪疾

◇文曆元年五月廿五日、伊豆守伊豆守護武田信光卒す。年七十五、墳墓は、伊豆國寺家村信光寺に在り。梵字を刻せる五輪塔は即ち是なり。信光寺は蓋し信光が香華の小庵たりしなり。世に傳ふ、頼家修善寺に幽せられし時、北條氏竊に人を遣はし、漆を融かして温湯中に投ぜしめしに、頼家知らずして浴せしかば、遍身忽ち漆瘡を生じ、面貌殊に醜かりければ、北條氏誣ふるに悪疾を以てし、以て之を失はんとす。尼將軍之を聞いて大に驚き、信光に命じ、木を刻して面貌を寫し、鎌倉に齎らし至らしむ。信光假面を作り、携へて鎌倉に往かんと欲し、已に寺家村に到りしに、人の頼家弑せらるといふを聞き、憤怒措く能はず、因て祝髮して僧となり、伊豆入道光蓮と號せしと。(豆州志稿) ○大凡伊豆守・駿河守・遠江守など稱することは、古今の書に常に見る所にして、江戸時代を終るまで絶えざれども、この鎌倉時代以後は、多く有名無實となり、

國ノ守の  
虚號

守護地頭  
の始

徒に稱號とするに過ぎざりしことは、已に言ふ所の如し。而して守護・地頭の職の始は、白河鳥羽の御時に在りといふ者あり。其れ或は然らん。◇二年八月十九日、嘉禎と改元あり。

内牧郷相  
論の對決

◇嘉禎元年八月廿一日、加藤七郎左衛門尉景義、その兄加藤判官景朝と、伊豆國狩野庄内牧郷の地頭職相論ありて、久しく決せざりしが、此日鎌倉幕府の判斷に依りて一決す。時に相州、武州等御所に坐し、加藤兄弟は、各、御座侍の上、東部の間就き、評定衆悉く參列し、師貞・家長・康俊等は南座に候し、東上 西阿・義村・行西等は北方に候す、既にして將軍簾中に坐せらるるや、加藤兄弟を召し、兄をば南方の末席に就かしめ、弟をば北方の對座に就かしめ、圖書允清時を奉行として、子細を尋ね問はしめらる。

鎌倉幕府  
の裁判風

景義先づ訴へて云ふ、内牧郷は、故伯父伊勢前司光員の所領にして、承久三年五月卅日、亡父景廉之を拜領せり。但し仰に依り、暫く父覺蓮をして領知せしむるものなり。而して彼一期の後は、景廉の契狀に任せ景義領掌すべき處、景朝義絶の身の恐をも顧みず、妄りに押領を企つるなり。早く糺し返さるべき者と。景朝之を聽き陳じて曰く、内牧郷は、二位家の御時、景朝に相傳せしむべき趣、兼日御書を賜はる上は、知行何事かあらん。亡父のため義絶せらるといふは、景義の狂誕なり。過言の科に處せらるべき者なりと。依て評定を凝されしに、景義の言ふ所子細ある旨、衆議一揆せしめらる。而して景朝より二位家の遺書を進覽したるに、狩野牧に於ては、覺蓮房の後、景朝に賜ふべき由、分明の旨あれば、終に景朝に付せらるる所なり。二位家は政子なり。二位家の御時の御教書を、棄て置かるる條、其の恐ある由、泰時の申請ふに依て、將軍之を聽し、景朝を補任せらるる旨、即ち御下文に載せらる。景朝は太郎と稱して景廉の長子、景義は景廉の



地頭所得 次子なり。(豆州志稿・東鑑・大日本史)○當時地頭の得点を按ずるに、凡そ本年貢の三分一を、新補地頭の所務とせしもの如し、今阿波國麻壇保庄、延應二年の貢を以て例せば下の如し。但し麻壇保庄は、水田・畠地を合して四拾餘町、一町の稷稻は、上中下平均四百束なりといふ。

二千四百束餘 本年貢 八百束餘 新補地頭分  
百三十三束餘 守護給 八千六百六十束餘 地主分

又、頼朝の時の麻壇保の貢は左の如し

稷稻一萬二千餘束 此粟今京升二千四百  
余石アルヘシ

五分之一稻二千四百餘束

内 内藏察運上分 此粟 今京升四百八十石三斗五  
升余トシテ千三百七十石余俵ニ當ル 保司職進退分

殘九千六百束余 全地頭分

内 農民所得四千八百束余  
地頭所得四千八百束余

内 領主所得二千四百束  
地頭 二千四百束

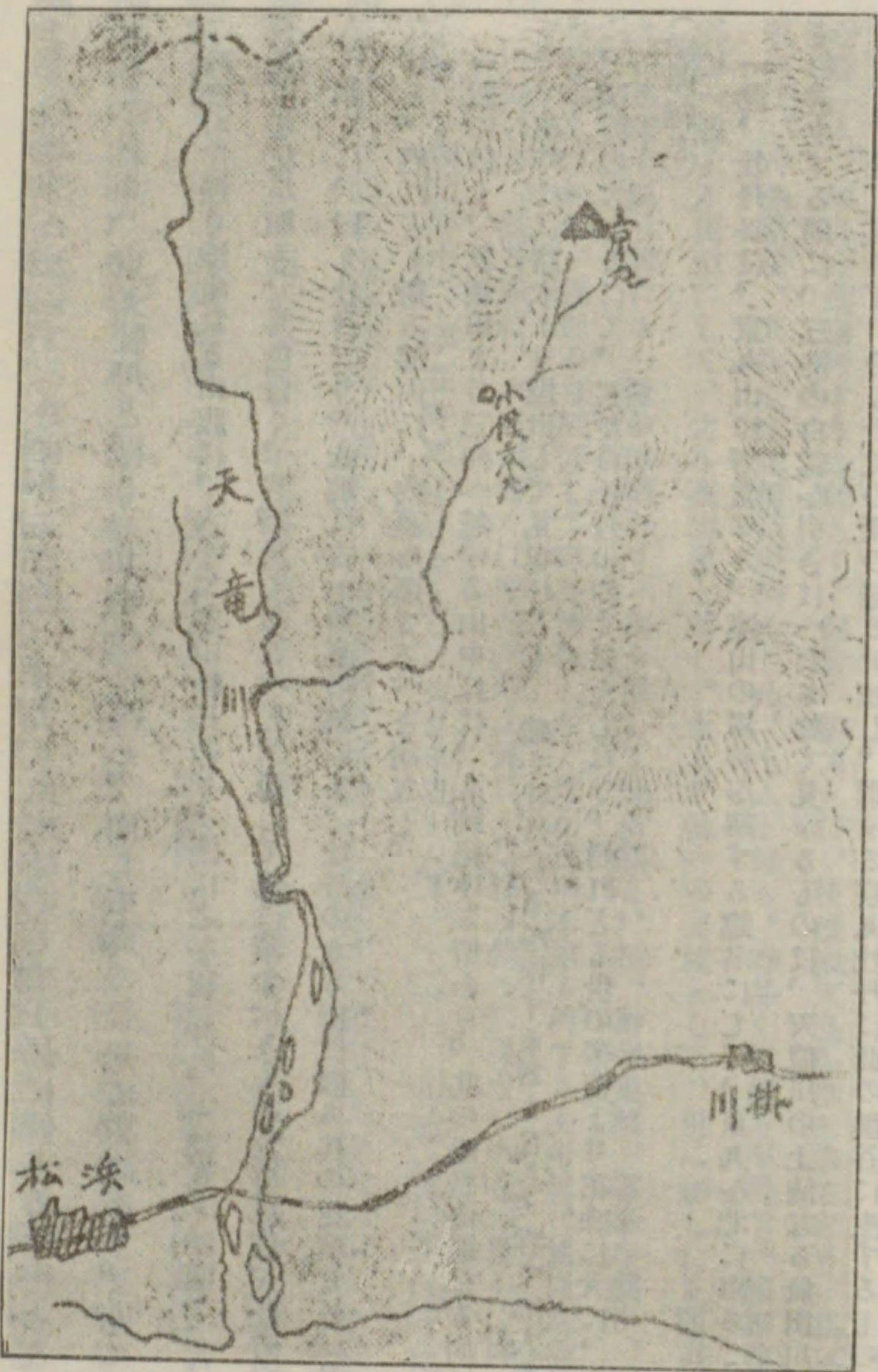
是を以て推さば、我が嶽南地方に邑せる地頭の所得、併せては農民の所得をも略ぼ知り得べし。(柳菴隨筆知字篇)○此頃親鸞といふ僧あり、相摸國足柄江津より京師に歸らんとし、駿河國まで至りしが、道を轉じて遠州の山奥に入り、布教して山を越え溪を涉り、終に其の極北京丸に到る。其の通路今尚ほ存して親鸞道と稱す。親鸞は藤原有範の子にして、淨土眞宗の教祖、本願寺の開山なり。建仁元年正月、六角堂に百日の參籠

親鸞

親鸞布教して京丸に到る

を爲して、大に悟る所あり。明くるを待ちて吉水に法然上人に謁し、弟子の禮を取り、名を綽空といふ。承元元年、住蓮・安樂等に連坐し、越後に流さる。建仁元年十一月、免されて京師に歸る。途にして法然上人の死を聞き、心私に以爲らく、吾京に歸らんとするは、一に師あるを以てなり。然るに今其死を聞けば、歸るとも何かせんと。

京丸の俗



(圖地丸京)

なるもの少なからず。古老の言を聞くに、曰く、昔亂世の時、京人藤原左衛門佐といふ者、臣僕を携へ來りて蟄居せし所なり。故に冠服・兵器等は、みな佐の家に傳へ、代代木器を造るを業とす。親鸞の尋ねて此土に

事蹟



至るも、或は藤原氏の縁あるを知らるにも因るか。親鸞一たび此地に布教するや、一村悉く之に歸依し、今後  
の葬送は、親鸞畫く所の彌陀の像を以て導師に替へ、別に僧を招くことなしといふ。(遠江風土記傳・古考談) 此  
地固より他地方と交通すべきにあらねば、昔より血族結婚して子孫に傳ふるを俗となす。此地また牡丹花の  
大なるものあり、京丸牡丹と稱し、其名世に高し。而して此の牡丹に數説あり。左に其の一二を記さん。

京丸牡丹

京丸の片邊り嶮岨なる山腹に、大小二本の牡丹あり。遙に之を望むに、一は凡そ四圍、一は凡そ二圍もあるべきが、  
初夏に其花を開き、其色白く、其徑尺もあるべし。而して他に類すべきものなければ、牡丹なること疑ひなし。之を郷  
人に聞くに、曰く牡丹なり。此地は古へ内裏の跡にて、牡丹の在る所は即ち其の花壇なり。是れ古今の口碑に存する所  
なりと。然れども斯る深山に、内裏を遷さるべき謂なし。

一説に曰く、秋葉山より三州へ越ゆる山中には、人跡絶ゆる所あり。其の岨路の遙なる向に、大木の白牡丹二三株あ  
りて、花時には諸木より挺出して見ゆれども、確く牡丹たるを保する者もなし。嘗て郷人あり、其花を尋往きて見し  
に、辛夷の大なるにて、其が白牡丹の如く見えしなり。然れども世の辛夷より花殊に大に、香も亦最も高かりきとぞ。

(雲萍雜志)

一説、牡丹谷は、京丸山に對立せる、連山の溪谷を稱する惣名にして、京丸を北に距ること凡そ二里、三溪相連りて、  
老杉叢生する間に、三筋の白線を引きはへたる如く見ゆるものは、天龍川の上流なる氣田川の源泉、石切川と稱するも  
のにて、遠く望めば、恰も千丈の瀧の懸るが如し。謂ゆる京丸牡丹は此の溪谷に生ずるものにして、世人は能くも究め  
ず、怒に臆説をなして、曰く石楠花なり。曰く躑躅なりと稱すれども、皆な非なり。牡丹は牡丹にして、躑躅にもあら  
ず。石楠花にもあらず。而して此の牡丹は、尋常の牡丹の如く、年々時を定めて咲くにあらず、必ず天下の治亂・興廢  
に關するが如き、大事の生ずる前兆として咲き出づものにて、古代は措くも、近く慶應・明治の交と、明治・大正の交、何

後醍醐天皇  
皇塚

牡丹族

伊豆守

將軍賴經  
小名温泉  
行止む

將軍賴經  
病あり

義時十三  
年忌

れの谷にも隙もあらず、いと盛に咲出でたるにて知るべし。○牛馬ヶ原は、岩岳山の東北にありて、廣凡そ方一里  
もあらず、藤原氏の祖先が、牛馬を放牧したる所にして、今も五月五日端午節の朝まだき、此邊に至れば、野馬の嘶く  
聲を聞くべしといふ。牛馬ヶ原の下に、人馬屋敷と呼ぶ處あり。是れ昔藤原家の臣屬等、數多住居したる所。是より下  
ること數町の處に、古墳あり、高塚といふ。是れ高貴の方の塚にや、藤氏祖先の墓のある所にして、藤氏本家の主人の  
み唯一人、年に一度參拜するを例とす。高貴の御方とは、後醍醐天皇を申し奉るなり。高塚を下りて、石切川の上流に  
至れば、奔流激湍、人をして魂飛び魄消えしめ、土人と雖も、容易くは渡るを得ず。熊猪の出沒常ならざれども、古來  
信州へ通ずる間道にして、之を裏垣道と稱し、土人が唯一の走路として、世に秘したる間道なり。○傳説に曰く、昔京  
丸の奥深く籠り居たる一隊の狂賊あり。自ら稱して牡丹族といひ、神出鬼沒、富豪を襲ひ、城主を脅かして、金銀財寶  
を掠奪しければ、遠近みな戦慄して之を怖れしが、藤原氏の本家と稱するものは、或は其の首魁にあらざるかと。  
一説には、牡丹族は、大井川若くは安倍川の上流に、巢窟を構へたりといへど、思ふに同一族ならんか。(口碑)

○十月、藤原伊宗、伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ◆二年二月、藤原盛長遠江守に任ぜらる。(大日本史)

○四月八日、初め鎌倉幕府に議あり、將軍家伊豆國小名温泉に渡御あらせらるべきが爲に、來る十七日を以  
て鎌倉進發の日と定められしが、去る一日若宮に蟻恠の異変ありしは、動搖不安の由占ひあるのみならず、  
宿曜師球譽法印、遠行御慎あるべき旨を上言し、陰陽師も亦不快の由を占ひければ、今日更に議定あつて、  
小名温泉行は遂に止めらる。(豆州志稿・東鑑)傳へ云ふ。將軍家は正月疱瘡に罹らせられしが、其の餘毒の發  
せしにや、股膝の邊に於て、押領使と號する腫物、廿余箇所發生せしなど、御不例の余氣未だ散ぜしめされ  
ば、これも亦中止の一因なりと。○六月五日、武藏守北條泰時、伊豆國北條に於て、右京兆十三年の追善供  
養を修む。正日は來る十三日なりと雖も、故らに之を引上げたるなり。此間願成就院の北傍に塔婆を建立せ



遠江守

評定衆

延暦寺の僧徒追捕の宣

駿河守

將軍賴經上洛

時房怠慢

り。本尊は則ち大日釋迦彌陀等の尊像なり。同じく又勞茶羅供養の儀を遂げられ、大阿闍梨莊嚴房僧都行勇・讚衆十二口・右馬助・民部少輔等、阿闍梨の布施を取る。此日駿河・伊豆兩國以下の家人等、群參して作善をなす。中にも武州は殊に丁寧の沙汰を致せりといふ。(吾妻鑑) ○七月、北條朝時遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○九月十日、遠江守北條朝時評定衆となる。前近江守佐木信綱に替るなり。評定衆は、軍政に參預せしめんがため、嘉祿元年始めて置かれし所にして、三浦義村等十一人任ぜられしを始とす。或曰く、朝時の評定衆に列せられしは、已に前日にあれども、朝時心に之を庶幾はず、内内難澁の由申居り、遲遲として今日始めて出仕したるなりと。◇三年六月卅日、延暦寺の惡徒等を搦め進むべき由を、將軍及び天下の國司に宣下あり。(百鍊鈔) ○十一月、駿河守北條重時相摸守に、北條有時駿河守に任ぜらる。(大日本史) ◇四年正月廿九日、征夷大將軍藤原賴經上洛の途、駿河國藍澤驛に到る。蓋し昨廿八日鎌倉を發せられしなり。發するに臨み、陰陽道晴賢至り、將軍身固の祈を爲す。今日八龍の日なれば、聊か其難あるかの由、傾け議する族無きにもあらざりしかども、前日已に御出門をなし、秋田城介義景が甘繩の邸に入御あらせられたれば、日次の沙汰に及ぶべからざる旨にて許容せられず。是れ去る廿日午刻、將軍家御上洛あるべきにより、御出門として、秋田城之介義景が甘繩の家に入御せらる。御立烏帽子、御垂直にて、御興に召さる(吾妻鑑)とあるをいふなり。因て、已刻進發、御興を用ひらる。護持僧岳崎法印成源乘興・御驗者公覺僧都・隆辨律師・賴曉律師・醫道施藥院使良基朝臣・陰陽道前大藏權大輔泰貞・散位晴賢朝臣・隨兵以下、前後の供奉人悉く進發の處、匠作未だ出門立にも及ばず、剩へ圍碁會あり、左京兆頻りに之を勸むと雖も聽かず、而も彼の隨從の時房怠慢

遠江權守

將軍賴經車返着

車返の古驛

丸子神社

間門

將軍賴經蒲原

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

將軍賴經

人等も未だ旅具を整へざるなり。仍て京兆より野箭・行藤等を整へ送りしが、酉刻漸く進發せりといふ。匠作は修理權大夫時房なり。○此月、藤原信盛遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○二月一日、將軍賴經、車返牧、御所に着せらる。(吾妻鑑) 此日天晴れて風強し。車返は、後の日吉村の邊なり。當時の驛家は、日吉三枚橋の邊を總稱したるものにて、古驛路は、丸子神社前に殘存せる一徑路にして、間門・諏訪等の跡も今尙ほ存せり。即ち丸子神社は、沼津宿淺間社内に在りて、その間門は出口街の西、五段田に接する所なり。間門に口碑あり。

往昔閻羅木像の頭首あり。漂うて此の海岸に到る。取て之を見れば、頂後に天竺摩羯提國の六字を刻せり。衆因て釀して其の五體を修し、小堂を造りて之を安置せり。村名も此の轉化せしものといふ。閻羅堂あり摩羯提山と號す。

將軍は此日申一點、此地に着せられしなり。○二日、將軍賴經、蒲原に宿せらる。此日天晴れ、大風塵を擧ぐ。(吾妻鑑) ○三日、將軍賴經、手越に宿せらる。左京兆命を發して御所を營ましむ。(吾妻鑑) 此の御所の址は、即ち心光院の寺にして、今尙ほ其址を御所と稱す。○四日、將軍賴經、鳴田に宿せらる。(吾妻鑑) ○五日、將軍賴經、遠江國懸河に宿せらる。(掛川志稿) 匠作の令として、遠江國の家人等に命じ、横地太郎兵衛尉長直を奉行とし、兼ねて作らしめたる御所に入らせらる。(大日本史・吾妻鑑) 今懸河に接せる仁藤村に、古松樹の鬱蒼たる小高き岡あり。土人呼びて御所原といふ。是れ當時の行殿の址なるべし。(掛川志稿) 或は云ふ、曾我庄高御所は、此時の址にして、其の正法寺は、其址に建てたる寺なりと。(遠江風土記傳) 何れが

事蹟



懸川

天龍川雜踏

横地太郎

池田

庄塚

將軍賴經橋本に宿す

是なるを知らずと雖も、二所ともに、從官諸士の館を建てたる所なるは疑ふべからず。抑も懸河といふ地は、古へ日根郷と稱せし地方の一部にして、其後横尾といひしを、此の鎌倉時代の初頃より、何時とはなしに懸河と呼びなすに至りしなり、日坂より發する河流の、驛路の北を流るる川あり、懸川といふ。蓋し驛名の起因なり。(掛川志稿) ○六日、今曉、諸士乗替以下の者、將軍家の出發前に悉く懸川を進發せしが、各、王霸の忠を挿みて狐疑に及ばず、先を競て天龍川を渡らんと欲しければ、天龍橋上は人相顔咽し、足地を踏む能はず、浮橋爲に殆ど破損せんとす。諸將これを見て制を加ふと雖も、誰あつて命を用ゐる者なし。奉行人横地太郎兵衛尉長直等之を憂ひ、馳せ還つて其趣を懸川に報ず。左京兆之を聽き、驚き起ちて直に馳向ふ。時適に鶏鳴曉を報する時なりき。到れば則ち河邊に敷皮を覆うて坐したるままにて、未だ一言を發せずと雖も、諸人禮をなし猶豫して進み、自然に靜謐に歸しぬ。將軍家通過の後、左京兆は乘馬供奉せり。此河暫くにして水減じ、供奉人所從等浮橋を渡る能はず、又乗船の沙法もなければ、大半は河を渉るに、水僅かに馬の下腹に達せしのみ。酉刻池田宿に入る。(吾妻鑑・遠江風土記傳・掛川志稿) 池田は昔の庄園にして、又宿驛たりし所なり。庄及び宿は、共に天龍川の西に在りて、後世江戸時代に至て發見する所に據れば、河西の大明神村守屋丹波の園中に庄塚あり。是れ庄園の址といふ。河東なる今の池田より、相距る十餘町に在るなり。○七日、將軍賴經、橋本驛に着せらる。

嘉禎四年春將軍家御上洛の時供奉して侍りけるに

濱名の橋にてよめり。

宇都宮時朝

立わたる濱名の橋の朝霞見てすぎがたし春のけしきは

(新和歌集)

舞澤の混雜(將軍賴經上洛)

先是人人家家を點定せし時、陸奥太郎實時獨り舞澤の松原に露宿せしが、戌刻に及び京兆之を聞き驚きて曰く、實時は小侍所別當にして、重職他に異なれば、尤も御所邊に候すべき仁なり。然るに其所なきに依り、止むなく驛上に止宿する者なるべし、予獨り里家に暖坐する條、甚だ其恐ありと。乃ち起て陸奥太郎の露宿に至る。諸將の之を聞く者、また旅宿を辭して、松原に赴く者相尋ぐ、宮内少輔泰氏・駿河前可義村以下の人、多く以て件の松原に至れば、今は還て諸人の煩となれり。此に於て諸將陸奥太郎に勸めて曰く、君の先に此所に露宿せしは、諸士を煩さんを恐れてなり。然るに今は君此所に在れば、却て諸士を煩はすなり。早く本所に入り給へと。遠山大和守も亦旅店を辭し、言を盡して陸奥太郎を招請へば、京兆も亦、人人の禮を顧みざるは不可なりと、勸めて本宿に歸らしむ。太郎面目を施し、還て和州の本所に宿す。(吾妻鑑・振鐸考記) 和州の宿所は、御所を距る近きに在りたり。舞澤は昔者象鳴と稱せり。海中多く岐佐貝を生ずるを以て名く。後又澤あつて廻り行く道なるに因りて廻澤と號せしが、其澤今は海と成りて跡もなく、而して其名も轉訛して舞坂といふに至れるなり。○橋本驛、湖水と潮水との間に洲崎ありて、古昔は舞澤驛家に通ぜしが、湖中の水の流れて海に入る所に、黒木橋を架して往來を通ず。依て稱して橋本といふ。是れ橋本驛の起原なり。後世の新居より見れば、正西十五町に在りといふ。(遠江風土記傳) ○三月、藤原良教駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ○十月廿日、酉刻、征夷大將軍藤原賴經、京師より東下し、遠江國橋本驛に宿せらる。去る十三日關東下向として、洛陽を進發せられ、今日此地に着し給へるなり。(吾妻鑑) 途中本野原に於て甚雨暴風

事蹟

九八九

遠江權守 征夷大將軍 賴經 東還

橋本驛

舞坂



あり。頗る辛酸を嘗め盡されき。然り而して御輿前後の人人は、笠を擁するに及ばず、皆な以て鼻を舐しが、午刻以後晴に屬せしといふ。○廿一日、池田。(吾妻鑑) ○廿二日、懸河。(吾妻鑑) ○廿三日、嶋田。(吾妻鑑) ○廿四日、手越。播原。(吾妻鑑) ○廿五日、將軍播原宿に逗留。聊か例ならざるに依るとぞ。(吾妻鑑) ○廿六日、車返に宿せらる。(吾妻鑑) ○廿七日、鮎澤を経て竹下に宿し、廿九日鎌倉御所に著せられきといふ。○十一月廿三日、曆仁と改元あり。

三嶋伊豆  
幣使に奉  
遠江權守

○曆仁二年正月廿五日、三嶋・伊豆の兩社に、幕府の奉幣使あり。○此月、遠江權守藤原信盛罷む。(大日本史) ○二月七日、延應と改元あり。

人賣買を  
停む  
法令の掲  
示  
祖父母に  
敵對を停  
む  
人賣買を  
停む

◇延應二年正月、藤原成基遠江權介に任ぜらる。(大日本史) ○五月一日、人倫賣買の事、一向停止すべき旨を令せらる。仍て奴婢を賣買せし者は關東に召し下し、賣買せられし者は、見付け次第に其身を放免すべき山を、路次關關に掲示せられぬ。(風俗史) ○四日、幕府令して、祖父母に敵對し、相論することを停止せらる。○六日、師員・基綱・行然等奉行として、人倫賣買の事、論旨に任せ停止すべき由、重ねて下知を加ふ。(風俗史) ○七月十六日、仁治と改元あり。

將軍三嶋  
參詣

◇仁治元年八月四日、征夷大將軍藤原賴經、二所權現參拜として、伊豆國三嶋に着せらる。(吾妻鑑) 但し今日は奉幣の儀なしと雖も、此所に於て延年の儀に及ぶことは、宮根に於けるが如し。昨昨二日鎌倉を進發し、箱根より此處に着せられしが、其の行列は下の如し。

前驅十二人 次御馬 五疋 次御弓袋差 次御甲着 次御冑持 次御小具足持 次御調度

懸物持 次御油 次先達 次御駕 御淨衣 次十二人

以上御駕の左右に歩行す

後騎 四十八騎 後陣隨兵 十二騎

三嶋走湯  
に奉幣  
丹波良基  
小那温泉  
に死す  
聖一國師  
圓爾宋よ  
り歸る  
久能寺  
聖一國師  
生立トチ  
小僧  
枋澤村  
米澤氏  
福養瀧

○五日、今曉、將軍家、三嶋社に奉幣を遂げられ、夜に入て走湯山に奉幣あり。走湯山の衆徒には延年ありき。(吾妻鑑) ○九月八日、施藥院使正四位上丹波朝臣良基卒す。良基此頃伊豆國北條の小那温泉に在りて浴せしに、病愈えずして死す。年五十五。(吾妻鑑・豆州志稿) ○此歲、聖一國師宋より歸り、携へ來たる所の瑠瑠羯鼓を、駿河國有渡郡北矢部村、補陀落山久能寺の堯辨法師に贈る。蓋し昔日の師恩に報ゆるなり。聖一國師名は辨圓、又圓爾とも稱す。臨濟宗東福寺派の祖にして、駿河國有渡郡蘆科村の人なり。父を米澤勝定といひ、歿して光嚴院と謚し、母は稅氏、花岳院と謚す。父母の墓は、共に枋澤村に在り。父を米澤勝定より流出する澗流の名にして、終に村名となるものなり。聖一國師茲に生れ、終に名を天下に博せり。國師幼にして久能寺の堯辨僧都の弟子となりしが、兒たりし時遊戯放縱なりしかば、時人呼びてトチ小僧といへり。米澤氏は、其先米澤太守勝房に出づ。勝房の後胤勝元此地に來り住して勝定を生む。勝定五郎左衛門と稱し、高倉宮の官女の子を娶り一子を生む。一子は即ち國師なり。樞澤に福養瀧といふあり。國師の産湯に用ゐしものと傳ふ。又米澤氏の子孫は、今尙ほ存せりといふ。

辨圓は久能山に在りて、台教を學ぶこと數年、去りて園城寺に剃髮し、東大寺戒壇に受戒し、次て外學を京都に學び、また園城寺に還りて教乘を修む。時に榮西の法嗣榮朝、關東長樂寺に住し、道聲甚だ高かりけ



國師號の始

清見寺再興

駿河權介將軍賴經走湯山に參詣

れば、辨圓往いて之に従ひ、禪戒並に密灌を受け、更に壽福寺に至りて行勇に謁し、大藏を閲せり。一日三井の賴憲僧正と、鶴岡の八講會に論議し、遂に之を説破したれば、辨圓の名忽ち關東に振ふ。嘉禎元年宋に入り、景福院月宗に律部を聽き、天竺寺柏庭に台宗相承の圖を受け、癡絶・笑翁・石田等に謁し、徑山の無準禪師に參し、遂に其法を嗣ぐ。此に於て禪師付するに、宗派圖並に密庵禪師の法衣等を以てせり。國師宋に在ること凡そ六年、歸て博多に至り、先づ崇福・承天の二刹を創め、無準の道を唱ふ。是れ實に茲年の事なり。其後藤原道家深く之を信じ、請じて禪戒密灌を受け、又奏して僧正並に日本國總講師に補任したれども辭して受けざれば、重ねて聖一和尚の四字を授けらる。尋で道家また東福・普門の二大寺を建て、辨圓を以て開山とせり。寛喜三年宮中に入り、宗鏡録を進講せしが、性相の碩學預り聽く者多かりき。建長六年北條時頼の請に依り、鎌倉に赴き、翌年還りて東福寺を慶す。後嵯峨天皇また龜山の離宮に召して、大戒等を受け給ふ。其後は鎌倉の壽福寺、京都の建仁寺等に歷住し、盛に教禪を双べ唱へければ、京畿の禪宗是より大に起る。弘安三年秋常樂庵に寂す。年七十九。花園天皇勅して國師號を賜へるが、國師號は實に茲に始まることふ。(家記)

聖一國師の弟子に、關西法師といふ者あり。駿河國清見寺の邊に、一菴を營み住せしが、此の法師は蓋し清見寺再興の主なり。

◇二年二月、資基王駿河權介に任ぜらる。(大日本史) ○八月十五日、征夷大將軍賴經、人をして伊豆國走湯山に參詣し、劍一口を納めしむ。此日鶴岡放生會あり。將軍出御の期、兵庫頭劍を取り、役人上總式部丞

金窪行親

北條經時  
藍澤に狩す

北條經時  
藍澤の狩より歸る

下河邊行  
光の功

時秀に授けんとする時、其劍自から抜けて簀子に落つ。是れ二人の過失にあらず、時の恠異なりとて、暫く出御の儀を抑め、金窪左衛門大夫行親を召し、之を尋ね問はしめらるるに、行親答へて曰く、人の物に應ぜず、神寶たるべきが故に、今此事あり云云と。行親劍刀の事に就ては、既に通を得たるが如く、多く以て其證を顯はすのみならず、此劍に就きては、先日已に將軍に夢想の告ありしに、今行親の云ふところ、忽ち以て符合すれば、將軍深く信心を發せられ、時秀を以て伴劍を走湯山に奉らしむ。時秀出發の後、將軍鶴岡に參宮せしに、若狭前司泰村御劍に役し、近江四郎左衛門尉氏信御調度に懸り、法會舞樂例の如く、酉刻還られしといふ。(吾妻鑑) ○九月十四日、北條左親衛經時、狩獵のため藍澤に行き向ふ。若狭前司・小山五郎左衛門尉・駿河式部大夫・同五郎左衛門尉・下河邊左衛門尉・海野左衛門太郎等扈從せり。又甲斐・信濃兩國の武夫數輩、各、獵師を具し、來て經時の到るを待てり。(吾妻鑑) ○廿二日、左親衛北條經時、藍澤の狩より鎌倉に歸る。數日間山野を踏み、熊・猪・鹿等の獸多くこれを獲たり。其中熊一頭は、經時引目を以て自から之を射取りければ、見る者みな前代未聞の事なりとて、深く感歎せざるはなかりき。又下河邊左衛門尉行光は、幼少より太田・下河邊等の田舎町に住したれば、定めて此の如き狩場には馴れざるならんと、傍輩等多く侮り思ふに因り、動もすれば其の堆不を試みると欲し、走獸の便ある毎に、之を追ひ合へるに、行光必ず之を射取りたり。然れば今度の獲物は、獨り行光に在りしといふ。但し若狭前司と、一たび相論に及べることありきとか。行光元來故實の射手たるうへ、毎年那須野の狩會に交り、大に嶺谷を馳驅するに堪へたるを以て、此狩大に其効を奏したるなり。(吾妻鑑)



【後嵯峨天皇】 仁治三年正月踐祚、三月即位。

駿河權介  
守  
源親行

仁治三年三月、加茂在清駿河權介に任ぜられ、又駿河權守藤原良教罷め、藤原遠繼同じく權官に任ぜらる。  
(大日本史) ○八月、此月半ばの頃、齡は百歳の半ばにも近づきぬらん、鬢の霜漸く冷しげに、さして何處に住み果つべしとも思ひ定めぬ面色にて、身は浮雲にも似たるかな。首は霜にも似たるかななどと思合せたりけん、金帳七葉の榮を好まず。唯陶潛五柳のすみかを求めんとてか、京師の方より吾孀へ赴くなるべし。箒を力に西より來る者あり。參河遠江の境なる高師山を越ゆるに、境川といふ溪川の流れ落ちて、岩瀬の波ごとしく響くを聞きて、先づ其感にや堪へざりけん。

岩づたひ駒うちわたす谷川の音もたかしの山にきにけり

とぞ詠じたる。(遠江風土記傳・拾葉集・振裾考記) 是れ源親行とて、先に此の海道を鎌倉に下りて、紀行を残したる光行の子にして、當時河内守たりし人なり。此人文筆に長じ、其父と同じく紀行あり。名けて東關紀行といふ。行く行く橋本驛より路次の狀況を記して曰く。

橋本

濱名橋

橋本といふ所に行き着ぬれば、聞きわたりし甲斐ありて、氣色いと心すごし。南には潮の海あり。漁舟波に浮ぶ。北には湖水あり、人家岸に連れり。其間に洲崎遠くさし出でて、松きびしく生ひつづき、嵐しきりに咽ぶ。松の響波の音、何れと聞き分き難し。行く人心を傷ましめ、泊る類夢を覺さずといふことなし。湖に渡せる橋を濱名と名づく。舊き名所なり。朝立つ雲の名残は、何處よりも心細し。  
行きどまる旅寢はいつもかはらねどわきて濱名の橋ぞ過ぎうき

さても此宿に、一夜とまりたりし宿あり。軒ふりたる茅屋の、所所まばらなる隙より、月の影曇りなくさし入りたる折しも、君ども數多見えし中に、少しおとなびたるけはひにて、夜もすがら床の下に晴天を見ると、忍びやかに打ち詠じたりしこそ、心にくく覺えしか。

言の葉の深きなさは軒端もる月のかつらの色に見えにき

舞澤

名残り多く覺えながら、此の宿をも打ち出でて、行き過ぐる程に、舞澤の原といふ所に來にけり。北南は渺渺と遙にして、西は海の渚近し。錦花繡草の類は、いとも見えす。白き真砂のみありて、雪の積れるに似たり。其の間に松絶え絶え生ひわたりて、潮風梢におとづれ、又あやしの草の庵所に見ゆる。漁人釣客などの栖にやあるらん。末遠き野原なれば、つくづくと眺め行く程に、打連れたる旅人の語るを聞けば、何時の頃よりとは知らず、此の原に木像の觀音おはします。御堂など朽荒れにけるにや、かりそめなる草の庵の中に雨露もたまらず年月を送る程に、一年望む事ありて、鎌倉へ下る筑紫人ありけり。此の觀音の御前に参りたりけるが、若し此の本意を遂げて古里へ向はば、御堂を造るべき由、心の中に申し置きて侍りけり。鎌倉にて望む事叶ひけるによりて、御堂を造りけるより、人多く参るなんとぞいふなる。聞きあへず其の御堂へ参りたれば、不斷香の煙、風にさそはれうち薫り、阿迦の花も露鮮なり。願書とおぼしきもの、斗帳の紐に結びつけたれば、弘誓の深きこと海の如しと云へるも、頼母しく覺えて、

坪井觀音

頼母しな入江にたつるみをつくし深きしるしのありと聞くにも

天龍川

天龍と名づけたる渡りあり。川深く流れ烈しく見ゆ。秋の水漲り來て、舟のさること速かなれば、往還の

事蹟



旅人、容易く向ひの岸に着き難し。此の川水まされる時、舟なども自から覆りて、底の水屑となる類多かりと聞くこそ、彼の巫峽の水の流れ思ひよせられて、いと危き心地すれ。然はあれど、人の心に比ぶれば、靜なる流れぞかしと思ふにも、喻ふべき方なきは、世に經る道の嶮しき習ひなり。

此の川のはやき流れも世の中の人の心のたくひとは見ず

今の浦  
遠江の國府今の浦に着きぬ。此處に宿借りて、一日二日止りたる程、海の小舟に棹さしつつ、浦のありさま見めぐれば、潮海湖の間に洲崎遠く隔りて、南には極浦の波袖を濕ほし、北には長松の嵐心を傷ましむ。名残多かりし橋本の宿にぞ相似たる。昨日の目うつりなからずば、是も心とまらずしもあらざらましなとは覺えて、

浪の音も松の嵐もいまの浦にきのふの里の名残をぞ聞く

事任社

事の儘と聞ゆる社おはします。其の御前を過ぐとて、聊か思ひつつけられし。

ゆふたすきかけてぞ頼む今思ふことのままなる神のしるしを

小夜中山

小夜の中山は、古今集の歌に、横をり臥せると詠まれたれば、名高き名所なりとは聞き置きたれども、見るにいよいよ心細し、北は深山にて、松杉嵐烈しく、南は野山にて、秋の花露深し。谷より嶺に移る道、雲に分け入る心地して、鹿の音涙を催し、虫の恨み哀れ深し。

踏み迷ふ峰のかけはしとだえて雲にあととふ小夜の中山

菊川

此の山をも越えつつ、猶ほ過ぎ行く程に、菊川といふ所あり。去し承久三年の秋の頃、中御門中納言宗行

と聞えし人の、罪ありて東へ下されけるに、此の宿にとまりけるが昔は南陽縣の菊水、流を汲みて齡を延ぶ。今は東海道の菊川、西岸に宿して命を失ふ」と、或家の柱に書かれたりけりと、聞きおきたれば、いと哀れにて、其の家を尋ぬるに、火の爲めに焼けて、彼の言の葉も残らずと申すものあり。今は限りとして残し置きけんかたみさへ、跡なくなりけるこそ、はかなき世の習ひ、いと哀れに悲しけれ。

書きつくるかたみも今はなかりけりあとは千歳と誰かいひけん

こはま

菊川を渡りて、幾程もなく一村の里あり。こはまとぞいふなる。此の里の東のはてに、少し打登るやうなる奥より、大井川を見わたしければ、遙遙と廣き河原の中に、一筋ならず流れ分れたる川瀬ども、とかく入りちがひたるやうにて、すながしといふものをしたるに似たり。なかなか渡りて見んよりも、よそめ面白く覺ゆれば、彼の紅葉みだれて流れけん、龍田川ならねども、しばしやすらはる。

日數ふる旅のあはれはおほる川渡らぬ水も深き色かな

前嶋宿  
岡部の今

前嶋の宿を立ちて、岡部の今宿を打過ぐる程、片山の松の蔭に立寄りて、餉など取り出でたるに、嵐冷しく梢に響きわたりて、夏の儘なる旅衣、うすき袂も寒く覺ゆ。

これぞ此のたのむ木のもと岡部なる松の嵐よ心して吹け

宇都山中  
の世捨人

宇都の山を越ゆれば、蔦楓葉茂りて、昔の跡絶えず。彼の業平が修行者にことづてしけん程も、何處なるらんと見行く程に、道の邊に札を立てたるを見れば、無縁の世捨人ある由を書けり。道より近きあたりなれば、少し打入りて見るに、僅なる草の庵の中に、一人の僧あり。畫像の阿彌陀佛を掛け奉りて、淨土の

事蹟



法文などを書けり。其外に更に見ゆる物なし。發心の始めを尋ね聞けば、我身はもと此の國のものなり。さして思ひ入れたる道心も侍らぬうへ、其の身堪へたるかたなければ、理を觀するに心闇く、佛を念するに性懶し。難行苦行の二つの道どもは、缺けたりと雖も、山の中に眠れるは、里に在りて勤めたるに勝れる由、或人の教につきて、此の山に庵を結びつつ、數多の年月を送る由を答ふ。昔叔齊が首陽の雲に入りて、猶三春の蕨を採り。許由が潁水の月にすみし、自から一瓢の器をかけたりと云へり。此の庵のあたりには、殊更煙立てたるよすがも見えず。柴折りくぶる慰めまでも、思ひ斷えたるさまなり。身を孤山の嵐の底にやどして、心を淨域の雲の外にすませる。言はねどしるく見えて、なかなか哀れに心にくし。

世をいとふ心のおくや濁らましかかる山邊のすまひならでは

峠

此の庵のあたり幾程遠からず、峠といふ所に到りて、大きな卒塔婆の年經にけると見ゆるに、歌ども數多書きつけたる中に、

吾妻路

吾妻路はここをせにせん宇都の山哀れも深し蕨の下道

と詠める、心とまりて覺ゆれば、其の傍に書きつけし。

我もまたここをせにせん宇都の山分きて色ある蕨の下道

梶原の墓

猶打過ぐる程に、或木蔭に石を高く積みあげて、目にたつさまなる塚あり。人に尋ねれば、梶原が墓となん答ふ。道の側の土になりけりと見ゆるにも、顯基中納言の口ずさみ給へりけん、「一年年に春の草のみ生ひたり」と云へる詩、思ひ出でられて、是も亦、舊き塚となりなば、名だにも残らじと哀れなり。羊大傳

梶原景時を評す

が跡にはあらねども、心ある旅人は、此處にも涙をや落すらん。彼の梶原は、將軍二代の恩に驕り、武勇三略の名を得たり。傍に人なくぞ見えける。如何なることにかありけん、かたへの憤深くして、忽に身を亡すべきになりければ、一响も延びんとや思ひけん。都の方へ馳上りける程に、駿河國黃瀬河といふ所にて討れけりと聞きしが、さいふ所にて崩れさせ御座しける御跡を、西行修行の序に見參らせて、

よしや君昔の玉のゆかともかゝらん後は何にかはせん

と詠めりけるなど承るに、まして下さまの者のことは申すに及ばねども、さしあたりて見るには、いと哀れに覺ゆ。

哀れにも空にうかれし玉ほこの道のべにしも名をとどめけり

清見關

清見が關も過ぎうくて須臾やすらへば、沖の石むらむら沙干にあらはれて波に咽び、磯の鹽屋ところどころ風にさそはれて、煙たなびけり。東路の思出ともなりぬべきわたりなり。昔朱雀天皇の御時、將門といふ者、東にて謀反おこしたりけり。之を平げん爲めに、民部卿忠文を遣しける。此關に到りて止まりけるが、清原滋藤といふもの、民部卿に伴ひて、軍監といふつかさにて行きけるが、漁舟の火の影は、寒くして波を焼き、驛路の鈴の聲は、夜山を過ぐといふ、唐の歌を詠じければ、民部卿涙を流しけると聞くにも哀れなり。

藤原忠文

清見馮せきとは知らで行く人も心ばかりはとどめおくらん

興津

此關遠からぬ程に、興津といふ浦あり。海に向ひたる家に宿りて侍れば、磯邊に寄する波の音も、身の上

事蹟



にかかるやうに覺えて、夜もすがら寝られず。

清見瀉いそべに近き旅枕かけぬ波にも袖はぬれけり

釘ヶ崎

今宵は更にまどろむ間だになかりつる。草の枕のまるぶしなれば、寢覺ともなき曉の空に出でぬ。釘ヶ崎といふなる荒磯の、岩のはさまを行過ぐる程に、沖津風烈しきに、打ちよする波もひまなければ、急ぐ汐干の傳ひ道、かひなき心地して、ほすまもなき袖の雫までは、かけても思はざりし旅の空ぞかしなど、打ち眺められつゝいと心細し。

沖津風けさあらいその岩づたひ波わけ衣ぬれぬれぞ行く

神原

神原といふ宿の前を打通る程に、後れたるもの待ちつけんとて、或家に立入りたるに、障子に物を書きたるを見れば、

旅衣すそ野の庵のさむしろに積るもしろき富士のしら雪

といふ歌なり。心ありける旅人の、しわざにやあるらん。昔香爐峰の麓に、庵をしむる隠士あり。冬の朝簾をあげて、峰の雪を望みけり。今富士の山のあたりに宿を借る行客あり。さゆる夜衣を片しきて、山の雪を思へる、彼も此も共に心すみて覺ゆ。

さゆる夜に誰ここにしも臥しわびて高嶺の雪を思ひやりけん

田子浦  
富士山

田子の浦に打出でて、富士の高嶺を見れば、時わかぬ雪なれども、なべて未だ白妙にはあらず。青くして天によれる姿、繪の山よりもこよなう見ゆ。貞觀十七年の冬の頃、白衣の美女二人ありて、山の頂に並び

舞ふ」と、都良香が富士の山の記に書きたり。如何なる故にかと覺束なし。

富士の嶺の風にただよふ白雲を天つ乙女の袖かとぞ見る

浮嶋原

浮嶋が原は、何處よりもまさりて見ゆ。北は富士の麓にて、西東へ遙遙と長き沼あり。布を引けるが如し。山の綠影を浸して、空も水もひとつなり。蘆刈小舟所に棹さして、群れたる鳥多くさはぎたり。南は海的面遠く見わたされて、雲の波煙の波いと深き眺なり。すべて孤嶋の目に遮るなし。纔に遠帆の空につらなれるを望む。此方彼方の眺望、何れもとりどりに心細し。原には鹽屋の煙絶え絶え立ちわたたりて、浦風松の梢に咽ぶ。此の原昔は海の上に浮びて、蓬萊の三の嶋の如くにあるにありけるによりて、浮嶋となん名づけたりと聞くにも、自から神仙の棲家にもやあらん。いとど奥床しく見ゆ。

影ひたす沼の入江に富士のねの煙も雲も浮嶋がはら

千本松原

やがて此原につぎて、千本の松原といふ所あり。海の渚遠からず。松遙に生ひわたたりて、綠の蔭きはもなし。沖には舟ども行違ひて、木の葉の浮けるやうに見ゆ。彼の「千株の松の下双峰寺、一葉の舟の中萬里身」と作れるに、彼も此もはづれず。眺望いづくにも勝りたり。

見わたせば千本の松の末遠くみどりにつづく波の上かな

車返

車返といふ里あり。或家に宿りたれば、網釣など營む賤しきものの住家にや、夜のやどりあるがごとにして、床のさむしろもかけるばかりなり。彼の縛戎人の夜半の旅寝も、斯くやありけんと覺ゆ。

此ぞこの釣するあまの苦びさしいとうありかや袖に残らん

事蹟



三嶋神社

伊豆の國府に到りぬれば、三嶋の社の御しめの内拜み奉るに、松の嵐こぐらくおとづれて、庭の氣色も神さびわたれり。此の社は、伊豫の三嶋大明神を遷し奉ると聞くにも、能因入道伊豫守實綱が命によりて、歌よみて奉りけるに、炎旱の天より雨暴に降りて、枯れたる稻葉も、忽に緑にかへりける。現人神の御名残なれば、ゆふだすき、掛けまくもかしこく覺ゆ。

せきかけし苗代水の流れ来てまたあまくだる神ぞ此の神

限りある道なれば、此の砌をも立ち出でて、猶ほ行き過ぐる程に、宮根の山にも著きにけり。(東關紀行)と、是より親行は、湯本に下り、大磯小磯を過ぎ、尋で鎌倉に入り、あやしの賤が庵を借りてとどまり、暫くは斯くて居らまく思ひまうけたるに、神無月の廿日過ぎし頃、はからざるにとみのことありて、都へ歸るべきになり、十月廿三日の曉、

なれぬれば都をいそぐ今朝なれどさすが名残の惜き宿かな

(東關紀行)

事の儘社  
葛の下道

と、宿の障子に書つて、出で立ちたりとなむ。○事の儘社、驛路の鯨山に在り、日坂八幡宮と稱し、又已等乃麻知神社といふ。○葛の下道、葛の中道とも、宇都の山道ともいへり。此道は、宇都山の西の山口にして、頂上より望めば、富士は東に近く見ゆ。此道に古今の二道あり。古道は、坂の前、逆川の際より入りしにて、今の通路より下に、極めて狹隘なる道の存するものはなり。而して今の道は、宇都山の頂上を通過するなり。(駿河國志)○釘ヶ崎、即ち岫崎にして、薩埵の海岸をいふ。此地は古への清見崎にして、常に激浪岩壁を撃てば、過ぐる者波間を窺つて馳走し、また其後を顧みるの暇なし。故に又親知らず子知らずの稱あり。

釘ヶ崎

伊豆守  
遠江掾  
頼經將軍  
伊豆山に  
奉幣

り。越後の嶮にも譲らざるにや。其後山上に道を通ぜしが、歲月の推移に従ひ、今は海潮數十歩の外に嘯むを見る。(駿河國志)○十二月、藤原俊直伊豆守に任ぜらる。(大日本史)○四年正月、藤原國弘遠江掾に任ぜらる。(大日本史)○二月廿三日、征夷大將軍藤原頼經、左衛門尉忠行を伊豆山に遣はし、桑絲吳綿等を奉納せしむ。(吾妻鑑) 祈願あるに因るなり。因て是を神主・社僧等に施さしむ。聞く宮根にも同じ儀ありと。○

遠江權守

廿六日、寛元と改元あり。○此月、源通行遠江權守に任ぜらる。(大日本史)

三嶋神社

○寛元元年七月、北條朝直遠江守に任ぜらる。(大日本史)○八月廿六日、伊豆國三嶋神社事あり。放生會・流鏑馬・射手下役人を以て、之を遂げ行はる。將軍殊なる宿願のあるに因るとぞ。(吾妻鑑)○十二月廿二日、奴婢・雜人・男女・子息の事に就きて令下る。曰く、

十歳内は、父母に付せらるべし。十歳以後は、年記に就き御成敗あるべし。云云

伊豆山三  
嶋社祈禱  
白虹貫日

○二年正月十一日、伊豆山・三嶋社、幕府の命に依りて祈禱あり。伊豆山は其の別當、三嶋社は禪運僧正、各參詣して各本地供をなす。(吾妻鑑) 供料は、政所の沙汰として下行はる。去年冬十二月廿九日、白虹日を貫き、日脚半天に昇り、未の四尅始めて訖りしことあり。將軍見て大に驚き、司天官等を召して問はれしに、皆な其の妖を言はざるはなかりき。然らば此の祈禱は、彼の天變に因るなり。○廿三日、幕下三嶋社に捧幣あり。此日將軍家並に供奉の人人等、相從うて社前に千度詣の儀あり。其後管絃歌詠等の遊興ありきと。(吾妻鑑)○廿四日、將軍頼經伊豆山に參拜す。偶、甚雨暴風あり、供奉の人みな鼻を舐む。彼山の衆徒等、終夜延年の興を催せりといふ。(吾妻鑑)○廿五日、將軍家走湯山に奉幣あり。昨日坎日たるに依り、延て今

事蹟



富士姫駿河に下る奴婢の制

且に及べるなり。將軍は夜に入て濱部宿に着かすといふ。(吾妻鑑) ○二月三日、故前右京兆禪室の孫富士姫、駿河國富士郡に下る。(吾妻鑑) 蓋し罪あつてのゆゑにあらず。○十六日、奴婢等の制を定めらる。

一 奴婢養子事

號ニ進退ト者、不レ可レ及ニ賣買。

一 寛喜飢饉養助事

無縁、非人、不レ及ニ御制、於ニ親類ト者、一期之程、雖レ令ニ進退ト、不レ可レ及ニ子孫相傳。

一人偷賣買直物事

於ニ御制以前ト者、可レ糺ニ返本主ト、至レ後者、不レ可レ糺返。

○四月十日、富士姫、駿河國より上洛せらる。有棲河黃門の猶子とならせ給ふべき爲なりとぞ。(吾妻鑑)

○廿九日、藤原頼嗣、征夷大將軍に任ぜらる。頼嗣は頼經の子なり。○五月廿九日、征夷大將軍頼嗣の祈り

として、伊豆山・三嶋社に、各、神馬一疋を獻ぜらる。(吾妻鑑) 此日鎌倉にては、十壇炎魔天供を行はるとい

ふ。◇三年正月九日、鎌倉に弓始の儀あり。遠江の人井伊介は三番、伊豆の人工藤八郎は二番して、何れも

其中に加はるといふ。(東鑑・龍潭寺記・松屋筆記) ○此月、中原高兼伊豆守に任ぜらる。(大日本史) ○四月六

日、遠江守北條朝時入道卒す。(豆州志稿) 朝時は二郎と稱し、北條義時の第三子なり。式部丞を歴、周防・越

後等の守となり、從四位下に叙せらる。○七月廿六日、石清水八幡宮の前俗別當紀兼盛、伊豆國に配せらる。

(百練抄) 兼盛其の寶殿を汚すを以てなり。去年十月十六日、八幡の寶殿に流血の事あり。實檢使を遣はし見

遠江守北條朝時卒す石清水の別當配流

井伊介

伊豆守

弓始

鳴馬

伊豆山

頼嗣將軍

藤原頼嗣

洛原頼嗣

富士姫上

しめられしに、御橋に聊か血落懸れり。依て奉幣使を發して之を謝し、傍ら御橋を造り改めらるるなど、朝廷の驚き管ならざりき。依て大臣等屢、參陣議定せしが、未だ決する能はざれば、此月九日また鬼間に會議せり。此日は關白以下悉く列し、法家の別勘文に任せ、遠流たるべきに議定せられければ、遂に此に及べるなり。(百練抄)

【後深草天皇】 寛元四年正月受禪、三月即位。

寛元四年二月廿八日、入道大納言家、伊豆國走湯權現の參拜として、鎌倉を進發せり。越後守・相摸右近

大夫將監・相摸八郎・大宰少貳爲佐・但馬前司定員・備後前司廣將・能登前司光村等、以下數輩扈從せり。入道

大納言家は前將軍頼經にて、去る寛元三年七月五日、久遠壽量院に於て落飾し給ひしが、時に戒師は岡崎僧

正成嚴、剃手は帥僧正・指燭院・圓法院承り、讚岐守親實束帶して、此事を奉行せりといふ。而して將軍剃髮

の事は、將軍年來の素懷たるのみならず、今年春の比彗星・客星何れも變異を示し、又疾病重疊の故を以て、

將軍自から思ひ立たせられたる所なりとは、此時北條氏の天下に公にしたる所なり。○三月三日、入道大納

言家、走湯山より直ちに鎌倉に下向あり。風雨の煩に依て、曉更に及べりといふ。(吾妻鑑) ○四月、遠江守

北條朝直武藏守に轉ず。(大日本史) ○六月十三日、入道越後守光時法名運智、配流せられて伊豆國に赴き、

越後の國務以下所帶の職は、悉く之を收公せらる。(吾妻鑑) 光時は、北條義時の次子遠江守朝時の子なり。

執權經時卒し、時頼其職を襲ぐや、鎌倉中俄に騷擾し、人人口耳相屬し、府民靜かならず。資財雜具を荷擔

し、東西に奔走して運び隠す者あるに至る。已にして辻辻を固めしめられしが、澁谷の一族等は、左親衛時

頼經將軍

剃髮

前將軍頼經

經走湯山より歸る

遠江守

北條光時

配流

鎌倉騷擾



頼の命を請ひ、中下の馬橋を警固せり。時に太宰少貳御所に參らんが爲め、此所を通過せんとせしに、澁谷等之を拒みて曰く。「北條殿の御方に參らん者は、抑留に及ばざれども、御所に赴く者は許すべからず」と、因て互に罵詈喧囂して、騷擾ますます甚だしく、殆んど制する能はず。夜半みな甲冑を著け旗を揚げ、面面己が雅意に任せ、或は幕府に馳する者あり、或は左親衛の邊に集る者あり、巷説縦横捕捉すべからずと雖も、故遠江入道生西の兒子等、兼ねて逆意を挿みしが、此に至て絆發覺したるなりといふこと、信に近きが如くなりき。抑も此の騷擾は、去る五月廿四日の事なりしが、廿五日に至りても、世上の騷擾は尙ほ減ぜず。左親衛宿館の警固は固より敢て緩めず、甲冑の軍士四面を圍繞せるが、卯一點の頃、但馬前司定員自から將軍の使者と稱し、陣門に至り左親衛に謁せんと請ひければ、之を時頼に通ず。時頼命を傳へ、諏方兵衛入道・尾藤太平・三郎左衛門尉等をして、謝絶して殿中に入るを禁ぜしむ。定員止むを得ず退出す。此曉越後守光時は、御所中に侍宿せしが、家人來て喚び出しければ、白地に退出して再び歸來せず、やがて落鎧して髪を時頼に獻す。是れ先に頼經の親臣等の、時頼を追討すべき謀あるや、光時一味同心を爲し、變改すべからざる趣、相互に起請文を書き、連署したるに因るなり。而して其の張本は、名越一流に在る由なれども、光時亦免るべきにあらざれば、遂に此の流竄をも蒙れるなり。

然れども更に思へば、光時先に頼經の爲に、親幸せらるるの故を以て、驕心漸く萌し、時頼執權たるに及で悦ばず、以爲らく「時頼は我祖義時に於て曾孫なり、族屬已に疏遠なれば、宜しく勢任に居るべからず」と、因て陰に之を除かんと圖り、而して事發覺せしかば、時頼兵を遣はし誅せんとせしを、光時方に幕府に

前將軍頼經上洛

供奉人

前讚岐守親實

前石見守能行

前隼人正光景

山城入道元西

信濃權守

信濃右馬允

隼人太郎左衛門尉光盛

高橋右馬允光泰

彌五郎右馬允盛高

齋藤左衛門尉清時

藤四郎左衛門尉秀實

十郎兵衛尉

以上可祇候京都

相摸左近大夫將監時定

前佐渡守基綱

前大宰少貳爲佐

前能登守光村

前大隅守忠時

前筑前守行泰

主計頭頼行

毛利藏人經光

下妻四郎長政

大會彌左衛門尉長泰

上野彌四郎左衛門尉時光

宇都宮五郎左衛門尉泰親

駿河五郎左衛門尉資村

肥前太郎左衛門尉胤家

武藤左衛門尉景頼

已上路次供奉計也

將軍京師に流さる

此外三室戸大僧正・宰相僧正以下高僧數輩、陰陽道の輩少しく其員に加はり居りぬ。惟ふに先の光時の亂は、此の前將軍を復職せしめんと謀りたるに因り、北條氏は今之を京師に送り還らしむるなり。前將軍は昨十一日曉、鎌倉を進發せられしが、時に將軍京師に流さるといふ語ありきといふ。鎌倉の勢力も亦盛なるかな。

事蹟



而して將軍家は、○十三日、木瀬川。○十四日、蒲原。○十五日、手越。○十六日、嶋田。○十七日、懸川。  
 ○十八日、池田。○十九日、橋本御着。(吾妻鑑) 是より將軍は參河に入り給ふ。○此頃、森入道遠江國城飼  
 領主  
 城飼郡の  
 伊豆の地  
 陷没  
 郡を領す。(遠江風土記傳) ◇五年正月、伊豆國の地、陷没して湖水となる。長十二町、弘八町より十餘町に  
 至る。(豆州志稿・百練抄) ○二月廿八日、寶治と改元あり。

駿河權介  
 三浦朝村  
 駿河に匿  
 三浦光村  
 時頼を謀  
 る  
 ◇寶治元年三月、藤原信家駿河權介に任ぜらる。(大日本史) ○六月、三浦兵衛尉朝村、其の嫡子式部太郎  
 氏村等、父子相携へて鎌倉を出奔し、駿河國に到りて潛匿す。朝村は三浦義村の二男にして、泰村の弟なり。  
 朝村に弟あり光村といひ、前將軍頼經の近侍たり。頼經廢せられて京師に上るに及び、光村護兵となりて京  
 師に至れるが、辭し還るに臨み、嗚咽して曰く、「臣必ず以て君に報ずる所あらん」と、鎌倉に還て後、潛に  
 兵を其邑に徴し、因て反を其兄泰村に勸む。泰村依違未だ決する能はず。先に五月、鶴岡祠前に榜あり。曰  
 く、「泰村將に誅せられんとす」と、此月三日、又泰村の南庭に落書あり、しかも檜板に注したるものなり  
 き。其詞に云ふ、

鎌倉騷擾

此程世間のさはぐ事何ゆへとかしらで候。御邊うたれ給ふべき事なり。思ひまいらせて御心えのために  
 申候。云云

泰村これを見て以爲らく、「是れ我に凶害を嫁せんとする仁の所爲に過ぎず」と、乃ち之を破却し訖ぬ。因て  
 左親衛時頼に報じて曰く、

此比閭巷の謳歌に就き、人の内議を察するに、身上の事其の怖なきにあらず。泰村に於ては、更に野心

を存せずと雖も、總て物念にて、國國の郎從等を催されて來り集る変あれば、定めて讒訴の基たらんか、  
 是に依て、御不審あるべき者は、早く追ひ下さしむべし。若し又、他の上を誡めらるべき事あらば、衆力  
 なき者は、御大事を支ふべからざらん。進退宜しく貴命に隨ふべし。云云

と、時頼之を見、敢て氷疑に及ばざる旨を答へて之を措けり。先是去月夜中のことなりき。左親衛時頼、三  
 浦泰村の宅に寄宿せし事ありしが、時に障内に鎧冑の聲あるを聞き、時頼只一從者を磨き、俄に其館を出で、  
 徒歩して本所に歸りければ、泰村之を見て甚だ歎息し、其後朝暮心府を費し、已に寢食を忘るるに至りける  
 が、此に至りて此の時頼の返書を得、聊か安ずる所ありければ、其妹の大江季元の妻となる者、來りて反を  
 勸むるに及びても、尙ほ之を聽かざりき。而して此日又平左衛門入道盛阿、時頼の誓書を携へ至るに遇ひ、  
 披き見れば、速に兵を罷むべき旨なるを以て、泰村大に喜び、具に其意を述べて返書とす。盛阿座を起つて  
 後、其室自から湯漬を調へ、泰村の前に持ち來つて之を勧め、且つ安堵の意を陳べて賀す。泰村も喜びて膳  
 に向ひ、一口これを喫して未だ下す能はざるに、門外急に囁しきを聞き、怪み出でて之を窺へば、安達氏の  
 兵來り攻むるなりけり。泰村愕眙して咄嗟出でて防げども、固より衆寡敵すべきにあらず。走りて頼朝の影  
 堂に入る、時に光村八十騎を以て永福寺に據り、以て泰村を招くに、泰村背て往かず。光村乃ち馳せて堂中  
 に至れば、諸軍從て之を來り圍む。此に於て三浦氏の宗族等防ぐべからざるを知り、共に頼朝の影前に坐  
 し、將に自殺せんとす。時に光村慷慨悲憤して曰く、「向きに殿下の密旨に従はば、則ち我が族將に軍政を專  
 にせんとするを、若州猶豫以て此辱を取る」と。因て刀を引て自から其面を劈き、問うて曰く、「猶ほ識るべ

事蹟



駿河の三浦氏  
遠江權守  
遠江原谷の領主

きか」と、遂に自殺せり。泰村泣て曰く、「我が家四世功を幕府に積み、又北條氏の外戚を以て、内外を輔佐せしに、尙ほ禍を免るる能はざるか。然りと雖も亦焉ぞ先君多殺の報にあらざるを知らんや。然らば何ぞ遽に北條氏を是れ懟まん」と、遂に其族二百七十餘人と皆な死す。然るに朝村父子獨り隙を窺て遁れ出で、駿河に至りて潛匿し、遂に土著して子孫に傳ふ。◇二年正月、遠江權守源通行、讃岐權守に轉ず。○此歲、信濃守工藤祐光、遠江國原谷郷を領し、本郷村長福寺を以て菩提院となす。祐光一に秋元に作る。祐光至て、十郎祐成の塔を宗塔庵に建て、五郎時致の塔を長福寺に建つ。五郎の塔は今も長福寺の門前にあれども、文字磨滅して讀むべからず。十郎の塔は今藤墳の山に在れども、同じく文字は讀むべからず。或は云ふ、祐經の妹某、本郷城主原左衛門永政に嫁し、二箇の石塔を建てたり。而して五郎の法名は、時安玄宗禪門といふと。暫く二説を存す。(遠江風土記傳・源庵遺書・掛川志稿・長福寺記) ◇三年三月十八日、建長と改元あり。

淺羽次郎

造閑院殿  
の雜掌

◇建長二年正月三日、幕府に坩飯あり。淺羽次郎兵衛尉は、越後五郎時家と馬の役たり。○三月一日、造閑院殿雜掌の事、(遠江風土記傳・東鑑) 幕府より京師に進覽せられんがため、今日悉く其の本役人を分付せられ、深津山城前司俊平等奉行たり。時に我が嶽南三州の人の、各、其の分擔する所を見るに、概ね左の如し。

清涼殿與一對造合御物宿

河津伊豆前司跡

裏築地押小路面二十本の内

二一本  
一本

工藤中務丞  
勝田兵庫助

二條面北十六本の内

二本垣形一本

廬原左衛門入道

一本

原左衛門跡

一本

淺羽人人

自二條北至西洞院面

一本

横地人人

一本

岡部兵衛尉跡

富士雪の  
獻上を止  
む

三嶋社

遠江權介

宗尊親王  
東下

◇三年正月、源雅具遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○四月十三日、三嶋社神事あり。此日相摸守鷲大明神の奉幣として、使者を武藏國に遣はさんとせしを、三嶋社の神主異議を唱へて曰く、「三嶋社神事の時は、他社御奉幣の事、敢て其憚りあるべきなり」と、仍て相州は、其の子細を若宮別當法印に譲められしかば、今日進發せりといふ。(吾妻鑑) ○六月五日、富士山の雪獻上を止む。幕府評定あり、炎暑の節に當て、富士山の雪を召し寄するは、珍物を備へんとする所なり。然れども彼此民庶の煩ひ休むことなかるべしと、終に之を止めらるといふ。(吾妻鑑) ○九月廿三日、相摸守三嶋社奉幣として、伊豆國に進發せり。(吾妻鑑) ◇四年正月、駿河權介藤原信家肥前介に轉じ、藤原公實遠江權介に任ぜらる。(大日本史) ○三月廿四日、三品宗尊親王、關東御下向として東海道を下り、此夜橋本驛に着御あらせ給ふ。(遠江風土記傳・橋本記・東鑑・振裾考記) 吉田中納言爲經卿・土御門宰相中將顯方卿・花山院中將長雅朝臣・右中辨顯雅朝臣等、車を連ねて御輿に陪從せらる。今驛驛に於ける次第を叙すれば、概ね下の如し。

御儲事

事蹟



上料六本立 御酒一瓶子 小御料 同御肴 八種菓子  
 女房四人三本立 酒一瓶子 小御料 菓子同上  
 侍所 小續五十前 菜五種 汁二 酒肴一具  
 力者小舍人等分 櫃飯廿五合 秣百束

御雜事

米卅石 白米二石宣旨 大豆三石同斗 秣二百卅束 藁八百束 糠十石 薪二百卅束 炭五籠 送夫六十人  
 資殿入物上白米三斗 宣旨升  
 上料 精進二 炙鳥八

棚菓子十合 八種菓子 御酒二瓶子 御肴二折敷居小 六本立衝重 居御料御菜 追物御菜  
 小御料御菜七種 朝夕 汁物二冷 御肴一前三種  
 女房四人

三本立衝重 御料菜七 召御料菜八 追物菜六 小御料菜五 菓子二折敷 酒一瓶子  
 侍所 御料菜七 召御料菜八 追物菜六 小御料菜五 菓子二折敷 酒一瓶子

小續五十前菜五種 汁二冷 酒肴一具大肴

力者十二手上三手 女房中九手 并小舍人所

櫃飯廿五具其別飯一櫃 口菜三種 大瓶一荷 折敷卅枚土器百、大小箸百廿前

御雜事

能米卅石 白米二石宣旨 大豆三石同斗 秣二百卅束 藁八百束 糠十石 薪三百卅束 炭五籠  
 續松三百把 油一升 精進 資殿入物上白米 送夫五十人

去る十九日曉、八葉御車にて、仙洞より六波羅に入御、辰一點、六波羅を起たしめ給ひ、今日此地に着御あらせられしが、幕府は已に人を派し、各地に在りて其事に當らしめらる。即ち橋本より菊河までは、武藏守其事を辨じ、岡部より蒲原までは、相摸守之に當り、其後は阿野佐野地頭等之を司る。○廿五日、三品親王、晝引間。夜池田。(遠江風土記傳)○廿六日、晝懸川。(掛川志稿・東鑑)夜菊川。○廿七日、晝岡部。夜手越。○廿八日、晝蒲原。夜木瀬河。○廿九日、晝鮎澤。夜岡本。斯くて四月一日固瀬宿より、御迎への人人に前後を圍まれ、相州の亭に入らせ給へりとなむ。

又一に曰く、宗尊親王鎌倉御下向の御すくすくならびにひるの御まうけの所

はしもと むさしのかみ をかべ さかみのかみ さ の さのちとう  
 ひくま おなじ てごし 同 あゆざわ かいのくに  
 いけだ おなじ おきつ 同 やまなか せきもと かののしんざゑも  
 かけがは おなじ かんばら 同 ん  
 きくかは 同 はくなか あのきせかは (吾妻鑑)

親王は、後嵯峨天皇の第二子にして、母は棟子、平棟基の女なり。寛元二年正月親王となりしが、母の賤しきを以て儲貳たることを得ず。天皇心に深く之を矜み給ふ。建長四年正月、冠を上皇の宮に加へ、三品に叙せらる。二月北條時頼、將軍頼嗣を廢し、親王を迎へて鎌倉を鎮せんと請ひければ、上皇之を許し給ひ、



宗尊親王  
將軍宣下

三月帶劔を聽さる。乃ち今度の御下向は、征夷大將軍に任ぜられんが爲にして、親王鎌倉に著したる後、數日を経て、六波羅留守の使者小林兵衛尉といふ者、鎌倉に到着せしが、是れぞ任將軍の宣旨を捧持する者なりし。宣旨に曰く、

三品 宗親王

右被左大臣 宣僞件親王宜爲征夷大將軍

建長四年四月一日

大外記中原朝臣師兼奉

と、是れ四月五日のことなり。初め藤原頼經の時頼に廢せらるるや、深く以て怨とし、兵を京都に集めしが、事露はれ、與黨悉く逮捕せらるるに及び、時頼更に頼嗣を廢し、親王を迎へて將軍とせしなり。親王に將軍の宣旨下るや、時頼府第を改造し、崇奉頗る舊主に超ゆといふ。○引間、引馬とも曳馬とも書し、濱松庄の中に在る宿なり。元濱松の地にして、後の野口八幡、玄默等の地を稱せしなり。其名の存するものに曳馬坂といふ所あり。以て證とすべし。

曳馬坂は曳馬野にのぼる路にして曳馬野は古より名高き名所なり。

曳馬野やかやが下なるおもひ草また二心なしと知らずや

姫小まつひくまの野邊に子日して手ごとに千代をかざしつるかな

濱松の名  
稱起因

といふ古歌もあるなり。而して濱松といふ名に又起因あり、口碑に因て其の概略を記さん。

昔野口八幡大神の御船、此浦に着御の時、一の白狐あり、二本の松樹を口にして來り、古賀禰が原に於

颯颯松

て御先途に仕へ奉りしが、一本を社邊に植ゑ、一本を御着船の海濱に植ゑたりけり。其の海邊なるは、即ち後世の所謂颯颯松、一に音羽松といふものにて、樹幹數株に分れ、數町の間に娑婆たりしが、惜いかな天保年間に至つて枯死せり。是れ濱松の名の因て生ぜし原にして、松は小澤渡村に在りきと。(遠江風土記傳・引馬拾遺・濱松社家)

されど此説は未だ盡さざる所あるなり。記傳拾遺にも謂ふが如く、小澤渡は八幡大神の御着船所、野口は其の御鎮座所にして、近古まで八幡宮の祭典には、毎年必ず神輿は小澤渡に渡御一泊あらせ給ふ例なりきといへば、野口と小澤渡とは二所にして一所なり。而して兩所の松も同一白狐の同時に植ゑたるものなれば二株にして一株なりと謂うて可なるべし、從て其名も一にして、音はざざざざといふなり。其名の起りは、「濱松の音はざざざざざざざざ」といふにあるなり。然るに後世のさがしらの思ひ違へにて「音は」と「ざざざざ」との二ッに分ちたるより、遂に後世人に、あらぬ疑を懐かしめて、或はざざざ松は、野口のなり否な小澤渡のなりと争ひ、或は小澤渡の松を颯颯松、一に音羽松といふなどいふめり。若し小澤渡の松が音羽と、颯颯と兩名を併有したらば、野口松をば何といふべきか。蜿蜒百間以上にわたりたる、奇古なる老松を路傍の並木と同一視せしめんとするも、人豈に肯ぜんや、されば二所共に「おとはざざざ松」といふこそ穩なれ、野口の松の跡に音羽明神といふ宮あり。江戸時代の武士は、天下泰平の印の松の跡とて、わざわざ立寄りて、參詣したる事實あるをや、されども後の誤のまにまに二の名詞に別ちて呼ばんとするならば、野口の松は颯颯小澤渡の松は、音羽と呼ぶべきなり。○宗尊親王御東下の時、駿河國益津郡水守村



左車山休  
足寺

伊豆權現  
三嶋社

遠江權介

早魃

時頼三嶋  
社に詣す

青砥藤綱  
時頼を誹  
る

に至らせられしに、御輿に損所を生じければ、修復の間、暫く此處に御休みあらせらるることありき。因て後に此地を車町と名づけ、其の旅館を轉じて精舎とす。今の左車山休足寺是なり。水守村は、もと志太郡小沼庄八幡郷なれば、後に益津郡に入りたるなるべし。○四月十四日、征夷大將軍三品宗尊親王、幣帛・神馬を、伊豆權現・三嶋社に奉す。是れ御東下無異なるのみならず、將軍職の始めなるに因るといふ。又將軍は此日始めて鶴岡に參拜せらるといふ。○六月、遠江權介藤原公貫讃岐守に轉す。○此夏早魃、五月より七月に至りて雨降らず。鎌倉執權北條時頼之を憂ひ、僧を聚め物を施し以て雨を祈り、遂に自から三嶋神社に詣でて之を祈る。時に青砥左衛門尉藤綱といふ者あり。役夫を督して行中に在り。適、其の束載の牛の水中に洩するを見、叱して曰く、「汝も亦北條公の薦事に倣ふか」と。衆其意を解せず。其説を問ふ。藤綱曰く、「方今早魃すること甚だしく、一滴の水も忽にすべからず。牛にして若し知るあらば、盍ぞ田中に洩せずして此水に於てする。今北條公の僧に施すを見るに、其の食・貧を既にせざれば、廉者は寧ろ飢うとも來らず。來る者は食る者のみ。徒に食者を飽かしむるも、飢餓を救ふに何の益あらん。是れ何ぞ牛の水中に洩すると撰ぶ所あらん」と。聽く者歎服す。其後時頼之を聞き、召見て之と語り大に悦び、竟に擢でて引付衆となす。

青砥藤綱  
大場十郎  
近郷

青砥左衛門尉藤綱の先は、伊豆の人大場十郎近郷に出づ。近郷は承久の亂の時、宇治の手に屬し、拔群の譽を揚げたれば、其の勳功他に異なりとて、上總國青砥庄を賜はる。藤綱は其裔なれども、もと妾腹の子にして、且つ末子なれば、固より與ふべき所領もなし。寧ろ僧侶に成れど、藤綱十一歳の時、其父遣はして真言師の弟子となす。藤綱幼にして敏慧、深く學を好み、一を聞いて十を知るの智あり。然るに何にか感じけん、廿一歳にして僧を止め俗に歸し、青砥左衛門藤綱と稱す。當時行印法師とて、儒佛兼學の僧ありしが、藤綱之に就て學ぶこと累年、年廿八にして、二階堂信濃入

藤綱の儉

道の薦に依て時頼に仕ふ。時頼その政治の器たるを知り、擢でて評定衆の長とし、天下の政に參せしむ。

藤綱既に名成り志遂げ、富貴その身を纏ふと雖も、權勢を怙まず、奢侈に流れず、又遊樂に耽けることなし。領邑數十箇所を重れ、財寶已に餘りあれども、之を妄りに費すことをせず。衣裳には細布の直垂、布の大口、食膳には干魚・燒鹽の外、供ふることあるは稀なり。出仕には本鞘卷の刀を差し、木太刀を持たせけるが、叙爵の後には、此の太刀に弦袋を添へしのみ。其身を持するは斯く儉素なれども、公事には千金萬玉も惜むことあらず。飢餓に陥れる乞丐、費用に疲れたる訴訟人を見る時は、分に隨ひ品に依り、或は米錢を與へ、或は絹布を分つは、恰も佛菩薩の慈悲にも劣らざりき。(弘長記)

藤綱阿ら  
す

嘗て徳宗領に事あり、地下の公文と相模守と、領地境界の論なり。互に屈せず法庭に訴へしが、其の争ふ所は理非懸隔して、公文の言ふ所固より正理なり。然れども奉行・頭人・評定衆等、みな徳宗領に憚りて、枉げて公文を非としけるに、藤綱之に當るに及び、權門を眼中に置かず、細に道を推し理を考へ、公文の言の正理に合ふを明にし、遂に相模守を敗訴たらしむ。公文數回敗訴の後、此に至て始めて所論を徹し、所領に安堵しければ、深く藤綱を徳とし、其恩に報いんと欲し、一夜錢三百貫を俵にし、潛に其の後山より、其の庭中に轉落せしめぬ。藤綱之を見て怒て曰く、「我先に公文の訴を裁して正とせしは、固より私意を挟みしにあらず。唯正理の導く所に従ひしのみ。正理に従ひ私意を挟まざるも、亦唯相模守の政道を汚さざらんがためなり。我何ぞ敢て地下の公文に荷擔せんや。故に若し謝物を得べくんば、當に汚名を免れたる相模公より得べし。公文より得べき理なし」と、遂に一錢をも減することなく、特に使を遣はして送還さしむ。

藤綱の經  
濟

又嘗て夜に入て出仕しけるに、常に燈帯に入れて持てる錢十文を、過ちて滑川へ落しけり。常の人は小事なり意に介するに足らずとて過ぐべきを、藤綱周章狼狽して、急に人を商家に馳せ、錢五十文を以て續松十把を買はしめ、主従これ携へて纔に撈ひ得たり。後に人の之を聞く者評して曰く、「十文の錢を得んとして、五十文の續松を燃さば、得る

事蹟



所失ふ所を償はず」と。藤綱眉を擧げて曰く、「さればこそ子が輩は、世の浪費をも知らず、民の疾苦をも惠まざるなれ。寔に理に疎き人かな。試に思へ、十文は今求めずば、永く滑川の底の錆となり終らんを。之を求むるに買ひたる續松の價五十文は、商家に止まつて永く失ふことあるべからず。我損すと雖も彼利す。彼と我と何の別かある。彼此六十文の錢一をも失はず。豈に天下の爲に喜ぶべきにあらずや」と、指彈して論じければ、前の難じたる者、舌を振て感歎せり。

藤綱廉潔

藤綱の行爲總べて此の如く公平無私なれば、遂に神明をも感ぜしめけん。時頼嘗て鶴岡八幡宮に通夜せしに、衣冠束帯の老翁あり、枕上に立ち告げて曰く。「政を直くし世を保たんと欲せば、心に私なく理に明かなる青砥左衛門を賞せよ」と、時頼聞き終りて始めて夢告と覺り、夙に歸りて近國の大庄八箇所を擇び、自から補任の書を認め、藤綱を召して之を與ふ。藤綱補任書を開き見るに、大庄八箇所三萬貫なれば、大に驚きて曰く。「何の功に依て今俄に此の大庄を賜ふか」と、時頼曰く。「子暫く怪む勿れ。鶴岡八幡神の夢告に依て、先づ且つ充行ふ所なり」と、藤綱首を振り辭して曰く。「然らば一所をも受くること能はざるなり」と、時頼亦驚きて曰く。「何ぞや」と、曰く。「凡そ物の確實ならざる譬喩にも、夢幻泡影の如く、露の如く又電の如しといふにあらずや。而して是は金剛經に説く所なれば、毫末も疑ふべき所あらず。然るに君は今此の夢に因て臣を賞せんとし賜ふ。他日また夢想を受けて、藤綱の首を刎ねざれば、政を直くし世を保つ能はずとあらば、夙に歸て臣が首を刎ね給ふか。然らば君の心中は、臣の深く歎息して措かざる所なり。且つ報國の忠薄くして、超渥の恩を蒙らんこと、之に過ぎたる國賊やある」と、固く辭して補任を受けざりき。自餘の奉行人等、藤綱の風を見聞して、自から恥ぢ且つ戒めければ、賢才は及ぶ能はずと雖も、背理耽賄の

政をば爲さず。終に平氏八代の天下を保ちしなりとなむ。

大正の聖  
世に青砥  
左衛門な

大正の今日、青砥左衛門尉の如き人あらば、世人は果して之を何と評すべきか。藤房を以て賢才なり、廉直なりと稱する愚人は、千萬人中恐くは一人もなかるべく、而して之を愚にあらざれば狂なりと評せざるは、又千萬人中恐くは一人もなかるべく、而して又平氏八代の天下を保つは暫く措き、十年の天下を安ずる者、千萬人中幾人かある。幸に上に萬世一系の天皇ありて、天地も及ばざる大徳を以て、四海に臨ませ給ふあれば、國運日に發展して、上下共に靜謐なるのみなれ。補弼の臣其人を得て、此の太平を致せりと稱する者あるも、所謂輔弼の臣の、粗衣粗食に安じ、固く恩賞を辭したる者幾人かある。且や左衛門尉の父の上總に移りし承久三年は、此時を去ること卅一年前なれば、左衛門尉も我が伊豆國に生れたるべしと思ふにつけても、特に慕はしき心地せらるるなり。唯憾む所は、父子共に仕ふる所を失せるに在れども、是又時勢の然らしむる所と思へば、止むを得ざるなりとはいへ、此人をして我が聖天子に仕へしめば、其功や一時頼に仕へたる比にあらざるべきに、惜いかな。○八月廿五日、征夷大將軍宗尊親王、神劍・神馬を、伊豆山權現・三嶋社に奉じ、且つ命じて大般若經を轉讀し、神樂を奉納せしむ。武藤左衛門尉景頼使者たり。(吾妻鑑)但し管根權現も同例なりき。◇五年正月、藤原公雄遠江介に任ぜらる。(大日本史)○四月八日、鎌倉の奉幣使右近大夫時定、伊豆國走湯山に向て進發せり。○九月十一日、當時日用雜物の價漸く騰貴し、下民衣食に窮する者あるに至りければ、幕府大に之を憂ひ、賣買法を制して沽價を平かにし、且つ賤價を以て強ひて押買するを禁じけるが、今又更に沽價を定め、押買・迎買を禁ぜらる。小野澤左近大夫入道・内嶋左近將監盛經入道等、奉

走湯山三  
嶋社へ奉  
幣使

遠江介  
走湯山奉  
幣使  
物價騰貴  
沽買法



行として發令せり。令に曰く、

薪馬芻直法事

炭一駄代百文

薪三十束

三把別

萱木一駄

八束代

藁一駄

八束代

糠一駄

俵一文

件雜物近年高直過法可下知商人。云云

宋錢禁止

當時鑄錢の擧、久しく絶えしかば、専ら宋錢を輸入して通貨に充てしに、去年建久四年、其の通用を禁じたれば、漸く准布を用ゐるに至れるが、通貨の不足は、物價騰貴の一因たるを失はず。然り而して後嘉祿三年に至ては、又此の准布をも禁じたれば、當時賣買法の不便なりしは、概ね推知せらるべし。(風俗史・昆陽漫錄)

蘭溪

○此頃、蘭溪といふ者あり、伊豆國福地山修善寺に到り住す。蘭溪は宋の僧なり。此寺四邊の景象、彼の揚州なる廬山に髣髴たりとて、眷戀して去る能はず。遂に其の福地山を更めて、新に肖廬山と號し、長く此地に住す。時に宋の天子を理宗といふ。之を聞いて、遍額を蘭溪に贈る。額に曰く、

大宋救賜大東福地肖廬山修禪寺

修善寺の寺號改稱

駿河介

と、是より修善寺を改めて修禪寺となす。此額は此寺至重の寶什として長く存せしが、後世文久三年燒失せりといふ。蘭溪は大覺禪師と號す。(豆州志稿・樂遊余錄) ◆八年正月、藤原有雅駿河介に任ぜらる。(大日本史) ○十月五日、康元と改元あり。

遠江介

◆康元二年正月、遠江介藤原公雄美濃權介に轉す。(大日本史) ○三月十四日、正嘉と改元あり。

實相寺開山日源

◆正嘉二年正月、駿州富士郡岩本山實相寺、天台宗を改めて日蓮宗とし、僧日源を中興開山となす。寺傳

日蓮實相寺に安國論を草す

に云ふ。日蓮實相寺の經藏に入り、一切經を閲し、安國論を著せり。(鹽尻) 境内の東端に、當時日源が師の爲に汲みたる硯水の跡あり。又山麓に經藏の存するものありと、初め甲州波木井の豪族に、波木井實長といふ者あり。遂に日蓮の風を聞き、尋ね至て之に謁し、其説を聞くに及びて、益々これを歸依し、只管誘うて本國に還らんとす。日蓮その心に感じてこれを聽し、共に與に船に乗じて駿河に到り、以て先づ身延山に赴かんとす。其の駿河の港に着するや、曰く「是れ我が入る道なり」と、是れより此地を稱して我入道といひ、此湊を我入道湊といふ。湊の長さ三里餘、口徑一里許あり。因て日蓮は暫く此に留て經を誦し、八大龍王に供し、往いて實相寺に入り、衆の爲に妙經を講ぜしに、敬服感歎せざるはなかりき。(高祖年譜錄) 時に三澤小次郎昌弘といふ者あり、もと淡路國の人なるが、所以ありて駿河國に到り、地を三澤村に占め、城寨を築きて子孫の居とす。三澤村は富士郡に在り。此に至て日蓮の法を聽き、大に其徳を慕ひ、教化を受けて改宗し、後終に一伽藍を創め、弘法山三澤寺と號し、自から開起となり、日期を開山となす。日蓮佐渡國謫居の時、昌弘特に書を寄せて法を談ぜしことありしが、世に所謂三澤書といふ者これなり。日蓮の實相寺に入りし時、住僧を嚴譽律師といふ。又篤學の高僧なり。日蓮初め嚴譽に就いて、一切經を見るを聽されしが、後法華の説法あり、他宗を歴詆するに及び、嚴譽怒て鎌倉に訴へ、日蓮を追放せり。或又、伊豆國名越村の東に、妙法山安國寺といふ寺あり、門額に安國論窟の四字を書し、大永元年己歲十月十三日、幽賢書と記名せり。又門内の右方に岩窟あり、日蓮房州小湊より來り、安國論を草せし所なりと傳ふ。○二月十四日、貫名重忠、安房國長狹郡東條の邊、市川の配所に死す。重忠死に臨み、其子重友に遺言して、遠州貫名村に歸

三澤小次郎

三澤書

實相寺嚴譽

貫名重忠

事蹟



葬せしむ。貫名村は山名郡に在りて、重忠が四代の祖、貫名四郎政直より重忠まで、代代知行せし所なるが、重忠伊勢平氏に與せしとて、安房國に配流せられ、還るに及ばず終に配所に死するに至れるを、重忠深く遺憾とし、遺命して祖先の墳墓に葬らしめたるなり。今貫名村の貫名山妙日寺の境内は即ち其の宅地なり。法華宗の開祖日蓮上人は、貫名重忠の子にして、日蓮法華宗を創むるに及び、其の舊宅地に一伽藍を建立し、俗姓を取て山號とし、重忠の法號妙日尊儀を取て寺號とせしものは、即ち此寺なり。故に今も此寺の境内に、重忠の石塔あるなり。

貫名山妙日寺を創む

房州市川の舊宅地は、今誕生寺のある所にして、寺領としては、一里四方の海面を有す、此海は眞黒魚海老を漁すること、最も多くして寺への運上もみな此類なれば、寺内は常に魚を以て満たすと云。

牧左衛門入道伊豆に流さるる伊具四郎暗殺せらる

而して重忠の先は、敷知郡村櫛村に出で、井伊氏の族なり。村櫛村は井伊氏の祖、遠江守藤原共資の居城志津城のありし所なり。(新撰長祿寛正記) ○九月二日、牧左衛門入道等伊豆國に流竄せらる。(東鑑) 是より先、八月十六日、征夷大將軍宗尊親王、鶴ヶ岡八幡宮に參拜せられ、馬場・流鏑馬以下の儀、例の如く舉行せられ、事終へて還御あり。尋で相州禪室も棧敷より還り、秉燭の期に及びて、伊具四郎入道も山内の宅に歸りしが、何者の所爲にか、建長寺前に於て射殺せられぬ。幕府伊具の所從を召して訊鞠すれば、曰く、「簑笠を著て騎馬せし者、從者一人を具し、伊具の左方を馳せ過ぐる者あり。其状恰も地方より鎌倉に上りし者の如くなりければ、皆な怪むこともなく行き過ぎて、其の落馬を見て、始めて其の射られたるを知りしのみ。且その箭を検せしに、鏃に毒の塗れるを見たり」とて他をいはず。明日、伊具殺害の嫌疑に依り、諷

訪刑部左衛門入道を虜にし、對馬前司氏信に召預けられしが、平内左衛門尉俊職・牧左衛門入道等同謀の事露はれたり。其實を探查するに曰く。平内・牧等二人、諷訪の宅に會し、終日數杯を傾けて閑談を凝らしし後、諷訪は伊具歸宅の期を探知し、白地に其座を起ち、路次に馳せ出で、射殺の後、再び歸て元の如く宴に及べるなり」と、今日再び之を審問するに、昨日の會衆を召して證人とし、詳に事實を陳述せしめて、再び二人に問はれければ、各、同じく承伏せり。

此の殺害の事たる、他人の推察し覃すべきにあらずと雖も、諷訪の舊領を以て、伊具に附與せられしが、抑も確執の基にして、また今に止まざる所以なるべく。且つ箭束といひ射様といひ、已に掲焉にして、尋常射手の遠く及ぶ所にあらざれば、終に斯くは嫌疑の沙汰を蒙るに至りしなり。因りて其の十八日、諷訪刑部左衛門入道を召喚し、細に推問を加へられしと雖も、敢て承伏する所なく、強辯すること前日に異ならず。乃ち所從の男高太郎を搦捕り、法に任せて推鞠すれども、口を緘して言ふなし。仍て甘言之を誘うて曰く、「汝が主已に白狀を獻じ畢ぬ。汝今抗論否認すとも何の益かあらん」と奉行人等言を盡して實を吐かしめんとすれども、高太郎敢て其言に惑はず。曰く、「我主は兼て糺問の恥辱を顧ふ、仍て或は之を言ふか。我は素より下臈なり。如何なる推鞠拷問を受くとも、毫も恥づる所にあらず。又怖るる所にあらず。是れ正實を陳じ、敢て言を枉げざる所以、苟も言を二にして罪を免れんとするは、我が素志にあらざるなり。且つ今の諭告に據れば、已に主人は白狀を獻じたりと謂ひ給はずや、主人の白狀已にあるに、下臈の白狀將た何の必要かある。然れども我も亦言を左右にして、事實を隱蔽する者にあらず。知らざるを以て知らずとするのみ」と、



敢て屈する色なく、主従共に分明の白状を進めざれば、殆んど裁決を下すに苦みけり。

然るに相州禪門深く思慮する所あり、今日は特に人を拂ひ、潛に諏訪一人を召し、言を和げ之に謂うて曰く、「伊具殺害の事、汝を疑はざるを得ざるのみならず、所従高太郎の承服あれば、已に論辨するの要もなく、斬刑遁れ難き旨、幕議一決せり。然れども顧みて之を惟へば、苟も人と生れながら、天命を以て其身を終へざるは、亦また哀むべきなり。故に汝若し實正に任せて告白することもあらば、其辭に就きて多少の斟酌を加へ、寛典に處して扶くる所あらんずるが如何にと、諏訪之を聽き、且つ喜び且つ泣き、遂に其實を白す。相州之を聽て以爲らく、我之を寛うせんと欲すれども、犯す所既に明かなるに、其罪を質さざれば、天下の法を亂るなり。天下の法を亂さば、天下の非違は禁じ難しと、依て容赦する所なく糺斷せしむ。此に於て諏訪刑部左衛門入道は梟罪、平内左衛門尉は硫黄島配流、而して牧左衛門入道は、伊豆に配せられしなり。茲に相州禪門といふは北條時頼なり。時頼は康元元年十二月赤痢病に罹り、剃髮して僧となり、嘗て創立せし最明寺に閑居し、其子時宗尙ほ幼なるを以て、職を族長時に譲りしが、尙ほ軍政を參決せり。依て禪門とも禪室とも稱せしなり、北條氏世世詐術を以て天下を治む。今この諏訪刑部左衛門を處するにも、亦詐術を以て其實を自白せしむ。詐術は實に北條傳家の至寶なるかな。◇三年三月廿八日、正元と改元あり。

詐術は北條傳家の寶

【龜山天皇】 正元元年十一月受禪、十二月即位。

殺生禁斷

正元二年正月廿三日、殺生の輩を禁遏すべき由、其の沙汰あり。曰く、一六齋日并二季、彼岸殺生事

右魚鼈之類、禽獸之彙、重命逾山岳之身、同人倫、因茲、罪業之甚、無過殺生、是以佛教之禁戒、惟重聖代格式炳焉也、然則、件日日早禁魚網於江湖、宜停狩獵於山野也、自今以後、固守此制、一切可隨停止、若猶背禁遏、有違犯輩者、至御家人者、令注進交名、於凡下輩者、可加罪科之由、可被仰諸國之守護、并地頭等、但至有鬼神社之祭者、非制禁之限矣。

駿河權守

疾疫流行

○三月、藤原公宗駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ○四月十三日、文應と改元あり。

◇文應元年六月十二日、人民の疾疫を救治せんがため、幕府御教書を下し、諸國の守護人に命ぜらるる所あり。御教書に曰く、

諸國寺社大般若經轉讀事

爲國土安穩疾疫對治、於諸國寺社、可被轉讀大般若・崑勝・仁王經等也、早仰其國寺社之住僧、致精誠、可轉讀之由、可令相觸地頭等也、各於知行者、同可令下知之狀、依仰執達如件。

文應元年六月十二日

武藏守  
相摸守

某殿

○秋八月十九日、駿河の人佐野源左衛門常世、相摸國馬入川に溺死せり。常世固より鎌倉の旗下に屬し、忠節を勵みしを以て、其名天下に高し。初め常世故あつて所領を失し、野州佐野庄正雲寺邑に住し、庠磨すれども更に武事を懈ることなし。是れ治に居て亂を忘れざるの心なるべし。其頃北條時頼、入道して最明寺

佐野源左衛門馬入川に溺死す

事蹟



井田郷高  
越山

と號し、行脚して諸國を廻り、國郡司等の治績を按察せしが、一日來て常世の陋屋に宿す。常世其の最明寺たるをば知らざれども、情を盡して厚遇せしかば、時頼之を悦ぶこと甚し。仍て深く約する所ありきとぞ。最明寺の西藩を巡遊するや、常世隨て駿河に至り、大井川の岸に臨みしに、會、霖雨數日に亘り、水浪渺漫して、東西行旅を通ぜず、滯留久しきに及べり。此時、其の傍近の地形を按じて以謂らく、此地山川相纏ひ、鬱乎として蒼蒼たり。異日若し世亂れて敵を禦ぐの事あらば、其の要害ここに超ゆるものあらんやと、乃ち自から之を守らんと欲し、策を畫して密に入道に獻じ、以て自から子孫の居となし、井田郷高越山の東麓をトし、邸を築きて家族と共に居けるが、此に至りて事あり、急ぎ以て鎌倉に報せんとし、馬を馳せて相摸に至るに、馬入川適に氾濫し、漫漫として水岸を浸し、輒ち渡るを得ず。河上に循行し、居民の止むるをも聽かず、強ひて騎渡せしが、果して溺死せり。法名は安藏寺殿秋光常世大禪定門。(掛川志稿) 諺曲鉢木は此人を誦へるなり。○十一月廿九日、夜半、將軍家三嶋社に詣す。奉幣は曉天なりき。(吾妻鑑) ○三十日、將軍家伊豆山に詣す。(吾妻鑑) ○十二月一日、將軍家伊豆山に奉幣あり。即日鎌倉に還る。此行駄馬・糧餉の具に至るまで、美を盡し善を極めしが、甚雨滂沱として、牛馬も進む能はざれば、土肥郷に宿して、逗留あらせられしといふ。(吾妻鑑) ◇二年二月廿日、弘長と改元あり。  
○弘長元年二月廿五日、當時東海道の驛馬・官物運送の夫、及び官使の上下向等、毎に定數を犯し超ゆるに依り、沿道諸民の愁、東西行旅の煩となること少なからず、愁訴の聲、頻りに幕府に達しければ、幕府命を六波羅に傳へて、之を止めしむ。其狀に云ふ、

將軍三嶋  
伊豆山に  
詣す

驛馬の法  
亂

早馬の事

早馬事

宿宿被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>置<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>處、雖<sub>レ</sub>非<sub>ニ</sub>急事<sub>一</sub>、近年連連下向之輩、或三四疋、或四五疋、申<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>著帳<sub>一</sub>、煩<sub>レ</sub>役所<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>路次<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>狼藉<sub>一</sub>之由、有<sub>ニ</sub>其聞<sub>一</sub>、尤<sub>レ</sub>不便<sub>ナリ</sub>、自今以後、非<sub>ニ</sub>殊卒爾事<sub>一</sub>之外、可<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>先例<sub>一</sub>之狀、依<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>執達<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>件。

文應二年二月廿五日

武藏守  
相摸守

陸奥左近大夫將監殿

と、蓋し當時の制は、諸國の武夫の大番役に供せらるる者は、五町ごとに、馬一疋夫一人を、該催するを許されしものなり、又送夫の使役を制する狀あり。曰く、

京下御物  
送夫の事

京下御物送夫事

京下御物送<sub>レ</sub>夫、任<sub>ニ</sub>雜掌<sub>一</sub>申<sub>レ</sub>請<sub>一</sub>、無<sub>ニ</sub>左右<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>令<sub>一</sub>下<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>、人夫多多之間、民之煩尤<sub>レ</sub>不便<sub>ナリ</sub>、自今以後、申<sub>レ</sub>請<sub>一</sub>人夫<sub>一</sub>之時、令<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>知<sub>一</sub>御物多少<sub>一</sub>、定<sub>ニ</sub>人數<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>載<sub>ニ</sub>長帳<sub>一</sub>也、且<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>私物送夫<sub>一</sub>者、一向<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>一</sub>停止<sub>一</sub>也、兼<sub>レ</sub>又夫役寄<sub>ニ</sub>事<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>左右<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>路次<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>狼藉<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>下知<sub>一</sub>之狀、依<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>執達<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>此。

文應二年二月廿五日

武藏守  
相摸守

陸奥左近大夫將監殿

事蹟



武人擅横

當時驛遞の法規亂れ、武人擅横の狀、此書に依て想見るべきなり、斯くて建武中興に及で、其の百姓に課するを停め、皆な之を領主に課し、以て民の弊を救はれしが、次で天下大に亂れ、驛法皆壞る。(大日本史)

寺社の行

爰に文應二年とあるは、改元の詔書、鎌倉に到着せしは、此月廿六日にして、此書は其の一日前の發令なればなり。○廿九日、幕府所領中の寺社は、殊に佛・神事を興し行ふべき由、先に嘗て其の沙汰ありしが、今日之を始め行ふ。伊豆國も亦その一なれば、其の規定の概畧を記さん。

一諸社神事勤行事

祭豊年不奢、凶年不儉、是禮典之所定也、而近年神事等、或陵夷背古儀、或過差忘世費、神慮難測、人有何益、自今以後、恒例祭祀、不致陵夷、臨時禮奠、勿令過差矣。

一可修造本社事

有封社者、任代代符、少破之時、且加修理、若及大破、言上子細者、隨其左右、可有其沙汰之由、被定置訖、而近年社司恣貪神領利潤、無顧社壇之破損、匪啻不恐神慮、專可謂忘公平、自今以後、於背此制法輩者、可被改補其職矣。

一可令諸堂執務人修造本尊事

右諸堂之勤、恒例有限、而供僧等、纔有勤修之名、更無抽誠信之志、被補其職之跡、雖有法器之清撰、被補其職之後、多用淺弱之代官、以羸弱之手代、勤嚴重之御願、太不可然、禁忌・再現・所勞之外、用代官事、一切可停止、兼又供料不法、未下相積之由、諸堂有訴訟、云雜

掌云寺務之知行、有限之役所、何可遁避應輸之濟物哉、而於引付雖有其沙汰、猶以不事行歟、殊可有嚴重沙汰之由、重方面、可被仰引付、此上有不法雜掌者、隨奉行入注中、可被改易其職矣。

一可令諸堂執務人修造本尊事

右准三神社修理、可有其沙汰矣。

一佛事間事

右堂舍供養之人、報恩追善家、不測涯分、多費家産事、於供佛施僧猶不成、民庶黎元之煩、還可招罪根、更非殖善苗、偏是住名聞之故歟、付冥付顯、其何益、自今以後、修佛事之人、只專淨信、宜停止過差矣。

過差を禁す

又關東社候の諸人、家屋の營作、出仕の行粧以下の事、悉く過差を停止せしむべきの由を規定せしめられしが、此外にもまた嚴制數个條を布かる。時に後藤壹岐前司基政・小野澤左近大夫入道光連等奉行たり。惟ふに幕府の權威廣く行はるるに従ひ、其の定むる所の法規も、亦廣く行はるべし。況や我が嶽南地方の如きは、關東社候の徒多きのみならず、鎌倉幕府に近接の地なるに於てをや、細大共に先づ其の化を受くべきなり。然らば其の下せる法規を見て、以て我が地方當時の風俗を察すべきなり。

一放生會棧敷可レ用儉約事

一可レ停止博奕事

事

蹟



制禁

- 一 鎌倉中橋修理、并在家前可掃除事
- 一 可禁制棄ニ病者孤子死屍於路邊事
- 一 念佛者招寄女人以下事
- 一 僧徒褻頭横ニ行鎌倉中事可禁之
- 一 鷹狩神社供祭外可令停止事
- 一 早馬事

有變急之時爲聞達也、而近代雖非大事、以早速爲其詮、頗爲人馬之煩、然者自今以後、非ニ殊重事之外可止、急速儀之由、可被仰ニ波羅ニ矣。

一長者事

百姓等有其煩、一向被止之處、鎌倉視候之御家人等、還又可レ有其愁、自今以後、宛ニ給日食、可レ召ニ仕之矣。

日蓮伊豆に流さる

貫名重忠

○五月十二日、僧日蓮伊豆國に配流せらる。日蓮の祖は藤原氏に出づ。閑院左大臣冬嗣の子良門、良門の二男は兵衛佐利世にして、利世の子を少納言共良といふ。共良は即ち其の大祖なり。共良四代の孫備中守共資、京師より下りて、遠江國敷智郡村櫛村に住す。共資九代の孫を赤佐太郎盛直といひ、三子あり。長は井伊良直、次は赤佐俊直、而して三を貫名政直といふ。政直長じて後、同國山名郡貫名村に住す。因て氏とす。政直の孫は重直、重直の子は重忠、重忠は日蓮の父なり。重忠は伊勢平氏に與力せし故を以て、安房國長狹

郡東條の邊海、市川村に配流せられたり。重忠配流の後、貞應元年二月十六日を以て一男を擧ぐ。後法華宗を創めし日蓮これなり。(鹽尻)

長祿寛正記云。日親申けるは、されば閑山日蓮は、日本無双の法華經の行者なれば、諸宗よりへんしゆうの思をなしけるにや、其行狀を元亨釋書にも不被入、高僧傳にも是なし。されば普く其始を不知故に誤多し。俗姓は、藤原、閑院左大臣冬嗣公御子、良門の二男兵衛佐利世、其子少納言共良の後胤也。共良四代の孫備中守共資、京より下向し、始て遠州村櫛に住す。共資五代の孫赤佐太郎盛直、其一男を井伊良直、二男を赤佐俊直、其子貫名政直と號す。其政直の孫に重直、其子重忠、此重忠の時、伊勢平氏に與力して、安房國長狹郡東條近海市川村に被配流て、配所にて生ずる子、今の日蓮上人是也。

日蓮十二歳にして、同國清澄山に登り、法印道善に師事し、藥王丸と名く、十八歳にして出家し、名を是性字を蓮長と號し、眞言を學ぶ。年廿餘にして、戒體即身成佛義を著す。後鎌倉に出でて淨土を學びしが、祖師謗法の釋あるが故に之を捨て、叡山の尊海に邂逅し、相伴ひて叡山に登り、三塔の諸學匠を歴訪して、講習すること十餘年、近畿の諸寺を巡遊し、園城寺に智證大師の家風を詢ひ、聖一國師に臨濟を問ひ、道元禪師に曹洞を質す等、多くの智識に會して道を聽き、又吉田兼益に就き、神道の傳授を受け、深く法華經に弘通し、諸宗の説佛意に適せず、時機に應ぜざるを觀破し、遂に自解發明して一宗を起せり。建長五年安房に歸り、再び清澄山に至る。乃ち此年四月廿八日を以て、宗旨建立の日と定め、此日に先だち、一七日の間、清澄寺中特に一座を構へ、觀境を凝らす所に、いよく其日となりければ、東方已に白け、旭日輪を轉じ、光明赫奕として、自ら妙法五字の勢あらはれたり。日蓮乃ち起ちあがつて、うやうやしく合掌し、大音聲に



南無妙法蓮華經と唱へけるが、是ぞ實に法華宗の此世に出でたる産聲なりける。(法華宗綱要) 此日は又同寺に於て法席を張り、大衆を集めて諸宗の短所を誇り、法華の妙諦を説き、特に淨禪密律の四宗を罵詈し、終に四箇の格言を立てけり。曰く、

日蓮布教の狀

眞言亡國律國賊 念佛無間禪天魔

と、蓋し眞言宗は、現世の隆盛を祈るを以て教旨とするも、若し現世の盛隆安樂にのみ誇れば、終に盛者必衰の道理を忘るるに至るべし。然らば眞言の弊は亡國に陥らん。又律宗は、戒を保ち、衆心をして其の清淨に歸依せしむるは善し。然れども喜捨の財施を食るのみにて、國家の用を爲すことなし、其弊は國賊に齊しきに至るべし。念佛宗は、唯他事なく念佛すれば、其の功德に依て、極樂淨土に往生すと稱す。大欲無慚の振舞をなすとも、南無阿彌陀佛と唱へなば、其の罪障を消滅すべく、過て寶器を破るも、失火し殺害するも、南無阿彌陀佛と唱へて安心す。然らば其弊は遂に八大地獄に墮ちて止むべし。禪宗は無稽の正法眼藏を説き、悟入を以て萬事を看破す。其の驕慢の弊や、天魔と成り終らざれば幸なりといふに在りて、日蓮が本門の妙法蓮華を弘通し、法華宗を唱ふることは、適に此に始まる。

此に於て其師道善の怒に觸れ、領主東條景信の譴を蒙り、逐はれて清澄山を出で、五月鎌倉に至り、地を松葉谷に卜して草庵を營み、日夜に法華經を讀誦し、時に出でては街頭に立ち、法華題目を高唱し、法華の功德を演説し、通行の男女を勧誘せり。今も鎌倉比企谷に、日蓮開基の寺あり、門前の石に刻して、日蓮大士說法權輿之地といふ。是れ日蓮が始めて說法せし所なるべし。既にして守護國家論・災難對治鈔を著し、

篠海浦蓮著寺

日蓮崎

魚板岩

尋で立正安國論を作る。蓋し正嘉・正元の交、連年天災ありて五穀稔らず、諸國の細民多く饑餓に迫りければ、日蓮これを見て、機逸すべからずとなし、此等の災害を以て、一に淨土諸他諸宗の弘傳に因る者となし、守護國家論等に、盛に之を唱説せしが、其の安國論に至りては、専ら淨土の念佛を誦し、之を停止するにあらざれば、藥師大集諸經諸説の謂ふ所、七難三災は悉く併起し、他國逼迫の難は、遠からずして到るべしとまで極論せるなり。日蓮は唯之を己が著書に論ずるに止まらず、遂に之を幕府に上りぬ。時頼其言の矯激なるを見るや、以謂らく、この書矜伐慢罵を事とし、偏に己を擧げて他を抑へ、且つ國政を誹議すること穩かならずと。此に於て頗る幕府有司の忌憚する所となり、終に誑惑罪に處して、伊豆國伊東に配流したるなり。(豆州志稿) 日蓮の伊豆に流さるるや、其の始めて著船せし所を篠海浦といふ。即ち今蓮著寺の在る所なり。蓮著寺は、後世小田村といふ所にありて、北條氏の臣今村若狹守といふ者、此地を領したる時、深く日蓮の徳を追慕して建立せし所なるが、其の祖師堂の前なる荒磯は、當時之を鳥崎と呼びしを、日蓮の着岸せしより、日蓮崎と改稱するに至れりとは、口碑の稱するところなれども、其の日蓮崎の海中に巨岩あり、魚板岩といふ。(伊豆半島) 魚板岩は暗礁にして、干潮には現はれ、満潮には沈むなり。而して幕府の特に此地を撰みて日蓮を流ししは、満潮と共に溺死せしめん謀にて、其の乗船の底にさへ、數多の穴を穿ち、洋上にしよる頃自から沈没せしむる設けもありしを、日蓮斯ることありとは毫も知らず、自若として讀經しつつ出船せるこそ危けれ。然るに爰に伊東の漁民に船守彌三郎といふ者あり、常に深く日蓮を歸依する者なるが、密に之を聞いて大に驚き、以謂らく是れ大事なり猶豫すべからずと、急ぎ船を出して其後を追ひ、監使の去

事蹟



るを待ちて近づき見れば、船中一滴の水だに無きぞ不思議なる。其の無異を悦びながらも、躍入つて其の船底を検するに、果して數多の穴を穿ちてけり。而して其穴ごとに、大さ四五寸許の鮑の附着して、其の浸水を防ぐを見るに至ては、益驚き且つ怪しみたりといふはさもありなむ。因て其の一個を取て日蓮に示せば日蓮深く之を愛玩せりとか。此貝後に傳へて、駿河國庵原郡内房村宇山中なる館林幾太郎の家に在るを見るに、南無妙法蓮花經の七字を細書せり。顯微鏡を用ひて、始めて讀むべしといふ。

船守彌三郎

船守彌三郎は、姓を上原と稱し、川奈村の人なり。最も誠實の心に厚く、夫妻志を一にし、懇に日蓮に仕へたれば、日蓮その誠信に感じ、此の岩窟に止まること三十餘日、始めて伊東に移るといふ。此の岩窟は、今川奈村宮小路に在る日蓮窟と稱する所にして、其の上行院は、日蓮の居所にして、即ち彌三郎の宅地なり。今上行院に安置せる日蓮の坐せる木像は、彌三郎自から刀を執つて刻めるものといふ。而して此の上行院の後山を登れば、則ち蓮慶寺に至るなり。蓮慶寺は船守山と稱し、彌三郎の職業に因て名けしものにて、蓮慶寺は其の法名に因りしものなり。而して此寺は彌三郎を葬りし所とも、又彌三郎の裔五郎左衛門といふ者、夫妻共に日蓮の徳を慕て建立したる、草庵の跡の寺となりしものともいふ。(豆州志稿)

蓮慶寺

日蓮此後、六月廿七日、彌三郎に贈れる書あり、其の一節に云、

日蓮去五月十二日、流罪の時、その津につきて候しに、未だ名をもきき及び參らせず候、遂に船より上り苦み候ひしところに懇に當らせ給候し事は、いかなる宿習なるらん、過去に法華經の行者にて渡らせ給へるか、今末法に船守の彌三郎と生れかわりて、日蓮を憐み給ふか、たとひ男はさもあるべきに、女房の身として食を與へ、洗足てうづ其の外さも事懇なる事、日蓮はしらす不思議とも申すばかりなし、殊に三

十日餘ありて内心に法華經を信じ、日蓮を供養し給事いかなる事よしなるや、かかる地頭萬民日蓮をにくみねたむ事、鎌倉よりすぎたり、見る者は目をひき、聞く人はあだむ、殊に五月の頃なれば、米も乏しかるらん、日蓮を内内にて育み給しことは、日蓮が父母の伊東川奈といふ處に生れ給か云云、然らば夫婦二人は、教主大覺世尊の生變り給て、日蓮を助け給か伊東と川奈の道の程は近く候へども、心は遠し後の爲に文をまいらせ候ぞ、人に語らずして心得させ給へ、少しも知るならば御ためあしかりぬべし、胸の中におきて語り給事なかれ、あなかしこあなかしこ、南無妙法蓮華經。

弘長元年六月二十七日

船守彌三郎殿許へ遣之

日

蓮

(花押)

日蓮伊東に移つて後は、鎌倉執權北條時頼、伊東八郎左衛門尉朝高に命じて之を監せしめしが、朝高時にたまたま悪疾に罹りて、殆ど人事を辨ぜざりければ、其族綾部正清等、日蓮に請うて加持を行ひしに、驚くべし病忽ちに愈えぬ。是より朝高深く日蓮を信じ、一字を邸内に營み以て住せしめ、尋で自から薙髮して日蓮と稱し、日蓮の弟子となる。朝高の邸は、久須美村和田に在り。即ち和田の佛現寺は、日蓮當時の住宅にして、日蓮去て後やがて寺とせしものなり。久須美村に五寺あり、佛光・妙昭・大行・妙法・法船といふ。此の五寺輪番して、佛現寺に兼住するを以て、佛現寺を稱して總堂といふ。(豆州志稿・日蓮傳記) 朝高は、伊東祐親の子祐清の遺子、祐光の後裔にして、當時伊豆代官たりしなり。朝高の館址は、久豆彌神社の傍なる急坂を上りたる所に在る、伊東館址と傳へらるる畑を北へ、熊野坂といふ坂を下りたる所にあり。○此時宇野英

伊東朝高  
日蓮と稱す

事蹟



宇野英久  
日久と稱す

日蓮の上  
梁文  
大乘庵

江川家の  
家屋

熱原四郎  
日蓮宗を  
信じ殺さ  
る

走湯山の  
僧良賢斬  
らる

久といふ者あり。右衛門太郎と稱す。一日日蓮が伊東の配所を訪ひて宗義を質し、深く感ずる所ありて、大に渴仰の念を起し、爾來供養常に怠らず、遂に従て戒を受け、薙髮して優婆塞日久と稱す。日蓮その誠意を愛し、弟子日法に命じて己の像を刻せしめ、之を英久に與ふ。英久悦びて之を藏す。英久また家居を修理せしに、日蓮ために上梁符文を親書して贈りしが、此の符今尙ほ存すといふ。以て其の日蓮に愛せられしを知るべし。英久に子あり、英方といふ。父の遺命に依り、一寺を邸内に建立し、名けて大乘庵と稱し、日蓮の像を安置せり。今の葦山町金谷の大成山本立寺是なり。

葦山町江川氏の家宅は、自然生の樺木に依りて心柱となし、梁を之に架して建築し、構造甚だ奇なれど、建築以來未だ嘗て火災に罹らず。人その心柱を削りて鎮火符とすといふ。嘗て此柱の自然生を疑ひ、家屋修理の時、地を穿つこと數尺、其の信偽を検せしに、穿下るに太さを加へたれば、始めて其實を明にせりと云ふ。而して此の上梁符も亦日蓮の書する所なりとぞ。(豆州志稿・甲子夜話・遊藝腰記・寺記)

○駿河國富士郡厚原村に熱原四郎といふ者あり、郷人田中次郎・廣野彌太郎等と共に、僧日蓮に歸依して法華を信す。時に淨土宗の僧強仁、律宗の僧行敏等之を見て、法華弘通の張本人となし、使を派して鎌倉に訴ふ。北條時頼命じて三人を捕へ、土牢に幽せしめ、後遂に首を刎ぬ。○六月廿二日、伊豆國走湯山の僧良賢律師、生擒せられて由井濱に斬らる。良賢律師は、故駿河前司義村の弟にして、義村滅亡の後、潛に遁れて走湯山に匿れ、隠忍歲月を送りし者なり。良賢走湯山に在り、竊に爲す所あらんと欲し、屈指して一族譜代の郎従を數へ、所在に就いて之を求め、密に語らひ集めて己が黨となし、己に數多の同志を得たり。因て策を授けて鎌倉に入て潛ましめ、機を伺つて火を放ち、要所要所を扼して、相州一家を討滅せんと欲す。

日向七郎  
殺さる

(豆州志稿) 因て良賢も己に潛に走湯を出で、鎌倉に至りて時の熟するを待てり。

時に良賢の黨に、日向七郎といふ者あり、同じく鎌倉に在りしが、此頃に至り、屢、腹巻を装ひ矢の根を砥くなど、自から心静かならざる状あるは、事を擧ぐるの期近づきしにもあらんか。七郎に妾あり、青砥左衛門が所縁にして、頗る才氣に富めり。七郎が近狀の常に異なるを見、心に之を怪み、密に其故を問ふ。七郎曰く、「汝何ぞ愚かなる。身苟も兵仗の家に生れながら、寢食の間も兵を忘るるは大恥なり。我が腹巻を装ひ鉄を砥ぐに、何ぞ疑を挟むを要せん。却て砥がざれば疑ふべきにあらずや。」女曰く、「然り、固より疑ふべからず。然れども君の心身常に比して静かならず。或は異變のあらんを恐る。妾生れて女性を受くと雖も、聊か道を聞くことあり。年來の恩淺からざれば、固より命をば君に捧ぐ。強ちに隠し給はずとも、少しは知らしめ給へ。但し若し反逆の事もあらば、固く思ひ止まり給へ」と。七郎聞いて以謂らく、「彼己に我が内事を覺れり。且つ青砥左衛門の室に縁あれば、密告せんも計りがたし。何はあれ殺して以て禍根を絶つに若かず」と。遂に之を殺す。此事忽ち漏れて、青砥藤綱の聞く所となりければ、尋で捕へられて敖問を蒙り、終に良賢が反逆の状を白す。此に於て急に彼黨探索の事となり、家人の輩東西に奔走すれば、鎌倉府中恰も鼎の沸くが如し。騷擾累日の後、此日未刻に至り、諏方兵衛入道蓮佛・平左衛門尉盛時等、龜谷・石切谷等の各地に於て、良賢律師其他式部大夫家村の子の駿河八郎入道・若狭前司泰村の女の野本尼以下、張本人數輩を虜にしければ、悉く其首を刎ね、由井濱に梟したり。(弘長記)

此變一たび起るや、鎌倉の騷動一方ならず、夜に入て近國の家人等、馳せ到る者踵を接し、人心洶洶とし



人心鎮撫の御教書

て歸する所を知らず。廿五日に至て、幕府は御教書を發し、京都の六波羅に送り、務めて人心を鎮撫せしむ。御教書に云ふ。

大夫律師良賢、依<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>謀反<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>企<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>取<sub>ラ</sub>其身<sub>ヲ</sub>訖<sub>ニ</sub>指<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>與力<sub>ノ</sub>之<sub>レ</sub>輩<sub>ニ</sub>候<sub>也</sub>、依<sub>リ</sub>此<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>在<sub>下</sub>京<sub>并</sub>西<sub>國</sub>御<sub>家</sub>人等<sub>令</sub>參<sub>向</sub>者<sub>ハ</sub>、如<sub>ク</sub>先<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>止<sub>置</sub>也、隨<sub>無</sub>殊<sub>事</sub>之<sub>レ</sub>由、面<sub>面</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相<sub>觸</sub>者、依<sub>テ</sub>仰<sub>執</sub>達<sub>如</sub>件。

弘長元年六月廿五日

武藏守

相摸守

陸奥左近大夫將監殿

是れ都鄙の騒動を鎮めんが爲の御教書なれば、其の天下の耳目を聳動せしめたる事の少なからざるを想ふべきなり。然れば京師に於ても、大番の兵のみにては鎮壓しがたきを慮り、諸國より兵を召したりといふ。

大番役

因に云ふ、當時諸國武士の大番役を課せらるる者は、皆十五町毎に催馬一匹、夫二人を該ぬるを許せりといふ。

駿遠二國守能滿寺

◇二年正月、藤原實兼遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○七月、駿河守藤原公家罷む。(大日本史) ○四月、天皇勅して、遠州榛原郡片岡庄の滿願堂を改造せしむ。鎌倉の執權北條貞時、勅を奉じて工事を掌れり。此

將軍二所權現參拜

寺は昔慶雲四年の頃、行基菩薩の勅創する所にて、滿願堂は其時よりの稱なれども、此の改造と共に、古祥山能滿福智禪寺と改稱し、勅願所となし、官寺に列せしめ給へるなり。(寺記) ◇三年四月廿六日、將軍家二所權現參詣のため、鎌倉を進發せらる。騎馬二十騎・步行十一人の行列なりといふ。○六月廿三日、將軍家

將軍上洛の令

上洛の事その令あり。課役を諸國に充てらるるとて、教書を下さる。我が三州も此律に漏れざるなり。

御上洛間、百姓等所役事、段別百文・五町別、官駄一疋夫二人可<sub>レ</sub>充<sub>行</sub>、至<sub>高</sub>野<sub>以</sub>二町<sub>可<sub>レ</sub>兼<sub>田</sub>一町</sub>此外不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>成<sub>民</sub>之<sub>レ</sub>煩<sub>ハ</sub>、但<sub>有</sub>逃<sub>散</sub>之<sub>レ</sub>輩<sub>者</sub>、相<sub>觸</sub>在所<sub>ニ</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>勤</sub>其<sub>役</sub>之<sub>レ</sub>狀、依<sub>テ</sub>仰<sub>執</sub>達<sub>如</sub>件。

弘長三年六月廿三日

武藏守

相摸守

將軍上洛延期

○八月廿五日、御教書下り、將軍家の上洛を止めらるる旨を達せらる。大風に依り、諸國の稼穀損亡の間、弊民の煩を休めんがため延引せらるとなり。去る十四日、天陰り雨降り、雷鳴數聲、雨脚彌甚だしく、午刻大風樹を抜き、民屋概ね全き所なく、鎌倉の御所、西侍の顛倒する等、災害甚だしきものあるに因る。○廿七日、鎮西貢米の運送船六十一艘、共に伊豆の海の濤に漂ひしが、申刻より風雨を催ほし、夜に入て暴風となりければ、此船悉く東流し、由井浦邊に至て覆没するもの多く、死屍の瀬海に寄せらるる者、彼此勝て計ふべからざりきといふ。(豆州志稿・東鑑) ○九月三日、幕府令を發して、切錢の使用を停止せらる。(風俗史) 下に記すものは、左典既に達せられしものなり。

切錢事

右近年多<sub>ク</sub>出<sub>來</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>有</sub>其<sub>間</sub>、於<sub>ニ</sub>自<sub>今</sub>以後<sub>ニ</sub>者、用<sub>ニ</sub>切<sub>錢</sub>事<sub>、</sub>可<sub>レ</sub>停<sub>止</sub>之<sub>レ</sub>、存<sub>ニ</sub>此<sub>旨</sub>普<sub>可</sub>令<sub>下</sub>知<sub>之</sub>狀、依<sub>テ</sub>仰<sub>執</sub>達<sub>如</sub>此。

弘長三年九月十日

武藏守

事蹟

一〇三九



日蓮赦さる  
日蓮宗旨の鼓吹

○十一月、日蓮赦されて伊東崎より鎌倉に歸る。(豆州志稿) 日蓮鎌倉に歸て後は、意氣ますます豪に、諸宗を凌辱罵詈すること彌、甚だしければ、上下の憎惡を蒙ることも亦多し。文永元年、小湊に其母を省するや、邑主景信等に苦められ、弟子鏡忍・日玉等これに死し、己また創を蒙りて鎌倉に逃歸るに至る。然れども日蓮は之が爲に屈する者にあらず。一難を経ることに、其の信仰は更に強烈を加へたり。されば文永五年蒙古襲來の報傳はるや、安國論の讖言、符節を違へざるを稱し、幕府に上書して以謂らく、「法華經の功德に依るにあらざれば、國家の鎮護は期すべからず」と。因て自から蒙古降伏の祈禱に當らんと請ひ、且つ書を建長・極樂・壽福等十一寺に寄せ、同じく其法の功德を唱導して憚らざりしなり。而して其言の頗る暴慢不遜に流るるをも、顧慮抑制する能はざりしなり。

諸宗と日蓮

日蓮佐渡に流さる

其後幕府の上書を斥け、諸寺の冷笑して齒牙に掛けざるを見るや、日蓮ますます憤激して、怒號罵詈至らざるなく、苟も之に抗する者あれば、反駁強辯、次ぐに怒罵を以てし、其の言行往往狂暴に類する者あれば、人之之を見る者恰も狂犬の如く、只その反噬を被るを恐れ、背て近くを欲せざりき。此に於て幕府は再び之を捕へ、將に之を龍口に斬らんとせしが、是れ文永八年九月十二日の事なり。時に建長寺の大覺禪師道隆は、高德の僧なりけるが、嘗て日蓮と師弟の契もありければ、深く其の刑死を憫み、懇に其死を宥めんと請ひしに、偶、天變怪異の起ることありければ、時宗も少しく省みる所やありけん、遂に其請を聽し、十月十日、之を佐渡に流せり。さすがの日蓮も此時こそは、實に死して又生けるが如き思ひありけり、刑を免れて

一日、自ら書を裁して道隆に贈り、其恩を謝して曰、

昨日拙僧、於濱邊可爲斷罪之處、以大禪師之御慈愛、減死罪一等、可被處遠流候、誠禪師之大恩、生生世世難忘、昨日御慈悲之無賢使者、日蓮並門徒之滅亡無疑、後日有露命者、何豈不奉報其恩也、右之通、侍者中宜請上達。

文永八年九月十四日

日

蓮花押

建長寺方丈大和尚

と、其後日蓮は又法華八卷を自書し、禪師に贈り以て其恩を謝せりといふ。

此經は紺地に金泥を以て書したるものにして、大覺禪師の遺物たる名鏡と併せて、後世永く建長寺の寶物となし、深く寶庫に藏して、妄りに人の見るを許さざるものなり。但し初めは、禪師示寂の日、即ち毎年七月廿四日のみ、佛殿に出して終日觀覽を許ししが、今は此日も亦塔頭の主僧、嚴然として其側に護持し、敢て猥りに近づき見るを許さず。是れ嘗て日蓮の徒、潛に來て奪去らんとせしことあるに因るとぞ。大覺禪師は建長寺の開山なり。抑も日蓮の佐渡配流は、日蓮が一生に一段落を畫したるものにて、是より後は日蓮の態度全く一變し、務めて攝門開顯の方針を取りしかば、幕府も大に其の前非を容忍しけん、日蓮は文永十一年赦されて鎌倉に歸れり。此頃甲州波木井郷の豪族に波木井實長といふ者あり。先に一たび日蓮を迎へて駿河まで到りたれども、未だ甲州に到るに及ばで止みしを深く以て憾としければ、こたび日蓮の佐渡より歸るを聞き、大に悦び復た到り請ふ。日蓮其請の切なるに感じ、遂に誘はれて甲州に到り、身延山に入り、因て

日蓮の生涯  
日蓮の態度一變

事蹟



其の西谷を占めて草庵を營み以て永住の地とす。後弘安六年秋、病に罹り將に死せんとするや、自から思ふ所ありとて、武州池上の本門寺に赴き、十月十三日終に寂す。本門寺は池上宗仲の開基なり。

況 佛法界狀

熟、當時宗教界の狀況を窺ふに、佛教は平安朝以來、僧徒の慈悲忍辱の本旨を忘れ、偏に濫行破戒の殘暴に陥りしより、世人の信仰衰へて、終に其の威嚴を保する能はざるに至りければ、彼等は大に之を憂ひ、此際徒に法力に頼るも甲斐なし、寧ろ武力に訴へても、昔の面目を失はざらんと欲し、輕輕しくも神輿を捧げ神木を振り、人の之を畏憚するを見て得たりとなしは、獨り山法師のみならず、東海偏鄙の走湯山の如きも亦然りしなり。而して未だ知らず、人の畏るるは僧にあらずして神輿に在りしを、弓箭刀鎗にありしを、而して其僧の神輿を昇ぎ神木を振り、京師の市街を東西に奔走するさまの躁暴にして、且つ兒戲に類する行爲を見ては、人は僧を以て何とか爲しつらん、又時に神體の陣頭に立ちて、武人の鏃に傷けられ、神木の街頭に棄てられて、牛馬の塵に穢さるるを見ては、人は以て如何に感じつらん。是れ皆な僧徒の惡逆を以て、此に至らしめしものなり、殘暴の僧徒によりて、此の神威は汚されたるなりとて、其怨は悉く僧徒のうへに集るより外あるべからざるべし。抑も權化の活佛とも崇信せられたる僧侶の、一朝忍辱の衣に腹巻・小手脛當を下襲して、或は修羅の衢に奔走し、或は時に醜體を現はして街頭に斃死するを見るも、尙ほ且つ佛の冥護を信する者あるべきか、賢愚を問はず三法崇拜の過を覺るべきなり。

夫已に世俗に在ては佛の崇ぶべきを思はず、僧徒に在ては佛教の藹奥を攻究せず、又其の眞理を探ぐるこゝと能はざれば、佛教の必要何處にかある。僧侶の價値何處にかある。これを如何ぞ佛教とせん。これを如何

ぞ僧徒とせん。梶尾の僧高辨嘗て曰く、佛法が、若し今の僧徒の説くが如きものならしめば、佛法に勝る邪教やあると。蓋し高辨一人の歎聲にはあらで、苟も心ある者の皆な其感を同うせし所なるべし。

然れども物窮すれば必ず通ず。陰雨連日なれば晴日必ず至り、衰弊極まれば隆昌必ず來る。平安時代の末より、鎌倉時代の初に至るまで、佛教界の極衰は、如何ぞ其中葉以後の、極盛を來たす因たらざるを知らんや。即ち此の墮落衰頹の佛教界は、後に數多の偉僧蹶起して佛教界の刷新を企て、種種の新宗義を開く因となりたるなり。而して此等の偉僧は、元來が時代の産物なれば、其の説く所各、異なりと雖も、唯武術のみ發達して、文學の甚だしく衰へたる、此の鎌倉時代に適應して、極めたる簡易の佛法を創めたるに至ては一なり。乃ち當時一般の人は、久しき年代の佛法衰廢に因り、謂ゆる六根の智識門は荒廢散亂して、佛法の深意を觀じ、佛門の中樞を窺ふに力足らざりければ、若し之に一心三觀といふが如き、高尚深遠なる天台の眞理を説くとも、馬耳東風にして耳を傾くる者なかるべければ、彼の偉人高僧等は能く此風を察知し、此の暗昧淆亂せる心根にも説示して、速に會得了解せしめんには、務めて知り易く入り易からしめざるべからず。即ち極めて簡單平易にして、例へば一唱すれば事足るが如きものならざるべからずとなせるなり。故に當時起りたる新宗派は、淨土宗といひ、法華宗といひ、何れも此の主意に依らざるはなし。

念佛宗

法然上人源空といふ僧あり、高倉天皇の頃、出でて淨土宗を創め、男女貴賤を問はず、自力の熱情を捨て、他力易行の念佛を修め、唯南無阿彌陀佛の六字を唱へなば、疑もなく極樂往生の妙果を得べしと説き、衆庶を勧めて之に入らしめ、専修念佛宗を弘めたり。而して其徒の誦する所謂禮讚なるものは、其調悽惋に



して、人の心肝を切るの趣ありければ、之を聞く者は、尊卑の別なく、僧俗の分なく、忽ち歸依心を發して、其の教派に投ぜしゆゑ、終に宗教界の一勢力とはなりしなり。但し専修念佛の教義は、此時始めて起れるにはあらずして、其初は尙ほ昔にあるなり。昔者朱雀天皇の朝天慶の頃、僧空也といふ者あり。京師に道場を開き、僧俗に唱名三昧を教へしが初にて、其後鳥羽・崇徳兩帝の頃に至り、聖應大師良忍といふ僧あり、阿彌陀如來の示現を感受したりとて、融通念佛の妙旨を弘めたり。時に鳥羽上皇を始め奉り、公卿百官等、其の念佛會に入る者數を知らざりしといふ。是れ融通念佛宗の開祖にして、源空は其流を汲み、更に浄土宗を

融通念佛

専修念佛

浄土眞宗

開きしが、是より専修念佛の教派頗る盛大となれり。源空の徒弟に、親鸞上人範宴といふあり。ますます其の宗旨を發揚して、又更に浄土眞宗を創め、定散の諸行を捨てて、彌陀一佛を念じ、其の本願に委託して、成佛を希ふべきを勧め、且つ僧徒に肉食妻帯を許しければ、緇徒の輩先づ競うて之に付き、男女老若蜚集して之に歸したり。一たび此の二宗の弘通するや、彌陀三尊・三部經等、其他の佛像經論は皆な無用の長物なりとて、或は法華經を川に流す者あり、或は地藏の頭にて蓼を摺る者ありき。台徒は之を見て憤激すること最も甚しく、頻りに之を排斥し、終に政府の力を藉りて、其徒を流竄するに至れり。然れども専修念佛の宗旨は、最も時勢に適合したる宗旨なれば、其の迫害は適、以て、信徒の心を鞏固にするに過ぎずして、院宮權貴の人人まで、之を歸依するに至れり。然れば假令ひ之に反する者ありて、之を打破せんと欲すとも、形式上よりは到底敵すべくもあらず、敵すべきは唯天下衆庶の心を集めて、根本より之を顛覆するに在るのみと見えたり。而して此の六根散亂せる當時に在りて、苟も其の衆心を收攬せんには、一に教義の撰擇に依らざ

るべからざるものにて、華嚴や三論や、將た天台や眞言の如き舊教義は、已に當時の人心を收攬するには適せざるなり。已に此等の教義が、當時に用ゐる能はずとせば、更にまた新教義を撰ばざるべからざるに、併も眞宗の新を新とせざる新を撰ぶは、亦甚だ難き業にして、到底尋常人の能く爲し得る所にあらざれば、畢竟偉人の出づるを待たざるべからざるなり。

日蓮上人

七字題目

日蓮は即ち此の時代の要求に應じて出でたる者なり。此の眞宗の新教義に拮抗せんが爲に起りたる偉人なり。而して日蓮は此の末法澆季の世に於ては、觀念觀法の到底行はれ難きを知れるものなり。此の下根下機の衆生には、唯信心堅固の肝要たるを知れるものなり。因て此に台宗の規矩より脱して、新に南無妙法蓮華經の七字を撰び、以て其の題目となし、以て其の能詮となしたり。因て衆に説いて曰く、「一切衆生が、此の一言に依りて、心中の佛性を喚起する功德は、實に無量無邊にして、譬ひ其理を覺らざる者と雖も、もし此の七字の題目を高唱すれば、自から解義の功德を得ることは、恰も乳汁の味を辨ぜざる赤子も、唯その乳汁を哺して止まざれば、自から身體の發育を助くるが如し」と。而して日蓮鎌倉に下りて後は、更に新に法華宗を創め、他宗を誹毀して教徒の信心を固うし、且つ題目を唱ふるには、鼓を打ちて聲を張り、以て盛に氣色を鼓舞せしめしが、これぞ能く當時の武人が好める、勇壯殺伐の氣風に適しけん、武人の之に歸する者、亦少なからざりき。而して其徒日朗は之を關東に布き、日藏は之を京師に弘むるに務められたれば、日蓮宗を信する者、日に月に多きを加ふるに至りたるなり。

武人日蓮  
宗を好む

禪宗

此頃また京師、鎌倉に於て、専ら上流社會に行はるる一宗起る。禪宗是なり。初め嵯峨帝の朝、唐僧義空

事蹟



臨濟宗

といふ者來朝し、東寺の西院に寓して禪旨を説く。是れ我朝禪宗の始めなり。時に帝屢、これを召して法を問ひ給ひしに、皇后終に爲に嵯峨の檀林寺を建立し給ふに至りぬ。其後暫く中絶せしが、後鳥羽天皇の朝、備中の僧榮西といふ者、宋に往きて禪法を受け、還て之を我國に唱ふ。是れ臨濟宗の始なり。征夷大將軍源賴家深く榮西を信じ、建仁二年伽藍を京師に創め、建仁寺と名けて榮西に與ふ。榮西鎌倉に至るに及で、北條氏又之を信じ、壽福寺を建てて此に居らしむ。是より禪宗大に武人の間に行はる。

曹洞宗

榮西の弟子道元といふ者あり、宋より歸つて、亦新に曹洞宗を唱ふ。道元は曹洞宗の開祖なり。執權北條時頼其名を聞き、之に就て菩薩戒を受けしが、時頼は又宋僧道隆を聘して、建長寺をも建てしなり。時頼の子時宗も亦同じく禪を信じ、宋僧祖元を請じて、圓覺寺を創建せり。此の如く禪宗は鎌倉に在て年年歳歳隆盛に赴くに、京師に在てもまた、龜山天皇の禪味を慕はるる、禪林宮を捐て、南禪寺を創めらるるあり。攝政藤原道家の僧辨圓を信ぜらるる、洛東に東福寺を建てらるるあるなど、禪宗は當時實に旭日昇天の勢を以て、京・鎌倉東西の各地、さては上下士民間にも普く行はれたれば、此の時代より室町時代にかけて最も盛に行はれたるは此の禪宗なりき、而してこの禪宗の宗義とする所は、他宗の如く言語文字を以て、教義を傳ふるにあらず。他力易行を以て宗旨とするにあらず。只管自己が工夫鍛錬の功に依りて、直ちに佛祖の心印を感受せんとするに在るなり。之を名けて不立文字・教外別傳・直指人心・見性成佛等といふなり。

禪宗の本義

抑も念佛宗は他力易行の宗旨にして、禪宗は自力難行の宗旨なれば、其間極端の差あるが如く見ゆれども、加持・祈禱等形式の儀を棄てて、専ら内心の安養を得んとするに至ては、則ち二者相同じといふべし。

禪宗の主意社會に及ぶ

而して此宗の盛なるに及びてや、此宗の主旨たる形を棄てて心を取り、外を輕んじて内を重んずるの風漸く行はれ、其の及ぼす所の影響は、實に大なるものありしなり。其の佛像を作るにも、古昔の如く其の美醜を問はざれば、繪畫彫刻等は自然に衰へ、寺院の裝飾も意匠を凝らすの要なければ、人心自から質實に赴き、風俗も亦自然に華を去り實に就くに至りぬ。

念佛宗再興

而して彼の日蓮の法華を唱ふると同じ時に當て、僧道御といふ者あり、自から觀念の功を棄てて、他力信心の徳を説き、専ら佛名を稱するを勧めたるより、新に又大念佛宗と唱ふる一派起りて世に行はれ、一度中絶せし良忍の融通念佛も亦起りしが、此の風潮に催されてか、一遍上人は智眞淨土より出でて念佛を唱へ、空也上人の迹を追うて天下を周遊し、只管勸化を事とせるより、時宗も終に起りたり。要するに是れ政治上の變化の、宗教界に及ぼせるものにして、氣運の變遷も亦奇なるかな。(風俗史・松屋筆記) ○十二月十日、幕府御教書を諸國の守護人に下し、諸人の安りに薙髮するを停めらる。當時相州禪室の死を慕ひ、諸國に出家を遂ぐる輩多きより、既に令して停止する所ありしが、尙ほ違犯の輩少なからざる由聞えければ、幕府憂ひて之を制止せられしなり。

時宗

諸人の薙髮を停む

依ニ相摸入道逝去御事、家人等不レ可レ令ニ出家ニ之由、先日被ニ仰下ニ之處、背ニ御制ニ多以出家云云、其國御家人中、可レ被レ注ニ出家輩ニ之狀、依レ仰執達如レ件。

弘長三年十二月十日

某 殿

事 蹟



時頼死

先是十一月八日、相摸守北條時頼病あり、加持祈禱等數を盡すと雖も、其驗毫も現はることなく、十九日に至て病革まり、緯已に危急となる。時頼曰く、「我が命已に盡きんとす、願くば最明寺の北亭に入り、心閑に他界に移らん」と。仍て廿日早旦北亭に入り、廿二日遂に死す。法名は道崇、年三十七、時頼死に臨み、衣・袈裟を著、繩床に上りて座禪し、聊か動搖の氣なかりしとぞ。

業鏡高懸、三十七年、一槌破碎、大道坦然。

弘長三年十一月廿二日 道崇珍重々々

これを時頼辭世の偈となす。時頼職を解いて後、諸國の小吏、或は私を挟み民を害せんを恐れ、身自から鹿服を服し、陽に行脚の僧となりて四方を遊行し、潛に人情風俗を察したりしが、我が三州にも、其の事蹟の存するもの少なからず。今其の三州の風俗を記したる所を見るに、曰く、

遠江國風

遠江國の風俗。三河に不<sup>ナラ</sup>異、而人之氣、何事に付ても、ひろむ氣なし。さるに仍て、可<sup>キ</sup>死處と見る則は、たとへ節にあたらすしても、死をする人多し。雖<sup>モ</sup>然<sup>リ</sup>、三河に替りて、物を頼にする氣有り。因<sup>テ</sup>茲<sup>ニ</sup>、諂ふ氣實あらはれて見ゆる儀、事に付て如<sup>シ</sup>斯、されども昨日になり、今日敵に成如く之儀は、いかに頼む程の儀有とて、有間敷き國也。唯乙乙が智を以て、下より上をはかつて、我を不知而上下ともに、主の善惡を下として誹謗して、而も夫を諫むることなく、黨を立て他を求人事を好む族の風俗也。智惠あつて氣尖故善に近し。何事に付ても、明日とのぶる事の不<sup>ル</sup>成風俗也。嫌ふ所も多し。一國の内にも、東より一入かくのごとくなり。(人國記)

三河國風

三河之國風俗。人勝て人之長け、十人に七八人のびず。其言葉いやしけれども實義也。人と物を談するに、其事とけずと云事なし。若し違却する事あれば、其の子細を理る風俗に而、子は親をはち、親は子を恥て、虚談する事を禁す

駿河國風

るといへども、偏屈に而我言を先とし、人之迷る處を不<sup>シテ</sup>待<sup>タ</sup>而是を談じ、命を終<sup>ル</sup>之族多し。亦自然と氣質之邪僻すくなき人も有、我心を知て、吾に勝人あれば、諸人は是を崇敬する形儀也。別而北三州之人尖なり。尾州に隣るといへども、その氣質亦勝たり。武士の風儀、善多して惡すくなし。女もけなげにして恥を知れり。(人國記)

伊豆國風

駿河國之風俗。遠州に替り、人の氣狭く、而も實寡し。然ども氣狭きが故に、伸る心すくなく、氣の屈する時は、取なす事ならず而、命を終るもの時時成故に、思ひ詰たる時は、氣一和する故に、片片へなき所有、雖<sup>モ</sup>然<sup>リ</sup>、常に諂ふ事なく而、毎<sup>レ</sup>物に氣を付、思慮深くして、ぬきんする者すくなく、人に従ふ心大分有て、義を思ひ詰て立る人は小分也。都而いけん多く而、吾は人を誹り、人は吾をいやしむ風儀、更にしまりなき國なり。去るに因て、一國一和するといへども、一郡・一庄・一郷に、氣質の公成人希<sup>ニシテ</sup>而慾深し。是國を靜めん事、舊思を不<sup>レ</sup>數<sup>ム</sup>而、其悔る處之事を不<sup>レ</sup>糺<sup>サ</sup>唯其勢を高く振ふ時は、心氣とろけて、旗を巻くこと日を不<sup>レ</sup>可<sup>ラ</sup>期<sup>ス</sup>也。(人國記)

岩水寺領地を削ら

と、後世人情風俗に變遷ありと雖ども、古今相似たるもの亦少なからず。或曰、人國記は時頼の作にあらす。○北條時頼嘗て微服して、諸國を行脚せし時、遠江國岩水を過ぐるに、會、日暮に迫りければ、岩水寺に至りて宿泊を求めしに、寺僧弓馬の稽古なかばにて答へて曰く、「今は寺用繁多の時にて、宿泊は許しが

事蹟



たし。汚はしき僧よ」と、口早にいへり。尙ほ方丈に住きて請ふに、前にも増したる振舞にて、種種に悪口罵詈を重ねければ、納所に至りて寺號を質し、平然として辭し去り、翌日鹿嶋の渡に至るに、偶、天龍川暴溢したりければ、渡船の主、他に同乗の客なく、唯一人の客には船を出だし難しと、偏に頼むをも聽かざれば、時頼は止むを得ず、此に又一日の逗留をなししが、去るに臨みて渡津の名を記し、鎌倉に歸て後、岩水寺の住僧、鹿嶋の船主を召喚し、事實を審問したる後、岩水寺七百石の寺領を沒收し、唯僅の土地を残し與へられしといふ。一説に、岩水寺の領地は幾何なりしかを知らざれども、平治の頃は三十石ありきといふ。(袖ヶ浦舊記) ○伊豆國田方郡岸村大日堂の後に、北條ヶ谷と呼ぶ所あり。其南に元寺家といふ所あり。又内瀬戸村にも最明寺ヶ谷、或は最明寺屋敷と呼ぶ所あり。皆な傳へて時頼入道投宿せし所に、寺を建てたる址となす。また遠江國榛原郡切山村にも最明寺あり。尙ほ其他にも多くあるべし。(掛川志稿) ○伊豆國長岡村の東光山最明寺は、北條時頼の創建にして、時頼を以て開起とせり。寺域に石塔あり。過去帳に其名あり。此寺初めは臨濟宗なりしが、僧日瑞來り住むに及びて、日蓮宗に改む。(豆州志稿) ◇四年二月廿八日、文永と改元す。

遠江守朝直卒

◇文永元年、遠江守北條朝直卒す。朝直は北條時房の子なり。建長元年始めて評定所に引付頭人を置くや、朝直を以て之に任ぜらる。相摸・武藏等の守を経て、遠江守に任じ、正五位に叙せられ、是に至て卒す。

走湯山參拜

◇二年二月七日、征夷大將軍宗尊親王鎌倉を發し、伊豆國走湯山權現に參拜せらる。時に將軍和歌を詠じ、走湯權現に奉り給ひしが、其數實に三十首の多きに及べりといふ。其の一首にいふ

神もまた棄てぬ道とは頼めどもあはれ知るべき言の葉ぞなき (豆州志稿・新後拾遺集)

二所權現奉幣使 鷹狩を停む

○十三日、將軍家走湯山より鎌倉に歸らる。但し此行箱根にも參拜あらせらるといふ。◇三年二月五日、二所權現の奉幣使鎌倉を發す。蓋し去る一日、鎌倉に泥を雨らせる恠ありたればなり。○三月廿八日、諸國の守護人に命じ、放遊の士の鷹狩を禁遏せしめらる。

鷹狩事

右供祭之外禁制先畢。仍縱雖備于供祭、非其社領、雖爲其社領、非其社官者、一切不可仕狩之由、可令相觸其國中、若有違犯輩者、儘可註申交名之狀、依仰執達如件。

文永三年三月廿八日

相摸守

左京權大夫

某殿 守護人

三嶋神事 宗尊親王上洛

○四月七日、三嶋社神事あり、○七月八日、前將軍宗尊親王、供奉人十九人・女房十人ばかりに侍かれ、海道を上洛あらせ給ふ。遠江國三香野橋を過ぎさせ給ふとて、

三香野橋

うかりけるみか野の橋の朽もせで思はぬ道に世を渡るかな

橋本驛

と、和歌一首を詠ぜさせ給ふ。三香野橋は、見附驛の東三香野村に在りて、太田川に架せる橋なり。其の東海道に當るを以て其名特に現る。親王漸く西して、橋本驛に宿せられ、其の明日高師山を越えさせ給ふ時、富士山を眺め給ひて、又一首を詠ぜさせらる。

事蹟



高師山

富士の根は爰をかぎりの名残にて高師の山にかへりけるかな

宗尊親王  
廢せらる

建徳寺僧  
紹明

圓通庵

御自らも今後再び、富士を見る能はざれば、此く詠じ給へるならん。初め將軍親王の親近に、僧正良基・法印嚴惠といふ者あり、北條氏の專横甚だしく、將軍の威常に犯さるるを見て、憤懣措く能はず、竊に其の黨與と謀り、北條氏を討滅せんと欲す。而して將軍には毫も知らしめ給はざるなり。然るに茲年六月に至り、北條時宗・北條政村等密に相謀り、良基を以て將軍の御息所に通じたりと稱し、將に爲す所あらんとせしが、其事頗に露現しければ、黨與驚きてみな鎌倉を逃走し、良基は高野山に奔り、食を絶ちて死し、嚴惠は亡命して跡を晦ましければ、時宗・政村相議し、親王を廢して、北六波羅に居らしめ、惟康親王を立てしとぞ。◇四年、駿河國安倍郡瑞祥山建徳寺の僧紹明宋より歸り、鎌倉に至りて建長寺に住す。紹明字は南湖、安倍郡井宮村の人なり。幼にして建徳寺の淨辨和尚に仕へ、正元元年宋に入り、遍く諸方を叩き、虛堂愚和尚に謁し、忽ち大悟を得、曹學すること三年にして歸りしなり。紹明は此後また筑紫に赴き、興徳・崇福の二寺に在ること凡そ三十餘年、嘉元年中、詔を奉じて京師に入り、京城山萬壽寺の住職を賜はり、又勅を奉じて嘉元寺を造りて、其の開山となる。其後また勅を奉じて關東に赴き、正觀寺に留ること數年、延慶元年十二月廿九日、鎌倉建長寺中の天源庵に寂す。年七十四、關維舍利を得ること數十、勅して太秦の西なる安井村を卜し、瑞鳳山龍翔寺を建てて遺骨を收めしめ、大應國師の諡號を賜ふ。大應國師の父は藤原氏にして、國師出生の所とて明地あり。國師産湯の井とて名水あり。長く後世に存せしが、菩提樹院の住僧某、深く國師の徳を慕ひ、閑室を其地に營み、其の木像を安置せり。是即ち今の圓通庵なり。◇五年九月、藤原

遠江守  
駿河守  
遠江守

日蓮佐渡  
配流

遠江守北  
條教時誅  
せらる

本門寺創  
建

顯教遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◇七年五月、鹽田義政駿河守に任ぜらる。(大日本史) 義政は北條重時の子にして、信濃國鹽田を食み、因て氏とす。駿河守に任ぜられてより、執權連署となる。○閏九月、遠江守藤原顯教罷め、北條教時之に替る。(大日本史) ◇八年十月廿八日、日蓮佐渡嶋に流され、從者七八人と、同國加茂郡大野村に一字をいとなみ、塚原山根本寺と號し、布檀金といふ所に住す。

佐渡しまやをしほのなみを漕わけてはじめて見ゆる先崎のみや

◇九年二月、遠江守北條教時誅せらる。鎌倉執權北條時宗に庶兄あり時輔といふ。先より北條長時及び弟義宗等と、京師の六波羅を鎮せしが、居常快快として弟に降るを愧ぢて止まず。此に至つて時宗その異志あるを聞き、義宗に命じ時輔を撃つて之を殺さしむ。蓋し時教之に與せしなり。○七月、高階重經遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○武藏の人石川孫三郎といふ者あり。深く日蓮の弟子日興を歸依し、地を富士郡重須に卜し、一伽藍を創建し、本門寺と號し、日興を請じて開山とす。此地は大宮町の北一里、北山村に在りて、寺域の廣闊なる十萬坪に餘るといふ。東北に富岳を負ひ、南は平原を隔てて、駿河灣の渺茫たるを望み、境内には老樹蒼蒼として枝を交へ、溪水潺湲として瑟を鼓し、風光の佳なる實に拘すべきものあるなり。是れ後世見る所の景致なれども、また以て當時の景狀を察するに足らんか。本堂には大曼陀羅を安置して本尊とし、以て諸人の最も崇敬すべき所とす。其他御影堂・垂跡堂・客殿・五層塔・芙蓉書院・日興上人の廟、中門・總門・寶庫・鐘樓等、境内に散在して、堂宇の壯麗は、遠く一里外より望み得べしと雖も、是れまた後世見る所の狀景にして、創立の當時直ちに此の壯觀を呈せりといふにはあらざるなり。爰に八景といふものあり、僧

事蹟



佐野常行  
駿河守

赤木遷人

香雲の撰ぶ所といふ。○八月九日、駿河國志太郡伊太村の豪士、佐野源次郎常行死す。遺骸を高越山の麓に葬る。法名を常光院殿一的貫道といふ。佐野源左衛門常世の子なり。(掛川志稿) ◆十年七月、駿河守鹽田義政武藏守に轉ず。○上野國勢多郡赤木山は、我が駿河國富士山の東北二十里に在るが、近頃彼の山に一異人あり、屢々空を凌ぎて、此の二山の間を來往するに、幾時をも費さずといふ。異人名を赤木遷人といふ。初め京都東福寺の主、聖一國師の弟子に、珍海宇は月仙といふ者あり。稟性頗る凡なり。會、上野國長樂寺の住職に補せられ、彼地に到るや、忽然赤木山に入て仙を學び、三十年の間、影未だ山を出でず。木實を食し、礪泉を飲み、以て其生を養へり。此頃國師偶、其地に至れば、異人出で迎へて曰く、「弟子師の道徳を仰ぐこと久し。然れども心私に願ふ所あれば、肯て此山を下らざるなり。然るに今幸にも此に神足を降し給ふ。寔に千歳の一遇なり。願くは我に法戒を授けよ」と。國師乃ち之を授く。授け終て國師寺に歸れば、異人忽然來つて丈室に入る。國師怪み問うて曰く、「汝何處より來たる」と。曰く「赤城より」。曰く「幾時に彼地を發せし」。曰く「今晨」。國師微笑す。異人乃ち禮を作して去る。是より一月若くは兩月に、屢々來つて弟子の禮を行ふに、足率ね皆な空に乗じて來往せりとぞ。(遊方名所畧)

【後宇多天皇】 文永十一年正月受禪、三月即位。

岡部庄

文永十一年、六月七日、遠江國敷智郡岡部庄に、勅命下る。岡田加茂の新宮領に關してなり。勅命に曰く、新宮御領、遠江國濱松庄内岡部郷者、筑前局一期之後者、師朝可令相傳之由、師重今契約畢、而今道久齡及八旬云云、當郷相傳知行、更不可有相違、持明院殿所被仰下也、可令存其旨歟、

仍執達如件。

文永十一年六月七日

片岡五郎太夫殿

前周防守判

加茂氏  
岡部氏  
系圖

岡部の神主は加茂氏といひ、加茂縣主武津之身命の後なり。其の岡部を氏とするは、其の住所の地名に因るなり。初め藤原鎌足十七世の孫に爲憲といふ者あり。即ち住吉玉津嶋の神を、紀伊國弱浦に移したる人なり。爲憲は時理を生み、時理は駿河守時信を生み、時信は維永を生み、維永は船越四郎維綱を生み、維綱は岡部權守清綱を生む。清綱始めて遠江國岡部郷に住し、因て以て氏とす。而して岡部の名の起因は、山城國相樂郡岡田加茂の新宮領なるに因ると。暫く傳ふる所を記すのみ。(遠江風土記傳・曳馬拾遺) ○此歲、駿河國庵原郡松野邑主松野六郎左衛門、其邑に一寺を建立し、松榮山芳樹院と號し、日蓮の直弟子日持を請じて開山とす。六郎左衛門深く日蓮に歸依し、日蓮身延入山の前より。已に其法を信仰せしが、是に至て其志を成したるなり。而して日蓮も亦此年に至り、始めて朝禮を免されたるものと見え、世に其の赦免狀を傳ふ。

日蓮法師御勘氣事、所免許候者也、

文永十一年二月十四日

行兼、清長、行平、光綱 連判

藤左衛門入道殿

日蓮法師御勘氣事、有御免許之由、所被仰下也、早可被赦免之由候也、仍執達如件。

文永十一年二月十六日

兵部丞行兼 奉

事 蹟



## 山城兵衛入道殿 (一話一言)

法華信者  
南條時光  
蓮花寺法  
觀上人

因て日蓮の弟子日朗は、鎌倉より此の赦免状を受け、茲年三月八日佐渡に至り、日蓮を迎へ歸れりしが、此の赦免状は、今尙ほ根本寺に存せりといふ。而して佐渡は是より日蓮宗盛に行はれ、總末四十六寺に至れりとぞ。(北國巡杖記)○南條七郎次郎時光といふ者あり。駿河國富士郡上野村の人なり。篤く法華を信じ、日蓮の弟子となり、常に其志を運ぶ。故を以て日蓮常に之を稱すといふ。○法觀上人、遠江國森町蓮花寺に來住す。蓮花寺七十四代の主にして、墳墓あり今に存す。(遠江風土記傳)○文永何年とは知らず、奥州の人に篤く佛法を信する者あり。家を嫡子に譲り、自から剃髮して江湖散人となり、佛像建立の志を發し、黄金五十斤を囊中に納れ、領に懸けて京師に上る。途駿州原驛に到りしに、時恰も夏の半に屬しければ、炎熱甚だしく殆んど甕底に坐するに異ならず。暫く休息を取らんと欲し、從者と共に旅店に投じ、茶を飲み菓子を食し、且つ水を浴して心靜に冷を入れ、暫く雑談の後、辭して又途に上りしが、旅人は去るに臨み、端なくも金囊を遺忘して立ちぬ。旅人は毫も之を覺らず、行き行きて遠江國菊川驛に到り、旅宿に投じて將に寢に就かんとするに及び、始めて之を知り、大に驚き、惘然として睡る能はず。悔恨良久うして曰く。「縦ひ今歸て原驛に至り、賞を懸けて搜索すとも、既に他人の寶となりたるべければ、再び我に反るべき理なし。反るべき理なければ悔ゆとも益なし。益なければ我又悔ゆまじけれども、此金なくば京師に上るとも、一佛をも刻する能はじ、一佛をも彩る能はじ、而して此事能はずんば、我が望他にあるにあらず、何の必要ありてか、今更に京に上らん。如かず郷に歸らんには」と、終に菊川より道を反して、又東に向つて發しぬ。

原驛の下  
原富家の  
妻となる

既にして原驛に至り、前の旅店の門を過ぐる時、僕旅店を指し主に謂うて曰く。「吾主水浴の店は是なり」と、散人願眇微笑して過ぐ。時に一婢店前に在り。之を視て走り出で、問うて曰く。「客今何をかいふ」と、僕曰く。「我が主先に此店に憩ひて一物を遺忘せり」と、婢曰く。「如何なる物ぞ」僕曰く、「云云」婢曰く。「妾正に其物を拾得せり」と、乃ち懷より出して之を與ふるに、封印元の如く損する所なし。散人大に悦び、且つ其の廉直を感じ、封を絶ちて其の十斤を頒與せり。婢受けずして曰く。「妾若し十斤を欲せば、初より告げずして、五十斤を私せん。身は今街道の市子たれども、心は未だ商賣の爲に敗られず。妾何ぞ之を受けん」と、散人益々感激し、遂に婢の意志に従ひ報を止む。仍て再び踵を回らして京師に至り、佛を刻み經を修め、初志を成して還る。歸途再び原驛に到り、旅店に宿して細に婢の素生を問ふに、旅店の妻曰く。「此女もと京都の産なれども、偶然來て此店に在り。已に三年に及べども、未だ嘗て一瑕瑾のいふべきなし」と、散人悦びて曰く。「我が妻先に死して未だ娶らず。我が家、財を蓄へて、甚だしくは貧しからず。女諾して我に嫁せんや否や」と、妻以て婢に告ぐ。婢曰く。「妾の父母洛陽に在り、未だ恣に決すべからず。若し父母の教を待たずして、直ちに客の命に従はば、是れ奔女なり。客安ぞ用ゐる所あらん」と、散人慙ぢて言なし。此に於て店妻媒となり、書を作つて京師に送り、以て父母の意を問ふ。父母大に悦びて諾す。店妻即ち禮を整へて嫁せしむ。散人乃ち携へて與俱に奥州に歸る。婢遂に富豪の室となる。(本朝烈女傳) ◆十二年四月廿五日、建治と改元す。

海上山佛  
光寺

◆建治元年、伊豆國伊東崎の伊東朝高、己が邸宅を捨てて伽藍となし、海上山佛光寺と稱し、自から開山



伊東朝高の墓  
正清墓  
大井神社

嶋田の大祭

と稱し、其の木像を安置せしが、其の木像は今尚ほ存せり。郷人稱す。「京師の佛光寺は此地より遷せるものにて、其の本尊は日蓮が嘗て伊東の海中より得たる佛像の、久しく本寺に安置せられたるを移せるものなり」と、然れども伊東海中より得たる釋迦佛の像は、日蓮一世の護身佛なれば、固より其身を離すべきにあらず、死後始めて之を京の佛光寺に安置せるものなりといふ者あり。何れか是なる。朝高の墓は、此寺僧房の後なる五輪塔にして、もと釋迦堂の傍に在りしを、此に移せるものなり。因に云ふ、正清の墓は、朝高の墓に並びて、小墓標あるもの即ち是なり。(豆州志稿) ◆二年九月、大井大明神を駿河國嶋田町下嶋に祭る。初め此神は大井河の奥、谷畑村大澤に鎮座ましまししを、今此地に遷座し奉れるなり。祭神は埴安比美命・岡象女命・姫大神の三座にして、埴安比美命は土神、岡象女命は水神にて、共に伊邪那岐命・伊邪那美命の御女なれども、姫大神は何の神か詳かならず。或は天照大神なりともいふ。例祭は、毎年十月十三日より、十五日に至る三箇日とし、大祭は、寅巳申亥の歳に行ふを常とす。但し祭日は例祭に同じ。此日は御輿の渡御ありて、其の盛況は嶽南稀に見る所なり。大祭の次第大概左の如し。

神輿行列

- 大 奴 二十五人
- 鏡 一人 (麻上下)
- 鹿嶋踊 八 人 (三番一人 鏡一人 鼓三人 ササラスリ木三人)
- 同樂人 九 人 (笛四人鳥兜麻上下柿色 大太鼓一人作り同上 小太鼓一人り同上 手ビラ三人作り同上)

- 唐 櫃 二 人 (白張)
- 大 神 二 人 (白張)
- 神 饌 櫃 二 人 (白張)
- 猴 田 彦 一 人 (狩衣指貫)
- 大 鉾 四 人 (白張)
- 太 鼓 四 人 (白張)
- 神 寶 櫃 二 人 (白張)
- 小 鉾 四 人 (白張)
- 四 神 旗 四 人 (白張)
- 弓 一 人 (白張)
- 矢 一 人 (白張)
- 太 刀 一 人 (白張)
- 幣 一 人 (白張)
- 神 輿 十三人 (輿丁鳥兜白張)
- 輿 臺 二 人 (白張)
- 隨 神 二人
- 沓 一 人 (白張)
- 神 主 一人 (騎馬、冠、黒袍)
- 神 官 四 人 (鳥帽子狩衣)
- 殿 一 人 (少年)

殿 大奴

殿 所謂殿様にして、其供二百七十四人を定とし、大藩諸侯の行装に擬す。殿は富豪の子弟の十二三歳なるを選びて之に當て、前驅數騎を具す。供人を合せて、皆な七町目より出す。大奴、其の何の謂たるを知らず。或は云ふ、「當時神祠を移す時、山伏十數名、神輿に陪従することありしかば、其の行装を摸せるものなり」と。此の大奴は、黒の木綿の筒袖半天を着し、六七尺許なる木刀の大小を帯び、婦人の大帯二筋を以て其の下緒とせり。而して其の緞子等にて製したる廻を着けたる所は、又角觥に似たる處もあれども、頭は六七分許の月代にて、兩鬢を出して茶筌髷に結び、作髭を著け、髻に房楊子を挿し、婦人の「シゴキ」を襟より纏

事 蹟



鹿鳴踊  
(嶋田祭)

ひ、腰に印籠を付け、後に振出しの煙管筒と、女扇子とを挿めるは、寔に類ふべきものもなきなり。或は云ふ、是れ元祿武士の扮装なりと。此の大奴も亦七町目より出だす。鹿鳴踊、是れ六町目より出だす所なり。其の起原詳かならずと雖も、舞容の古雅にして、奏樂の曲妙なる、人をして殆んど其身を上古に置かしむるものあるなり。又別に舞臺踊あれども、是は唯、時容を擬するに過ぎず。○此歳、執權北條時宗銅錢の少きを憂ひ、商賈に命じ、黄金を齎らして宋に到り、銅貨と貿易して歸らしめ、以て其の缺乏を補ふ。當時使用する度量衡の制を見るに、従前用ゐる來し物と、甚だしく異なることはなければ、家家に私用するものは、特に制裁なかりければにや、各自隨意の器を作りたるもの如しといふ。(風俗史) ◆三年六月、北條義宗駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○八月廿九日、各州勅を蒙り、仁王經を轉讀して疫を禳ふ。(大日本史) ○此月、

宋錢輸入  
錢貨度量  
衡

駿河守

各地疫を  
復ふ

駿河守義  
宗卒

守に任ぜらる。(大日本史) ○十月廿二日、女房姿の者あり、一人の僧を伴ひ、西より來りて高師山を越ゆるに、其の景色の甚だ佳にして、海洋の眺遙にして眼を遮るなく、浦風の吹荒む音は、松の梢に琴瑟を奏で、波浪の音さへ之に和して、言はんかたなき風致なりければ、之を見るより百感胸に集り來て、禁じがたきものやありけん、旅視取り出して、先づ和歌一首をしるしけり。

わがためや浪もたかしの濱ならん袖の湊の浪はやますて

(十六夜日記)

阿佛尼

此の女房は阿佛尼といひて、藤原爲家の室なり。此僧は阿闍梨慶融といひて、爲家の子なり。阿佛尼は平度繁の女にして、初め順徳天皇の後、安嘉門院に宮仕し、四條とも、右衛門佐とも云ひしが、後藤原爲家に嫁し、爲相等男女五子を産めり。阿佛尼とは、爲家の薨後髪を薙きての名なり。抑も爲家の家は、祖父俊成よ

十六夜日  
記

濱名橋

り和歌を以て世に聞え、朝廷の寵遇も日に厚く、建仁元年には、和歌所などの設けありて、益、歌道の隆盛を見るに至りければ、其用を辨ぜんが爲め、和歌所の御領として、播磨國細川庄・近江國小野庄を寄せ置かれしを、俊成・定家・爲家等相續ぎ、勅を奉じて和歌集を撰し、勢漸く盛なるに従ひ、彼の二庄も、不識不知の間に其の私領となり、爲家に至りては、終に之を其子爲氏に與ふるに至りぬ。爲氏は先妻の子なり。然るに爲氏に不孝の事ありたりとて、又奪て之を爲相に與へたり。爲相は阿佛尼の出なり。然り而して爲家の薨後、爲氏之を押領して返さず。阿佛尼之を見、憂ひて措く能はず、子の爲め道の爲め、はた遺言の如く之を取返さんと、種種に心を碎く程に、朝廷へもしばしば請ふ所ありけれども、朝廷の政は畏けれども、其效常にあらはれざれば、寧ろ鎌倉に訴ふるの速かなるに如かずとなし、此月十六日京師をいで、今日此處に到れるなり。阿佛尼この行、行く行く路次の風景に對して、其の感慨を漏したるもの少なからず。記して一の冊子となしぬ。世に謂ゆる十六夜日記は是なり。今其の言ふ所を見るに、曰く、

いとしろき洲崎に、くろき鳥のむれ居たるは、うといふ鳥なりけり。

しら濱に墨の色なるしまつ鳥ふでも及ばぬ繪にかきてまし

濱名の橋よりみわたせば、かもめといふ鳥いとおほく飛びちがひて、水の底へもいる。いはの上にも居たり。

かもめ居る洲崎の岩もよそならず浪のかけこす袖にみなれて

今宵はひくまの宿といふところにとどまる。此の所のおほかたの名をば濱松とぞいひし。したしといひし

事蹟

引馬宿  
濱松庄



ばかりの人人なども住む所なり。住み來し人のおもかげもさまざま思ひ出でられて、又めぐりあひて見つる命のほども、かへすがへすあはれなり。

濱松のかはらぬかけをたづねきてみし人なみに昔をぞとふ

その世に見し人のこうまごなど、よびいでてあひしらふ。廿三日、てんりうのわたりといふ舟にのるに、西行がむかしもおもひ出でられていと心ぼそし。くみあはせたる舟ただひとつにて、おほくの人のゆききに、さしかへるひまもなし。

天龍川

水のあわのうき世に渡るほどをみよ早瀬の小舟竿もやすめず

見附

こよひはとほつあふみつけのこふといふ所にとどまる。里あれて物おそろし。かたはらに水の井あり。たれか來て見つけのさと聞くからにいとど旅寝のそらおそろしき

さやの中山

ことのみま社

廿四日、ひるになりて、さやの中山こゆ。このままとかやいふやしろのほど、もみぢいとさかりにおもしろし。山かげにて、あらしもおよばぬなめり。ふかく入るままに、をちこちの峯つづきこと山に似ず、心ぼそくあはれなり。麓の里は菊川といふ所にとどまる。

こえくらすふもとの里の夕やみに松風おくるさやの中山

あかつきおきてみれば、月もいでにけり。

雲かかるさやの中山こえぬとはみやこに告げよ有明の月

河おといとすごし。

菊川

わたらんと思ひやかけし東路にありとばかりはきく河の水

大井川

廿五日、きく河をいでて、今日は大井川といふ河をわたる。水いとあせて、聞きしにはたがひてわづらひなし。河原いくりとかや、いとほるかなり。水のいでたらんおもかげおしはからる。

思ひ出づる都のことはおほむ川かはせの石の數も及ばじ

宇都の山

うつの山こゆるほどにしも、あざりの見しりたる山ぶしゆきあひたり。夢にも人をなど、むかしをわざとまねびたらんこちして、いとめづらかにをかしくも、あはれにもやさしくもおぼゆ。いそぐ道なりとい

へば、文もあまたはえかかず、ただやむことなきところひとつにぞ、おとづれ聞こゆる。

わが心うつともなしうつの山夢にもとほき昔こふとて

つたかへでしぐれぬひまもうつの山泪に袖の色ぞこがるる

手越

こよひは手越といふ所にとどまる。なにがしの僧正とかや、のぼりたまうとていと人しげし。やどかりかねつれど、さすがに人のなき宿もありけり。

息津

廿六日、わらしな河とかやわたりて、息津の濱にいづ。なくなき出でしあとの月かげなどまづおもひ出で

らる。ひる立ち入りたる所に、あやしき黄楊の小枕あり。いとくるしければうちふしたるに、硯も見ゆれば、まくらのしやうじに、ふしながら書きつけつ。

なほざりにみるめばかりをかり枕むすびおきつと人にかたるな

くれかかるほど、清見が關を過ぐ。岩こす浪の、しろききぬを打ちきするやうにみゆるいとをかし。

清見かた

事蹟



清見湯年ふる岩にこととはん浪のぬれ衣いくかさねきつ  
ほどなく暮れて、そのわたりの海ちかきさとにとどまりぬ。浦人のしわざにや、となりよりくゆりかかる  
煙、いとむつかしきにほひなれば、夜のやどなまくさしといひける人のことばも思ひ出でらる。よもすが  
ら風いとあれて、浪ただ枕の上にたちさわぐ。

富士山

ならばすよよそにききこし清見湯荒磯なみのかゝるねざめは  
富士の山を見れば煙もたたず。むかし父の朝臣にさそはれて、いかになるみの浦なればなぞよみしころ、  
とほつあふみの國まではみしかば、富士のけぶりのすゑも、あさゆふたしかにみえしものを、いつの年よ  
りかたえしとへば、さだかに答ふる人だになし。

たがかたになびきはててか富士のねの煙の末のみえずなるらん  
古今の序のことばまでおもひ出られて、

いつの世のふもとの塵かふじの嶺の雪さへ高き山となしけん  
朽ちはてしながらのはしもつくらばや富士の煙もたえずなりなば

なみのう

今宵はなみのうへといふ所にやどりて、あれたるおとさらに目もあはず。

ふじ川

廿七日、明はなれて後ふじ河わたる。朝川いとさむし。かぞふれば十五瀬をぞわたりぬる。

田子浦

さえわたる雪よりおろす富士川の川風こほる冬の衣手  
今日は日いとうららかにて、田子の浦にうちいづ。あまどものいざりするを見ても、

三嶋明神

心からおりたつたごの蛭衣ほさぬうらみと人にかたるな  
とぞいはまほしき。伊豆の國府といふ所にとどまる。いまだ夕日のこるほど、三嶋の明神へまゐるとて、  
よみてたてまつる。

あはれとやみしまの神の宮柱ただここにしもめぐりきけり

おのづから傳へし跡もあるものを神はしるらん敷嶋のみち

たづねきてわがこえかかる筥根路を山のかひあるしるべとぞ思ふ

伊豆國府

廿八日、伊豆のこふをいでて、はこねぢにかかる。いまだ夜ぶかかりければ、

たまくしげはこねのやまをいそげどもなほ明がたき横雲のそら

足柄山

あしがら山は道遠しとて、箱根路にかかるなりけり。

ゆかしさよそなたの雲をそばたててよそになしぬる足柄のやま

いとさかしき山をくだる。云云 (十六夜日記)

見附宿名の起因

斯くて鎌倉に到り訴へければ、訴訟は阿佛尼の勝となりけれども、當時國家多事なりしかば、裁決延引し  
たるため、阿佛尼は再び都に歸るに至らず、弘安六年九月、鎌倉にて死去し、爲氏も此事のため鎌倉に下り  
居て、再び都に歸るに及ばずして薨じたりとぞ。○見附の國府、大海附の地なれば、終に名に負うて地名と  
なる。乃ち見附の前は、今乃浦といふ海なり。(遠江風土記傳) ◆四年二月廿九日、弘安と改元あり。

相良莊上杉憲勝

◆弘安元年春、上杉憲勝遠州小夜中山の逆徒を討て功あり。後七年封を相良莊に受けしは、此賞と見えた

事蹟



上杉靈勝墓 上杉氏の猶子にして、如蓮沙彌と號す。墓は大江に在り。(遠江風土記傳) ◆二年  
 遠江權介 正月、藤原實泰遠江權介に任せらる。(大日本史) ○此歲、伊豆國三嶋社に百首和歌の催あり。時に安嘉門院  
 三嶋社百首會 の四條も亦その列にありき。曰く、  
 頼もしな池の鏡を三嶋なる神の誓ひもよろづよの影 (豆州志稿)  
 と。四條は阿佛尼なり。阿佛尼は訴訟のため、先に鎌倉に下り、今なほ鎌倉に在るなり。

疫

聖一國師木像

山城國東福寺開山堂安置



◆三年正月晦、遠・駿・豆三州の神社佛寺、勅を奉じて仁王經を讀誦すること三日なり。是れ頃年疾疫行はるるを以て、之を禳ふなりとぞ。○十月十六日、駿河國安倍郡朽澤村の人、聖一國師辨圓寂す。年七十九。國師號は、正和元年賜はる所にし

聖一國師寂

遠駿國守

順忍

廣幡八幡宮の鐘

て、本朝國師號の始めなり。○十一月、北條時基は遠江守に、北條業時は駿河守に任せらる。(大日本史)  
 ○此歲、加藤判官景康の孫に某といふ者あり。忍性大徳に隨て僧となり、順忍といふ。順忍は父を五郎といひ、母は藤原氏なり。文永二年十一月生れ、茲年十六歳にして忍性に隨ひ、出家して受具し、又奥正菩薩に値ひて別受し、公家専ら崇敬し、將府大守等仰いで師となし、萬人其徳に歸せざるなく、顯密の行一朝を化し、貴きこと濟生の悲願たり。(豆州志稿) ◆四年三月十五日、駿河國止駄郡廣幡村八幡宮の洪鐘成る。銘に曰く、

洪鐘震レ雷ノ如ク、覺ニ群生ニ、聲遍ニ十方ニ、无量土、佛陀和光増ニ法樂、拔際四生長夜苦、色心常昏久迷情、晝夜聞レ鐘發ニ道心ニ、含ニ識種類ニ並聞知、怡神淨刹得ニ神道。

弘安四年辛巳三月十五日

大鳥 吉 正

大檀那沙彌蓮阿

大工 藤原惟久

勸進阿沙梨寂心

平 未 行

竹崎五郎兵衛三嶋に詣す元寇

○八月十日、鎌倉の家人、肥後國の住人竹崎五郎兵衛季長、伊豆國三嶋大明神に詣で、式の如く供物を獻じ、ひたすら弓矢の長久を祈り、終に菅根に登りて鎌倉に向ひぬ。是より先元の世祖忽必烈、父祖の餘威を以て、四方を併吞せんと欲し、文永三年、黑的・殷弘を國信使とし、我國に遣はししが、巨濟嶋より引き還して使命を全うせず。同五年正月、高麗王、元に迫られ、起居舍人潘阜を遣はし、太宰府に來りて、國書・方物、並に元の書を奉らしめしかば、少貳覺惠驛を馳せて幕府に進めしに、幕府は朝廷と相議し、答へずして

事蹟



西海の防備を嚴にし、以て後患に充つるの策に據られしも、朝廷の宸襟を惱ませ給ふこと少なからず、宸筆の宣命及び幣物を天下の諸社寺に奉じ、蒙古の難を告げ、以て國難被禱の祈禱をなさしむるに至りしが、是より年年に此難は迫り來たるなり。即ち六年には黒的・殷弘等對馬に來り報を求めしに、嶋司拒んで納れざりしかば、嶋民塔次郎・彌次郎を虜にして還るあり。其の九月には、高麗王の其臣を遣はし、蒙古中書の牒を奏するあり。七年正月、朝廷は彼の返牒を草したれども、幕府は元の傲慢無禮を憤り、抑へ奉りて送らしめず。八年九月に至て、益、西海の警備を嚴にせしめたり。其の十月、趙良弼・張鐸等百餘人を率ゐて今津に至り、直ちに京都に至て國書を奉ぜんとするを、太宰府之を拒みて聽さず。辨難數日の後、竟に副本を進め、十一月を期して答書を得んとす。朝廷また之に答へんとせしを、幕府また抑へ奉りて報ぜしめず。良弼等を放逐することあり。其後同じく九年五月には張鐸來り、十年六月には良弼來るも、悉く復た之を放逐せり。十一年十月に至ては、元の將忽郭州・洪茶丘等、艦船九百・兵二萬五千、高麗兵八千を帥ひ來て、對馬國佐須浦に寇し、守護代宗助國以下悉く戰死し、家士小太郎等數人、纒に逃れて博多に至り急を告げしに、尋で壹岐國守護代平景隆も戰死したれば、賊は勢に乗じ二嶋に據て掠奪を縱にし、男子は少長となく之を刺殺し、婦女の従はざる者は、之を執へて掌を貫き舷に絶すなど、慘酷至らざるなく、遂に松浦を侵し、太宰府に逼り、宮崎祠を焼き、今津・佐原を却掠したれば、太宰少貳景資兵を督し戰つて一將をば得たれども、戦ひ終に利あらず、當に如何にすべきかと慮る所に、廿日夜に至り忽然として大風雨起り、賊船の漂没するもの二百餘艘、賊兵の溺死する者一萬三千五百餘人、餘賊も之を見て怖れけん、夜に乗じて遁走せしを、我軍

之を覺て追撃し、戰艦一艘を奪ひ、兵二百二十餘人を生擒し、之を水城に斬りしこともあるなど、かたがた以て外寇の迫るを見るべし。其後建治元年四月には、元使杜世忠等五人、太宰府に來りて復た修交を求めしに、時宗は之を鎌倉に檻致せしめて龍口に斬り、弘安二年六月には、元の部將周副等太宰府に至り、通交の利害を説くを聞き、時宗また其の無禮を怒り、府使に命じて之を斬らしむることありて、外寇の彌、益、迫り、幕府の決心も又彌、益、固きを示せりといふが、實に當時の情況なりけらし。

然り而して元は遂に兵力を以て我を壓するの策を決しけん、茲年五月、范文虎・忻都・洪茶丘等を遣はして、我に入寇せしめたり。されば此時の元寇は、決して前役の比にあらず、其勢は元兵凡そ十萬餘、高麗兵二萬五千、合せて十二萬五千人にして、糧十萬石・兵艦數千艦、兵艦糧船海を蔽うて到りしなり。此に於て太宰府は急に兵を發して、之を二嶋に防ぎしと雖も、固より其鋒を止むべきにあらざれば、敗聞は頻りに京師に達し朝廷は驚きあはてて、物にあたるばかりにて、遂に廷議は二上皇を鎌倉に奉じ、東兵をして京師を護らしめんとし、龜山上皇は、手書の願文を伊勢神宮に奉じ、身を以て國難に代らしめ給はんと祈り、五畿七道の神社佛閣は、大小の別なく戰捷を祈らざるものなきに至れり。此時に當て、竹崎五郎兵衛季長は、自から見聞せし實戰の狀を、鎌倉に至つて親しく報する所あらんとせしを、親戚故舊等其の長途の旅を慮りて、堅く之を止めて聞かざれば、竊に馬鞍を典して其費を調へ、僅に仲間の彌二郎・文二郎等二人を従へ、夜に乗じて潜に筑紫を逃出で、若し之を上聞に達する能はずんば、寧ろ僧となるとも歸らじと決心し、今日三嶋まで至りしなり。



然るに竹崎季長の筑紫を發して後、閏七月一日、颶風忽ち西北より起り、海水の簸蕩甚だしく、怒濤相激して天を衝けば、虜艦固しと雖も悉く破碎し、敵兵の溺歿せしもの亦少なからず。積死海を蔽ひて波浪も揚がる能はず、海中一帯歩して行くべきばかりなりければ、元兵の生存せる者も、さすがに之を見ては心臆し氣撓まざるを得ず。互に相助けて鷹嶋に至り、相集る者數千人、潛に壞船を繕ひて逃れ歸らんとせり。時に少貳景資等之を窺ひ知り、暗に乗じて殺到し、陸に上て襲撃し、或は斬り或は刺し、又降る者は縛し歸て使役するなど、殆ど數を盡して鑿殺せしかば、遁れ還る者は甚だ少なかりき。蓋し竹崎は此の大捷をば知らざりしなり。

此後元は尙ほ屢、我國を窺ふと雖も、終に志を成す能はず、忠宣王即位するに及び、全く兵を止めしといふ。想ふに此役起て後は、我國の混亂せしこと甚だしく、上下の困弊また名狀すべからざるものありて、兵を徵す。糧を募る。城を築くとて、十有六年殆んど寧日なかりしが、此に至て纔に堵に安ずるを得たるなり。然れども此の十數年來の衰弊を醫治せんには、又幾十年を要すべきか知るべからず。北條氏の滅亡も、實は因を此に發すと論ずる者あるに見ても、全く國の存亡に關する外患たりしを知るに足るなり。(竹崎五郎繪詞)

◇五年十月十三日、法華宗の始祖日蓮、武州荏原郡池上左衛門太夫の家に在て寂す。年六十二。(新撰長祿寛正記)

日蓮の遠州に入て布教せしことは、多くもの見えざれども、敷知郡村櫛村に、其の遺迹ありて口碑存し、又須之木澤村にも、傳説ありて郷人は之を疑はず。其の大畧に云。

日蓮寂

新津三郎  
兼吉

文永年間、日蓮布教して須之木澤村に至り、滯留の際、土地の舊家三人を選び、親筆の蔓多羅を與ふ。舊家とは北村・渡邊・武田をいふ。爰に新津三郎兼吉といふ刀劍鍛冶師あり、出生の時、たまたま日蓮同家に滯在中なりければ、家族の請によりて命名し、短冊に書して與へたるが即ち兼吉の二字にして、短冊は今尙ほ土地の子孫に在すといふ。兼吉は有名なる刀劍鍛冶師にて、新津三郎兼吉といへば、武人の最も賞揚する所にして、太閤嘗て此刀を賞に懸けて、絶大の意を寓したる和歌を作らしめけるに、曾呂利新左衛門といふもの、

天地を圍子にまろめ呑む人を腫の先で突飛ばせけり  
と詠みて、此刀を得たりといふ口碑さへあるなり。兼吉の墓は敷知郡助信村に在り、三尺四方ばかりの祠中に、地藏の石像を安置せるが、刀傷を負ふもの之に祈願すれば、忽ち全癒の効ありとて、郷人の信仰あつく、祠前香花絶えずといふ。(須之澤村傳説)

蓮永寺

須之木澤村舊家三軒のうちに、渡邊氏あるは誤りか。渡邊氏は延元の際、宗良親王供奉の臣といふにあらずや。延元は文永より六七十年後なり。由來口碑傳説に斯る矛盾あるは常に、深く咎めがたけれども驚かし置く。

日蓮の弟子に日持といふ者あり、日蓮の死後、駿州庵原郡松野村に至り、自から創めし蓮永寺に住せり。日持はもと此の松野郷の守護、松野六郎政行の義子にして、幼名を松千代と云ひ、少時より深沈にして寡言、遊戲も尋常の兒童とは異なりき。八歳の時已に四書を誦したれば、人呼びて神童と稱す。初め岩本村實相寺の學林に入り、後叡山に登り、能登坊真乘と稱す。日蓮の教義を聞くに及びて、深く其義を慕ひ、就て其の弟子となり、蓮華坊阿闍梨日持と改稱し、専ら師の坊に在りて、難行苦行を辭せず。此間種種の法難を共にし、身心共に益、堅實を加ふ。文永十一年、日蓮身延山に退隱するに及び、また隨ひ行きて常に其傍に在りしが、日蓮死して後、身延を去て郷に還りしなり。明年日蓮宗中驗徳の高僧を選び、以て僧綱となすに及

事蹟



日持海外を教化す

び、日昭・日朗日興・日向・日頂と共に、推されて老僧に列せらる。されど日持は、遂に松野の大木にて朽る者にあらず、後十餘年を経、永仁三年正月元日、日持自ら奮つて以謂らく、「吾苟も法華の門に遊ぶ上は、其の第一の教義たる、一大四海皆歸妙法を實にせざるべからず」と。爰に海外布教を企て、忽然起て蓮永寺を出で、是より各地を巡歴し、風波を治め漁民を救ひ、津輕峠に到りて路傍の大石を擇び、題目を書し以て本國告別の印塔となし、其より石崎浦に至り、窃に蝦夷渡海の便宜を求めしに、偶、蛎崎甚平といふ者あり、日持の法徳に歸依し、進んで案内者となり、海を渡つて蝦夷に到り、其の海岸に小庵を營み、俱に與に住す。時に蝦夷の土人にムシヤタといふ兄弟あり、來り從て其の教化に服せりといふ。蝦夷に居ること四年、農事・漁業・殖民の基を開き、再びムシヤタを案内者とし、樺太を経て滿洲に渡り、蠻勇の土人を教化すること少なからず、終に滿洲に死す。◇六年三月、遠江權介藤原實泰備後介に轉ず。(大日本史)○此春、鎌倉の僧

遠江權介

相良の平田寺再興

龍峰和尚、遠州榛原郡相良莊に至り、其の通菩提山の地形を愛し、舊基に就きて伽藍を創建し、號けて平田寺といふ。龍峯は、上杉掃部頭頼重の子にして、幼時出家し、師を尋ねて參禪し、建治元年、宋に入り留學すること五年、會、宋僧祖元の、我が鎌倉執權北條時宗の招に應じ、渡東するを聞き、共に俱に還る。時に弘安二年なり。其後圓覺寺の慧輪和尚に就きて參禪せしが、再び行脚の途に上り、此春相良莊大江に至り、通菩提山の、宋の徑山に髣髴たるを喜び、遂に此の一刹を翫むるに至りしなり。而して龍峰は、鎌倉の勢家上杉の出のみならず、足利尊氏の叔父たる俗縁ありしに因て、此寺は特に興隆を速にしたるものならず。此寺に聖武天皇の勅願文のあると、此寺の境内に、此の勅願文を賜はりたる、大僧都法師行信が塔のあると、

上杉憲勝  
邑を相良  
に食む

今一つ寺傳に、天平感寶年中、行信僧都の開基(龍峰和尚傳記)とあるとを併考ふれば、學者の種種に考ふる説もさることながら、奈良朝の頃、行信僧都の開基したるを、龍峯和尚の中興したるものとすることよけれ。行信僧都墓標 平田寺の東北にあり。高二尺四寸、幅一尺五寸、正面に行信法師の四字を刻せり。龍峰上人墓標 平田寺の東北にあり。高一尺五分、幅一尺一寸、正面に眞照の二字を刻し、側面に建武四丁丑六月三日示寂と刻せり。

駿河守  
渡船法

◇七年春、上杉三位憲勝封を遠州相良莊に受け、居を其の東中に卜し、大家高樓を營みて之に居り、尋で武運長久を祈らんが爲に、鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を其の宅地に勸請せしに、近郷十餘村の民等、共に之を崇みて産土神とし、其の氏子となる。然るに其後凡そ四十餘年を経て、後醍醐天皇の嘉曆二年に至り、憲勝の子重澄、居を同莊小牧野に移し、八幡宮をも遷祀し、而して其の舊址に、一の伽藍を建立して、理趣寺と號す、是れ社寺の位置の古今相違する所以なりといふ。(遠江風土記傳・日記・口碑)○八月、駿河守北條業時陸奥守に轉じ、北條政長駿河守に任ぜらる。(大日本史)○此年、諸國關津の地頭の、自から渡船を備へて行旅を渡すを禁ぜらる。此の渡船法は、建保中定むる所にして、此法施行せられて後は、地頭私慾を逞くし、擅に河手・津泊等に税を課して、己が得分とせしゆえ、其弊年年に甚だしく、庶民の困難少なからざりしかば、遂にこれを禁ぜられたるなり。而して當時旅行の状を按ずるに、旅人自から糶を携へて原野に宿すること多きは、昔も今も異なることなく、旅人も亦昔よりの常習として、甚だしく困難とせざるが如し。旅行已に此の如くなれば、旅人は露宿の料として、又自から油單・雨皮・替皮等を携帯せざるを得ず。而して夏日山野を行くに

旅行の状

事蹟



は、日射を隔て、山蛭を避けんが爲なりとて、帷子の絹を笠に縫ひ附けたるを、頭より身に被ひて行く者多かりしが、之を蟲の垂衣と呼びしといふ。惟ふに此頃は、道路大に開けたりと雖も、猶ほ不便少なからざること斯のごとく、山谷・原野の間にも野盜の潛みて、行人の前を扼する者多かりければ、旅人の辛苦は尙大なるものありしなり。(風俗史)

ぬさ袋  
道祖神

或は又云、古へ旅行する人は、ぬさ袋とて、袋をこしらへ、中に五色の紙をきり、米・麥の類をませ入れて持行く。これは國の界、或は山河などに、道祖神の祭りをするに手向て、旅行の平安を祈る爲なり。諸國に石氏となへて、祠ののこるも昔の道祖神なるよしにて、菅家御詠に、

此たびはぬさも取あへず手向山紅葉の錦神のまにまに

といへるは是なり。此ぬさ袋を上古は、死する者あれば、旅立の骸にして、此袋を棺中に入れしとなり。今は死者の用ゐる袋を、頭陀袋といふ。誤なるべし。頭陀といふは、天竺の言葉にて、乞食する者をいふなり。(卯花園漫録) 而して此に云ふ道祖神は、何國にても一村の前後、又は道路に、山神と稱して、石に彫りて祀れる神にして、或は大山祇神といひ、或は岐神といひ、和名抄には、又道祖神をさへの神といひ、道神をたむけの神といひて、別神としたれども、今更之を争ふを欲せず。人人の考へに任すべきが、此神を、斯く一村の前後、若くは道路に祀ることは、如何にといふに、疫病・瘧氣等の、是より來べからず、是を經べからず、又旅行にしては、行先を導きて、さきくさきはひ給へ、或は道路の恙なきを守り給へと、手向をなし奉るを以て、さへの神・手向神、若くはふなどの神、くなどの神などと稱へ奉るなり。されば山の頂を過ぐる

には、たとひ神祠なくとも、ぬさ奉りて過ぐべきなり。奈良都の時、奈良坂の上まで見送り、旅行く人はここに手向をなして過るより、手向山の名起れるとかや。

或説云、たむけは旅向の義といひ、契沖は、山をのぼりはつる所を、たうけといふは、たむけの管便なるべしといへり云々と、晤語に見ゆるは、實を得たる説の如し。朝野群載には、出三京關門、奉幣道神事といひ、神祇令には、謂下部等、於京城四隅道上、而祭之、言欲令日鬼魅、自外來者、不致入京師、故預迎於路、而饗也と、あるをも併考ふべきなり。云云

◇八年九月十八日、駿河國益津郡上方御厨は、もと伊勢内宮の御領なりしを、彼地の地頭等、事を沽却に託して、之を横領して返さざりければ、社家之を憂ひて之を京師に奏し、速に其の回復の命を下されんことを請へり。朝廷則ち鎌倉に下して質さしむるに、地頭堅く執て動かす。曰く、是れ横領にあらず、價を收めて社家の沽却したるものなり云々と、毫も屈する所なかりしが、幕府裁して之を社家に歸さしむ。其狀に曰く、買領之後、知行經年序之由雖申之、社領者不可拘三年紀之旨、被定置畢、然則於彼田地者、如元可爲社家進止。云云

◇九年三月二日、遠江國に惡逆の徒起り、庶民の害を爲すこと甚だし。然るに守護人・地頭職等、唯拱手傍觀するのみにて、未だ之を禁ずる能はず。幕府教書を下して、之を譴責せり。教書に曰く。

守護人無緩怠、可令沙汰、於御使・明春可令歸國也、就白狀・相觸、子細於地頭之處、兼日逐電之由、依令申不及其科敷、此日來、經廻之惡黨、令逃散云云、其所地頭、致清廉沙汰者、何不

事蹟

遠州の惡徒

方上御厨の訴訟



レ可レ令ニ退散ニ哉、是又、領主雖レ難レ通ニ其科、自今以後者至レ如レ此者、地頭可レ有ニ罪科、次押買・迎買・沽酒以下事、禁制條條先度被ニ仰下ニ畢、云レ彼云レ是、於ニ違犯之輩ニ者、可レ令ニ注申、不ニ注進ニ者、守護人可レ有ニ其科ニ之狀、依レ仰執達如レ件。

弘安九年三月二日

相 摸 守 判  
陸 奥 守 判

遠江權介  
伊豆權大  
目  
遠江寺  
西光寺  
省光寺

◆十年正月、備後介藤原實教、再び遠江權介に任ぜられ、吉野花繼伊豆權大目に任ぜらる。(大日本史) ○九月、北條篤時遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○此頃、遠州見附宿の西光寺・省光寺共に時宗に改む。二寺はもと天台宗なりき。(遠江風土記傳)

【伏見天皇】 弘安十年十月受禪。

遠駿の國  
守

弘安十一年二月、大江重房は駿河權守に、源仲良は遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○三月、遠江權守源仲良、筑後守に任ぜらる。(大日本史) ○四月廿八日、正應と改元あり。

遠江權守  
惟康將軍  
の廢  
久明親王  
飯沼判官  
足柄道  
箱根道

◆正應元年九月、藤原實綱遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◆二年正月、源雅憲遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○九月、鎌倉執權北條貞時、征夷大將軍惟康親王を廢して京師に送り、其子久明親王を迎へて、鎌倉の主とす。其の之を迎ふるや、貞時命じて、飯沼判官等兵の勝れたる者七人を擇び、以て京師に上らしむ。時に飯沼判官曰く、前將軍の過ぎ給ひし所は、道もまがしければ跡をも越えじ、且つ、ヒシギ・車返などの名も忌はしと、足柄山を避け、南狩野川端を過ぎて、箱根を越えければ、聞く者或は之を嗤ふもありきとぞ。

遠駿國守  
大石寺創  
建

(豆州志稿・鎌倉大日記) ◆三年正月、藤原實任駿河介に任ぜらる。(大日本史) ○六月、遠江權守源雅憲罷む。(大日本史) ○此歲、法華宗の僧日興、駿河國富士郡上條に一寺を創建し、大日蓮花山大石寺と號す。日興は、法華宗六老僧の一人にして、大石寺の開山となれる人なり。大石寺は、寺域頗る廣濶にして、二萬七千三百坪ありといふ。境内には、大小百有餘の堂宇ありて、總門より數町を行き、山門を入りて櫻樹の挾める道を進めば、先づ本山に附屬せる蓮藏坊以下、數多支院の左右に連るを見るべし。それより五重塔・鐘樓・大鼓堂・青蓮水鉢等の在る所を通過し、二王門を内に入れば、正面に方十四間の本堂あるを見るべし。是れ開祖日蓮の妙法大曼陀羅を本尊とし祭る所にして、傍に日蓮・日興の像を安置せり。賽路の途中より、左折して鬼門を入れば、客殿・書院・方丈・對面所・庫裡・法務所・位牌堂・垂跡堂等の巨堂叢を連ね、廻廊を以て相通す。客殿の傍に日興手植の松あり。本堂の背に法華宗各高僧の廟あり。又江戸時代の池田・板倉諸侯の墓もあり。庭には水を湛へ、又假山を据ゑたり。境内に立て遠く望めば、東南には豆相の翠巒・田子浦の碧海を見るべく、東北には富嶽の蒼穹を摩するを見るべきのみならず、老樹森森として四境を鎖し、嵐紫水明相映する所、自から幽境を劃し得て、風景最も佳なり。是れ而しながら後世見る所を以て記すのみ。北山の本門寺、西山の本門寺・久遠寺・妙蓮寺に此寺を併せて、世に富士の五山と稱す。

日興

日興は、俗姓を橘氏といひ、美濃守善根の裔、大井庄司の子にして、母は駿河國の由井氏、川合入道の女なり。寛元四年五月八日、甲州齋澤に生れ、八歳の時、駿河國岩本の實相寺に遣られ、嚴譽上人の弟子となる。康元七年十一歳にして、三井寺に赴き業を修め、大衆と共に經論を研究せしが、學徳共に秀でて大に聲

事 蹟



名を高うせり。正元元年十四歳の時、生母の病歿に會し、再び歸て實相寺に嚴譽上人に侍す。此頃日蓮實相寺に來り、大藏經を繙かんと請ひしに、嚴譽宗敵として拒みて相見ず。時に大衆に智海といふ者あり、曰く、「試みに日蓮をして、摩訶止觀を講ぜしめんは如何」と。衆僧聲を同じうして曰く、「是れ最も興あるべし」と。乃ち日蓮をして之を講ぜしむ。日蓮また時を得たる心して、多年の蘊蓄を傾け、堂堂として講じ去り講じ來りければ、聽者みな案を打て感ぜざるは無かりき。就中智海と日興とは、深く日蓮の學徳に感じ、追隨して鎌倉に至り、遂に其の弟子となり、名をも改めて日興と稱したり。彼の立正安國論は、日蓮の口授により、日興の綴る所なりと傳ふれば、其の信偽は保せざれども、日蓮の寵を受けたるや知るべし。また日蓮の佐渡に流さるるや、遙に四十九里の荒波を凌ぎて、其の幽居を訪ひし者は、僅に日頂・日向・日持と、日興と四人のみといふを見ても、其の日蓮を信ぜしことの深きを見るべきに、日蓮の赦されて身延山に入り、又更に池上に移て死せんとするや、特に日興を召して、身延山の後事を託せりといふに至ては、其師の信賴厚かりしを證すべし。然れども年少を以て、他の老僧の上に立つは、勢ひ不可なるものありしか、終に讒を被つて駿河に走り、草庵を營みて此に住せしが、適、北條光時の歸依を得、去年妙蓮寺を創め、今年又此寺を建立して開祖となれるなり。此の大石寺の什寶となるものに、日興書寫の法華經八卷・御筆記六卷・開目鈔要文二卷日興記二卷・實相寺大衆の訴文・點畫相傳等の書あり、皆以て珍とするに足るべし。或は云ふ、「此寺は永仁六年の創設なり」と。◇四年三月、藤原實教遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○此頃、小倉了西といふ者あり、鎌倉より駿河に移り、府中驛に住して終に驛の長となり、名を和泉屋平左衛門と改め、長く子孫に傳

能滿寺改築

ふ。後世江戸時代に至り、寛永中四足加番の本陣となり、子孫其業を世にせり。了西はもと紀州の人、弘長中鎌倉に至り、今又此地に來たるなり。◇五年、天皇詔して、遠江國榛原郡片岡庄に在る能滿福智禪寺を造らしむ。之に依て此寺七堂伽藍備り具り、遠州屈指の大寺となりしが、尋で永仁五年に至り、天皇は再び詔して、寺田を寄せさせ給ひぬれば、益、寺運は發展せりといふ。

遠江國榛原郡於片岡庄<sub>ニ</sub> 聖田五十町所<sub>ニ</sub> 被<sub>ル</sub> 寄<sub>ル</sub> 院寺門<sub>ニ</sub> 也、永可<sub>ク</sub> 管<sub>ス</sub> 領<sub>ス</sub>、依<sub>テ</sub> 御氣色<sub>ニ</sub>、執達<sub>シ</sub> 如<sub>レ</sub> 件<sub>ノ</sub>。

永仁五年正月廿九日

大藏卿判

定門上人禪室

遠江權守入江庄  
長崎郷楠本邑

◇六年二月、遠江權守藤原實教罷む。(大日本史) ○七月廿九日、鎌倉執權北條貞時、鶴岡八幡宮の供御料として、駿河國入江庄長崎郷三分一、並に同庄楠本邑を寄進せり。是より長崎郷長く鶴岡領となる。(鶴岡八幡宮文書、相模新風土記) ○八月五日、永仁と改元あり。

濱松庄宇布見村  
長寶寺鐘  
長清と爲相

◇永仁二年三月十五日、遠江國濱松庄宇布見村長寶寺に於て鐘を鑄る。銘に曰く、永仁二年丙辰三月十五日と。高さ凡そ三尺四寸あり。(掛川志稿) ○此春、前參議藤原爲相鎌倉に下る途、遠江國榛原郡勝間田郷に至り、藤原長清の家に滯留日を重ぬ。長清は爲相が和歌の弟子にして、初め從五位下遠江守に叙せられ、後髪を剃て蓮昭と稱す。

題しらす

五位勝間田遠江守

したをきもかつほにいつる夕露にやどかりそむる秋の三日月

(玉葉集)

事蹟

一〇七九



夫木抄

蓮昭夫木和歌抄を撰し、上は萬葉集より古今、後撰以下の勅撰集、下は家集或は歌合等の和歌に至るまで、苟も證歌とするに足るものは、一として採集せざるなし。蓋し勅撰集は、各、その撰集に標準あれば、從て採擇にも限ありて、縦ひ心・言葉ともに、歌として値あるものと雖も、此の標準に合せざれば、採る能はざるは固よりにて、俊賴の奇歌、西行の蝦夷語を使用せる和歌の、勅撰集に入らざるを見て知るべきが、此の夫木集はそれと異り、長清一人の私撰なれば、此の如く煩瑣なる標準に束縛せらるることなく、彼の如き詠を始とし、如何なる體の歌にても、自己の意に合するものは毫も憚るなく、隨意に洽博に採收するを得たるは、是れ最も他集と其撰を異にする所なり。此書の成るや、長清携へて京師に上り、閨を爲相に請ふに、爲相見て大に悦び、夫木和歌抄と名けしといふ。其の跋文に曰く、

此、夫木和歌抄者、藤原朝臣長清自撰也。昔中頃之歌仙之家集、竝代勅撰に漏るる和歌を拾集所也。自今以後之爲勅撰之、又此道に志あらむ人のために、世之嘲を不願、集置者也。又夫木抄と名付事今案に非ず、此鈔之名を思案して、少しまどろみて有ける夢の中に、白衣之老翁一人來曰、「汝所撰之和歌抄者、我朝之至寶也、末代之證歌成べし。倭國之風俗なれば、扶桑集と可名付」と謂れけるを、夢心地には誰人にて御座ぞと問ければ、「我は是和歌の道に心を留し江中納言匡房と云者也」とて、夢覺ぬ。此由を冷泉黃門爲相卿に被申ければ、爲相卿此事希代不思議之靈夢、末代之希特、誠我朝之深祕鈔也。但扶桑者、日本國總名也。可其憚。扶の字のつくり、桑の字の木を取合て、夫木和歌抄と名付。云云（夫木和歌抄）

以て夫木抄の如何なる歌集たるかを知るべし。然れども蓮昭生存の間は、此書固く祕藏せられたれば、外人の見るを得たる者は稀なりき。されば其の逝去後、高駿河守の望に依り、一本を書寫して贈りたるが、抑も外觀に觸れたる始めにて、其後高武藏守師直も、亦一本を書寫せりといふ。

立路隨筆云、此書秘して出さず。高師直執事の權柄を以て初て寫す。其後人は是を知ると道春物語なり。

爲相勝間田に至る

勝間田郷は、東海道の南に偏したる地なれども、爲相は親しき弟子の住む里なれば、且つは其郷の趣も見たく、且つは近頃の安否も知りたく、又心隔てなく語らひて、長途の疲をも慰めんものと、殊更に途を枉げたるべきが、其の樂や如何に在りけん

菊川

いとふなよきく川わたる道をよぎてとはむとぞ思ふかつまたの里

（夫木和歌抄）

勝間田

即ち爲相は菊川より勝間田に至りしなり。而して其の勝間田を思ふ情の切なりしをも、此の三十一文字によりて窺ひ知るべきか。又其の勝間田に在りては、

永仁二年春日藤原長清が家にて名所花を

尋來てかつみるからに勝間田の花のかけこそ立うかりけれ

（夫木和歌・遠江風土記傳）

勝間田の花は如何に美しかりけん、併も彼の蓮昭が培へる、夫木の言葉に咲ける花の香は、如何に芳しかりけん、立憂く思ふも理なりかし。爲相の此行、道中所所にて詠みたる和歌を集めたるものあり、名けて海道宿次百首といふ。其の一二

かけがは

かけがはの里

事蹟



これもこのところならひと門毎にほすてふぬのをかけがはの里

(夫木和歌抄)

いけだ

そのかみの里は河瀬となりにけりこも池田のおなじ名なれど

(夫木和歌抄・遠江風土記傳)

おかべ

おかべの里

夕日さすけしきもさびし松たてるをかべの里は山かげにして

(夫木和歌抄)

秋葉三尺坊

○八月十六日、世に傳ふ。遠州周智郡秋葉神社の社僧某、此日神前に在りて誦經しけるに、偶、一人の客僧あり、神書一通を與へ、去て行く所を知らず。此書永く秋葉寺に傳へて寶とすと。抑も秋葉寺の守護神、三尺坊大權現といふは、觀世音菩薩の垂跡にて、もと信濃國の産なり。其母常に觀世音を信仰しけるが、一夜迦樓羅尊者の現はるるを夢みて孕み、尋で福德智恵の相に富める男子を産しけるが、この迦樓羅は、觀音菩薩三十二應身の一なりといふ。此に於て父母大に悦びたれども、もと希有の瑞に依て生れたる子なればとて、六七歳の時出家せしめしに、智徳兼備りたる阿闍梨となれり。其後幾年月を経て、越後國藏王堂の中、三尺坊の主僧となりしが、三尺坊は、藏王堂十二坊中の第一坊たりしなり。

かくて阿闍梨は此の三尺坊に在て、一七日の間、不動三昧の法を執行したるに、滿願の曉天焼香の中に、火焰忽ち起つて炎上し、身は鳥形に化して兩翼を生じ、左右に劍素を持したる形相を現したれば、自から以爲らく、「吾が法成れり。吾願くは一佛寺の本尊たらん」と。爰に深く觀念を凝らしければ、忽ちにして煩惱の業因、死生の苦患を脱離して、飛行自在の身とは成りぬ。時に一疋の白狐來つて其前に蹲れば、阿闍梨これに跨り騎して曰く、「吾汝の駐まる所に止まつて、吾が精を其處に托し、永く度生利益を専らにせん」と。白狐乃ち天に上り、空に御して行き、靈山秀峰を求めて、遠江國秋葉山に駐まる。因て其の山巔に下るに、空中忽ち聲あり、「以種種形 遊行諸國 度脱衆生。」と響くなりけり。阿闍梨之を聞いて以謂らく、「吾初め觀世音の化現に依りて、母胎に托せられしと聞くに、今また此の靈音を聞く。二者を併せ考ふれば、其の意符節を合するが如し。然らば吾が本地も明かに、吾が使命も知らるるなり」と。偶、山中に行基菩薩作の觀音菩薩あるを見、益、その信念を厚くし、夙夕之を禮拜供養して怠らず。是れ行基の此山を開てより九十年に當る年にして、平城天皇の大同四年に在りしなり。

其後阿闍梨は、弘仁二年より諸國を遊化し、高山大嶽至らざるなく、常に空中を飛行すること、爰に四百六十餘年、茲年始めて山に歸りしが、是よりは再び出づることなく、長に此山の鎮となる。即ち此の客僧は三尺坊たるなり。(掛川志稿) ○秋葉山の神火、秋葉山より玉の如き火の幾何ともなく出て、暗夜の空を飛びて沖の方へ行くことは、時に觸れて見る處なるが、土人はこれを狗賓テングの漁獵といふなり。而して狗賓の漁ありし後は、必ず不漁なりとは、是又傳ふ所なるに、其の傳説を實にして、其後二三日は、何れの瀬海河湖も、必ず不漁の連なるこそ不思議なれ。

秋葉の天狗火

傳へ聞く駿遠の境なる大井川にも、亦天狗の漁を見ることありと、闇の夜更けて後、潛に堤塘の陰に伏して窺ひ見るに、大なる鳶の如き貌して、翅の徑り六尺ばかりなるが、川の西縁に數多飛來り、河邊を上下するは、恰も魚を捕ふる狀にも似たるなり。而して人の音する時は、忽ちに去て復た影を止めざるなり。是は

大井川の天狗

事蹟



天狗の漁

俗に云ふ木葉天狗などいふ類ならん(諸國里人談)と評したる人もあれども、著者が幼時にも、天狗の漁の事は、屢、聞きし所なり。著者の郷里は、天龍川の東縁にして、南海邊を距ること一里許に位し、内に防會川といふ小川あり、鯉・鮒・鰻等を漁して業とする者もありしが、其の言ふ所を聞くに、或は昨夜天狗に遭ひ、其の言ふが儘に投網を貸して還りたるに、今朝起き出でて見れば、籠は魚を満てて、櫓下に掛けたれども、網は寸寸に破れて、復た用を爲し難しと。或又、昨夜は天狗の援助に依りて大漁なりき」と。或は「天狗の妨害に因りて不漁なりき」と。併も實地遭遇したる人の話なり。天狗とは果して如何なるものか、遠州人は、昔より天狗の實在を信する者なり。曰く、秋葉山には、元來大天狗・小天狗ありて、神役に服せしが、其後小天狗をば、光明山に分ち遣はしたれば、爾來秋葉山は、大天狗のみとなれるが、後世秋葉・光明二山の祭典に、必ず天狗の座を設け、供物を供するは此が爲なりと。

案するに信濃戸隠山、越前日永嶽、武藏高尾山、皆な妖神の祠あり、呼びて飯網神となす。其の形を圖して、之を傳ふるを觀れば、乃ち所謂天狗なり。今遠江秋葉山祠は、世俗喧傳して、祈れば必ず應ありとなし、香火頗る盛なれども、此亦戸隠山神別祠の類なれば、仍ほ茶著尼天となす。茶著尼は梵神にして、別に白晨狐王菩薩、また貴狐天王と號す。知るべし其實、是れ狐なるを。(耐軒餘錄)

茶著尼に二種あり。一は人心を噉ふ、祈者福を得と雖も、而も邪術たり。一は人心の垢穢を噉去る。是を正法となす。夫れ人心を噉ふこと既に幻たり。其の垢穢を去るの、幻の又幻たるは辨するに足らざるなり。(谷響集)

○秋葉山より、夜玉の如き火、幾許ともなく空中を飛で、沖の方へ行く事折としてあり、土人はを狗賓の漁

といふ。斯て其後二三日は浦浦の漁獵會てなし。(主人談・諸國里人談) 遠州に七不思議あり。天狗を以て其一となす。但し七不思議には説説あるなり。

州人稱<sup>スル</sup>七奇<sup>ト</sup>者、其一爲<sup>ニ</sup>佐倉邑<sup>ト</sup>、神會邑有<sup>ニ</sup>古池<sup>ト</sup>、昔永空阿沙梨、待<sup>シ</sup>彌勒出現<sup>ヲ</sup>、自投<sup>シテ</sup>爲<sup>レ</sup>龍之處<sup>ト</sup>、傍有<sup>ニ</sup>舊祠<sup>ト</sup>、曰<sup>ク</sup>佐倉明神<sup>ト</sup>、秋彼岸以<sup>テ</sup>中日<sup>ニ</sup>祭焉、遠近奉<sup>シテ</sup>飯器<sup>ヲ</sup>祈<sup>ル</sup>疾病<sup>ヲ</sup>、若他所求<sup>ル</sup>廟<sup>ト</sup>、令<sup>メ</sup>炊糲飲<sup>シ</sup>盛<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>、享<sup>ス</sup>於神前<sup>ニ</sup>、土人敬業齋<sup>スル</sup>、七日、午時來撤<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、裸體抱<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>投<sup>シ</sup>池中<sup>ニ</sup>、游泳<sup>シ</sup>至於水心<sup>ニ</sup>、兩手環<sup>シテ</sup>器壓<sup>シ</sup>而竦<sup>キ</sup>脚俯伏<sup>シ</sup>、器沈<sup>ニ</sup>水底<sup>ニ</sup>、然後又游泳<sup>シ</sup>而去<sup>ル</sup>、隨<sup>ヒ</sup>器數<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>此者數<sup>ナリ</sup>矣、傳稱<sup>ス</sup>、歷<sup>テ</sup>三五日<sup>ヲ</sup>浮者<sup>ハ</sup>、其所<sup>ノ</sup>祈有<sup>レ</sup>應<sup>ル</sup>、即時浮者無<sup>レ</sup>驗<sup>ス</sup>。其二爲<sup>ニ</sup>天狗火<sup>ト</sup>、暗夜現<sup>レ</sup>於空中<sup>ニ</sup>、雨夜最多<sup>ク</sup>、色深赤<sup>ナリ</sup>、一火忽然<sup>ト</sup>散<sup>リ</sup>於四野<sup>ニ</sup>、其三爲<sup>ニ</sup>參澤<sup>ト</sup>、三度粟<sup>ト</sup>、夏秋兩熟<sup>シ</sup>、冬日雪中<sup>ニ</sup>亦熟<sup>ス</sup>。其四爲<sup>ニ</sup>中山夜啼石<sup>ト</sup>、當<sup>レ</sup>路而立<sup>ツ</sup>、夜呼<sup>ヒ</sup>行<sup>キ</sup>悲哭<sup>ス</sup>。其五爲<sup>ニ</sup>相良波響<sup>ト</sup>、不<sup>レ</sup>由<sup>レ</sup>風而東西移<sup>ス</sup>響<sup>ヲ</sup>。其六爲<sup>ニ</sup>日湧井<sup>ト</sup>、昔僧空海過<sup>リ</sup>驛<sup>ヲ</sup>、渴<sup>シ</sup>乞<sup>フ</sup>水<sup>ヲ</sup>、驛中無<sup>シ</sup>井<sup>ト</sup>、一婦人、數里搬運<sup>シ</sup>、空海擲<sup>シ</sup>錫<sup>ヲ</sup>於其舍前<sup>ニ</sup>、寒泉忽然湧出<sup>リ</sup>。其七爲<sup>ニ</sup>高脚巖<sup>ト</sup>、在<sup>リ</sup>波津東南洋中<sup>ニ</sup>、出<sup>ル</sup>水丈許<sup>ト</sup>、濶可<sup>シ</sup>布<sup>ク</sup>十丈<sup>ト</sup>、祈<sup>ル</sup>雨有<sup>レ</sup>應<sup>ル</sup>、舟<sup>ニ</sup>而上<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>、若人溺<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、巨濤立<sup>ツ</sup>狂爲<sup>レ</sup>之所<sup>ト</sup>沒<sup>ス</sup>、必有<sup>レ</sup>雨濯<sup>ク</sup>其穢<sup>ヲ</sup>、可<sup>シ</sup>謂<sup>フ</sup>皆奇<sup>ト</sup>矣。(蕉園抄筆)

秋葉の火祭 七不思議 石庵了  
○秋葉山は、正五九月の十七日を卜し、祭典を施行するを例とす。此の神事を御火の舞と稱し、火を神前に投振りて舞ふに、毫も燃え付く迹なきは、火防神の力なりとて、見る者奇とし、又信を起さざるはなし。(掛川志稿・春波樓筆記) ○秋葉山の麓に一村あり。村中の人常に石を以て物を刻む。婦人の朝夕野菜を切るにも、亦この石刀を用ゐるなり。其石の状は、青石の剝けたる如きものにて、一偏に双あり、里人稱して庖



本門寺の大石燈籠

刀石といふ。若し此の庖丁石の刃盡きて鈍くなれば、是を前山に棄つ。棄つること一年、翌年之を拾收すれば、已に銳利となつて又用に適す。郷俗之を稱して、秋葉權現の神爲となす。○此歳、富士郡重須郷本門寺の主日興、境内に三堂を建立し、又同村の安母山に、高大なる石燈籠を建つ。燈籠の高さは二丈餘にして、笠上に九輪の塔を据ゑ、腰石に永仁二年建之と刻せり。日興常に比叡山の三千坊に倣ひ、己が富士にも一萬坊を建立せんとしければ、其の第一歩として、此の安母山の高燈籠は築きたるものなれども、只その一步に止りて寂せしは遺憾と謂ふべし。(寺傳) ◆三年正月、駿河介藤原實任播磨守に任ぜらる。(大日本史) ◆四年五月十三日、遠江國相良庄の地百町歩を、相良庄平田院に寄せ、菊川宿接待所の領に充てしめらる。

駿河守

菊川接待所

遠江國相良庄内

田百町並屋敷一所事、任三條三位寄附狀、爲菊河宿接待領、永代更不可有牢籠之由、可被下知給者、依天氣執達如件。

永仁四年五月十三日

兵部卿

平田院上人□□□

(掛川志稿・平田院藏・遠江風土記傳)

佐野中山

刃の雉子

世に傳ふ、先是、弘安元年春、一條三位憲勝、遠江國佐益中山に於て怪鳥を退治し、尋で攝待領として、相良の地百町歩を、其地の平田寺に寄附し、以て其費に充てしむと。(遠江風土記傳) 怪鳥を刃の雉子と稱し、常に菊河の邊より、牧の原・淡ヶ嶽の間を翱翔し、牛馬鶏犬を捕攫して勞き食ひ、時に或は人を傷くることなしとせず。此の雉子一たび出づる時は、山鳴り谷響き、黒雲天を蔽うて、晝なほ暗夜に異ならず。是を以

一條三位

愛宕庄司

て、此鳥出づれば郷人等恐怖戰慄して、一步も他に出づる能はず、老若男女は悉く蟄居して業を取る者なく、東西の行旅は、何時出づるとも計り難ければ、特に道を避けて、遠く南海・北嶽を迂廻するに至れり。是れ年年歳歳の事なれば、國人も其禍に堪へがたく、終に之を朝に奏しけるに、朝議之を平定すべきに決し、其任を一條三位に命じけり。三位命を蒙りて以謂らく、「古より怪物を退治したる者、其例乏しからずと雖も、是れ皆な宮殿・禁園の内に過ぎず。然るに今の命は乃ち然らず。遠く深山・幽谷に赴かざるを得ず。然らば容易く退治すべしとも思ほへず。嗚呼我命窮するか、命窮すと雖も、勅命は辭すべからず。されど皇威に頼り、神佛の援助を假らば、如何なる悪魔も、何ぞ退治せられざる理あらんや、何ぞ恐るるに足らんや」と。先づ常に信する清水寺に詣で、丹精を凝らして祈願し、年來の護身佛と頼める、觀音の黄金佛を取て髻中に藏め、二百餘騎を率ゐて京師を發し、道を急ぎて遠州に到る。已に遠州に至れば、自からは愛宕庄司の家を以て陣所とし、二百餘騎を部署して四方に派し、嶮岨絶壁を避けず、山頂溪谷を厭はず、各、要所を占めて搜索に務めしむ。愛宕庄司は菊河宿の長者なり。斯くて數多の月日を経るに、一日雷鳴頓に發りて、霹靂の音天地を撼し、白雨は篠を突きて降り、黒風は礫を飛ばして叫べり。一條三位は之を見て以爲らく、是れ當に怪物の所爲なるべし、さても怪物は何處に居るか、眼を張つて天を望めば、怪むべし。雲中物ありて、其の啼く聲反響の如く、啼けば必ず火發し、火發すれば其光電光に似たり。惟ふに是れ怪鳥の氣息漏るる所、悉く火となるなり。三位は之を見て、今こそ上命を果すべき時なれと思へば、三人張りの弓に鏑矢を番ひ、弓を満月に引き絞つて待つ所に、怪鳥は漸く低く下つて、雲の彼方に半身を現はし、一聲高く叫びて火を吐

事蹟



刃の雉子

きけり、三位の叫ぶを時に放つ矢は、精神こもつて在りければ、過たで命中したりけん、慥に雲に對へありけり。對あると共に、何とは知らず、磐石の崩るる音して、落ち來る物あり、すは射たりや射たりと、主從馳せ寄つて、物も窮めず先づ突く。一刀一刀又一刀、さて如何なる物と點檢すれば、全身には鱗ありて鰐の如く、頸は太く長くして蛇の如く、羽翼には肉生じて羽羽ならず。頭は雉に似て雉にあらず。嘴は尖れる鑿の如く、足は髣髴として礎に似たり。因て約の如く螺貝を吹けば、二百餘騎驀然として馳來り、齊しく箠を叩いて凱歌を奏せり。此に於て怪鳥を菰に包み、山谷の備を徹し、明日は直ちに途に上らんと準備せり。

白菊女

愛宕長者に一女あり。名を白菊といひ、容姿鮮妍にして、心も亦賤しからず。一條三位來るに及び、娶りて妻とせしが、歸るに臨み之に謂うて曰く、「我汝を愛し遠く別るるに忍びずと雖も、苟も公命を帯びて來たる身の、縦ひ功成り名遂げたりとも、恣に妻を携へ往くべきにあらず。故に今は獨り還て京に至り、直ちに使を馳せて迎ふべし。月をば超えじ」と、因て髻中の觀音佛を取て之に與へ、心を遺して歸り行けり。三位京師に到れば、天皇厚く其功を賞し、宮女を出して嫁はし給ふ。三位は公命辭しがたく、止むなく賜を拜しければ、白菊をば終に迎ふに及ばずして止みぬ。是より白菊は悲歎止む時なく、日夜西天を望みて、暗涙に咽ぶのみなりしが、數年の後、心を病みて遂に死しぬ。

櫻ヶ淵

或曰く、白菊は悲歎のあまり、狂亂の姿となり、深夜窃に屋敷を忍出で、菊川の上流なる櫻ヶ淵に至り、身を投じて死す。父の庄司は之を見て、其志を哀み、小夜鹿といふ處に、一佛寺といふ寺を營み、其の冥福を修めたり。其後白菊の生める月輪童子の、出でて歸らぬことありければ、庄司また大に驚き、若しやと櫻ヶ淵に至り、網を投じたるに童子

菊石

をは得て、菊花の形したる大なる石をこそ得たれ。庄司は之こそ白菊の魂の凝りたるものならめと思ひ、寶成寺に納めて供養したりと。云云

○菊石に一説あり、曰く、菊石は榛原郡菊川驛の小夜鹿にあり、直径三尺あまりの、圓く平たき石にして、其面恰も龜甲の如き變積ありて、菊花の紋の如くなれば、世に呼て菊石といふ。之を傳説に聞くに、古へ菊川の上流に、いと靈しき石あり、其上に坐して道を修むること十餘年、嘗て厭くを知らざる優れたる人あり、黃菊仙人と呼べりしが、其石自ら黃白の菊の文を生じて、其石の根より清水涌出でて、晝夜絶ゆることなかりき。此水また靈ありて、之を飲むものは、能く病を愈へしめ齡を延ぶ。因りて其の下流の土地を菊川と呼ぶ云云と。

月輪童子  
智玄

白菊に一子あり、一條三位の子にして、名を月輪童子といふ。後出家して智玄といひ、空叟と號す。是れ後の相良庄平田寺二代の主なり。(傳説) 月輪童子にも亦一説あり。

白菊は、懷妊の身を以て、夫に遇ふことだに難きを歎き、白糸の瀧の瀧壺に身を投げしかども、常に身を離さず持ちたりし、三位の片身にとて賜はりし、觀世音菩薩の利益によりて、命ばかりは助かりけるが、浮世に望は無かりければ、佛の教のままに都をさして上りけり。行き行きて、近江國月の輪の池のほとりに至りて、男の子生まれければ、名も池の名を其のままに月の輪童子とぞ名づけける。斯くて三位は、化鳥退治の勳により、遠淡海相良の庄を知る所として賜はりて下る途、近淡海勢多のあたりに至りける頃、ゆくりなくも白菊に出であひければ、やがて以て下りけるが、相良に至り數多年月経るほどに、月輪童子も人となりて、庄司の創めたる平田寺二代の住職となれりけるとぞ。(傳説)

初め白菊の死するや、其父愛宕庄司深く之を哀み、白菊の追福として、堂宇を路傍に營み、三位の殘し與へ

事

蹟



宿接待  
平田寺  
久延寺

たる観音像を安置し、傍に一小店を構へ、衣服・食物等を備へ置き、往來の僧侶に施し、以て白菊が離苦得脱の資とせしが、世人之を稱して宿接待といひ、其名遠近に聞ゆ。一條三位京に在て遙に之を聞き、長者の志を愍み、土地百町歩を寄附して長く接待料に充てしめ、寺を命じて平田寺と名けしむ。後この寺相良に移るに及びて、漸く衰廢に属したれども、寺跡は未だ滅するに至らず。蓋し今の久延寺は之を再興したる後の名なり。

後宇多院の御宇、弘安年中、遠州小夜中山に鶴神鳥とも、また又の雉子ともいふ化鳥住みて、近里遠境の人民をなやまし、一度此鳥を見れば病を生じ、あるひは即死するものおとし、往來の旅人、道路たえなんとす、よりにて京都へ訴へ奉り、京都より化鳥退治として三位良政卿、勅命をかむり、長臣橋主計助政一といふ者、召供し、小夜中山へ下向あり、このほとりに愛宕庄司といふ長者あり。此所を假の旅館となされ、かの化鳥を晝夜れらひ給ふに、此鳥神變ふしぎにて、埒をかくしいろいろにすがたを變じ、あるかとすればかきけすごとくに見えず、あるときは美目よき女と化し、道行人とたわむれ、深山幽谷へ引入れ、人を取喰ふ事おびただし、かの庄司が元にて、何方へ飛行あるかと、おん心をくばり年月を送り給ふ、御つれづれの御伽に、庄司がひとり娘、白菊といへるは、元來中山觀世音菩薩のもふし子にて、容顏美麗にして、かすみの中の花うつくしく、水中のふよういろゆかしく、千束の文も袖にもれいつしかなれそめまいらせ、かいろう同穴の深き處にしとぞなりにける、ある日の夕暮、化鳥空を飛行して無間山の頂上にやどりけり。之を見届け、無間山に竹の簾をかけて、急ぎ狩裝束を召されつつ、郎等主計助をとまひ、かのすだれの中より、暮目鎗矢をもつて射とめ、近寄て御覽あるに、かたちは雉子にて羽翼はことごとく又なり、眼は正しく明星の如く、其おそろしき事いふばかりなし、此よし京都へ申上奉らんと、直にほつそく有り、跡に白菊姫はほうぜんと三位卿の御跡をしたひ、申たきにはいまだ二八にたらぬ女の身、とやせんかくやと、戀したひ月日を送くる其うちに、親のゆるさぬ懐胎となり

しかば、しよせんながらへていられじと、無間山のながれて龍宮へ通りし櫻ヶ淵といふ淵あり、此所にて我が容儀しづめんと、袖や袂へ石を入れ水中へ飛入りける。其時の石成長ありて、今菊石、龜石、櫻ヶ淵、長者やしきというて、中山の邊大鹿といふ所に有り、其の後三位卿下向ありて、此所にて病死せられ、今菊川の里に墓所あるなり。(小夜中山化鳥退治由來)

一説に、又の雉子は、逆徒の首領の名なり。佐益中山に據て暴威を逞うし、行旅を劫し官物を奪ふなど、亂暴狼籍甚だしければ、傍近の里民生を安ぜざること、恰も白刃に接するが如くなりきと。(掛川志稿)

平田寺記に曰く、先是、弘安元年春、遠江國小夜中山、有怪物居焉、時呼云魔障、遠近惶怖、往來阻絶、因達天聽、於是、僉議差上杉一條三位憲藤公、討之公從家臣日野甚八者一人、而降遠江、徑入彼山中、居留三日、而魔障不現、入夜則有一星如車輪大者、復有星千餘許、燦亂山谷、其聲轟轟、遠聞、恰如宿鳥群飛、而還所棲於他云云。三位歸洛之日、具以射倒怪物奏、帝情大悅、因賜遠江相良莊、賞其功。云云

又曰く、永仁元癸巳年、三位公、寄附私田八十町、及山林河海等、用充常住供、復營諸伽藍、悉皆落成、凡禪林所有法器、無不備置之、復慮當山法幢滋盛、縉徒多集、萬世不遺四事、欲達叡聞、未幾、臥病不果、所蘊、是故、來春三月、遣師並令子上洛、四月達于京師、令子以父三位之志願、具奏于朝、有旨則賜免稅綸旨、師則入謝天恩、帝亦素聞師名、時有詔問、如何是上人境、師奏對云、山吸長江、院跨平田、皇情大悅、時永仁四年五月十三日也、自是、號吸江山云云、綸旨存于今也、同年九月十四日、公病尤篤、即囑令子曰、吾歿後以平田院事、永無有空疎、言了無別遺囑、安然

事蹟

刃の雉子  
の一説

東國名媛志



而逝矣、號道場院殿一條黃門覺公大禪定門一妻亦剃髮、謂妙円大姉云云

駿河權守  
新光寺  
篠原村  
高家村  
鬼岩寺

六年三月、平經親駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ○此歳、橘朝臣光政伊豆國桑原山新光寺を再興す。(豆州志稿) ○當時遠江國篠原新神戸、大墓御園を、大神宮の社家に属せしむ、篠原・大墓共に敷智郡に在りて、篠原は後の篠原村、大墓は後の高塚村をいふ。○駿河國楞嚴山鬼岩寺の住僧良觀、二重寶塔を建立し、大藏經を書寫して、これを塔中に納む。

【後伏見天皇】 永仁六年七月受禪、十月即位。

永仁七年四月廿五日、正安と改元あり。

一山伊豆  
に謫せら  
る  
歸一寺

正安元年、鎌倉執權北條貞時、宋僧一寧を伊豆國に編管す。一寧伊豆に到り、廬を船田村に營みて此に住す。今の萬法山歸一寺是なり。一寧はここに謫居すること暫くにして、又修禪寺に移り寓す。(元亨釋書・濟北集) 一寧は一山と號し、宋の台州胡氏の子なり。幼にして郡の鴻福寺融無等の席下に投じ、久しからずして去て律を應眞に聽き、台を延慶に學び、已にして義學を嫌ひ、天童に上て疑を堂頭敬簡翁に質すなど、奉事すること凡そ四師、北元の宋を革むるに及び、法を祖印寺に闡き、香供して頑極を識る。居ること十年、去年我が商船のたまたま明の境に到るを見、此に乗じて來れるなり。

初め辛巳の夏、元國の樓船我が西鄙を偵ひ、神靈の力を戮するに遇ひ、風波の爲に破蕩せられしが、元主の泰心尙ほ止まず、奇謀百計到らざるなきに、偶、我が民心の浮屠に郷ふを聞く折しも、我が商船の明州に到るを見、寧を諭し來て我を藩撫せしむ。寧逼られて拒む能はず、己むを得ず船に駕して太宰府に著す。是

れ正に今年正安元年の事なり。

元史外夷傳云、成宗大德二年、速答兒乞用兵日本、帝曰今非其時、朕徐思之、三年、遣僧寧一山者附商船往使云云

貞時之を聞きて激怒し、遂に之を伊豆に配せしなり。(元亨釋書・豆州志稿) 然れども貞時もと祖道を重ずれば、此冬延いて巨福の席に主たらしめ、尋で又圓覺・淨智等に移し、虐待するには至らざりき。後建治太上皇、寧の徳望を聞召し、屢、召見んとの叡慮あらせ給ひければ、寧は遂に正和二年秋上洛して寺に入りたり。此に於て上皇山に幸して寧を召し、親しく道を問はせ給へりしこともありしが、其後文保元年十月寧疾に寢するや、上皇また時時その病を問はせ給ひしかば、廿五日表を上りて辭を告げ奉り、又偈を書して衆に示し別を告げて曰く

横行一世 佛祖吞氣 箭已離絃 虚空落地

と、乃ち奄然として化す。年七十一、上皇之を聞き、特に寢室に幸して嗟動し給ひ。因て宸奎を蘸して、國師の號を贈らせ給へりといふ。(元亨釋書・本朝高僧傳) ○此頃、遠江國初倉莊を以て、後宇多上皇の御領とせらる。初倉は榛原郡に在りて、驛家の在る所なり。二年二月二十四日、天皇勅を降し、遠江國榛原郡吉祥山能滿寺をして、寶祚の長久を祈らしめ給ふ。時に能滿寺主を定門上人といふ。

吉祥山能滿福智禪寺者、先帝御時、草創之刻、被降勅額上者、彌令專佛法紹隆、宜可奉祈寶祚長久者依天氣執達如件。

事蹟

初倉莊  
能滿寺勅  
願寺とな



正安二年二月廿四日

右中辨光成列

定門上人禪室

能滿寺蘇鐵

能滿寺は、片岡庄に在りて、郡中屈指の大寺なり。境内の大蘇鐵は、古より其名高く、今見る所によれば、東西三間半、南北五間の地を蔽ひ、高は殆んど二丈に達し、根の周圍凡そ二間余もあるべく、枝條は凡そ四十余に分れ、大なるものは、太さ八尺、長さ二丈にあまるといふ。傳云ふ、此の蘇鐵は、昔陰陽博士安倍晴明の鉢植にしたるを寄附せしものなりしが、後世慶長の頃、徳川家康駿府より來て之を見、切に望んで之を求め、住吉濱より船積して、清水港に廻し、駿府城内に移植せしが、毎夜能滿寺へ還らん還らんと泣きたれば、再び此に送還せりとぞ。(寺傳) ○四月、駿河權守平經親罷む。(大日本史)

駿河守

【後二條天皇】 正安三年正月受禪、三月即位。

遠駿の守介

正安三年三月、藤原基澄は駿河權介に、藤原保藤は遠江權守に任ぜらる。(大日本史) ○八月、北條宗方駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○此歲、日蓮宗の僧法印日尊といふ者あり。豆州中大見郷城ヶ平に一寺を創建し、山を東光と號し、寺を實成と稱す。日尊は奥州の人にして、元は天台宗の僧なり、弘安六年八月十三日奥州三迫の地頭佐佐氏に於て、日蓮派日目の説法を聞き、大に感ずる所あり、即て請うて弟子となり。同じき七年五月、身延山に登り、十月十三日、日蓮の三回忌日始めて身延山別當日興に面し、以後、常に其教を受けて怠らず、正安元年より、延慶三年に至る、凡そ十二年の間布教し、四方に奔走して、席暖まるに違あらず、西は藝石雲より、東は奥州外ヶ濱に至るまで、足跡印せざる所なく、伽藍を創むこと實に三十六ヶ寺

の多きに至れり。實成寺も亦其一にして、其の創建の正安三年は、關東弘法の始なりきとぞ。◇四年十一月廿一日、乾元と改元あり。

岡部郷

◇乾元元年十二月一日、遠江國岡部郷を新宮領に寄附せらる。

遠江國濱松庄内岡部郷、如<sup>レ</sup>元所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>寄<sup>ニ</sup>附<sup>ニ</sup>新宮領<sup>一</sup>也。

乾元元年十二月一日

大藏卿印

賀茂神社主館

賀茂神社  
忍阿碑を  
建つ  
奈古谷村

此の新宮領に神社あり、加茂神社といふ。後世敷智郡入野村に鎮座せるもの是なり。(遠江風土記傳) ◇二年二月十五日、僧忍阿といふ者あり、伊豆國南奈古谷村に、碑を建て佛像を刻す。像は地藏尊にして、今蛇石の傍に斷碑となつて存するもの是なり。碑陰の文字、多くは磨滅したれども、亦讀み得るもの無きにもあらず。

乾元二年二月十五日、沙彌忍阿造石像、藤原宣經等。

則ち此等は讀むべき文字なり。但し忍阿の何人なるかは未だ知るべからざるなり。(豆州志稿) ○八月五日、嘉元と改元あり。

佐野行長  
死  
海寺長改

◇嘉元元年八月十日、駿河國止駄郡伊太村の士、佐野宇平行長死す。法名を成山良忠といふ。佐野源左衛門常世の孫にして、常行の子なり。(掛川志稿) ◇二年三月廿八日、法華宗の僧日位、駿河國海長寺を中興し、自から開山となり、日蓮宗に改む。寺は有渡郡村松村に在り。もと慈覺大師の開起にて、天台宗の靈場

事蹟



八角鐵燈籠 なりしが、中世に及び衰廢したるなり。此寺に八角の鐵燈籠あり、鐵網の表に透し文字あり、峨岳寺・天福元年癸巳といふ。○六月、北條時範遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◆三年正月、菅原在輔駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ○五月、駿河守北條宗方誅せらる。初め北條時村の執權連署となるや、宗方之と權を争ひ、征夷大將軍久明親王の命を矯め、時村及び師時を殺し、己之に代らんと欲し、大に謀る所ありしに、時村の覺るところとなり、却て時村の爲に殺されんとせしかば、先づ發して時村を殺す。因て又師時を殺さんとす。貞時聞て大に怒り、小佛宣時の子宗直を遣はし、直に到て宗方を誅せしむ。○此歲、駿河國安養寺、寺號を改めて海藏寺と稱し、天台宗を改めて時宗となす。此頃時宗の僧眞教上人といふ者あり、諸國を巡行して駿河に到りしに、安養寺の住僧觀海律師といふ者、其説を聽きて其の徳を慕ひ、請うて自から其の徒弟となり、名を覺阿彌陀佛と改め、遂に寺號を改め宗旨を更ふるに至りしなり。此寺もと海中より出現せる地藏尊を安置して本尊とせるが、是れ海藏寺の號の起る所以にして、山號を寶城山といふ。止駄郡小川村に在り。

寶城山海藏寺

深谷山青龍院廢

伊豆大椽伊豆海嘯大澤山龍淵寺

安養山法藏寺

○遠江國城飼郡下平川村青龍院廢絶す。此寺もと眞言宗の僧賢仲坊の創むる所にして、其の深谷に在るを以て、山號をも深谷山と稱せしが、此に至つて代を重ねること八世、遂に廢寺となる。(遠江風土記傳) ◆四年三月、春道花季伊豆大椽に任ぜらる。(大日本史) ○伊豆國海波立ち、浮ヶ原の龍淵寺は激流の爲に流歿せり。されば明年土人相議し、中瀬村に再建し、舊稱に因て、大澤山龍淵寺と號す。(豆州志稿) ○十二月十四日、徳治と改元あり。

◆徳治二年四月十五日、遠江國周智郡下村、安養山法藏寺開山直阿彌陀佛寂す。此寺時宗なり。(掛川志稿)

遠江守卒妙法華寺

○八月、遠江守北條時範卒す。(大日本史) ○風間信昭といふ者あり、伽藍を玉澤村に營み、妙法華寺と號し、法華宗の僧日昭を主とす。

(大正八年八月十六日脱稿)

【花園天皇】 徳治三年八月踐祚、十一月即位。

見附驛天神社祭典

徳治三年八月十日、遠州磐田郡見附驛天神社に神事あり、參拜の人境内に群聚せり。天神社は古より呼びて比佐麻利神と稱し、神領三十八町を有しければ、神事も亦盛大なるものなりしが、この神事も亦比佐麻利祭と呼べりとか。或曰く、比佐麻利は比會麻波里の轉訛かと。凡そ此社神事の月に入るや、初二日の夜、神主の清めに清めし眞榊を取り、驛中の所所に立置き、驛中の人人は威な慎を加へ、穢を避け淨を極めて尙ほ及ばざるを恐る。故に婦人もし月經にあたる者あるときは、之を他所に送りて祭典の終るまでは歸らしめず。若又父母兄弟若くは親戚の者たりとも、死者あるときは其穢の輕重を問はず、同じく他所に遣はし、決して此地に在るを許さざるなり。而して神事は夜丑刻を待ちて擧ぐるを例とせるが、此時に至れば一宿悉く燈火を滅し人聲を禁じ、犬猫の屬に至るまで追却して、一頭をも残すを容さず。然る後神輿は宮を出立たせ、總社なる宮小路の淡海國玉神社に行幸せさせ給ふなり、凡そ此の氏子は、此の神事に先だち、七日以内に濱垢離と稱して荒濱に至り、海水に浴して其身を淨め、やがて祭日に至れば、裸體に腰蓑を着け、各町順次に拜殿に參集し、務めて激烈に跳舞を爲し、以て神輿出御の時刻を待つを例とす。蓋し跳舞に怠慢あれば、神輿重くして擧ぐる能はざればなり。已にして時至れば一刻の伸縮をも許さず、暴風暴雨も避くるを得ず、烏帽子白衣の神主ひとり先づ神輿を守護して徐徐と進めば、裸體腰蓑の一群は、幾千人ともなく之に附隨し、

裸祭

事蹟



無言のまま一點の燈もなき闇を破り、肅肅として總社に送り往くなり。而して此時もし苟も祭禮の式に違ふ者あれば、立どころに神罰を蒙ると傳へ來つれば、たとひ闇中人知らずとも、誰あつて恐れ慎まざる者はあらずといふ。斯て夜明けて十一日に至りぬれば、神輿はまた總社を發し、町内を巡幸するに、氏子の輩は皆な正服を着し、神寶・弓矢・楯鉾・太刀・玉串を奉持し、いと嚴に供奉し、徧く町内を巡幸し畢つて本社に還り入るなり。是れ年年の例なりとす。(由緒書)

裸踊は、山城國法界寺藥師堂にも、毎年正月十六日の夜行はるといふ。法界寺は醍醐の南なる日野といふ所にありて、傳教大師比叡山延歷寺建立のまき、日野家宗勅使たりしが、其の悦に金銅の藥師佛を贈れることあり。時に日野は家宗の所領たるゆゑに、此に法界寺を建立し、此に佛を安置し、諸堂を全備せしといふ、由緒ある處なり。後世兵火に罹るも雖も、尙ほ阿彌陀堂のみは存して、古をたふにあまりある堂形を有せるが、此堂にては毎年の例として、正月十六日佛會を行ふなり。此の佛會の後、里人等あまた参りつどひて、いと餘寒なるに、あか裸に白き幘鼻褌ばかりして、數百人堂の縁に出て、何事やらん誦ひ踊ることなり。他所よりも、産婦の乳汁を祈りて願みつれば、其かへりもうしに、此の里人をやとひて踊るもあり。踊はてて牛王てふものを、寺僧の手して廣庭に投出せば、我劣らじと拾ふことなり。云云、此法會備前西大寺にもあり。(奇遊談)

## 人身御供

何時の頃より行はれたるものか、其の起原は詳かならざれども、此宮の祭典に人身御供といふこと行はれたり。そは容貌美麗の少女を以て、此神の犠牲に備ふることにて、遠き昔よりの典禮となりて、若し之を怠るときは忽ち罰を蒙り、如何なる災害を被るも知るべからずと言傳ふれば、歎き悲むなかにも之を疎にはする能はざりき。而して之を備ふるにも亦例あり、荒海の濱垢離を終へて歸り、氏子一般清淨となりたる七日

の眞夜中、何時とはなく白羽の征矢の一筋、何處よりともなく飛び來て、一家の棟に立つことあれば、爰に其家の女の神意に適ふを知り、之を十日の祭の夜、神に供ふるものにして、其方法は、少女を端正優雅に装ひなし、白木作りの櫃の中に端坐せしめ、十日の夜の月の入るを待ちとり、一點の燈火もなき烏羽玉の闇の中を、數多して昇ぎ到り、之を神前に供し、齊しく鯨波をあげ、後をも見ず走り歸るなり。此時神輿は已に御旅所に向つて渡御あり、参詣人は皆な神輿に供奉して出立つなれば、櫃送人の歸りたる後の社内は、閑として人氣なく、寂寞なんといふばかりなければ、やがては唯闇に誇る怪神の心のままなるべきか。

然るにある年の祭の時、諸國遍歴の六十六部といふ者あり、此驛に至り、奇しき祭祀の様を見、怪しき御供の説を聞き、怖き物見たさの好奇心に驅られ、密に櫃送りの人に尾して往き、社内隅に潜みて残居り、後の趣如何にと息をひそめて窺ひけるを、怪神は知る由もなく、例の如く時を計りて舞踏しついで來り、謡うて曰く、「信濃の國の悉平太郎に知らすな」と。聽て謡ひ終るや、兩手を櫃にかけて打毀ち、少女を捉へて曳き出だししが、此間社内は揺り動き、草木は鳴り響き、見居る六十六部も身戦き毛豎ち、魂魄天外に飛びて、暫くは我彼の別だに知らざりける。さるにても奇しきことを聞くものかと思ひつれば、足をそらに吾をわすれて馳せ歸り、甲乙人を訪づれて、見聞きし様を落ちもなく語り告げ、さて議りけらく、悉平太郎の何物たるは知らざれども、彼特に悉平太郎に知らすなといふを見れば、彼は痛く悉平太郎を怖るるに似たり、彼を制するには悉平太郎の力を假る外あるべからず。何は免まれ吾は幸ひ廻國の身なれば、是より信濃國に赴き、謂ゆる悉平太郎といふ者を尋ね求むべきなりといふを、町人等大に喜び懇に頼みければ、六十六

## 悉平太郎



部亦喜び、吾必ず之を求めあてんといひて、翌日早く出で行きけり。

六十六部は信州に至て後、山を越え谷に入り、苟も人住む里には至らぬ隈なく経廻りて、傍ら悉平太郎の名を聞かばやと心を碎けども、曾てさる名を呼ぶ者もなければ、ほとほと望絶えて他國へ移らんと思ひなりぬる折しも、はしなく駒ヶ嶽の麓なる籠ヶ澤の光前寺に至りけるに、偶、寺僧の犬を見て悉平太郎と呼ぶ者あるを見たりけり、六十六部は之を聞きて且つ驚き且つ喜び、直ちに寺を音づれ住職に就きて事の由を悉しく物語り、且つ懇に之を借りんと請ひける。住職は始終を聽終り、強ちに拒むこともせで、快く貸し與へられたれば、六十六部は大に歡び、直に悉平太郎を曳きて見附に還り、之を甲乙人に告ぐるに、宿中學つて歡喜ぶこと限りなく、次ぎの祭りには必ず此犬の力を借りんとて、是より日日美味を與へて悉平太郎を愛養しける。

光陰は流るる水の如く、早くも次年の祭典とはなりぬ。白羽の征矢も例の如く立ちぬ。例の如く白木の櫃も作りぬ。例の如く白木の櫃は作りたれど、唯例ならぬは、内なる鮮妍たる少女の、猛烈なる老犬と變りたるのみ。斯くて其の時刻ともなりぬれば、例の如く櫃を捧げて神前に納め、例の如く後をも顧みず歸りければ、社中も例の如く靜まりかへつて、拜殿には凄氣充滿ちける、怪神も亦例の如く踊り出で、例の如く悉平太郎を誂ひつつ、例の如く櫃を廻ること三度、聽て荒々しくも櫃の蓋を取放ち、中なる少女を掻き出さんずる一刹那、悉平太郎は憤然として躍り出で、咆哮飛躍して噬付くものか、怪神は意外の事に狼狽へながらも防ぎ戦ひ、良久しく激闘したる後、敵し難くや思ひけん、拜殿の奥へ逃入るを、悉平太郎は逃さじと後を慕

悉平太郎  
數説

つて走り入り、此處にも又霎時物音は凄まじかりけれども、稍あつて靜まりゆく、尋て數多人馳せ到り、奥に駈入て見れば、犬は傷き怪物は斃れ居たり。因て犬をば厚く保護し、怪物の屍を曳きて外に出で、人人集て檢するに、怪物は年経たる老狸にして、利牙角眼甚だ懼るべき様なりき。是より見附の宿また人身御供の憂なし、是れ併しながら犬の功なり、町民は産土神の恩に同じとて、神社の傍に宮を建てて山神と稱し、八月十日日本社と同じく祭祀を營み、長く恒例となし、また信州光前寺へは、謝禮報恩のしるしとして、此宮の社僧一實坊といふ者、自から大般若經六百卷を手寫せしが、後正和五年に至て寄贈せり。傳聞く此の大般若經六百卷は、今も光前寺寶庫に存して一の缺本なしと。(光前寺記) 猛犬悉平太郎につきて數説あり。(由緒書、信州籠ヶ鼻光前寺記)

名稱 光前寺にては早太郎と稱す。また方太郎ともいふ。(都の錦)

生死 見附にては、犬も負傷して片息となり、遂に傷を病みて此地に死すといふ。(社傳)

光前寺にては、無事に歸り來り、寺にて死すと云ひ傳ふ。(寺記)

墓地 周智郡秋葉街道領家村附近に一墳墓あり、土人傳へて悉平太郎の墓といふ。(土地傳説)

引佐郡久留米木村に犬宮といふあり、悉平太郎を祀る所となす。口碑に、悉平太郎見附にて老狸の怪を退治し、重傷を負ひながらも故郷を戀ひ、走り歸る途遂に此地に死すといふ。久留米木は阿多古谷觀音山の麓に在り。而して犬宮は其の頂上にあり。(土地傳説)

靈犬墓地は光前寺本堂の南に在り。其の當時築きしものと傳へられ、小塚の上に墓標あり。高二尺七寸、土人靈犬を信仰すること深く、今も墓前常に旗劍等の供物を斷たず。(光前寺記)

○十月九日、延慶と改元あり。

事蹟



高源山西  
福寺  
一遍上人  
略傳

◇延慶二年、僧通天といふ者あり、堂宇を伊豆國三嶋に建立し、高源山西福寺と稱し、以て自から住す。通天は僧一遍の徒弟なり。(豆州志稿) 一遍は河野氏、父を通廣といひ、母は北條氏なり。十五歳にして僧となり、縁教律師の弟子となりて、名を隨縁と稱し、後また智真と改む。臺教を慈眼に學ぶこと十二年、淨教を聖達に學ぶこと十一年、建治元年十二月、紀州本宮に百日の參籠を爲し、誓て曰く、我一切衆生を度せんがため、融通念佛を勸進す、此教佛意に違はず神慮に背かずば示現を賜へと。時に神あり、要偈を授けて曰く、

一遍法十界依正、一遍體萬行離念、一遍證人中上妙好華。

時宗

池田郷

と。是に於て名を一遍と改め、神勅に任せて本願念佛の金札を荷ひ、諸國を遊行し、貴賤道俗を勸化す。是より世人尊びて遊行上人と稱し、其の宗旨を信する者多し。之を時宗といふ。通天は即ち其の法系を受けし者なり。當時我が嶽南の土庶人等これを信する者多く、新に寺を創むる者あり、舊宗旨を捨てて此の時宗に歸する者も亦少なからず。因て此に其の宗祖の略歴を敘す。◇三年正月十九日、鎌倉執權北條貞時、駿河國池田郷を鎌倉鶴岡八幡宮に寄進す。池田郷は有渡郡に在て、古昔は公穀六百束、假粟二百丸の地なれども、後世此郷名廢せり。(駿河風土記) ○此月、沙彌如蓮といふ者あり、遠州榛原郡相良庄平田村平田寺に、石造の多寶塔二基を立つ。銘に延慶三年<sub>庚戌</sub>正月日、願主沙彌如蓮といふ。(掛川志稿) 蓋し一條三位憲藤と白菊姫との墓にして二基並びて門前の小高き所にあり。

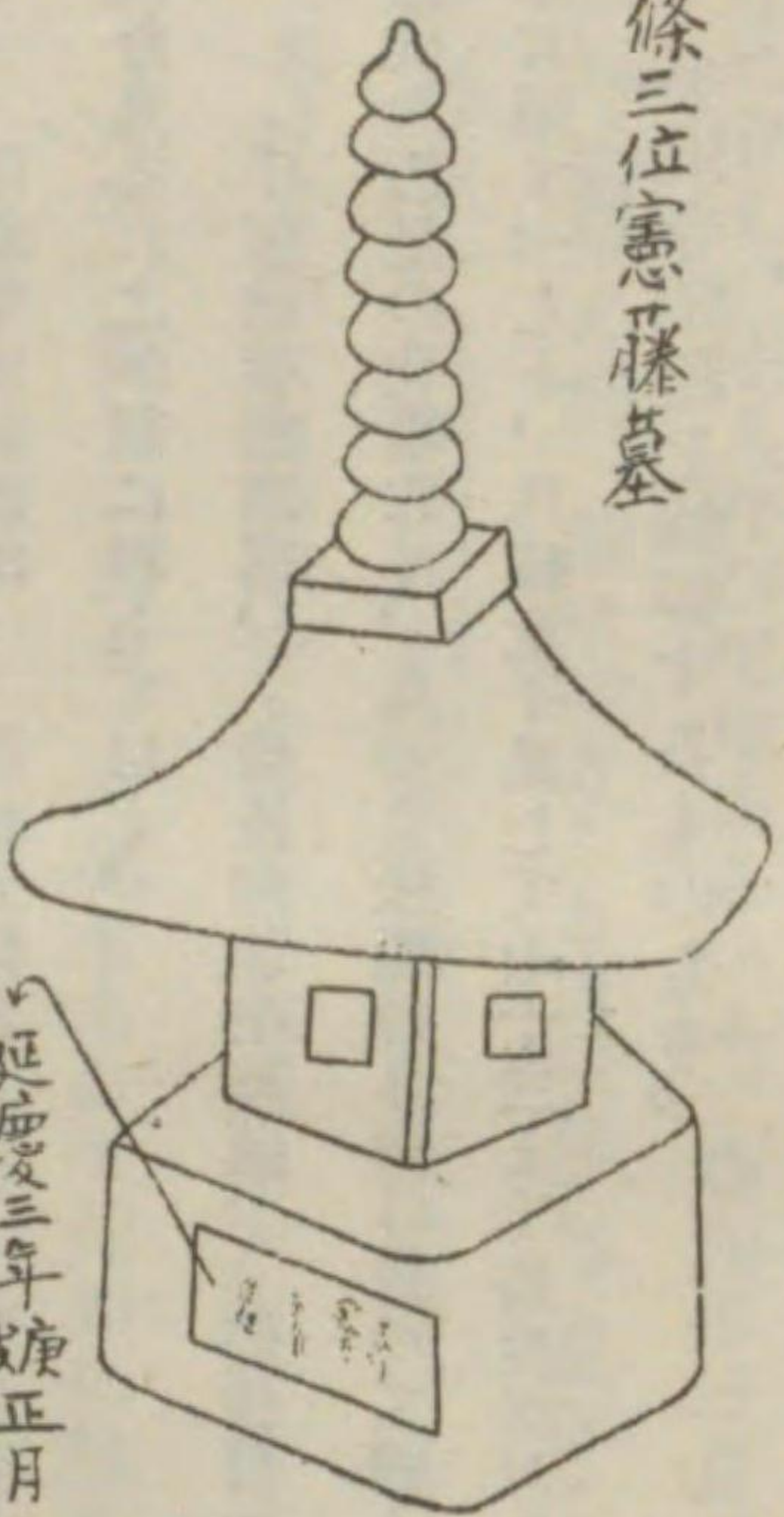
平田寺の  
多寶塔

一條三位の佐夜中山に、怪鳥を退治したること及び、白菊の其妻となり、其腹に月輪童子を産みたること

は、已に記したるが如くなれども、平田寺に傳ふる所は、また多少の違ひなきにあらず。

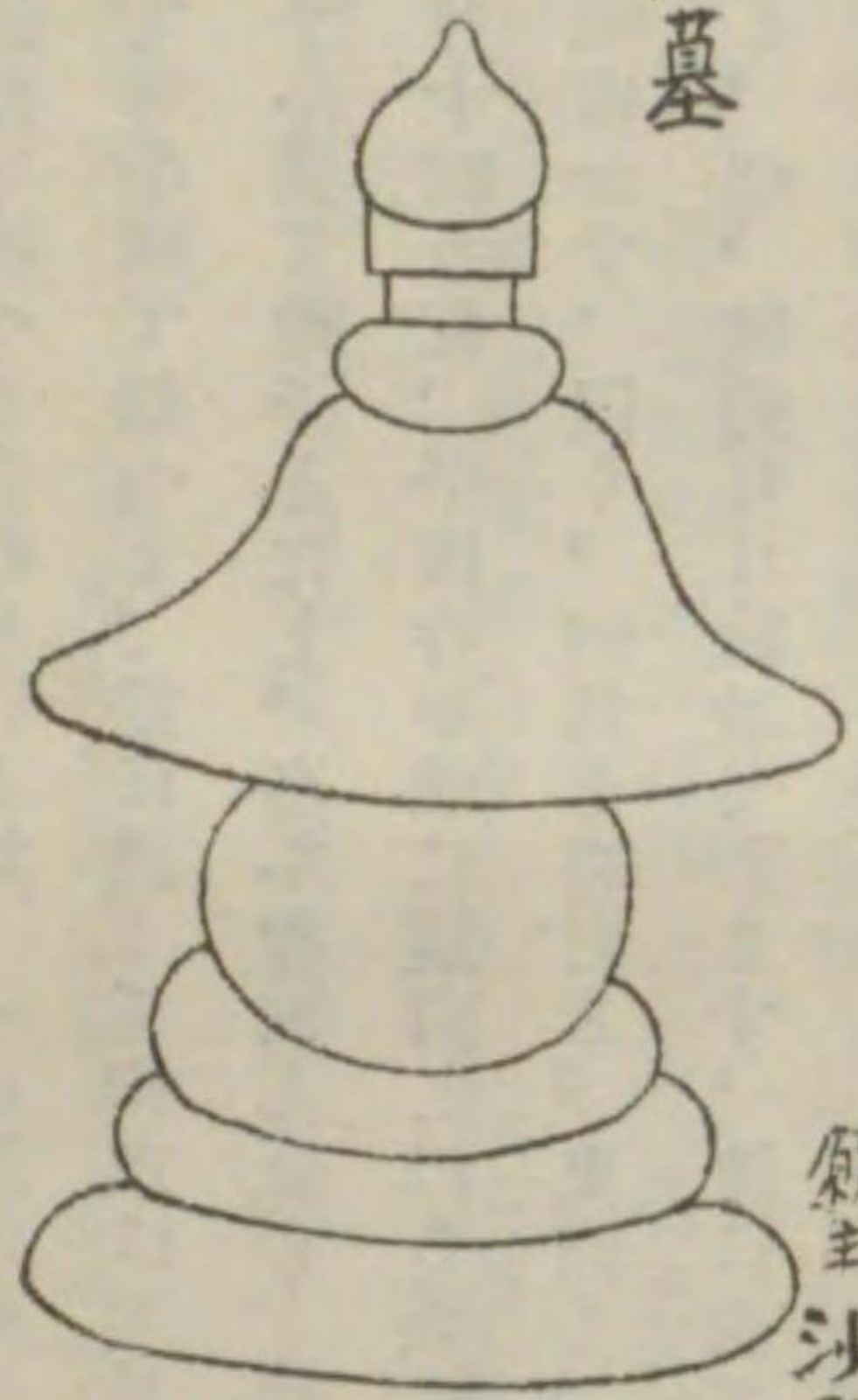
上杉一條三位憲藤は、怪鳥退治の勅命を蒙り、家臣日野甚八を召連れ、同勢三人にて、菊川に至りて滞留し、日日山に入て、怪鳥を尋ぬる程に、菊川奥の谷にて、愛宕庄司に逢ひ、問ひつ問はれつ、互に故由語りあひて後、三位は庄司に誘はれ、其家に至りて宿し、其女白菊を寵し、白菊の琴の音に聞き入りしが、怪鳥をば過たず射するに、射られたる

一條三位憲藤墓



延慶三年<sub>庚戌</sub>正月日  
願主沙彌如蓮

白菊姫墓



怪鳥は粟ヶ嶽に落ちて死にける。因て三位は甚八を從へ粟ヶ嶽に至り見るに、首は蛇、尾は孔雀、眼は鈴、翼は劍の如く、長さ一丈に餘り、世に稀なる怪鳥なれば、且つ驚き且つ悦び、今は大命を果しつればとて、長く心を盡して仕へたる百十八歳の老人庄司と、親み深き白菊とに心は遣れども、訣れて歸りぬ。白菊は三位の去るとき、已に身ごもりありけるが、いつしか父に見あらはされて責めらるるを、流石に三位卿とも告げがたく、進退谷まりければ、豫れて訣れるとき、卿よりかたみにとて賜はりて、持たりつる閻浮壇金の觀音菩薩の像を懷き出でて、白糸瀧に身を投げけるが、彼の觀音の化身なる、僧に救はれ乞食となりて、卿を慕うて京に上る途、近江の月輪池の邊りに宿りたる夜、男子を産みて、月輪童子とぞ名ける、折しも三位卿は怪鳥退治の功により、遠州相良の庄を賜はり、遠州へ下る途、此邊を通られけるに、白菊の自ら名告り出づるにあひ、母子を携へ下りて、中村に逗留せられけり。

事蹟



愛宕庄司は、禪にたけたる人なりけるが、白菊の家出したるまま還らば、死したるものとして、其の冥福を祈るが爲に、中山往來の側に小屋を建て、茶を煎じて行交ふ人に施しが、人は之を接待茶屋とぞ申しける、庄司は尚ほ善き人を得て、伽藍を建つる志ありけるが、一日僧の來て憩ふを見て、問答を試みしに優れたる宿徳の僧にてぞありける。因て止まりて寺を建て給へと、懇に誘うて相良に至り、一寺を建立し平田寺といふ、僧の名は龍峰・平田寺の開山となり、月輪童子を養て弟子となし、名を智玄と命じ、後空叟と改む、是れ平田寺二世の住職なり。智玄に就て逸話あり、正應三年八月十四日夜、平田寺中俄に震動しける程に、青き鬼あり、火車を引來つて、門前及び木屋の木に繋ぎて突立ちける、龍峰愕かず、曰く、何爲ぞ來たる。鬼曰く、我は司命鬼なり、月輪童子命數極り、死三日を出でず、故に來迎ふ。龍峰曰く、咄、無禮なり我敢て許さず、速に去て再び來るべからず。鬼聽かず、問答數回龍峰法を示して曰く、

司命來示師說法、巍巍坐斷紫金蓮、疑斯這老未機密、果被鬼神窺半邊。

千仞瀧從雲頂落、清淺鯨波生紅蓮、佛法自然妙得脫、都盧凡聖在師邊。

鬼は大乙星の化現なり、鬼去て後龍峰月輪に對つて曰く、汝今年十三才當に七十三まで生くべし、須く毎日延命地藏經を百誦すべしと、月輪童子果して七十三まで長生せりと云ふ。云云

是れ、平田寺縁起を摘要するものなり。

日蓮宗徒  
追却の宣旨

○三月、日蓮宗の僧徒を追却すべき旨、院宣を下さる。先是、伏見天皇の正應・永仁中、數、日蓮宗を禁ぜらると雖も、此宗いよいよ益々盛なるを以て、遂に此の院宣を下させ給ふなり。日蓮の徒は、鼓を打ち題目を唱ふるに、其狀甚だ野鄙なるのみならず、諸宗を誹謗すること、其の宗祖日蓮より傳來の主旨なれば、他宗の憎惡を蒙るも亦故なしとせず。然れども外部の壓抑此の如く強ければ、信徒の凝結いよいよ確く、所

遊行上人  
と勝田越  
前守

謂石法華となりて、其宗の同志を得るに務め、毫も屈する色なかりき。是れ此宗の後れて世に出でしにも拘はらず、巨多の信徒を得て、宗教界の一勢力となりし所以なり。(鹽尻) ○九月、相州藤澤宿遊行寺の二祖上人、熊野に赴くの途、遠州鎌塚宿に至り、勝田越前守の許を訪ひ、十五番の歌合を行ひて去るといふ。越前守は湯日城主にして、深く遊行派の佛法を信じ、證阿彌陀佛と稱せし人なり。湯日城は榛原郡湯日村に存り、城址今に存し、土人呼びて城山といふ。○四年三月、藤原爲藤駿河權守に任ぜらる。(大日本史) ○四月十二日、伊豆・駿河の海、潮水赤きこと血の如し。數日にして故に復す。(大日本史) ○廿八日、應長と改元あり。

駿河權守  
豆駿の海  
水血の如  
し  
蒲庄領主  
金原治時  
妙恩寺

○應長元年、遠州蒲庄領主左近將監金原治時、其の領内橋羽村に一伽藍を創建し、以て法華大法弘通の基とし、名けて長公山妙恩寺といふ。治時は大野政清の子、曾谷入道の弟にして、其先は下總國小金原大宮の別當たりしが、治時に至り、拔擢せられて遠州に移り、遠藤氏の跡を繼ぎ、此の蒲庄二十八ヶ村一萬八千石を領したり。治時は初の名を勝道と稱せしが、遠州に移るに及び、治時と賜はり、左近將監に叙せらる。治時下總國に在る時、深交の法友に忠晴といふ者あり、平賀の郷主たり。日蓮の中山に於て百日の法華講筵を開くや、共に俱に往きて其席に在りしに、開法歡喜の情に堪へず、終に請うて其の弟子となり、法號を淨蓮と賜はり、法橋の位を與へられき。又忠晴に一子あり、幼名を經一磨と呼びしが、日蓮の弟子日朗の弟子となり、日像と改めけり。日蓮死に臨み日像を召して曰く、吾が死後、汝京都に往きて大法の弘通に従へ。京都は王城の地にして、諸法隆盛の巷なれば、汝其れ或は怠る勿れと。日像時に年十四、一たび祖師の遺命を蒙るや、深く銘肝して忘るる能はず、苦學難行至らざるなく、由井濱に至り、極寒の季を撰び、百日の水行

事蹟



妙恩

日如

橋羽松  
松の精

を満じ、以て其の心身を練り、永仁二年終に京師に上り、始めて大法弘通の幡を翻せり。是より折伏愈、務めて法難益、繁く、三たび追放の厄に遇へり。爰に日像の姉に妙恩日如といふ尼あり、亦法華の信者なり。當時下總に在りしが、遂に弟の法難を聞き、憂慮措く能はず、往いて之を援けんと欲し、終に下總を立ちて西上せり。途浦庄に至り、舊交を想うて治時を訪へば、治時大に悦び、厚く之を遇し、因て此に止つて法華弘通に従はんことを勧めしが、尼その意を告げて聽かず、歸途を約して去る。其後逆化弘通の效見え、尼再び東歸するや、此に其筇を止む。治時乃ち新庵を結びて居らしむ。其意に以謂らく、己獨り弘法に務むと雖も、誹謗の多き信仰の少なき地に在ては、専ら之に當るものあるの勝るに若かさるに、尼の來たるは幸なり、長く留めて己を助けしめんと、折しも日像も京都弘通の功稍成り、先に鎌倉に下り、其狀を日朗に報じ、再び歸洛の途、姉の此國に在るを聞き、其庵室を訪ひければ、治時又大に悦び、請うて法華經の講を聞くこと數日、是より歸服する者漸く多きを加へたり。此に於て治時の信仰益、固く彌、篤く、其の講述を長く存せんと欲し、己の館を捨てて寺となす。妙恩寺は即ち是なり。因て日像を開山とし、妙恩を二祖となす。今大正の世に在ても、妙恩寺の南町餘の畠中に、古松の蒼鬱として枝を垂るるものあるを見るが、是れ六百餘年前に在て、此の治時の庭中に植ゑたるものなりといふ。而して此松に就ては、また一の傳説あり。

某の年の春、雨悄悄たる夕、一人の瘠衰へたる旅僧あり、疲れたる足を引きつつ、此松の根に辿り著きたり。年六十餘と見ゆるが、身には破れたる法衣を纏ひ、手には小き鉦鼓を持ち、松の根に立ちて見上げ見下し、さめざめと泣き入る狀は、寔に今昔の感に堪へざる者の如くにも見えしか。此僧急に去らんとせす、數日數夜尻を松根に据ゑ、靜に瞑目して鉦を打ち、唯法華經を讀誦するのみ。郷人之を見て妙恩寺に告ぐれば、住僧驚き至て其由を質し、且つ寺に至て

休息せよと勸むれども聽かず。強ひて勸むれば其の厚意を謝するのみにて、背て寺に至らんとはせず。曰く納少しく思ふ所あつて此に居るなり、暫く捨てて心を勞し給ふべからずと、經を誦すること復た元の如し。住僧止むを得ずして還り、其後は唯時に食を贈りたるのみ。既に二十日餘を経れども、尙ほ他に往かんとはせず、雨の朝風の夕も誦經怠らず、終に松根に死してけり、仍て其骸を收めて妙恩寺に葬りしが、人その故を知る者なし。其後も春風秋雨もの淋しき夜には、消ゆるが如き鉦の音と、絶ゆるが如き讀經の聲と相和して、此松の根より響き來るといふ。又此松の枝を折る時は、鮮血滴滴として下るを見るといふ。或曰、彼僧は、昔老松の下に、法橋左近將監の甲冑を埋めれば、其精の世に出でんが爲め、形を人に現はして經を誦したるならんと。

妙恩寺は遠州日蓮宗最初の寺にして、身延山末寺の第一位を占め、末寺八百餘寺ありといふ。◇二年三月廿日、正和と改元あり。

駿豆の海  
水血の如  
し  
里程法

◇正和元年四月十二日、相摸の海、潮水變じて赤色となり、西は豆・駿より、東は武・總に至るまで、沿海凡そ三百餘里に亘れり。凡そ當時の里程を計るに、上道は三十六町を一里とし、東道は六町を一里とす。

(梅園日記) 因云、延寶頃にも、奥州加佐古の海一町許、沖邊遙に紅となり、浪平に悪臭を放つ事ありき。

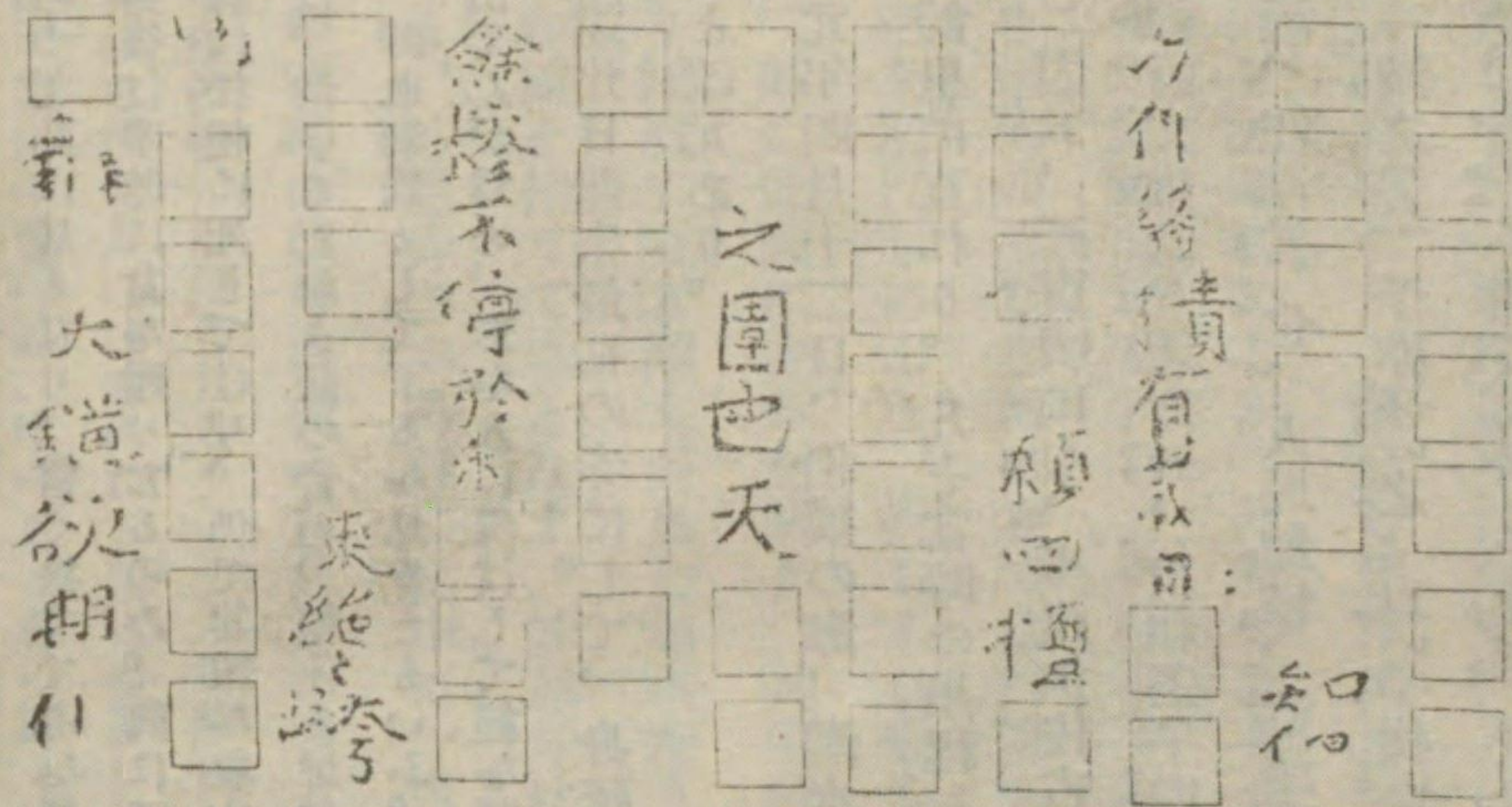
虎關禪師文集云、通衡云、正和壬子四月十二、相之海水變赤、自豆・駿・東・距・武・總、沿海濱三百餘里、朱瀾丹濤、汪洋然也、人民驚怪、望洋咨嗟、予時寓福山、往海濱見之、紅浪浩渺、不見涯涘、無復平時一滴之碧、予亦怪之、以手掬波、熱視之、猶紅粟於漿水、黏如也、滑如也、粒粒如也、亦似魚子羹、殘於鼎底也、予便剖紙包水、其紙雖濕、不破、携歸而呈諸友、或曰、滄溟大變、恐國家之災乎、予曰、玄中記曰、東方有大魚行海者、一日逢魚頭、七日逢魚尾、產則百里水爲血、恐是乎何災之有矣、三日後海復碧、四海無事。云云

事蹟



巨藪山清見寺

駿河國巨藪山清見寺鐘銘



駿河權守  
清見長者

觀音寺金  
鼓

米糠山

武州秩父の人、日尾荊山之を見て曰く、間嘗て譚海を見るに、又一説を載す、云く、伊豆・相摸の大洋に、赤汐といふ物あり、不時に起る。遠くより見れば、海の色赤く、一里ばかりつづきて流る。是は大海の氣のくさりたるが、凝固まりたるなり。諸魚此の赤汐に逢ふときは死ぬる故、磯際浦べたにあひ集ひて、手にとらるるやうにあれども、人をさけて去ることをせず、赤汐のとほりたるあとは、海上に死したる魚、おびただしくかびてあるなりといへり。是れまさしく虎關の記せられたる變と同事にして、其の土人の説にや、何にしても其理ある事と思はる。云云（兼居雜話）

◇二年八月、駿河權守藤原爲藤罷む。○駿河國清見長者、茂畑村觀音寺に金鼓を寄附す。金鼓は俗に鐔口といふ。銘に正和二年淨見長者といふ。長者は横砂村に住したる人にして、其の宅地は、字日屋敷と濁澤との西、今岨の畠といふ所なり。又長者屋敷と濁澤との間に、米糠山といふ山あり、長者が捨てたる米糠の集りて、山と成りしものなりと傳ふ。横砂・茂畑

清見寺鐘

駿河介目

共に駿河國庵原郡高部庄に在り。長者の子孫は相續ぎて、後世永祿年間まで榮えたりといふ。（駿國雜志）

三年、駿河國巨藪山清見寺に鐘を鑄る。鐘銘あれども磨滅多くして讀むべからず、唯提頭なる巨藪山清見寺といふ文字と、末尾なる正和三年甲寅の文字とのみは、鮮明なれども、其他は字體たしかならず。又たとひ辛うじて讀むとも、字句に聯絡を缺けば、意を解する能はず。◇五年正月、和氣幸賢駿河權介に、多治治滿駿河目に任ぜらる。（大日本史）

◇六年二月三日、文保と改元あり。

【後醍醐天皇】 文保二年二月受禪、三月即位。

駿河權守

栖足寺

日興の神  
佛一致説

文保三年三月、藤原清房駿河權守に任ぜらる。（大日本史）

○僧德瓊、伽藍を伊豆國谷津村に創建し、鳳儀山栖足寺と號す。臨濟宗なり。（豆州志稿）

○四月廿八日、元應と改元あり。

○近年日蓮宗の徒等、他宗徒の爲に憎惡せられ、壓迫せらるること最も甚だしく、去る延慶三年三月には、日蓮宗徒追放の宣旨さへ下されしなり。爰に富士本門寺の日興は、其の迫害憎惡を緩うせんと謀りけるにや、此年書を波木井邑主日圓に投じて曰く、

恭しく惟るに、吾が太祖天照皇太神宮は、是れ久しく世尊の應化と成れるなり。然れば則ち皇太神宮の本懷は、亦是れ法華經ならずして何ぞや。吾師上人の恒に神道佛道其揆一なりと言ひしは、其れ之を謂ふか。日本國中、上は王侯より下は庶人に至るまで、威な皇太神宮の遠裔にあらざるはなし。今若し生を末法に稟け、而して本化に戻るの徒は、如來の遺誠に背き、皇太神宮の本懷に違ふなり。云云

と、此の如き口吻を以て庶民を説くものは、獨り日蓮の徒のみにあらず、眞言・天台をはじめ、其他の緇徒



も概ねみな然りとす。借問す、若し汝の説の如く、天照大神も世尊も同一にして、神道佛道其揆一ならば、汝何ぞ殊更に祖先より信仰し來りたる神道を轉じて、佛法に入るや、さるにても斯く解せざれば、我が民族の敬神思想を動かすこと能はざるか。されば益、我が民族の神を敬する信念の篤きを見るべきなり。我が神道の尊きを見るべきなり。

普照寺の  
大般若經

◇元應二年、大中臣友綱金鼓を翁生山普照寺に寄進す。(豆州志稿) ○僧春庵、大般若經三百卷を書して、伊豆國普照寺に寄進す。此經は、後世兵亂の爲めに、五十卷を散佚せしむといふ。(豆州志稿) ◇三年正月、藤井延澤遠江大目に任ぜらる。高階知業駿河介に任ぜらる。(大日本史) ○二月廿三日、元亨と改元あり。

遠江大目  
駿河介

日暮山龍  
明寺

惠日山妙  
昭寺

◇元亨三年、伊豆國宇佐美村日暮山龍明寺、眞言宗を改めて法華宗となし、寺號を惠日山妙昭寺と呼び、僧日昭を以て始祖となす。日昭この年齢已に百四歳なり。日昭より九世日要の時に至るまで、鎌倉幕府より寺田を附せられしが、世亂るるに及び、武人の爲に奪はる。日昭また伊豆國王澤村に於て、經王山妙法華寺を創む。是れ元鎌倉の玉澤に在るを移ししものなるが、鎌倉に於ての創建は、建長五年、或は弘安七年なりといふ。此の法華寺は後漸く巨刹となる。(豆州志稿) ○遠江國城飼郡高松山領の地頭職、城陸奥入道罷め、潮音院替り任す。(遠江風土記傳) ○兒玉四郎大夫といふ者あり、伊豆國長濱村を領す。傳記詳かならざれども、夫妻の石塔二基、同村宮戸に在り。(豆州志稿) ◇四年十二月九日、正中と改元あり。○此歲、僧日華、駿河國富士郡上條に、富士山妙蓮寺を創む。惣門・中門等七伽藍を備へ、同宗富士五山の一に數へらるる大寺なり。此地は元來南條平時元が累代の城址なりしを、日華開拓して梵刹としたるなり。日華は日蓮の弟子

高松山地  
頭

兒玉四郎  
大夫

富士山妙  
蓮寺

日興の高足なり。  
◇正中二年三月、伊豆國三嶋神社大禰宜に、祈禱料若干を宛て賜はる。  
伊豆國那賀郡三嶋大明神本社大禰宜野地之事  
畠一段(大野)、畠一段小柴山(犬の屎づくり)、畠二段(柳澤)、畠一段(おくら山)、畠一段(くら原)、畠三段(牛原山)、畠一段(ひしくら三あけ)、畠南面畠一段だい、禰宜山田頭合野地一町六段だい者、金指孫四郎義良に所<sub>レ</sub>宛行<sub>レ</sub>也、於<sub>レ</sub>御祈禱<sub>レ</sub>者、任<sub>レ</sub>先例<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>狀如<sub>レ</sub>件。

三嶋神社  
祈禱料

石田藤平六平高宗花押 (豆州志稿)

正中貳年三月上旬

山田頭合・金指孫四郎二人は、三嶋神社の神主なり。此書は宮内村伊那上神社に藏す。○德香和尚といふ者あり、駿河國青龍山長樂寺を中興し、中興の開山となる。和尚は號を芝巖と稱し、佛慧禪師靈出道隱和尚の法嗣となり、鎌倉淨智寺に居りしが、長樂寺の衰頹を見て、深く之を悲み、力を盡して中興を計れるなり。寺は益津村に在りて、粉川長樂齋の開基に係り、臨濟宗妙心寺派なり。此寺もと古金欄の切片を藏し、唐玄宗皇帝の袍なりと傳ふ。◇三年四月廿六日、嘉曆と改元あり。

德香和尚

長樂寺中  
興

僧順忍死

◇嘉曆元年八月十日、鎌倉極樂寺主順忍入寂し、分骨を伊豆國牧之郷に埋葬す。順忍は善願上人と號し、加藤判官景康の孫なり。父を加藤五郎といひ、弘安三年十六歳にて僧となり、忍性大徳に隨ひて受具し、別に興正菩薩に値うて公家を受け、德行益、厚く、道義彌、深く、萬人其の顯密の行化に歸せざるはなし。初め伊豆國金剛寺に住し、後極樂寺三代の長老となり、此に至つて端坐して寂滅に入る。此の舍利瓶、明和五年

事蹟

一一一



摩訶耶寺 掘出さる。銘あり讀むべし。○遠江國摩訶耶寺、山門を建て棟簡を置く。其の仁王像は運慶の作なり。此寺は毎年正月七日神事ありて、能舞をなすこと後世まで衰へざれども、此日は郷人も多く參詣し、歌謡を歌ひて神に捧ぐるなど、頗る雜鬧を極むるは常の事なり。歌に曰く、

伊邪也殿原、末都婆也志爾伊奈不與、佐用賀美母、佐用賀表母。

空海の作 佛 平田寺勅願所とな へて寺寶となす。(遠江風土記傳) ◆二年九月廿一日、遠江國相良庄の平田寺を以て勅願所とし、勅命を下させ給ふ。

遠江國相良庄東方内、吸江山平田寺爲ニ御祈願所ト、致ニ無貳之懇誠ト、可レ奉レ祈ニ萬歲之寶算者ト、天氣如レ此、悉レ之以レ狀。

嘉曆二年後九月廿一日

兵部少輔花押

龍峯上人禪庵

(遠江風土記傳・平田寺藏)

吸江山平田寺は、もと佐益中山に在りしを、其地僻遠なりしを以て、接待領の中を撰みて、地を相良にトし移轉したるものなり。乃ち吸江山の山號の如きも、畢竟相良の地形に因りて定めしものといふ。而して龍峯禪師は、此寺移轉の時の住職なれば、相良に於ける平田寺の開山と仰がるるなり。禪師は上杉掃部頭頼重の子、足利高氏の外姪にして、而も高氏の師とする所なりき。

後醍醐天皇關東を謀る

抑も今上皇帝は、大覺寺派の統を受けて即位あらせられし帝なれば、後鳥羽天皇以來の遺志を繼ぎ、隙を

窺つて幕府を倒さんの御志深くあらせられしに、會、執權北條高時昏愚にして、幕政の日に亂るるを見給ひては、歴代の宿憤を晴し給はん御志も、ますます切となり給ひしなり。即ち無禮講を催しては、將士の歡心を結び給ひ、皇子尊雲・尊澄を諸山に座主として、叡山・奈良等の僧徒を統べしめ、又禪師を延きては、法談に託して關東討伐を畫策せさせらるるなど、聖慮を勞し給ふこと唯一二にはあらせられざりしが。茲年春よりは、又中宮懷妊の御祈に託して、宮中に關東調伏の祕法を修せられしこともあり、又藤原俊基をして、特に楞嚴院を誤讀し、慚愧の眞似して門を鎖さし、潛に出でて東西に巡遊し、或は諸國の地理を察し、或は諸豪の用ゐべき者を索めしめ給ひければ、此の勅諭の御祈請も、亦斯る叡慮に基かせ給へる御祈にもあるべきなり。斯く龍峯上人を高氏の外姪なりとせば、高氏が元弘の歸順に、關係あるやも知るべからず。

平田寺僧無慾

遠江國相良に平田寺といふ精舎あり。いつのころの住持にや、いと慈悲ふかき人にして、多くの徒弟を教育する中に、黒法師と異名を取りし惡僧あり。その性人に詔ふことなく、よろづわがままにふるまひけれども、住持は嚴しく戒むることせず、年だに經なげ己より恥ぢて、その行狀は直るべしとて、すなほなる者を、却りてきびしくして、惡僧をば、さほどにもせざりければ、人人の云ひけるは、愛する弟子なるが故に、かばかりの人にも、依怙の心あるべしなどいひしるうち、ある時惡僧は寺を出奔したり。住持はおどろきつつ、人をしてこかしこ求めしむれども、行くへの知れざりければ、人人集まり、何か失せにし物もやあると穿鑿するに、折からに四五日前かた、頼母子講會に取りたる黄金八十兩を、住持の手箱に入おけるが見えざりければ、みなみな打おどろき、扱こそ黒法師がしわざなりとて、大勢手わけして行方を尋ねんとするに、住持とどめて云ひけるは、彼もし金を持って行きたらんには、最早尋ねるに及ばず。われさきに人をして求めしむるは、欠落して旅へ出でなば、さこそ不自由ならめと、路資をもあたへつかばしたくともひしゆふなり。己に八拾兩といふ黄金を持行きなば、さし當りて困りぬることあるまじければ、とかくする中いづ

事蹟



こへか身を寄すべし。此事只ひそかにして、尋ねることあるべからずとて、後は詞にもいださずなりぬ。(雲萍雜志)

駿河大掾

◇三年三月、藤井武有駿河大掾に任ぜらる。(大日本史) ◇四年八月廿八日、元徳と改元あり。

駿河守

◇元徳元年十二月、常葉範貞駿河守に任ぜらる。(大日本史) ◇二年、僧淵黙といふ者あり。伊豆に在り。

僧淵黙曹源寺を再興す

日金山曹源寺の址に就き、堂宇を創建して佛國の道を唱ふ。曹源寺は、往昔賀茂郡伊豆山に在りし寺にて、其の日金山と號するも、伊豆山の地、日金山の麓なるより起りしものなり。昔時は官寺にて、多くの寺田を

僧松嶺

有せしが、時移り物變り、終に廢絶に歸せしを、默翁見て之を歎き、小坂村に移して之を再興す。乃ち今在る所是なり。而して其の舊址も寺山と稱して今に在るなり。狩野川の對岸には大門といふ地ありて、昔の大

慧廣香山寺を再興す

門の迹を存し、村内の小栗には、七堂伽藍の小庫裡の遺址をも存せり。傳聞く、僧松嶺の十二歳にして、伊豆走湯山に登りて兒童となりしは此年なりと。然り而して後世火を失し、悉く舊記を失せしは、寔に惜むべき極みなり。(豆州志稿・證牛集・走湯山記) ○僧慧廣、香山寺を再興して留錫す。香山寺は山木判官兼隆の創造

報國寺

に係り、中世廢絶せるを、慧廣再興せるなり。慧廣は當時有名なる高僧にして、僧俗の共に尊崇する所となりければ、此寺の再興の如きも、實は北條高時の勸めて慧廣を請じたるに起れるなりといふ。慧廣後又伊豫守源家時の請に依り、報國寺の開山ともなる。號を天岸と稱し、死後佛乘禪師と勅諡を賜はる。(豆州志稿・本朝高僧傳) ◇三年二月、伊豆國走湯山東明寺洪鐘を鑄る。

走湯山鐘

走湯山東明寺鐘銘并並序

南部州葦原飽津嶋、東海道豆州走湯山、有神僊之廟壇、有佛閣之梵宇、權現之施外用也、一陰一陽、

薩埵之彰内證也、千手千眼、謂垂跡之草創、應神天皇聖代、靈鏡出海、思濟生之根元、仁徳天皇明時、瑞湯現流、凡厥奇特敢區逞彈、越坐以降、運轉幾曆數、遐邇不限感應、是日新而文保著雍、年玄律十一月、樹提示薩華構不基、是以使趾成風之殊功、將祿縮雲之舊製、先鑄銅鐘備器、宣單法音於無邊際、普致勝利於一切衆、仍作銘曰。(銘略)

元徳三年二月 日

大福寺鎮守建立

○五月廿八日、遠州引佐郡の瑠理山大福寺、鎮守建立の舉あり、立柱上棟の式を行ふ。翌月十三日に至り竣工す。番匠大工橋本二之、阿眼四百人、錢六十貫文の寄捨あり。同日主神を移し祀り、金物を用ゐること

大地震富士山崩

例の如し。造營費、凡そ錢三十貫文。○七月三日、地大に震ひ、富士山崩ること數百丈、(太平記・大日本史)

原田庄地論

同時に紀伊國千里濱の遠干瀉、俄に陸地となること廿餘町なりといふ。聞く此災あるに及び、卜部宿禰大龜を燒きて占ひ、陰陽博士古文を啓きて見るに、國王位を易へ、大臣災に遭ふとあり。勘文の表穩かならず、尤も御慎みあるべしと密奏せりと。又諸寺の火災、各地の地震、みな尋常の事にあらず、必ずや不思議出で來んと、京都は特に人心靜かならずと。(鹽尻) ○此頃、遠州原田庄雜掌直瑜と、細谷郷地頭原小三郎忠益との間に、地租收納上の爭論を惹起し、互に其議を執て屈せず、遂に之を鎌倉に訴へけるが、今年に至て裁許となれり。裁許狀に云、

遠江國原田庄雜掌直瑜與細谷郷地頭原小三郎忠益相論所務事

右懇訴陳之狀、擬成敗之處、今月十五日、兩方和與訖、如直瑜狀者、年貢事、所詮以和與之儀、

事蹟



於ニ向後年貢ニ者、以ニ當郷弘長目錄ニ(但以後目錄令ニ出帶ニ者就ニ是非ニ可レ有ニ其沙汰)爲ニ公田數ト、至ニ當郷物領忠益分ニ者、以ニ段別貳百文錢貨ト、不レ論ニ旱水風損ト、毎年十一月中、可レ令ニ究濟ト、若背ニ此狀ト、致ニ未進ト者、任ニ先例ニ可レ被レ成ニ現米ト者也、但國中平均大損亡之上、當庄半損以上損亡之時者、以ニ使節ト被レ遂ニ檢見ト、任ニ實正ト可レ被レ定ニ損得ト也。云云 (東寺文書)

○八月九日、元弘と改元あり。

◇元弘元年八月廿九日、遠江國大居城主天野經顯、綸旨を賜はりて近郷各地を領す。天野氏地頭職のこと未だ史に見ずと雖も、既に其職に在りしことは明かなり。而して此迄は幕府の御教書に依りしを、今新に公家の綸旨を蒙りたれば、天野氏の領土は、いよいよ益、確くなりしのみならず、其の家門の榮を増したることと少々ならざれば、天野氏の悦びや知るべきなり。

天野周防七郎左衛門尉經顯、當知行地之事、不レ可レ有ニ相違ト者、天氣如レ此ト、悉レ之以レ狀ト。

元弘元年八月廿九日

式部少輔奉之

(源庵遺書) 遠江風土記傳

是より先天野經顯、若黨大居左衛門五郎茂宗・小川彦七安重を遣はし、京師に至て奏聞する所あり、依て此の綸旨を賜はるなり。大居左衛門五郎茂宗の祖先は、遠州北地開拓の始めにして、此の地方を大居といふも、亦此の氏姓に因て生ず。(掛川志稿) 天野氏は、右大將源頼朝の近臣、伊豆國の住人天野藤内遠景の子孫より出で、遠江國山香郡大峰・平山・大居村等の地頭に任ぜられ、代代替ることなき者にして、其の居城二あり、篠嶺城・大居城といふ。今其の城址の存するものを求むるに、篠嶺に二説あり。一に曰く、篠嶺古城は、

大居氏

篠嶺城

大居古城

又篠伏山古城ともいひ、氣田の東北、金川の裏の山なりと。一に曰く、篠嶺は、氣田郷の氣子嶋の山なりと。大居古城は、郷人之を城山と稱し、又鐘懸城ともいひ、篠嶺と相距ること凡そ七十町許なれども、二城共に築城の始を詳にせず。此邊總べてを大居庄といひ、後には又領家ともいふ。

天野氏系圖

天野氏畧系

遠江守藤原爲憲の孫維景、伊豆國狩野に住し、其の玄孫景光、伊豆國天野に住す。之を天野氏の元祖となす。其子遠景藤内と稱し、右大將源頼朝の近臣となる。其子右馬允則景、其子右馬允政景、其子安藝守景經、其子周防守遠時、其子周防守七郎左衛門尉經顯。(遠江風土記傳・掛川志稿)

嶽南勢上洛

○此月、關東の軍多く東海道より入京す。我が嶽南三州の士も亦關東の召に應じて西上せり。○九月二日、我が嶽南の兵等、先に既に京師に事ありと聞き、幕府の召に應じ、關東勢と共に京都に上りけるが、到れば則ち主上京都を蒙塵あらせられし後なりき。蓋し主上は、去る八月廿七日笠置山に成らせ給ひしなり。されば六波羅勢之を知りて、昨一日笠置を攻めしが、皆な敗れて歸れり。因て六波羅の兩檢斷相議して曰く、官軍勝つと聞いて、諸國の軍勢馳集らば、事或は難きに至らん、若かず速に討て之を平げんにはと。即ち宇治にて諸國の兵を部署し、各、其の向ふ所を定め、明くるを待ちて齊しく笠置に向はしめられる、此日我が遠州勢は、參尾勢等の兵と合して、東方寄手の命を蒙りければ、惣勢凡そ二萬五千餘騎にて、伊賀路を経て金剛山越に向ひ、三日笠置に到り、四方相合して関を作り、勢ひ鋭く、一ノ木戸口の邊まで攻寄せたれども、遠州勢の向へる所は、官軍の將足次郎重範之に當り、能く防ぎ射て虚箭なかりければ、遠州勢死する者多

遠州勢笠置を攻め敗退す

事 蹟



く、遂に大に敗れて退けり。其他の兵も亦皆な敗れて退き、四方共に進み難く、麓を圍みて日を重ねぬ、十一日に至り、諸國の早馬連りに六波羅に到り、楠兵衛尉正成・櫻山四郎入道等並び起り、皆な宮方に屬せし由を告げければ、六波羅北方の鎮將駿河守常磐範貞、之を聞いて大に驚き、憂慮措く能はず、日に日に馬を走らせて鎌倉に告げ、以て東國勢の増援を求めけり。相摸入道此報を得て又驚き、速に兵を發して討平すべしとて、即日令して、一門他家を合して、宗徒の大將六十三人を催しけり。大將軍には大佛遠江守・同陸奥守貞直・遠江左近大夫將監治時・足利治部大輔高氏等十五人、侍大將には長崎四郎左衛門尉、從軍の侍に入江・蒲原の族、其他凡そ三十餘族、伊豆・駿河等五國の軍勢、都合二十萬七千六百餘騎、此月二十日鎌倉を立ち、東海道を西上し、晦日に至て、前軍は已に美濃・尾張に着きしに、後陣は尙ほ未だ遠・參の界なる高師・二村の峠に支へたり。○此月、光嚴天皇踐祚あらせらる。○十月二日、傳へ聞く、六波羅の北方、駿河守常磐範貞三千餘騎を従へ、道路を警め主上を宇治平等院に成らし奉り、關東の兩大將は京に入らず、直ちに宇治に到りて龍顏を拜し、先づ三種神器を新帝に譲り給はんことを請ひしに、主上藤原教房を以て詔を傳へしめて宣く、「三種神器は、古より繼體の君、位を天より受けさせ給ふ時、自からは是を授け奉る者なり。四海に威を振ふ逆臣ありて、暫く天下の權を握る者ありと雖も、未だ此の三種の重器を自から専らにして、新帝に渡し奉る例を聞かず。且つ内侍所は笠置の本堂に捨置き、神璽は、山中に迷ひし時、樹枝に懸け置きたれば、今あるものは唯一の寶劍のみ。而して此の寶劍は、武家の輩若し天威を憚らず、妄りに玉體に近づき奉る事もあらば、朕自から用ゐて之に伏せんとするなれば、暫くも御身を放たる事はあるまじきなり」と。東使二

光嚴天皇  
踐祚  
後醍醐天皇  
皇平等院  
に拘せらる

將も、六波羅北方も之を承り、勅答するに言なくて退出せりと。

初め備中國の住人陶山藤三・小見山次郎等の夜襲に因て、笠置城の陥るや、主上は玉體を田夫野人に替へさせ給ひ、藤房・季房二人に助けられ、有王山の麓まで落ちさせ給ひけるが、君臣共に三日まで食を斷たれたれば、いたく疲れさせ給ひ、今は如何なる禍に遇ふとも、逃れさせ給ふ御心地もし給はねば、岩を枕に伏させ給ふ。固より幽谷の岩を枕の現の夢なれば、覺す松風を雨かと誤り給ふも理なり。雨かと避け給ふ身動に、木の下露のこぼれ來て、御衣の袖を濡しければ、御涙も交りて、御製

さして行く笠置の山を出でしよりあめが下にはかくれがもなし

いかにせん憑む陰とて立ちよれば猶ほ袖ぬらす松の下露

藤房

と、是れ君臣應答の御歌なり。此の危急存亡の時にも、尙ほ大和心を忘れさせ給はぬ、君臣の都心を推量り奉りもせず、深須入道といふ者、妄りに張輿の怪げなるに乗せ參らせたればこそ、斯く會稽の辱、夏臺の恥をも忍ばせ給はざるを得ざるに至らせ給ひけるなれ。而して主上は、明年三月隱岐に流されさせ給ふ。○二條中將爲明は歌道の達人にて、指したる嫌疑の人にてはあらざりしが、叡慮の趣を尋ね問ひ、白狀あらば關東に報ぜんと、六波羅の檢斷等捕へ來り、已に噉問に付せんとて、六波羅の北の坪に炭火を煽り、饅湯爐壇の如くにして、其上に割りたる青竹を敷き双べ、少し隙をあければ、猛火は炎を吐いて烈烈たりき。爲明傍より之を見て、硯やあると尋ねれば、白狀の爲かとして、硯に料紙を添へて出す。聽て爲明の書し出すを見れば、白狀にはあらで一首の歌なりけり。

二條爲明  
歌に依て  
災を免る



思ひきや我が敷嶋の道ならで浮世のことを問はるべしとは

駿河守常磐範貞之を見て歎賞して措く能はず、坐るに涙を流して其理に伏しけるが、今度検断のため、武命を含みて上洛したる長井遠江守・二階堂下野判官一人も、之を讀みて共に與に袖を浸しければ、爲明は遂に水火の責を免れて、咎なき人となれりとぞ、東夷の心中も亦優なるかな。是れ地方史には關せざれども、其事の美しきに因りて、暫く此にしろすのみ。○此歲、佐竹貞義遠江守に任ぜらる。(大日本史) ◆二年四月廿八日、新帝改元して正慶といふ。○五月、藤原師賢流されて下總に至る途、伊豆國三嶋大明神に詣で、和歌一首を奉る。

遠江守

藤原師賢  
三嶋に詣

ちぎり有て今日は三嶋の御手洗にうき影うつす墨染の袖

(櫻雲記)

師賢は世に尹大納言といふ。主上内裏を通れ出で給ひし夜、三條河原まで供奉に列せしを、大塔宮の謀にて、天皇師賢に命じて宜く、「汝今より臨幸の體にて山門に登り、且つは衆徒の心を窺ひ、且つは勢をつけて合戦をもせよ」と命ぜられければ、師賢謹みて詔を奉じ、袞龍の御衣を纏うて瑤輿に乗り、山門の西塔院に登る。相従ふ公卿等は恭しく衣冠を正しくし、以て供奉の體に順ひ、其の釋迦堂を皇居とせしかば、山上、坂本はいふに及ばず、遠近先を争つて馳せ集る勢、恰も雲霞の如く見えければ、僧徒等之に勢を得、解脫同相の法衣を脱し、堅甲利兵の勇装に替り、必死となつて戦ひしに依り、六波羅勢は敗れて兵を休む。時に先例に因て皇居を横川に遷さんと、西塔の僧徒等集り來て、皇居の前に參列せしに、折しも深山嵐烈しく來り、端なくも御簾を吹上げたれば、祕策は忽ち暴露せり。此に於て雲霞の大衆も忽ち四散し、廣き山中に人

藤原俊基  
鎌倉に下

の影だに見えずなりければ、師賢等は山門を通れ出でて、又笠置に往いて帝に侍す。笠置陥る時、位高き公卿、僧徒等の生擒せらるる者六十一人にて、師賢も亦其の一人なりしが、此に至て幕府は其罪を決め、下總へ流して千葉介に預けらるるなり。師賢は志學の年の昔より、和漢の才を事として、榮辱の中に心を止めず。今遠流の刑に逢ふも、毫も心に關する所あらず、以謂らく、「唐にては杜少陵、本朝にては小野篁、是れ皆な時の難易を見て、歎すべきをも歎ぜざりし人なり。況や今國破れて君辱めらるるをや、臣子の沈淪するは固よりなり」と、遂に髪を剃り僧となり、配所に到り尋で死す。○七月廿三日、藏人右少辨藤原俊基、鎌倉に送らるるとて、警固の武士に圍まれ、遠江國に到りて池田宿に宿せり。俊基は藤原種範の子にして、累代の儒業を繼ぎ、才學優長なりしかば、現職に召仕はれて、官闈臺に至り、職職事を司れり。今上關東征伐の御謀あらせらるるや、竊に装うて修驗者となり、畿内・關東・東海・西海を歴遊し、要害を視風俗を察すること半歲、預かりて籌策する所多かりしかば、先に謀漏れし時、已に一たび鎌倉に召下されし事もありしが、天皇勅を高時に賜はりて事解くに至りたれば、俊基も赦されて歸洛せり。(大日本史) 然るに今度笠置の事あるに及びては、主上さへ隱岐へ流されさせ給ひければ、俊基も之を見て決する所あり。再犯赦されざるは法令の定むる所なるのみならず、萬乘の君も亦此の如くなれば、我今何と陳すとも赦さるる事はあるまじ、途中にて斬らるるか、鎌倉にて斬らるるか、二者其一をば免れじと覺悟はしつれども、いよいよ都を離るるに及びては、故郷を想うて秋風の涙止めがたく、相坂の關も我行の憂を止めざれば、難なく行き過ぎて、行き交ふ人に近江路経れば、いつか我が美濃尾張ぞと、數ならぬ物にも心をとどめ、幸なき世間を參河よ

事蹟



り、此の遠江には著きしなり。兒嶋法師は、此の行先の状況を哀に記していふ。

濱名橋

池田宿

天龍川  
小夜中山

末はいづくと遠江、濱名の橋の夕潮に、引く人も無き捨小舟、沈みはてぬる身にしあれば、誰か哀と夕暮の、晚鐘なれば今はとて、池田の宿に著き給ふ。元暦元年の比かとよ、重衡の中將の東夷の爲に囚はれて、此の宿に著き給ひしに、「東路の埴生の小屋のいぶせきに、古郷いかに戀しかるらん」と、長者の女が讀みたりし、其の古の哀までも、思ひ残さぬ涙なり。旅館の燈幽にして、鷄鳴曉を催せば、匹馬風に嘶えて天龍川を打ち渡り、小夜の中山越え行けば、白雲路を埋み來て、そことも知らぬ夕暮に、家郷の天を望みても、昔西行法師が命なりけりと詠じつつ二度越えし跡までも、浦山しくぞ思はれける。隨行く駒の足はやみ、日已に亭午に昇れば、餉進らする程とて、輿を庭前に昇き止む。轅を叩きて警固の武士を近づけ、宿の名を問ひ給ふに、菊川と申すなりと答へければ、承久の合戦の時、院宣書きたりし咎に依りて、光親卿關東へ召し下されしが、此の宿にて誅せられし時、

菊川

昔南陽縣菊水、汲下流而延齡、今東海道菊河、宿西岸而終命。

と書きたりし、遠き昔の筆の跡、今は我が身の上になり、哀やいとど増りけん、一首の歌を詠みて、宿の柱にぞ書かれける。

古もかかるためしを菊川の同じ流に身をや沈めん (大日本史・太平記)

大井川

鳴田藤枝

大井河を過ぎ給へば、都にありし名を聞きて、龜山殿の行幸の、嵐の山の花盛り、龍頭鶴首の舟に乗り、詩歌管絃の宴に侍りし事も、今は二度見ぬ夜の夢と成りぬと思ひつづけ給ふ。鳴田・藤枝に懸りて、岡邊

宇都の山

清見かた

三穂ヶ崎  
奥津  
神原

の眞葛裏枯れて、物かなしき夕暮に、宇都の山邊を越え行けば、蔦楓いと茂りて道もなし。昔業平の中將の住所を求むとて、東の方に下るとき、「夢にも人に逢はぬなりけり」と詠みたりしも、かくやと思ひ知られたり。清見瀉を過ぎ給へば、都に歸る夢をさへ、通さぬ波の關守に、いとど涙を催ほされ、向はいづこ三穂が崎・奥津・神原打ち過ぎて、富士の高峯を見給へば、雪の中より立つ煙、上なき思に比べつつ、明くる霞に松見えて、浮嶋が原を過ぎ行けば、鹽干や浅き船浮けて、おり立つ田子の自も、浮世を遶る車返し、竹の下道行きなやむ。云云 (太平記)

とつづけたり。實に忠孝の爲とはいへ、哀なる事にて、千歳の下に生るる者も、袖を絞らぬはなかるべし。俊基は後鎌倉の葛原岡にて、工藤二郎左衛門尉高景に斬られしが、死に臨み、懷紙を出し頸の周圍を押拭ひ、再び其紙を推開き、辭世の頌を書して曰く。

古來一句 無死無生 萬里雲盡 長江水清 (大日本史)

又

秋をまたで葛原岡に消ゆる身の露のうらみや世に残るらむと、一首の和歌を遺されたりといふ。

承久の昔、中納言宗行卿の宿られし菊川宿の旅宿は、澤濁屋といひし由なれども、俊基卿の時已に火災にて彼書を失ひたる後なりければ、卿にも痛く嘆かれて

書きつくる形見も今はなかりけり跡は千とせと誰かいひけむ



東國勢西上

南條時綱の着到簿

とつづけられしと、遠江名所和歌集に見えたり。○九月、近頃東海道は人馬の往來頻繁となりしが、此月廿三四日より更に多きを加へ、兵馬の西上する者道路に嗔咽せり。是れ幕府は先に軍政を決し、主上を隠岐に遷し奉り、謀臣の首魁を刑したれば、天下は再び靜謐に歸したりと思ひきや、護良親王は吉野大衆と其の愛善寶塔に、楠正成は湯淺孫六を降して其の赤坂城に、赤松圓心は大塔宮の令旨を賜はりて、松坂・山里の二關を構へ、各兵を提げて王事に勤むるに、近畿の豪族並起つて之に應じ、官軍の勢日に盛なれば、相摸入道聞きて大に驚き、速に兵を上せて根絶せざるべからずとなし、其の一族を始め、東八ヶ國の大名を催ほし上らしむるに因るにて、其の一族には名越遠江入道等六人、外様大名の人人には長沼駿河守・澁谷遠江守・長崎四郎左衛門尉兄弟・工藤次郎左衛門尉高景・狩野七郎左衛門尉(豆州志稿)伊東常陸前司・同大和入道・宇佐美攝津前司等、嶽南の士を始めとし、宗徒の大名百三十二人、其勢凡そ三十萬七千五百餘騎着到せりといふ。今此に記したるは、國守の外の多くは、伊豆の士の召に應じたる者のみなるが、同じく伊豆の人にして、南條四郎左衛門尉時綱といふ者も、亦其中の一人なりけり。其の鎌倉に著せしは八月十日なりしが、時綱時に着到簿に書いて曰く、

元弘二年八月十日

伊豆國御家人南條左衛門四郎時綱

右到着如件 (古文書)

と、斯くて東國勢は、九月廿日鎌倉を出で立ち、十月八日には先陣既に京都に到着したるに、後陣は尙ほ足

日興寂  
赤坂陷  
吉野陷  
鎌倉の使  
者駿河よ  
り東歸

柄・箱根に支へたりといへば、其の沿道に位せる我が三州の混亂も想ふべきなり。時に賊軍の京師に集まるもの、四國・九州・中國・北陸・東山の兵を合せて八十萬騎と聞えしが、六波羅鎮將は之を三手に分ちて、吉野・赤坂・金剛山の三城に向はしめしと聞えたり。○此歳、駿河國富士郡大石寺の開祖日興寂す。◇三年二月、東軍赤坂城を攻陥せりといふ。○閏二月、吉野城陥る。依て東軍悉く金剛山城に集り攻むれども、未だ之を陥る能はずといふ、其の守將は楠正成なり。○五月四日、鎌倉の使者長崎勘解由左衛門入道・諏訪左衛門入道等二人、命を帯びて京師に上る途、駿河國高橋に至りしに、會、六波羅の早馬來るに遇ひ、京師の状を聞きて上洛を止め、京使と共に鎌倉に歸る。初め此月二日の夜半、足利高氏の二男千壽王、鎌倉大藏ヶ谷を出で、逃亡して行く所を知らずなりければ、鎌倉の貴賤之を見て驚き、異變測るべからざるものありとて、騒動斜ならざりしに、京師の事も亦知り難しとて、高時は特にこの二人を京師に派したるものなれども、二人は此に到て京師の状を聞くに、名越は討死し、足利は謀反せりといふなりけり。此に於て二使は鎌倉のこゝと亦慮るべしとて、終に斯くは再び東歸したるなり。

先是、主上の隠岐を逃れ出でさせ給ふや、船上山に御坐あり、兵を遣はして京師を攻めしめ給ふ由にて、京師の守禦甚だ難き趣、頻りに鎌倉に聞えければ、相摸入道大に驚き、更に大軍を派遣して、半ば京師を警固せしめ、半ば宗徒を船上に遣はし、未だ兵の附かざるに先だち、討つて後患なからしむるに若かずとなし、名越尾張守を大將となし、外様の大名二十人を催せり。時に足利高氏も其の遣中に在りしが、偶、病ありて起居未だ便ならざれば、其由を告げて未だ途に上らざるを、幕府催促して措かず、一日も早く道を發せ



足利高氏  
北條に叛  
志あり

しめんとす。高氏時に治部大輔たり。之を聞き心に憤りて曰く、「我先に父を失うて未だ三月に満たず、悲歎の涙未だ乾かざるに、此頃又病に侵されて未だ全く愈えたるにあらず。然るに之を顧みだもせず、俄に征役を命じ、急に出發を催すこと、甚だ其謂ひなきにあらずや。抑も時移り事變じて、貴賤其所を易ふと雖も、彼は北條四郎時政が子孫、人臣に降りて年已に久しきに、我は源家累葉の族を以て、王氏を出でて未だ遠からず。彼若し苟も此理を知らば、一には君臣の義をも存すべきに、彼の無狀此に至るは何ぞや、是れ偏に我が不肖に依るとはいへ、亦甚だ遺憾なり。好し尙ほ上洛を催促することもあらば、一家を擧つて上洛し、先帝の御方に参り、六波羅を攻陥し、以て一家の興隆を謀るべきなり」と。足利氏の祖義兼は、鎮西八郎爲朝の子なり。爲朝亡ぶる時、義兼襁褓の中に在りて、年僅に二歳なりければ、其母之を女子に装ひて携へ逃れしを、後足利義康養うて子となす。義兼長するに及び、身の長八尺、或曰く九尺二寸、人以て父の風ありとなす。正治二年死す。尊氏之を知る。故にいふ。相摸入道は固より之を知るべきならず。因て工藤左衛門尉を遣はし謂はしめて曰く、上洛延引するは其心得ずと、之を催すること日に二度に及びしかば、高氏今は却て拒むことをせず、日ならず發すべしと、靜に答へて之を還らしめ、將に一家を携へ夜を以て發せんとす。長崎入道圓喜之を聞いて大に怪み、急に相摸入道に謁して其の由を告げ、勸めて高氏の妻子を止め、且つ起請文を召さしむ。高氏窮迫爲す所を知らず、急に舍弟兵部大輔直義を招きて議するに、直義曰く、「大行は細瑾を顧みずといふ、此時に臨みて何ぞ狐疑を用ゐん、須く執權の言に従ひて其疑を散じ、心靜に京師に上り、其後徐ろに大義の謀を講すべし」と。高氏之に従ふ。因て子千壽及び妻赤橋氏を止め、且つ起請文を

書して送りければ、入道大に悦び、復た疑ふ所なく、高氏を召して賞賚甚だ厚く、且つ一旒の白旗を出して曰く、「是は此れ八幡公より代代の家督に傳ふる重寶なり、右大將頼朝の後室二位禪尼より相傳へて、我が家の寶となれり。然れども他家の物を藏すとも何の益かあらん、因て今之を以て子の贖とすべし、請ふ是を以て凶徒を平げよ」と、錦囊のまま與ふ。高氏之を受けて退き、即日一族三十二人、高家四十三人と、其勢三千餘騎を率ゐて出發せり。時に三月廿七日なり。

因て進みて近江國鏡驛に至れば、伊豆守上杉重能・細川和氏等二人來り、天皇賜ふ所の詔書を示し、連りに其の歸順を勧めければ、高氏志益、決す。斯くて高氏は四月十六日京師に著し、翌日密使を伯耆船上に遣はし、歸順の意を表せしむ。六波羅は固より未だ之を知らず、四月廿七日、八幡・山崎の合戦に臨み、高氏を搦手の大將とし、五千餘騎を附して西岡より向はしむ、戰酣なるに及び、大手の大將尾張守名越高家が、官軍の諸將と出合ひ、衆に先んじて奮戦し、馬煙東西に靡き、鬨聲天地を響かすの狀を呈せしも、高氏は物ともせず、桂川の西岸に下りて宴を催せり、其後名越高家の、赤松が族佐用左衛門三郎範家と戦ひ、冑の眞甲のはづれ、眉間の眞中を射られ、腦を碎き骨を破り、頸骨のはづれへ箭端の白く見ゆるばかりの大傷を負ひ、眞倒に馬より落ちて死するの報を得るや、高氏始めて起上り、駿馬に跨りて山を越え、丹波路を西へ、篠村を指して馬を馳せ、已に至れば陣を構へて近國勢を集め、篠村八幡宮に願文を捧げ、行く行く兵を集めて五萬餘騎を得、率ゐて京師に入り、終に六波羅を攻めけるが、此の早馬は此報を齎らしたるなり。○足利高氏の嫡子に竹若といふ者あり、伊豆國走湯山に入て良遍の養ふ所となりしが、先に高氏の鎌倉を發するや、竊に其

足利高氏  
の長子竹  
若殺さる



意を報じければ、未だ露はれざるに、早く逃るるの安全なるに若かずとて、良遍は同宿十三人と、身を山伏に装ひ、竹若を誘ひて潛に遁れ出で、京師に上らんと欲し、先づ駿河國浮嶋ヶ原に至れり。良遍は宰相法印と稱し、竹若の伯父なり。已にして浮嶋原に至れば、偶、彼の鎌倉の二使來るに遇ひて良遍愕く。二使之を見て其狀を怪み、捕へて之を質さんとせしかば、良遍已に事の露るるを疑ひ、生きて恥辱を蒙らんを恐れ、馬上に腹を割き、路傍に伏死せり。長崎勘解由左衛門之を見て曰く、「内に野心ある者は、人咎めずして自から責むること此の如し」と、終に竹若を刺殺し、併せて十三人の頸を刎ね、之を原頭に懸けて去る。(太平記・足利系圖・豆州志稿)

一説に云、頼中坊同心忍びて上洛の處、東使の來るに會し、陳謝するに由なく、駿河國江尻原に自害す。又一説に云、走湯山密嚴院頼中、御坊にて自害す。(永享記)

竹若の墓

有渡郡聖一色村に、將軍屋敷と稱する所あり、其の畠中に墳墓ありて五輪塔立つ。是れ竹若の墓にして、其の周圍に小墓數多あるは、即ち同宿の墓なり。瘡を患ふる者來て此墓に禱れば必ず驗あり、驗あれば柳枝を以て太刀を作りて賽す。墓碑の傍に二株の老松ありしが、是れ當時墓標として植ゑしものと傳ふ。竹若の母は、加子六郎の女にして、雲光院殿と號せしか。而して此の墳墓は、聖一色村圓福寺の所有なり。(里人傳)或曰く、竹若の遺髪を、七尾の地正覺院經深に葬る。(伊豆山記)○當時嶽南の諸士は、多く北條の催促に應じたる中に、吉良の一族のみは之に従はず、曳馬に城郭を築き、堅く守て屈せざりき。然るに六波羅の鎮將越後守北條仲時は、未だ之を知らざりけん、京師を逃れ出づる日、糟谷三郎に先陣を打たせ、新帝の鸞輿を守護

吉良遠江に據り官軍の爲に守る

長崎圓喜一族の遺骸

し、番馬の峠を越えんとする所に、數千の敵の追來るに遇ひ、顧みて錦旗の一旒峯の嵐に翻るに驚き、前陣に馳せ至り、力を合せて東奔せんと促したつるを、糟谷三郎は已に之を知りたりけん、仲時に説いて曰く、「敵若し此の一所のみならば、臣身命を抛つて打拂ひ通るべけれども、美濃の土岐は謀反の張本たるに、吉良の一族も亦心を翻し、遠江に據て召に應ぜずと聞く、然らば縦ひ此處を逃るとも、關東に達せんことは期すべからざるにあらずや。運窮れば己を得ずとはいへ、愁ひに田夫野人の手に死するは、武人の恥辱これに過ぐるはあらず」と。仲時之を聽きて曰く「然り。我未だ之を知らざりき」と。終に四百三十二人と共に腹を切て死す。(太平記)然らば美濃の土岐氏と、遠江の吉良氏とは、賊將仲時を誅戮したるものと謂ふべきなり。○廿二日、新田義貞鎌倉を攻め、北條氏亡ぶ。此役鎌倉の内管領長崎圓喜等、鎌倉に於て自盡せしが、圓喜の族其の遺骸を收め、其の食邑伊豆國長崎村に歸葬る。圓喜の孫に長崎次郎高重といふ者あり。新田義貞鎌倉討伐に向ひ、始めて武藏野の戦あつて以來、今日に至るまで、晝夜八十餘度の戦に及びしが、高重は戦ふごとに必ず先を懸けて敵を破り、自から當つて敵を斬ること、其數を知らざりければ、從て己が手者、若黨どもも漸くに討亡されて、今は僅に百五十騎にぞ成りにける。然るに源氏は之に反し、勝に乗じて漸くに進みける。高重は此日に至て、源氏の兵已に谷谷に亂入り、主家の諸大將概ね討死したりと聞き、恍惚自ら禁する能はず、今一たび相摸入道に謁し、最後の別を告げ、然後快く戦つて自殺せんと思ひ、何れの陣何れの兵とも分たず、唯近づく敵に駆け合せさま、偏に葛西谷に向て馳せけるに、八度の敵を難拂ひ、四隊の營を切崩し、馬疲るれば馬を乗替へ、太刀折るれば太刀を佩替へ、自から敵を切つて落すこと三十二人、陣

長崎高重の勇戦



高重高時に調す

を破ること八ヶ所、始めて本陣に達するを得たりけり。已にして葛西谷の本陣に到れば、中門に入りて高時の前に跪き、はらはらと涙を流して曰く、「高重數代奉公の義を忝うし、朝夕恩顔を拜し奉りしかども、現世の拜謁は今日を限りと思ふなり。假令高重一人數ヶ所の敵を打破り、數度の戦に勝を奏したりとはいへ、所所の守悉く潰へたれば、敵兵は已に鎌倉中に溢れたり。然れば今矢長に思ふとも其の甲斐あるべからず。只忘るべからざるは、敵刃に觸れ給ふまじき御覺悟なり。但し高重歸來りて勸め奉るまでは、妄りに自殺あらせらるべからず。君の生前に今一たび敵中に入て快戦し、冥途の供奉の物語にせんと欲ふなり」とて、又東勝寺を走り出づ。此時高時は其後を目送りて、是や生別なるべしとて涙滂たりしといふが、最後の悲しきは、王侯士卒の別あらざるか。

高重南山和尚と問答

高重は是より甲を脱し、筋の帷の月日推したるを著、精好の大口の上に赤絲の腹巻著て、小手をば差さず、兎雞といふ坂東一の名馬に、金具の鞍を置き、小總の鞆懸けて乗つたりけるが、是を最後と思ひければ、先づ崇壽寺の長老南山和尚に參じて調を通す。長老威儀を整へて出合ひければ、武装したる高重は庭中に立ちながら、左右に揖して問うて曰く、「如何なるか是れ勇士恁麼の事。」和尚答へて曰く、「吹毛急用不如前」と。高重此の一句を聞き、問訊して門前より馬引寄せて打乗り、百五十騎の兵を前後に従へ、笠符をばかなくなり、閑に馬を歩ませて敵陣に紛れ入る。其志す所は、義貞に近いて、撲て勝負を決せんとするに在るなり。高重は此時旗をも指さず、打物の室をばづしたれば、源氏の兵は敵とも知らざりけん、怪みせず中を開きて通しけるより、高重は心の儘に進み行き、間もなく義貞と相距る半町許にぞ至りぬる。高重は義貞と

見るより早くも身構へ、いで懸らんと思ふ所に、源氏の運や強かりけん、義貞の前に控へたる由良新左衛門といふ者、忽ち之を覺知し、大呼して曰く、「今彼處に旗をも指さず、進み來たる勢は、長崎次郎と見ゆるなり。彼は無双の勇士なれば、必ず期する所あつて來たるらん、餘さず討て」と、聲を張つて呼びければ、先陣に備へたる武藏の七黨三千餘騎、東西より馳せ聚り、中に裏みて鑿にせんとす。高重策畧相違すと思ひければ、百五十騎を一所に集め、齊しく鬨を揚げて、三千餘騎を懸け抜け懸け入り、又は交り合ひ、彼處に露はれ此處に隠れ、聚散離合の巧みを盡しければ、須臾に變化して端倪すべくもあらず。前にあるかと思へば後に在り、御方かと思へば敵なり。十方に分身して萬卒に同じく當りければ、義貞の兵等高重が在所を認むる能はず、多くは同士打をしたりけり。爰に長濱六郎といふ者あり、遙に之を見て大呼して曰く、「愚かなるかな味方の同志打や。敵は皆な笠符なきぞ。之を印に討つて取れ」と。此に於て甲・信・武・相の兵等、馬をあつて駈廻り、押雙べては組み、組みては落ちて、首を取るもあり取らるるもあり。塵埃天を蔽ひて、汗血地を糊にせり。然れども高重は未だ討たれず、主従八騎と成りて戦ひしが、尙も義貞に組まん組まんと伺ひて、近づく敵を打ち拂ひ、隙に乗じて突進し、義貞兄弟目がけて迫まり寄るを、武藏の住人横山太郎重眞つと走り出でて押隔て、馬を進めて迎へたり。高重見て合はぬ敵と思へば、之を弓手に受けて、甲の鉢を菱縫の板まで打破れば、重眞は馬もろ共其場に斃れけり。之を見てか同國の人庄三郎爲久また馳せ至るを、高重遙に見て哄笑しつつ、「黨の輩を厭はずば、何ぞ横山を辭せん」と云て、爲久の來るを待ちとり、鎧の上卷を掴みて中に提げ、弓杖五杖ばかりも先に、易易と投げ出せば、其の人礫に當りて、武士二人馬より落ち、



血を吐いて死す。高重爰に以謂らく、「我已に敵に知られたれば隠すも益なし」と。馬を懸け居る呼びて曰く、桓武第五の皇子葛原親王に三代の孫、平將軍貞盛より十三代、前相摸守高時の管領に、長崎入道圓喜が嫡孫次郎高重、武恩に報ぜんため討死せん、功名を望む者は來れ組まん」と、鎧袖を裂き草摺を破り、太刀をも鞘に納め、左右の手を張り、此に馳せ彼に走り、大童に成りて駈け散らす。郎等之を見て馳せ至り、馬を控へて諫め曰く、「君一人は向ふ所に敵なしと雖も、彼は多勢なり、已に谷谷に入つて、火を放ち物を壞ること甚だし、急ぎ歸つて守の自害をも助け給へ」と。高重曰く、「我が向ふ所敵の閑くに興じて、守と約せしことも忘れけることかな。然らば歸らん來れ」と、主従八騎山内より歸り行く。之を見たる敵兵は、疲れて逃ぐとや思ひけん、兒玉黨五百餘騎、きたなし返せと追來るを、高重聞かざる眞似して退きつつ、甚しく迫るを見ては、止むなく轡を返して追拂ふこと十七度にして、始めて葛西谷に達せしが、高重が鎧には、矢二十三筋たちて、恰も蝟毛の如くなりき。

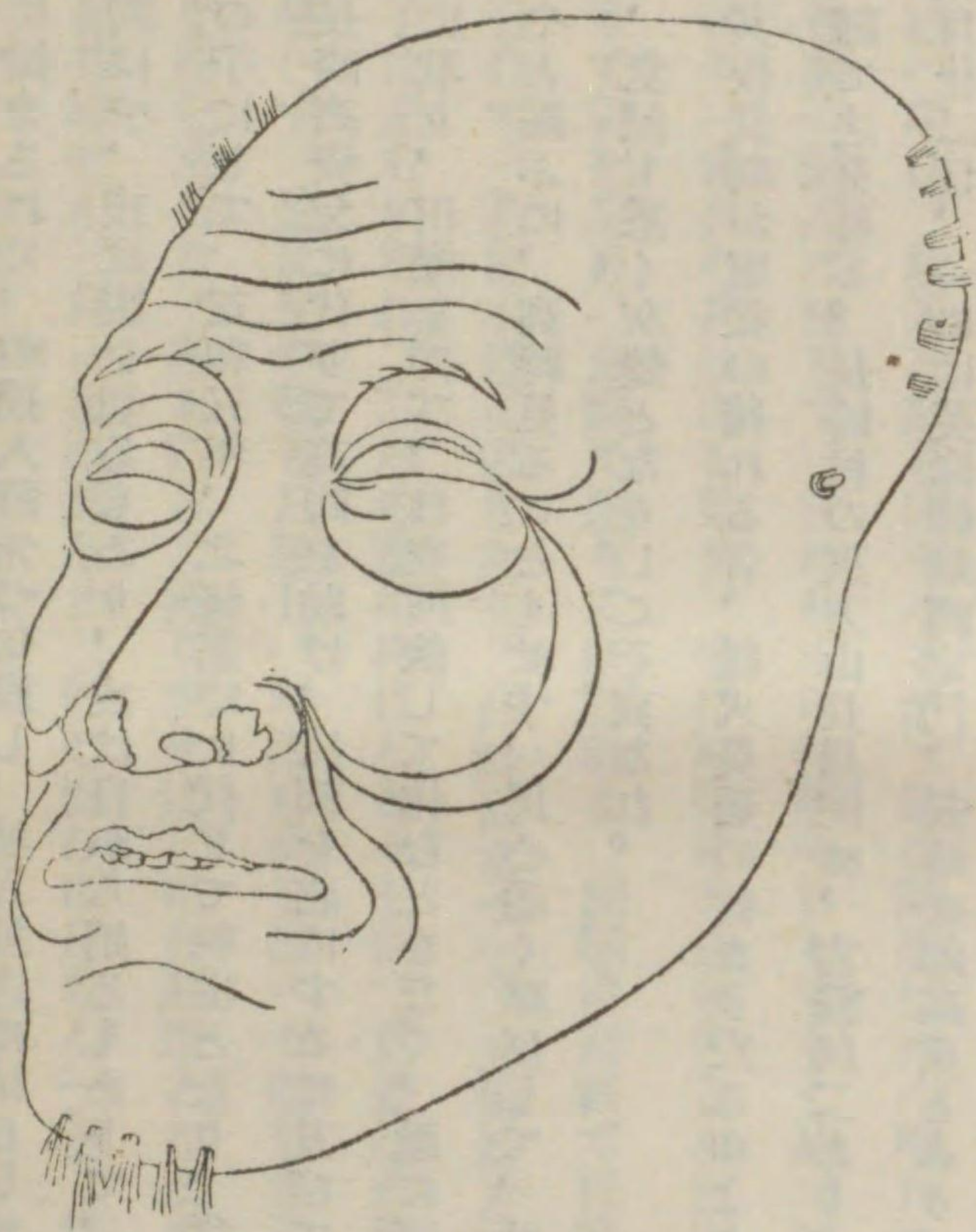
長崎高重  
自殺

已に高重葛西谷に至れば、祖父入道圓喜待ちつけて、「何とて斯くは遅れたる、戦は未だ終らざるか」といふ。高重謹み答へて曰く、「成らば大將義貞に寄り合せ、共に組みて勝負を決せんと、二十餘度まで駈け入りしが、遂に近づくを得ず、名ある敵にだに遇はざるこそ遺憾なれ。惟ふに物の數ならぬ黨の奴輩は、凡そ四五百人も切りつらん。死後の罪業だに恐れずば、奴輩を濱面に追斥し、弓手馬手に相付け、車切・胴切・立破にせんするものを、時の移るままに、上の御身の按ぜらるれば歸り來たり」と、聞くも涼しく語りければ、死期に迫れる人も暫くは心を慰めけり。斯くして高重は走回りて自殺の用意を整へ、高時に向つて曰く、「速

北條氏亡  
ぶ

に自殺し給へ、請ふ臣先づ切つて範を示さん」と、胴のみ残る鎧を脱棄て、高時の前なる盃を取り、舍弟新衛門に命じて酌せしめ、三酌を乾して、攝津刑部大夫入道道準が前に進め、曰く、「我が思ふ所なり、幸に辭する勿れ。之を下物にして」と、刀を執て左腋に立て、引きて右腋に至り、切口を長く廣くし、搔破つて腸を摘出し、道準が前に伏したり。道準盃を取つて曰く、「あはれ好下物かな、此の下物あり誰か滿酌を辭すべき」と、半ば飲み終つて諏訪入道の前に置き、同じく腹切つて伏す。諏訪入道眞性、前なる盃を取て、閑に

田樂面圖大如圖



田樂假面

事蹟

三盃を傾け、相摸入道の前に置いて曰く、「あはれ若き者等の振舞かな。老いたりとも争でか讓るべき。今より後は之を送着にせよ」と、腹を十字に切り、刀を抜きて入道の前に置く。長崎圓喜は相摸入道を慮る氣色にて、未だ切腹すべき色も見えざりしが、其孫新右衛門年十五、圓喜の前に至て兩手を突きて曰く、「父祖の名を顯すを孝とせば、佛法僧の三寶も必ず免すべし」と、圓喜の脇を二たび刺し、其刀を以て己が腹に立て、祖父を捕へて下に敷き、自から上に重りて共に死す。此の少年の



葛西谷の自殺  
北條高時自殺

義に勵まされて、相摸入道先づ切腹し、城入道之に續きしが、堂上に在りて之を見たる輩は、一門と他家とを問はず、或は腹を切るもあり、或は自から刎るもありて、北條氏は爰に全く亡びぬ。(豆州志稿) 高時は貞時の子にして、正和五年、北條基時に代りて執權となり、從四位下左馬權頭に任じ、相摸守に叙せらる。其後長崎高資父に代りて高時を助け、威福を恣にするに及びて、政治漸く亂れしに、高時また昏亂甚しく、鬪犬に耽り、田樂を弄び、日夜酣飲して休むときなく、遂に天狗まで來り伍して舞踏し、天王寺の妖靈星を見ずやと諺ふに、高時見ることもせず、民心悉く離反して、此の滅亡を招きけるが、尋で火起りて黒煙天に連り、堂屋も悉く灰燼となりしこそ哀なれ。

東方山長昌院  
長崎圓喜及高重の牌

其後長崎が家從の残れる者、猛火炎焔の收まりたる中より、其屍と思ほしきを拾集し、伊豆國長崎村に携へ歸て之を葬る。長崎村の東方山長昌院に、古靈牌二あり、一には長昌院殿悅山入道圓喜大居士、元弘三年五月廿二日、一には英岸禪雄禪定門、長崎次郎高重とあり。長昌院は圓喜の開基にして、僧實翁を開山とせり。又長崎村古屋布にも墳墓はあれども、榎の老木のみにて墓標なし。是を高重の墓となす。今長崎氏の系圖を按ずるに、長崎氏は、北條氏の内管領平盛綱に出づ。盛綱の子光盛、次郎左衛門尉と稱し、父の職を襲ぎて、其の采邑長崎村に居り、始めて長崎を氏とす。光盛の子光綱、太郎左衛門尉と稱し、薙髮して圓喜と號す。其子高資相繼ぎて内管領となる。而して高重・高直は共に高資の子なり。此他光盛の裔の長崎村に住する者尙ほ多し。(豆州志稿) 〇長崎氏の族に爲基といふ者あり、武勇を以て著る。源氏の兵鎌倉に亂入りて、混戦時を移すや、猛火東西に起り、車輪の如き炎は、黒烟の中に飛び散るを、強風起りて之を煽れば、暫くに燃え移り、廿餘ヶ所の大火となりぬ。而して此の黒烟の濛濛たる中より、亂れ入りたる源氏の兵は、度を失へる北條勢を追撃し、此方彼方に射伏せ切伏せ、或は組敷きて差違へ、或は生擒りて首を刎ね、其の狼藉や名狀すべからず。其後火勢は益々強く、餘煙四方より吹懸けて、相摸入道の館近くに及びければ、入道は千餘騎にて葛西谷に入り、諸將士は東勝寺に聚り至り、混亂鼎沸して錐を立つべき所もなし。是れ父祖代代墳墓の地なれば、此に據て防戦せしめ、心閑に自殺せん謀とは見えたり。時に長崎三郎左衛門入道思元、子息勘解由左衛門爲基というて、父子二人の勇士あり。又伊豆國の人なり。此時七千餘騎を附せられ、極樂寺の切通へ向ひ、攻入る敵を防ぎけるが、敵の鬨聲已に小町口に響きて、相摸入道の館に火懸ると見ゆれば、七千餘騎の隨兵は残して、元の如くに極樂寺口を守らしめ、己等二人は、手兵僅に六百餘騎にて、小町口へ向ひけり。義貞の兵は之を見て、中に取籠めて餘さざらんとす。爲基父子は之を見れども毫も驚かず、一所に集りて策を定め、魚鱗に連りては懸破り、虎韜に別れては追靡け、戦鬪七八合に及びしが、義貞の兵等悉く敗られて、若宮小路に退きたり。此時に當つて、天狗堂と扇谷とに軍起ると覺え、馬煙夥しく見ゆれば、父子は左右に別れ、二所の敵に向はんとせしが、爲基は此戦に父子の命の全うし難きを慮り、竊に愛惜の情に堪へず、遂に父の後を目送し、兩眼に涕を湛へて進まざりき。父は之を見て馬を控へつつ言つて曰く、「汝何ぞ別を惜める。獨り死して獨り生きば、再會期遠きこともあらん。我も汝も今日討死せば、明日は冥途の旅を共にせん。只一夜の別なり、何ぞ惜むに足らん」と、爲基乃ち涙を拂つて曰く、「然らば早く冥途に急ぎ給へ、兒も亦死出の山に待つべし」と、言終らず走つて多勢の中に懸入りぬ。暫く戦ふ間に、從兵僅に廿餘

長崎爲基

由井濱の激戦



騎となりければ、敵は三千餘騎を以て取圍み、短兵急に拉がんとす。此時爲基が佩きたる太刀は、面影と名づけ、來太郎國行が百日精進して、百貫にて三尺三寸に打ちたる太刀なれば、之に出遇ひ接戦する者、或は甲の鉢を立破に破られ、或は胸板を袈裟懸に切られずといふことなし。是を以て敵みな追ひ立てられ、敢て近づき抗する者なく、只陣を隔てて矢食を作り、遠矢に之を射殺さんと謀りければ、暫くにして馬に矢の立つこと七筋なりきとぞ。爲基之を見て以謂らく、「斯くては好敵を見て組まんとすとも能くする所にあらず」と。因て由井濱大鳥居の前にて馬を下り、何に思ひけん只一人、太刀を倒に杖きて、仁王立に立たりけり。義貞の兵は、尙近づき攻めんとせず、只もとの如く遠矢に射るのみ。爲基策竭き、僞て射られたる眞似して、膝を折つて臥したれば、誰とは知らず、鞍子引兩の笠符付けたる武者の五十騎許が、先を争つて馳せ至り、爲基が首を取らんとすれば、爲基急に跳起き、太刀を手にして曰く、「汝等何者ぞ、人の軍に勞れて假寐するを驚かすは、我が頭は惜むに足らず、敢て望まば與へん」と、鐔本まで血に塗れたる太刀を振り、鳴雷の如き聲をあげ、兩手を張りて追ひければ、五十餘騎後をも見ず逃去るを、爲基後より呼止むれば、其聲近く聞えて益々狼狽へ、常には早しと思ひし馬も、今は遅く只一所に躍る心地して遁去りしとなむ。是れ廿一日の戦にして、爲基は斯く由井濱の大勢を、東西南北に懸け散らし、敵御方の目を驚かしつつ、只獨り、鳥居の中に懸け入りてその裏に出で、追ふ者あれば返し戦ひ、潜に連れて伊豆に歸り、暫く其の領邑長崎村に住し、再び出でて西海に至り、肥前國瓊浦に卜居し、終に此に死す。(豆州志稿) 爲基居を瓊浦に定むるや、氏を以て地名に負はせ、長崎村と改めて伊豆の舊邑に擬す。是れ即ち今の長崎港の地なり。後世物徂徠といふ者あり。

爲基肥前  
國長崎を  
開く

り。伊豆國長崎村の邑主昭武の碑を寫して曰く、

平爲英内相國重盛之裔也、鎌府之衰政出大夫、大夫以同出、自官重盛之孫、俾掌其家政、邑諸豆長崎、子孫遂以レ邑氏焉、元弘之亂、諱爲基者、逃而之海西、入肥之瓊浦、以居之、其後乃以レ氏邑焉、長崎之名、遂著於今、爲海西要鎮、其始亦唯君之氏是錄已。

新田義貞  
義を擧ぐ

と、通じ難き所あれども、其概を知るに足る。○新田義貞は上野國の住人にして、新田小太郎と稱す。幕府の催促に應じて、金剛山の搦手に向ひしが、一日執事船田入道義昌を召して曰く、「義貞不肖と雖も、已に源家の門楣として、譜代弓箭の名を汚せり。而して今相摸入道の行ふ所を見るに、罪惡貫盈して神人共に怒れば、其の滅亡や遠きにあらざるべし。我此時に當て義を本國に擧げ、馬を鎌倉に馳せ、一擧に賊の巢窟を覆し、以て先朝の宸襟を安じ奉らんと欲す。然れども此事や、勅命を奉ずるにあらざれば不可なり。乃ち不可なれども、主上今遠く海嶋に遷幸ましますば、是は懸けても得べからず。只頼む所は大塔宮の令旨なれども、宮も亦其の坐ます所を詳かにせず、如何せば我が素懷を達するを得ん。汝よく之を計れ」と。義昌謹みて答へて曰く、「君今大義を望み給はば、天何ぞ之を助けざらん。勅命は望むとも詮なし、令旨に至ては臣に策あり、速に請ひ得て奉らん」と、事もなげにいふ。義貞悦ぶ。翌日義昌は謀を以て、宮方の野武士十餘人を生擒し、其一人を放還して令旨を請はしめしに、宮は特に綸旨の體を用ゐて下し給はりしかば、義貞の悦は又言ふべからざるものありしとか。義貞は明日直ちに病と稱して出でず、急ぎて本國に歸り、密に近親の宗族を聚め、擧兵の計畧を運らしけり。

事

蹟



義貞義兵  
を起す

此時に當つて相摸入道高時は、舍弟四郎左近大夫入道に、十萬餘騎を添へて上洛せしめんがため、近國の庄園に臨時の天役を命じ、其の兵糧を徵收することありしが、義貞に異謀ありとは固より知る由なければ、出雲介親連・黒沼彦四郎入道を遣はし、新田庄世良田には、富豪の者數多ければ、五日を期して六萬貫を獻ぜしむべしと達せしむ。義貞之を聞いて大に怒り、二人を捕へて歸さず、出雲介を拘し黒沼を刎ねければ、高時聞いて大に驚き、若し之を寬典に附せば、終に大亂の基たるべしとなし、武藏・上野の兵に令して討ぜしむ。是に因て義貞も同族を集めて攻守を議せしむるに、異議百出歸する所なければ、遂に弟義助の議に従ひ、綸旨を額に當て、運命を天に任せ、義を國中に唱へて、兵を四方に募り、若し勢附かば鎌倉を攻むべく、附かざれば新田城を枕に討死すべしとなし、五月八日、現兵百五十騎と笠懸野に出でしに、たまたま越後の同族大井田遠江守等、二千餘騎を率ゐ來て曰く、「去る五日、天狗山伏の唱導に依て、公が勅を奉じて義を擧ぐるを知り、晝夜兼程今此に達するを得たり。遠隔の者は明日達すべし」と、馬を下つて汗を拭ふに、甲・信・越等の勢五千餘騎、又馳せ來つて之に加はる。義貞・義助これに力を得、九日武州に至れば、足利千壽王二百騎にて、亦來り加はる。義貞ますます勢を得て悦び、行く行く敵を破て進めば、東八ヶ國の武士等、先を争つて來り従ふ者雲霞の如く、其の著到に記す者、總て六十萬七千餘騎といふ。因て之を三軍に分ち、極樂寺・巨福呂坂・假粧坂の三道より攻めしめ、齊しく鎌倉に入らんとす。鎌倉にも之を知つて、また三道に分れて拒守せしが、我が伊豆・駿河二國の兵は、大佛陸奥守貞直に屬し、甲信の兵と合して五萬餘となり、極樂寺の切通を守備せり。而して我が遠江の兵、天野周防七郎左衛門等は、義貞の軍に片瀬原に馳せ加はり、

豆駿の兵  
は賊軍

鎌倉攻

遠州勢は  
官軍

共に鎌倉を攻めしが、是より長く新田氏に屬し、厚く忠勤を拔んづることとなる。

稻村崎の  
祈願

斯くて兩軍必死となつて戦ひければ、此戦いつ果つべしとも見えざるに、廿一日に至て、新田義貞其將大館次郎宗氏の、極樂寺に戦死するを聞き、自から逞兵二萬餘騎を率ゐ、夜を犯して片瀬腰越を打廻り、馳せて之に向ひ、尋で明行く月に敵陣を望めば、北は切通まで山嶽高く聳え、路險しくて攀づべくもなきに、木戸を構へ垣楯を搔き、數萬の兵、陣を雙べて並居たり。南は稻村崎にて、沙頭路狭きに、海水近く逆木を浸し、波の關守破るべくもあらず。況や澳の方四五町が程には、大船を並べ矢倉をかき、横矢に射せんと構へたるをや、大館が敗れて退きしも理なりと見えける。義貞之を見るより、之を破るは人力の能くする所にあらず、如かず神助を仰がんにはと、忽ちに思ひ成り、急に馬を下つて甲を脱ぎ、恭しく海上を俯し拜み、龍神に向ひ祈誓をこめて曰く、「傳承る、日本開闢の主伊勢天照太神は、本地を大日の尊像に隱し、垂跡を滄海の龍神に顯し給へりと、而して今吾君其の苗裔として、逆臣の爲に西海の浪に漂ひ給ふ。臣義貞之を見るに忍びず、斧鉞を把つて敵陣に臨むも、偏に王化を資け奉て、蒼生を安ぜしめんとなり。仰ぎ願くは内外海の龍神八部、臣が忠義を鑒みて、此潮を萬里の外に退け、道を開きて三軍を通ぜしめ給へ」と、誠眞面に現れて祈念し終つて、自から佩びたる黄金作の太刀一口を抜きて、高く捧げて海中に投げける。眞に忠義の精神海神に感じてか、其夜の月の入ると共に、前には更に干る事も無かりつる、稻村崎の海水も此時ばかりは廿餘町の沖に退き、今まで見えし數千の兵船も、落行く潮にさそはれ、遙の澳に漂ひて、此方は平砂渺渺たる沙漠となりて、幾萬の軍兵なりと馳するに難からぬ様なりけり。義貞之を見て大に悦び、將士を勵まして曰



く、「傳聞く、後漢の貳師將軍は、城中に水盡き、渴に責められたる時、刀を抜いて岩石に刺し、かば、飛泉俄に湧出でき。又我朝の神功皇后は、新羅を責め給ひし時、自ら干珠を取り、海上に擲げ給ひしかば、潮水遠く退いて、終に戦に勝つことを得しめ給へりと、是皆な和漢の佳例にして、天自然に奇瑞を示せるなり、我軍捷つや必せり。進め進め」と、鞭を振つて令すれば、江田・大館・里見・鳥山・田中・羽河・山名・桃井・武・相・上・越の六萬騎、一手と成つて邁進し、稻村崎の遠干潟を、眞一文字に馳せ入つて、遂に葛西谷に窮追したるなり。(太平記)

嶽南史 第一卷終

昭和六年一月五日印刷  
昭和六年一月十日發行

著作人 鈴木 覺馬  
發行人 中村 修二  
印刷人 福田 安知

發行所 嶽南史刊行會  
濱松市元城町一七三  
株式會社開明堂

非賣品

株式會社開明堂印刷



東國名鑑誌